

令和3年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和3年第1回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 3月12日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎令和3年度町政施政方針説明	5
◎報告第2号から議案第30号まで一括上程、説明	11
◎陳情の委員会付託	25
◎散会の宣告	25

第2日 3月17日(水)

◎議事日程	27
◎本日の会議に付した事件	27
◎出席議員	27
◎欠席議員	27
◎説明のための出席者	27
◎事務局職員出席者	28
◎開議の宣告	29
◎議事日程の報告	29
◎一般質問	29

山内 政 議員	2 9
五十嵐 芳 道 議員	4 1
大 桃 英 樹 議員	5 1
渡 部 訓 正 議員	7 2
馬 場 浩 議員	8 8
湯 田 芳 博 議員	1 0 5
◎散会の宣告	1 2 1

第3日 3月18日(木)

◎議事日程	1 2 3
◎本日の会議に付した事件	1 2 3
◎出席議員	1 2 3
◎欠席議員	1 2 3
◎説明のための出席者	1 2 3
◎事務局職員出席者	1 2 4
◎開議の宣告	1 2 5
◎発言の取消し	1 2 5
◎議事日程の報告	1 2 5
◎一般質問	1 2 5
湯 田 良 一 議員	1 2 6
楠 正 次 議員	1 3 2
室 井 英 雄 議員	1 4 8
湯 田 哲 議員	1 5 9
星 光 久 議員	1 7 9
丸 山 陽 子 議員	1 9 3
◎散会の宣告	2 0 0

第4日 3月19日(金)

◎議事日程	2 0 1
◎本日の会議に付した事件	2 0 2

◎出席議員	202
◎欠席議員	203
◎説明のための出席者	203
◎事務局職員出席者	203
◎開議の宣告	204
◎議事日程の報告	204
◎報告第 2号 専決処分の報告についての質疑	204
専決第3号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事）	
専決第4号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生設備工事）	
◎議案第 3号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	205
◎議案第 4号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	206
◎議案第 5号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	206
◎議案第 6号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	207
◎議案第 7号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	208
◎議案第 8号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	209
◎議案第 9号 南会津町さゆり会館条例を廃止する条例の質疑、討論、採決	209
◎議案第10号 財産の無償譲渡について（展示用テント格納庫）の質疑、討論、採決	210
◎議案第11号 財産の無償譲渡について（水稻育苗センター）の質疑、討論、採決	211
◎議案第12号 財産の無償譲渡について（小高林倉庫）の質疑、討論、採決	211
◎議案第13号 財産の無償譲渡について（水引倉庫）の質疑、討論、採決	212

◎議案第14号	第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の延長についての 質疑、討論、採決……………	213
◎議案第15号	第4次南会津町行政改革大綱についての質疑、討論、採決……………	220
◎議案第16号	町道路線の廃止についての質疑、討論、採決……………	221
◎議案第17号	町道路線の認定についての質疑、討論、採決……………	222
◎議案第18号	教育長の任命についての質疑、採決……………	222
◎諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、 採決……………	223
◎議案第19号	令和2年度南会津町一般会計補正予算（第10号）の質疑、 討論、採決……………	224
◎議案第20号	令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） の質疑、討論、採決……………	224
◎議案第21号	令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）の質疑、討論、採決……………	225
◎議案第22号	令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 （第3号）の質疑、討論、採決……………	226
◎議案第23号	令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3 号）の質疑、討論、採決……………	227
◎議案第24号	令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）の質疑、 討論、採決……………	227
◎議案第25号	令和3年度南会津町一般会計予算の質疑、討論、採決……………	228
◎議案第26号	令和3年度南会津町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、 採決……………	280
◎議案第27号	令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討 論、採決……………	280
◎議案第28号	令和3年度南会津町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採 決……………	281
◎議案第29号	令和3年度南会津町水道事業会計予算の質疑、討論、採決……………	282
◎議案第30号	令和3年度南会津町下水道事業会計予算の質疑、討論、採決……………	282
◎令和3年陳情第1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	

提出の陳情についての委員長報告、質疑、討論、採決……………	283
◎日程の追加……………	285
◎発言の申出……………	286
◎議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高 畑スキー場、南会津町南郷交流促進センター・物産館「きら ら289（ニーパークュー）」）の上程、説明、質疑、討論、 採決……………	286
◎委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見 書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……………	291
◎委員会提出議案第2号 新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な 情報公開等を求める意見書の提出についての上程、 説明、質疑、討論、採決……………	292
◎議員派遣の件について……………	294
◎閉会中の継続調査について……………	295
◎町長挨拶……………	295
◎閉会の宣告……………	296
◎署名議員……………	299

令和3年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和3年3月12日(金曜日)午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 令和3年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第2号から議案第30号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 陳情の委員会付託

令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
16番	室 井 嘉 吉	議員			

欠席議員 (1名)

15番 楠 正 次 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、こんにちは。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は、15番、楠正次君であります。

それでは、ただいまから令和3年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、丸山陽子君、9番、大桃英樹君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月19日まで8日間とし、明13日から16日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの8日間とし、明13日から16日まで休会とすることに決定いたしました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和2年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、総務委員会所管事務調査報告、議会運営委員会からの議会改革についての答申は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、本日、本会議終了後、議員懇談会を開催し、議会運営委員会から答申内容について報告を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2月19日に招集されました令和3年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和3年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりでございます。

次に、監査委員から、令和3年1月までの例月出納検査を実施をした結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和2年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりでございます。

これで諸報告は終わります。



◎令和3年度町政施政方針説明

○室井嘉吉議長 日程第4、令和3年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、こんにちは。

町政の施政方針を申し上げさせていただきます。

本日ここに、令和3年度一般会計予算をはじめとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位及び町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げるものでございます。

私が町長に就任して以来、今年で12年目を迎えることとなりますが、皆様方の温かいご支援、ご協力に支えていただきまして町政を進展できましたことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染拡大は、私たちの生活を一変させ、それに伴う経済の落ち込みが我が国をはじめ世界に広がっています。本町でも、これまで2つのクラスターが発生いたしました。町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大を防ぐための努力を重ねてまいりましたが、結果として100名を超える町民の方々が感染されるという事態になってしまいました。

感染された方には心よりお見舞い申し上げますとともに、また、亡くなられた方々に対しましても心より哀悼の意を表します。

また、介護施設の職員をはじめ、医師や看護師、病院スタッフの皆様、救急搬送を担う消防職員の皆様、そして感染症対策に携わる保健所の方々など、命と健康を守るために昼夜を問わず最前線で懸命にご対応いただいている関係者の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。そしてまた、感染拡大の防止に向けて様々なご協力をいただいている町民の皆様、事業者の皆様に心から感謝を申し上げ、一日も早いコロナ禍の収束を願うものがございます。

今回の事態を踏まえ、感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした命を守るために必要な医療提供体制等を整えるよう、県に要請しているところであります。町といえども、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、町民の皆様の命と健康を守ることを第一に、また、抱えておられる様々な不安を受け止め、町民生活を支えるため、全力を尽くしてまいります。

令和3年度の町政運営の基本的な考え方についてであります。これまで、互いを思いやり、人と自然が優しさに包まれた安心と信頼のまちの将来像の下、町民の皆様の幸せを願い、住ん

でよかったまちづくり、協働のまちづくりに専念してまいりました。令和3年度も引き続き、私の政治信条であります公平、公正、誠実、思いやりを基本とし、常に初心を忘れることなく、地域の声に耳を傾け、思いやりと真心を持って、皆様と共に前に進んでいきます。

町民の皆様が笑顔で安心して暮らせるまちづくりのため、一人一人の健康の維持と生活環境の充実及び安全の確保に向けた施策を、町民と行政の協働により重点的に実施いたします。

続きまして、令和3年度予算編成について申し述べます。

本町の歳入予算の大半を占める普通交付税については、国勢調査人口の更新や合併算定替えによる特例加算措置の終了による影響で減少することが想定され、町税収入においても、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少が見込まれております。

その一方で、歳出面においては、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策、さらには、新型コロナウイルス感染症により停滞した町内経済活動の回復といった多額の財政需要が見込まれ、これまで以上に厳しい予算編成となることが想定されたことから、時代の流れを力にし、新しい生活様式に対応した持続可能なまちづくりを予算編成基本方針として掲げ、全ての事務事業を、これまでの慣行にとらわれず、ゼロベースで見直しを行い、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、この難局を乗り切るため、全職員の英知を集結し、一丸となって予算編成に取り組んでまいりました。

その結果、一般会計予算総額は対前年比5.9%減の126億3,400万円、特別会計は3会計総額で42億7,470万円、公営企業会計は、令和3年度より農林業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計が公営企業法適用化に伴い新たに下水道事業会計となったことから、2会計で20億9,021万7,000円となり、全会計総額で189億9,891万7,000円、対前年比1.7%減となりました。

なお、本予算につきましては、必要な投資と財政規律の両立を保ちながら執行したいと考えておりますが、収束の見通しの立たない新型コロナウイルス感染症対策については、機を逸することなく、状況を見定め、令和2年度同様、必要な対策を講じてまいります。

第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく町政運営の基本的方針と主要な施策の取組について申し述べます。

初めに、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略が目指す基本目標の1点目「新しいひとの流れをつくる」についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済を支える産業の停滞と雇用情勢の悪化及び交流人口の減少等に対応するため、本町の恵まれた自然環境や人々の絆の強さなどの地域の魅力をこれまで以上に発信していきます。そこか

ら、本町への人の流れや関心の高まり、首都圏等の企業の意識と行動変容等を見据えた新たなまちづくりを進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を景気として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が広がっていることから、地方創生テレワークの推進により、本町への新しい人の流れの創出を図ります。また、都市と地域の両方の良さを生かして、働きや楽しみの動きを捉え、地域産業の創出・拡大などを通じた新たな関係人口と、必ずしも現地を訪れない形でのオンライン関係人口の取り込みを推進していきます。

過疎地域における零細校対策としては、都会の子供たちを受け入れることで児童・生徒の増加を目指す山村留学事業の検討を進めるとともに、併せて短期山村留学を実施し、指導体制や受入体制を確立することで、学校教育の振興と地域の活性化を図ります。

令和元年度から建設を進めてきました新さゆり荘が、新たに会津高原星の郷ホテルとしてオープンを迎えます。円滑な開業に向けて準備を進め、地域の観光の核として、より多くの方に利用していただけるよう万全の体制を整えます。

令和2年度に引き続き、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議を開催し、三条市、只見町との連携事業及び既存の交流事業等を通し、本町の魅力をPRしながら、よりよい相互交流を図ります。

次に、2点目の基本目標「子どもを産み育てたいと思える環境をつくる」についてですが、子供や子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育て支援のニーズも多様化していることから、本町で安心して結婚・出産・子育てができるよう、これまで同様、結婚から子育てまで、切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

特に、安心して出産できる環境をつくるためには、妊娠・出産に関する心身及び経済的な不安要因を取り除くことが重要であることから、不妊治療をはじめとした助成制度や訪問支援などを継続・充実させていきます。また、母親の産後ケア、多子世帯への支援、保育環境の充実など、子育て世代が安心して働きながら子育てしやすい環境を整備することで、子育ての負担と不安の軽減を図ります。

教育の面では、学校施設の長寿命化を進めていくに当たり、現状及び将来の教育環境の動向を踏まえた効果的・効率的な学校施設の長寿命化計画を策定します。また、文部科学省が推進しているGIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度に整備した1人1台学習用端末を含めたICT機器の活用により、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現するとともに、GIGAスクールサポー

ターの配置による授業での活用、校務支援を進め、子供たちの主体的・協働的な学びによる学力向上を目指します。

さらに、地域を担う人材の育成の一環として、英語が話せる人材育成事業により、高校卒業までに簡単な日常英会話ができる人材を育成するとともに、習熟度に応じた英語教育の推進を図ります。

居住環境の整備・充実においては、町民が健康で文化的な生活を営むための基盤づくりとして、老朽化が著しい住宅の改善が必要であることから、多様なニーズに合った公営住宅の整備を行うほか、良好な市街地整備のための土地区画整理事業を継続して進めていきます。

次に、基本目標の3「特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる」では、地域の経済を支える産業の育成と町内事業者の経営安定化及び雇用の場の創出を図るため、日本酒や南郷トマト、会津田島アスパラガス、花卉など競争力のある本町の地場産品について、さらなるブランド化を進めるとともに、新たな商品開発や販路拡大などを支援していくほか、町内製造業者等の設備投資を支援します。

あわせて、一定の投資と雇用を確保して町内に立地した製造業者等に対して、固定資産税相当額の企業立地奨励金や雇用奨励金等を交付するほか、創業等に係る経費の一部を助成します。さらに、新型コロナウイルス感染拡大により低迷した消費活動を喚起するため、プレミアム付商品券の発行事業を支援します。

また、新たな取組として、商店街の空洞化等により活気が失われつつある田島地域中心市街地の活性化を図るため、にぎわいづくりに資するイベント等の開催を助成する中心市街地賑わいづくり事業を新設し、事業者の連携を軸としたまちづくりの推進と意識の醸成を促します。

このほか、高校生を中心とした若者の地元定着と地元企業の働き手の確保を図るため、新しい生活様式に対応したインターネットの活用によるオンライン企業説明会等を組み入れた合同企業説明会及び就職面接会を開催します。

令和3年度は、林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業の指定期間5年の最終年度となります。木の町再生のための拠点施設整備、（仮称）木の町コミュニティ館を建設し、林業振興の拠点施設と位置づけることにより、本町の豊かな森林資源の利活用による地域の活性化と新たな可能性に挑戦する企業等の支援を図るため、林業の町としての情報発信に努めます。

林業の振興においては、川上・川中・川下のそれぞれの段階で多くの課題があります。川上では、木材を安定供給するための事業地の確保や生産性の向上、担い手の育成が重要な課題となっていることから、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、これらの課題に取り組み

ます。一方、川中・川下では、木材の需要拡大が重要であることから、利用促進を図るため、木材を核とした事業者の連携の仕組みをつくとともに、針葉樹のみならず広葉樹も視野に入れながら、木材の付加価値を高める取組を進めます。

農業については、農業従事者の減少や高齢化、農作物によって新規就農者に偏りが見られるなどの課題があるほか、耕作放棄地が増加するなどの問題が顕在化しています。そのため、後継者育成と重点振興作物の産地拡大により新規就農者を支援し、町の特性を生かした雇用の創出に努めます。また、ほ場整備事業を進め、生産コストの低減を通じて、安定的な経営体を育成し、農業生産性の向上を図ります。

さらに、耕作放棄地ややぶ地の里山再生を行いつつ、電気柵等の設置を併せて行うことにより有害鳥獣害による農作物被害を抑え、新規就農者をはじめ農家の生産意欲維持・向上につなげ、人的被害の防止と農業従事者数の確保を図ります。

商業の振興については、後継者がいないことを理由とした廃業や廃業に伴う空き家・空き店舗対策のため、商工会や金融機関と連携して、事業承継や空き店舗を活用する新規創業者等に対する支援を行います。

また、仕事の組合せにより新たな雇用の場を創出し、地域の担い手を確保するため、新たに特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた検討を行います。

最後に、4点目の基本目標「魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくる」では、災害が全国どこでも起こり得るとの認識の下、安全・安心な地域づくりは、私たちの町に課せられた重要な使命であります。今後起こり得る大規模な自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的・計画的な実施のための国土強靱化地域計画を、まちづくり政策や産業政策も含め、総合的な計画として策定し、地域の特性に応じた強くしなやかなまちづくりを進めていきます。その上で、防災行政無線設備更新事業の完了による全町一括の情報伝達体制の確立を目指すほか、国道352号中山峠における携帯電話不感地帯の解消事業に着手します。

住民主体の地域支え合い活動の推進については、今後さらに、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加することが予想されることから、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

また、高齢化の進行により、交通手段を持たない高齢者の増加に対応するため、公共交通の再編を進め、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保を図ります。また、コロナ禍の

影響により、運輸収入が減少している会津・野岩両鉄道会社に対しては、県及び沿線の市町との連携により、安全運行と経営安定に向けた支援を行います。

医療・介護の面では、地域の医療体制が将来にわたって維持されるよう、医師や医療スタッフの充足について県や関係機関へ強く要望していくほか、介護現場における人材不足の解消に向けた対策にも取り組みます。

町の顔である中心市街地の衰退・空洞化は、商業機能の低下にとどまらず、地域コミュニティや住環境の悪化など、様々な方面に悪影響を及ぼします。このため、まちなか楽座の運営をはじめ、中心市街地を人が集まりたくなる空間や住みたくなる空間にするため、町民や関係団体と協力し、魅力とにぎわいのある中心市街地づくりに努めます。

地域コミュニティや集落機能の維持では、人口減少や高齢化により地域の担い手が不足し、日常生活における相互扶助や農地の維持管理などが難しくなっています。町民が住み慣れた地域で安心して生活していくために、地域コミュニティ活動や集落機能の維持は必要不可欠であることから、地域の自主的かつ主体的な住民自治活動及び集落機能の維持・強化を支援していきます。

今住んでいる町民が住んでいてよかったと思える町を目指し、地域や集落の魅力や課題を理解し、それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めていきます。そのためには、それを支える多様な人材、リーダーの育成が重要となることから、地域おこし協力隊や大学生等の町外の人材を活用し、外からの視点で見た新たな町の魅力の発見や課題抽出などを、まちづくりに生かしていきます。

地方創生を進展させるには、住民一人一人が当事者意識を持って、自分たちの地域の将来を真剣に考え、できることを行動に移すことが大切です。地域住民が地域の魅力や課題を把握し、これまでの地域でのつながりや資源を生かしながら、地域づくりを進めていくことができるよう支援します。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況を踏まえ、新しい生活様式に対応したウィズコロナの施策を実行いたします。また、間もなく開始されるワクチン接種を円滑に実施するため、相談支援体制を構築し、希望者が安全かつ早期に接種ができるよう万全の体制を整えます。

以上、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの基本目標に基づく令和3年度の町政運営の基本的方針と主要な施策の取組について申し述べました。

町政執行に当たっては、第4次南会津町行政改革大綱を基本として、厳しさが増していく財

政状況や限られた人員の中で、さらなる住民との協働のまちづくりの実践と公共サービスのスマート化や組織の強化を図りながら、質の高い、地域にふさわしい行政サービスの提供に努めてまいります。

令和3年度も、町民の皆様との対話を通し、より多くの声を町政に反映させるとともに、町民の皆様と議会・行政の信頼関係を構築しながら、安全・安心のまちづくりと地域力の向上に、なお一層取り組んでまいります。

議員各位及び町民の皆様におかれましては、引き続き町政運営について一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 これで、令和3年度町政施政方針説明を終わります。

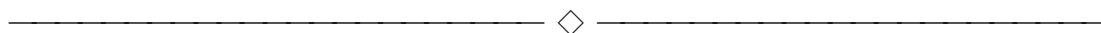
ここで暫時休憩といたします。

1時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時40分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第2号から議案第30号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第5、報告第2号から議案第30号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 令和3年第1回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条

第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第3号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年6月19日付で有限会社谷地電気と契約を締結したさゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を111万8,700円増額し、4,750万5,700円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第4号 工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年6月19日付で会津ガス株式会社田島営業所と契約を締結した「さゆり荘」建設事業宿泊棟給排水衛生設備工事について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を226万1,600円増額し、9,378万1,600円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第3号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年4月より館岩学校給食センターを伊南学校給食センターへ統合し、館岩学校給食センターを廃止することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、町条例に引用する関連条文の改正を行うものです。

次に、議案第5号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、第8期介護保険事業計画を策定し、保険料率を定める期間を令和3年度から令和5年度までに改めることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例につ

いてご説明申し上げます。

本案は、南会津町さゆり会館条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、老朽化に伴い、新たな観光拠点施設の建設事業を進めてきましたが、新施設が完成することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 南会津町さゆり会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、新施設の完成に伴い、南会津町さゆり会館は運営を行わないため、当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第10号から議案第13号までの財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町公共施設等総合管理計画・個別施設計画において無償譲渡の方針になっていました展示用テント格納庫、水稻育苗センター、小高林倉庫、水引倉庫について、それぞれ地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の延長についてご説明申し上げます。

本案は、さきの議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、第2次南会津町総合振興計画の後期5か年計画を2年延長するものです。社会情勢の変化により対応するため、従来の全体計画10年を全体計画8年とし、それぞれ前期・後期の4年の目標年次を定めるとともに、首長任期と合わせることをとするため、今回は現計画を延長とするものであります。

次に、議案第15号 第4次南会津町行政改革大綱についてご説明申し上げます。

本案は、さきの議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、現在の第3次南会津町行政改革大綱については本年度が最終年度となることから、引き続き取組を推進するため、新たに令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間とする第4次南会津町行政改革大綱について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、土地区画整理事業並びに道路改良事業に伴い、町道3路線を廃止するものであります。

次に、議案第17号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、土地区画整理事業によって整備された道路及び道路改良事業に伴い、これまでの終

点位置が変更となった路線について、新たに町道認定するものであります。

次に、議案第18号 教育長の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって任期満了となる星英雄氏を再任として教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

星氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。星氏には平成27年4月1日から教育長を務めていただき、これまで本町教育行政の進展に多大な貢献をさせていただきました。星氏は、温厚にして人格高潔な人柄であり、豊富な経験と幅広い識見を生かし、引き続き教育長の任を担っていただきたいと考えますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年7月1日から人権擁護委員として尽力されている近藤甚悦氏が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

近藤氏は、人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし、推薦するものであります。

なお、任期は令和3年7月1日から3年間となる予定であります。

続きまして、令和2年度の各補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第19号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4億6,727万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ167億6,389万5,000円とするものであります。

主な内容としましては、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産収入の補正と各事務事業の確定見込みに伴う歳入歳出予算の整理等であります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税、第2款地方譲与税、第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金、第13款分担金及び負担金、第14款使用料及び手数料につきましては、今年度の交付実績や収入見込

み等により補正予算を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、令和3年度実施予定分の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金や障害者自立支援給付費負担金を今年度の実績見込みにより減額するなど、総体では4,687万1,000円の減額補正となりました。

第16款県支出金は、農地農業用施設過年災害復旧事業費補助金を新たに計上するほか、今年度の確定見込みにより補正するもので、総体で1,389万6,000円の追加補正であります。

第17款財産収入は、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う返還金収入を新たに計上するなど、総体で5億2,556万4,000円の追加補正であります。

第18款寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税寄附金を、総体で670万3,000円追加補正するものであります。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金などの基金繰入金を各事業の実績見込みにより補正するもので、5,813万円を減額するものであります。

第21款諸収入は、原子力発電所事故損害賠償金等125万1,000円を追加するものであります。

第22款町債は、地方税等の減収に対して発行する減収補填債を新たに計上したものの、今年度の事業費見込みによる補正の結果、総体では307万円の減額となりました。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第1款議会費であります。研修旅費をはじめ、今年度の事業費の確定見込みにより、321万3,000円を減額するものであります。

第2款総務費であります。主な内容としましては、今年度事業費の確定見込みにより減額補正する一方、南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の返還金を財政調整基金、地域づくり振興基金へ積み立てるなど、総体では5億1,132万2,000円を追加補正するものであります。

第3款民生費は、国民健康保険特別会計繰出金や自立支援給付費などを今年度の事業費確定見込みにより減額するもので、総体では1,966万2,000円を減額補正するものであります。

第4款衛生費は、事業費の確定見込みによる補正のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について、令和3年度実施予定分を減額するもので、総体で6,336万4,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、農業次世代人材投資事業費や森林環境譲与税事業費等を実績見込みにより、1,065万1,000円を減額補正するものであります。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費等を確定見込み

により、501万円減額補正するものです。

第8款土木費については、国の補正予算により社会資本整備総合交付金予算が確保された土地区画整理事業費を追加するなど、総体で879万2,000円の追加補正となりました。

第9款消防費は、今年度の消防団に係る経費を実績見込みにより、474万7,000円減額補正するものです。

第10款教育費は、中学校の教科書改訂に伴う指導書等購入経費を計上する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の確定見込みにより減額するなど、総体で2,073万9,000円を減額補正するものであります。

第11巻災害復旧費は、事業費確定見込みにより445万8,000円を減額補正するものです。

なお、第2表繰越明許費のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業エールの交換プロジェクト事業ほか8事業、総額で3億3,448万5,000円につきましては、次年度に繰り越して実施するものであります。

また、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第20号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ683万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,798万3,000円とするものであります。

主な内容は、事業確定見込みにより、歳入における国民健康保険基盤安定繰入金、歳出における人間ドック検査委託料等を減額するものであります。

次に、議案第21号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ108万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,721万6,000円とするものであります。

主な内容は、保険基盤安定負担金確定に伴うもので、後期高齢者医療広域連合負担金を歳出で減額し、歳入では、これに伴う一般会計繰入金を減額するものです。

次に、議案第22号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ100万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,143万円とするものであります。

その主な内容は、歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

として実施した下水道使用料の減免に対する一般会計繰入金を実績に基づき追加する一方、下水道使用料を減額し、歳出については公課費等を減額するものです。

次に、議案第23号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ132万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,274万8,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施した下水道使用料の減免に対する一般会計繰入金を追加する一方、公共下水道事業債等を減額し、歳出については、事業費確定見込みにより、委託料、工事請負費等を減額補正するものです。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第24号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を241万8,000円の追加により、収入の予定額を5億8,781万6,000円とし、収益的支出を59万6,000円の追加により、支出の予定額を5億6,140万1,000円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道料金減免分を実績に基づき、一般会計より追加で繰り入れるもので、支出は、冬期暫定料金の精算による過年度還付金を追加する内容となっております。

また、資本的収入については、4,180万円の減額により、収入の予定額を3億3,933万円とするものであります。主な内容につきましては、水道事業債の減額であります。

続いて、令和3年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第25号 令和3年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

令和3年度の予算編成については、普通交付税の合併算定替え特例加算措置の終了、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少が懸念される一方、新型コロナウイルス感染症防止への対応や町民の皆さんの生活の維持と停滞した経済活動への対策が求められるなど、これまで以上に厳しい財政運営となることが想定されましたが、このような状況下にあっても、施政方針の中でも申し上げましたとおり、第2次南会津町総合振興計画の基本目標の実現に努め、町民の皆さんが笑顔で安心して暮らせるまちづくりのため、選択と集中によるきめ細やかな予算編成を行った結果、予算総額は、前年度より7億8,900万円減の126億3,400万

円となりました。

なお、主要事業につきましては、令和3年度町政施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款町税は、14億2,913万4,000円の計上でありまして、税制改正やコロナ禍の影響により、町税全体で対前年度比6.4%の減となりました。

第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金については、近年の交付実績等から予算額を計上いたしました。

第11款地方交付税については、合併算定替えによる特例加算措置が令和2年度で終了となることや近年の交付実績等を考慮し積算した結果、普通交付税54億1,100万円、特別交付税4億5,500万円、合計58億6,600万円の計上となりました。

第12款交通安全対策特別交付金については、近年の交付実績等から予算計上し、第13款分担金及び負担金は、地方交付税清掃費再配置分について、地方債の償還に対する交付税措置が終了となったことなどから、対前年度比6.9%減の3,128万2,000円の計上となりました。

第14款使用料及び手数料は、これまでの実績見込み等から、対前年度比5.5%減の7,587万5,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の計上により、対前年度比12.6%増の10億1,225万9,000円の計上となりました。

第16款県支出金は、農地耕作条件改善事業交付金やさゆり荘建設事業に伴う電源立地地域対策交付金が減額となったことから、対前年度比19.3%減の7億4,848万4,000円の計上となりました。

第17款財産収入は、土地建物等の貸付収入のほか、立木売却収入等を見込み、3,543万3,000円を計上するものであります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金等について、前年度の収入見込みから推計した結果、2.6%増の2,462万9,000円の計上となりました。

第19款繰入金は、財政調整基金や各種事務事業実施のために充当する地域づくり振興基金、ふれあい福祉基金、公共施設等整備基金等といった特定目的基金からの繰入金であり、対前年度比9.4%増の8億3,421万8,000円の計上となりました。

第20款繰越金は、近年の実績から2億円を計上し、第21款諸収入は、各種事業における納付

金や負担金、雑収入等ではありますが、対前年度比31.4%増の1億4,102万4,000円を計上いたしました。

第22款町債は、主に過疎対策事業債、合併特例事業債を各事業の財源として予算化し、対前年度比26.0%減の16億1,130万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、1億1,273万9,000円でありまして、議員及び事務局職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、職員人件費等の一般管理費、地域おこし協力隊受入事業関連経費、集落応援交付金等の集落支援事業経費、地域公共交通運行委託料等の公共交通対策費などのほか、新規事業として、国道352号中山峠携帯電話エリア整備事業費や関係人口創出事業費などを計上し、総体では、対前年度比3.1%増の18億624万2,000円となりました。

第3款民生費は、対前年度比1.2%増の25億5,331万9,000円の計上で、社会福祉費では、社会福祉関係補助金をはじめ、障害福祉サービス事業費や高齢者生活支援事業費、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、保育所費等の子育て支援事業費が主なものであります。

第4款衛生費は、対前年度比2.7%増の10億1,037万9,000円の計上となりました。

保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費や、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度より実施しておりますオンラインによる診療・服薬指導等推進事業費や医療相談事業費の計上、さらには、検診・予防接種事業費をはじめとした成人保健事業費、放射能対策事業等の環境衛生業務費が主なものであります。

清掃費は、南会津地方環境衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上するものであります。

第5款労働費は、雇用対策費に企業立地促進奨励金を計上するなど、対前年度比12.1%減の714万6,000円となりました。

第6款農林水産業費は、対前年度比27.7%増の13億9,735万6,000円の計上であります。

農業費では、農業者支援として、強い農業・担い手づくり総合支援事業等の補助事業を実施するほか、経営体育成基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業、多面的機能支払事業費等を計上するものであります。

また、林業費は、林業成長産業化地域創出モデル事業として実施する（仮称）木の町コミュニティ館建設事業費を計上するほか、林道施設整備事業等の県営事業負担金、森林環境交付金

事業として実施するヤマザクラ1万本の里づくり事業関連経費、森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業や有害鳥獣被害対策事業費等を計上いたしました。

第7款商工費は、対前年度比48.1%減の7億519万8,000円の計上であり、各地域における特色あるイベント関連経費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する地域経済対策事業費や観光誘客に取り組む事業費、さらには、地域観光の核として令和3年度オープンいたします星の郷ホテル管理運営事業費を新たに計上いたしました。

第8款土木費は、対前年度比2.2%増の13億9,280万5,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、町道維持管理経費、除雪経費、さらには、社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費、除雪機械購入費が主なものであります。

都市計画費は、土地区画整理事業による都市計画道路築造工事などの事業費の計上であり、住宅費は、田島地域における町営住宅会下団地住戸改修事業や松下団地建替事業に伴う工事費等を計上いたしました。

第9款消防費は、対前年度比4.9%減の8億3,343万9,000円の計上となりました。

消防施設費では、消防車両格納庫建設事業費及び消防車両更新事業費等を計上し、災害対策費では、災害時等の情報伝達手段を迅速に行うための防災行政無線設備更新事業費を計上いたしました。

第10款教育費は、対前年度比20.6%減の12億1,988万9,000円の計上となっております。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、スクールソーシャルワーカー活用事業費やG I G Aスクールサポーター配置事業費、さらには、都会の子供たちを短期山村留学として受け入れるための経費を計上いたしました。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員等の経費や学校管理経費のほか、次世代の地域を担う人材育成事業として実施している英語が話せる人材育成事業費が主な内容であります。

社会教育費は、田島祇園祭屋台歌舞伎運営事業費、文化ホール管理運営事業費のほか、前沢曲家集落における防災対策事業費と保存対策事業費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関連経費のほか、館岩と伊南の学校給食センター統合に伴う給食運搬車購入費の計上、さらには、東京オリンピック・パラリンピック参画事業を計上し、本町がホストタウンであるアルメニア共和国との交流や文化を通して、地域の魅力を国内外へ発信し、さらなる地域力の向上につなげていきます。

第11款災害復旧費は、一昨年豪雨災害復旧事業がおおむね完了したことから、対前年度比99.9%減の12万8,000円の計上であります。

第12款公債費は、町債の元利償還金等で、対前年度比0.3%減の15億4,656万7,000円の計上
であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上し、第14款予備費は、4,879万2,000円の計上
となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件については、第2表地方債のとおりであ
ります。

以上、一般会計当初予算のご説明とさせていただきます。

次に、議案第26号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上
げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比0.3%減の17億2,730万円の予算規模となり
ました。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、令和2年度における医療給付費の見込み等から、対前年度比
0.6%増の2億9,085万2,000円の計上となりました。

なお、令和3年度の賦課方式及び税率については、被保険者数及び所得の確定等も踏まえ、
6月に本算定を行うこととなります。

第2款県支出金は、保険給付費等に関する普通交付金などで12億4,598万円となりました。

第3款財産収入は、国民健康保険基金利子として1,000円を計上するものであります。

第4款繰入金は、国民健康保険基盤安定、人件費、事務費、財政安定化支援事業、子ども医
療費給付事業、出産育児一時金給付事業に対する一般会計からの繰入金等でありまして、対前
年度比0.8%減の1億7,860万6,000円の計上となりました。

第5款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上し、第6款諸収入は、特定健康診査
事業受診者等負担金などで186万1,000円を計上するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,773万5,000円でありまして、職員の人件費や事務経費、国保運営協議会
経費等を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、
葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比1.4%減の12億2,140万6,000円を計上するもので
あります。

第3款国民健康保険事業費納付金であります。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に納付するもので、4億1,388万8,000円を計上いたしました。

第4款保健事業費は、特定健康診査や人間ドック検診等に伴う経費の計上でありまして、対前年度比9.4%増の3,280万8,000円となりました。

第5款基金積立金は、1,000円の計上で、歳入の国民健康保険基金利子収入と同額計上であります。

第6款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等として200万円を計上いたしました。

第7款予備費は、946万2,000円の計上となりました。

次に、議案第27号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比0.3%減の2億3,590万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.3%増の1億4,659万2,000円を計上するものであります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰入れするほか、保険基盤安定のために繰入れするものでありまして、対前年度比1.4%減の8,076万4,000円を計上いたしました。

第3款繰越金は、50万円の計上で、第4款諸収入は、健康診査事業受託収入等804万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は、人件費及び事務費でありまして、750万9,000円を計上するものであります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で、対前年度比0.7%減の2億1,742万5,000円を計上するものであります。

第3款保健事業費は、健康診査に関する経費を計上するもので、前年とほぼ同額の933万8,000円を計上いたしました。

第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等として17万円を計上いたしました。

第5款予備費は、145万8,000円を計上するものであります。

次に、議案第28号 令和3年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、これまでの給付実績に基づいた予算編成を行い、予算規模は対前年度比1.3%増の23億1,150万円といたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料であります。前年度実績を踏まえ、対前年度比0.5%減の3億9,134万8,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円を計上し、第3款国庫支出金は、対前年度比1.2%増の5億7,139万4,000円となり、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金等を計上いたしました。

第4款支払基金交付金は、5億8,616万3,000円の計上で、第5款県支出金は、3億4,736万8,000円となり、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく県負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として2万2,000円を計上し、第7款繰入金は、3億8,714万4,000円の計上となり、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業費、低所得者保険料軽減措置分及び人件費、事務費分を一般会計から繰入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金等で2,786万円の計上となりました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で9,288万8,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比1.6%増の21億1,271万円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター運営等の事業費で、対前年度比2.7%減の1億571万9,000円の計上となりました。

第4款基金積立金は、歳入の介護給付費準備基金利子収入と同額2万2,000円の計上であります。

第5款諸支出金は、被保険者保険料還付金等として11万2,000円の計上となりました。

第6款予備費は、4万9,000円の計上であります。

次に、議案第29号 令和3年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道料金や各種手数料のほか、一般会計からの補助金や繰入金等、総体で5億7,732万6,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、5億3,245万円の計上となりまして、人件費、事務費等、給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億5,320万4,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、補償金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの出資金等が主な内容であります。

支出の第1款資本的支出は、田島第1水源地改良事業のほか、令和3年度に実施する配水設備拡張費及び改良費等であり、総体で5億5,806万8,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億486万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債については第5条、他会計からの補助金につきましては第9条のとおりであります。

次に、議案第30号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本事業会計につきましては、地方公営企業法適用化に伴い、従来の農林業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計を統合し、新たに下水道事業会計としております。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款下水道事業収益は、下水道使用料や各種手数料のほか、一般会計からの補助金や繰入金等、総体で6億8,325万1,000円を計上いたしました。

支出の第1款下水道事業費用は、6億6,060万5,000円の計上となりまして、汚水処理施設管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億2,386万2,000円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、受益者負担金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの出資金等が主な内容であります。

支出の第1款資本的支出は、田島及び南郷処理区における污水管渠建設改良費や企業債元金償還金で3億3,909万4,000円を計上いたしました。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,523万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、企業債については第5条、他会計からの補助金につきましては第9条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案28件、諮問1件に関するご説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 次に、日程第6、陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は1件です。

令和3年陳情第1号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、3月17日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午後 2時33分

令和3年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和3年3月17日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 山内 政 議員
- 1番 五十嵐 芳 道 議員
- 9番 大 桃 英 樹 議員
- 6番 渡 部 訓 正 議員
- 2番 馬 場 浩 議員
- 4番 湯 田 芳 博 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 議員 | 2番 | 馬 場 浩 議員 |
| 3番 | 川 島 進 議員 | 4番 | 湯 田 芳 博 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 議員 |
| 8番 | 湯 田 良 一 議員 | 9番 | 大 桃 英 樹 議員 |
| 10番 | 湯 田 哲 議員 | 11番 | 高 野 精 一 議員 |
| 12番 | 山 内 政 議員 | 13番 | 菅 家 幸 弘 議員 |
| 14番 | 星 光 久 議員 | 15番 | 楠 正 次 議員 |
| 16番 | 室 井 嘉 吉 議員 | | |

欠席議員 (1名)

- 7番 丸 山 陽 子 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いをいたします。

本日、都合により欠席届のあった議員は、7番、丸山陽子君であります。

これから本日の会議を開きます。

本日、会議録署名議員の7番、丸山陽子君が欠席でありますので、追加をして、8番、湯田良一君を会議録署名議員に指名をいたします。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 山内 政 議員

○室井嘉吉議長 12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまから一般質問を行います。

最初に、1点目、特定地域づくり事業の進め方はであります。

昨年の6月定例会一般質問で、15番、楠議員が、特定地域づくり事業推進に関する質問をされました。答弁の中で、雇用の創出と人材確保に有効な手段として認識しており、調査検討をしていきますとあります。この答弁を受けて、新年度事業として計画をされたものと認識をします。

私も、この法律が議員立法で提案され、法律がつくられたことは以前から認識をしており、情報を少しずつ集めておりました。

本町がこの事業に取り組んでいくとのことですので、内容について聞きたいと思えます。

今年度の新規事業に特定地域づくり事業が挙げられている。令和2年度から国が本格的に導入した事業と認識している。この事業を本町で導入するに当たり、どのように進めるのか。

1つ目、事業協同組合設立を目指すための支援事業ということであるが、どのような進め方をするのか。

2つ目、本町が目指す特定地域づくり事業組合の労働者派遣先の想定はどこか。

3つ目、今本町が置かれている雇用状況で、労働者が不足しているだろうと思われる業種は何と認識しているのか。

4つ目、現在、派遣労働者に依存しなければ営業が厳しいスキー場などは、この事業組合設立により恩恵が受けられるのか。

5つ目、特定地域づくり事業組合設立時の拠点はどこを想定しているか。

続いて、大きな2番目、新型コロナウイルス感染症経験後の対策について。

本町も、新型コロナウイルスによる感染症、クラスターも経験をしました。この経験は、本町の歴史にも必ず残るものであると思えます。これらを経験したものとして、今後の感染症予防対策として考えられることは何か。

1つ目、感染症対策は国・県の専権事項であり、町が直接に関わることは少ない。しかしながら、町民の命と暮らしを守るという視点で考えたとき、感染拡大と収束を経験したものとしての感染症対策及び予防対策とは何か。

2つ目、本来、国・県が進めるべきであるが、予防的措置としてのPCR検査や抗体検査を独自で検討できないか。対象は、高齢者や障害者が入居する施設従事者などが考えられる。

3つ目、感染症予防対策として国が進めるワクチン接種は、現段階では大変有効であると認

識する。この事業を円滑に進めるために、町民に対する説明はどのような方法で、いつ頃から行うのか。

以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、特定地域づくり事業についての1点目、事業協同組合設立を目指すためにどのような進め方をするのかとのおただしであります。特定地域づくり事業は、令和2年6月に施行となりました地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、これに基づきまして、国・地方公共団体から財政支援と制度的支援を組み合わせ、人材派遣のための事業協同組合を設立・運営することにより、地域の事業者のニーズと雇用される働き手のマッチングを図る新たな制度であります。

過疎地域においては、生産年齢人口の減少によりまして、労働者の確保ができないなどの課題がある一方、東京都などでは、昨年7月から12月まで6か月連続で人口が減る転出超過、このような状況になりまして、若者の地方回帰の動きが高まってきていると、そのように思っています。

このため、過疎地域においては、地域の仕事を組み合わせ、いわゆるマルチワーカーにより、年間を通じた仕事の創出と雇用環境の改善を図りまして、仕事と雇用のマッチングを解消することで首都圏等からの移住・定住に結びつけ、人口のさらなる急減を抑止して、豊かな地方づくり、人づくりを推進していくことがこの事業の目的と、そのようになっております。

特定地域づくり事業協同組合設立までの進め方ではありますが、まず最初に、組合設立のための必要な調査、これをします。そして、町内において、派遣を受けようとする事業者の意向調査を行います。その趣旨に賛同していただける事業者、この事業者を組合員として一定数募る、募集する。そして、派遣する労働者の確保を進めると、そういうことになってまいります。

あわせて、賛同を得た組合員により、事業者により、設立準備協議会を開催します。運営体制整備に必要な事務局職員を採用します。育成及び事務スペースの確保などを行うこと、そのようになります。

さらには、派遣料金や派遣職員人件費、事務局運営費、財政支援などの収支見通しなどの事業計画を作成します。県や県労働局、中小企業団体中央会に各種認定手続を行いまして、定款の策定、設立認可申請、そして設立総会、出資払込み、設立登記などの手順を踏んだ上で、国

からの交付金決定を受ける、そして事業開始と、いろいろな手順がありまして、そのような中で、一連の流れの中で事業開始に向かっていきます。

このように、専門的な知識を必要とする事務手続が多く必要となることから、町としては、先進事例を参考にいたしまして、県のアドバイスなどを受けながら、設立に向けて十分な準備、そして検討をしてみたいと考えております。

次に、2点目であります。

労働者の派遣先となる事業者の想定について、それから、4点目の町内のスキー場などは恩恵が受けられるかとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

特定地域づくり事業の趣旨は、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じた雇用の創出を図っていくという観点から、本町においては、非降雪期は農林業や飲食業、降雪期、雪が降ったときは除雪作業や冬季レジャーなどの仕事の組合せが考えられます。

昨年12月に、関連しそうな町内の業者にお声かけをし、勉強会を開催しましたところ、第三セクター、建設業者、トマト農家、農業生産法人、JAなどの参加がございました。町といたしましては、この制度に賛同いただけそうな事業者に対しまして、継続的に説明を行う機会を設けまして、さらに趣旨を理解していただけるよう、派遣先事業者と協議をしていきたいと思っております。

また、町内スキー場での雇用については、現在の派遣労働者に代えて、他の業種との組合せによる特定地域づくり事業の活用により、町内で通年で働ける労働者の確保につなげられる可能性があるかと、そのように考えております。

なお、第三セクター株式会社みなみあいづが派遣先事業者としての要件に該当するかについては、現在調査中でございます。

次に、3点目であります。

本町で雇用状況が不足していると思われる業種は何と認識しているかのおただしですが、南会津町を含めたハローワーク南会津管内の雇用情勢につきましては、毎月の有効求人倍率が2倍を超えるなど、働き手不足が顕在化していた状況から、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして様相が一変してまいりました。昨年5月には1.14倍にまで低下をしました。

しかし、その後は改善傾向にあり、今年1月には1.21倍となっています。宿泊業、飲食サービス業での大幅な求人の減少があったものの、新型コロナウイルス感染症に関係なく、相変わらず働き手不足の業種は依然として変わっていないのが現状でございます。

現在の管内における求人数の上位業種は、医療・福祉関係が36人、それから、建設業が26人、製造業が22人、このようになっておりまして、特にこの3業種が働き手不足となっている状況にもございます。

しかしながら、特定地域づくり事業の対象業種には、労働者派遣法上、建設業のうち、本来の建設業務や病院等の医療関係業務は派遣が認められてないことや、福祉や製造業についても通年での就労の可能性が高いため、複数の仕事に組み合わせて就業する本事業の活用にはつながらないと、そのようにも思われます。

次に、5点目、特定地域づくり事業組合設立時の拠点はどこを想定しているかとおただしですが、これまで申し上げましたとおり、派遣事業内容や組合員の規模、事務局員の体制とも未確定な部分が多いことから、現段階では設立拠点については想定はございません。しかしながら、設立までの手続が煩雑かつ専門的な知識を必要であることから、町としても引き続き勉強会や検討会を開催いたしまして、事業開始まで実務的な関わりを持ちながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症経験後の対策についての1点目であります。

町民の命と暮らしを守る視点で考えたとき、感染拡大と収束を経験したのものとして、感染症対策及び予防対策とは何かとおただしですが、今回の高齢者施設でのクラスター発生を受けまして、改めて感じたことは、以前から専門家の皆さんが指摘していたことではあります。高齢者や基礎疾患をお持ちの方は感染すると重症化するリスクが非常に高い、そういうことであります。

特に、今回のように高齢者施設で発生した場合、施設の性質上、大半の方が80代以上の高齢者であり、基礎疾患をお持ちの方も多くいらしたということかもしれません。このことは、高齢者施設に限ったことではなくて、家庭内や地域内でも高齢者の重症化リスクは同じように高いものと考えております。

そこで、高齢者と会話をしたり食事をする際には、一般の方と接するとき以上に感染予防対策をしっかりとする必要があると、そのように思われます。特に高齢者へのワクチン接種が終了するまでの間は、さらに注意していただくよう、広報等で周知していきたいと考えております。

また、県外や感染拡大地域から帰省される家族に対しましても、帰省の2週間前から会食を控えるなどの対策を講じていただくよう強くお願いしてまいりたいと、そのように思っています。

この感染症は、感染するリスクは誰にでもございます。一人一人が感染予防対策をしっかりとっておいて、そして、お互いを配慮して、注意することが大切であると、そのように改めて思っております。

また、感染された方々に対しましても、誹謗中傷のないよう、言動・行動に配慮いただくよう、またお願いしていきたいなど、そのように考えております。

次に、2点目であります。

予防的措置としてのPCR検査や抗体検査を独自で検討できないか、対象者は高齢者や障害者が入居する施設従事者など考えられるがとのおたただしであります。高齢者施設等のPCR検査につきましては、これらの施設でクラスター発生事例が増加していることから、2月初旬に国から県に対して、施設の従事者や入所者に幅広く積極的な検査を実施するよう要請がございました。これを受けまして、県では2月中旬、郡内の高齢者入所施設の職員462名を対象にPCR検査が実施されたようであります。

現在のところ、高齢者入所施設の職員に対するPCR検査は県が行うこととなっておりますので、今後も県が地域の感染状況に応じて検査を実施するものと、そのように考えております。

また、抗体検査につきましては、集団免疫が獲得されているかを把握するための疫学調査を目的として行うものと、そのようにされておきまして、WHOにおきましても、抗体検査は診断を目的として単独で用いることは推奨していないということでもあります。このようなことから、抗体検査は、国・県レベルの大規模集団を対象とした感染状況の確認のために行われるものと、そのようにも理解しております。

現時点において、定期的にこの予防措置として抗体検査を独自に実施するという考えはございません。ただ、今日の新聞もありましたように、PCR検査、今の感染している状況を把握するためにやったらどうだというのも話題になっているようでございますから、その辺の状況も踏まえてどうなるかということ、このPCR検査、抗原検査、場合によっては、クラスターのような場合は、私も確かに有効だなども感じておりますが、基本的には今申し上げましたようなことで、町としては対応していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

次に、3点目でございます。

ワクチン接種事業を円滑に進めるため、町民に対する説明はどのような方法で。いつ頃から行うかとおたただしであります。厚生労働省から示されたスケジュールによりますと、65歳以上の高齢者への接種は4月12日より、一部の地域で始まる予定であります。4月26日の週に

は、全ての市町村にワクチンが配布される計画となっております。また、国では高齢者向け接種券の送付を、4月23日頃を標準とすると公表しております。

町といたしましては、国から示されたスケジュールが流動的ではありますが、4月23日までは、接種券のほか、ワクチン接種に関する説明文書、接種日程や会場の案内などを同封した上で郵送したいと、そのように考えております。

なお、県の病院局長のほうから直接電話がありまして、4月26日の週から各自治体に1箱ずつ配布したいということでもあります。

まず最初に、市部をやりたいと。市町村分に関して、市町村分というか、今度、2回目は市町村分にまたなるんですが、そのときには、今度は町村にも各1ケースずつということになるという予定になるというふうな電話連絡がございましたが、詳しい予定とか、その辺は、いつ、じゃ南会津にもワクチンが来るのかということまでは分かっておりませんので、その辺はご理解願いたいと思います。そういうスケジュールになっております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 進め方について、まだ本当に、これからやることでありますので、前段で事業者を集められて、若干の説明はされたということではありますが、私も中身を少しだけ見た程度ですので、ちぐはぐな質問になるかと思うんですが、ちょっと再質問させていただきたいと思ひます。

説明の中で、いわゆる事業協同組合の組合員になると想定される、いわゆる事業者ですね。先ほどの町長答弁の中では、JAさんとか、トマト農家さんとか、そういった話が私の記憶の中にあつたんですけども、そのときに、いわゆるスキー場とか経営されているみなみあいづは、いわゆる観光会社ですけども、その方は来られたんですけど、来られましたか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

この間、12月に事業説明会を行った際には、先ほど申し上げましたように、農業関係の方と建設業者の関係、さらには、第三セクターみなみあいづの方もおいでになっておられます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 再質問でお聞きしようと思ったんですけども、町長答弁の中にありましたけれども、いわゆる通年雇用の建設業であるとか、いわゆる医療関係、それから福祉

関係ですか、製造業関係、そういったところにはなじまないという、派遣先としてはなじまないという答弁でありました。

私が想定するには、一番分かりやすいのは、やはり冬期間スキー場、現在、一番派遣で来られている、私の認識では、たかつえスキー場が、都会から派遣で来られているなどというふうに思っているんですが、例えば、この方々が、たかつえスキー場で就業した後に、当町に働き手があれば残ってもいいよというようなことが想定されるならば、この人たちというのは、例えばトマト農家であり、林業の仕事でありとか、夏場の仕事ですね、こういったことっていうのが、いわゆる特定地域づくり事業のいわゆる事業者と派遣される派遣者ですか、そういったイメージですかね。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

派遣先の想定として、私ども、一番頭にぴんと浮かぶのは、夏場のトマト農家、冬場のスキー場、この組合せかなというふうに思っております。

トマト農家に限らず、農業全般、こちらについても、春から秋にかけてということで、農業は可能かなというふうに思っております。そういう意味でも、農家の方々に対する説明会、これからもなお重ねていきたいというふうに思っております。

先ほど、12月に一度開催したと申し上げましたが、今後も、その際参加のなかった、ちょっと館岩地域の方が誰もいらっしゃらなかったということ、それから森林組合の方、それから、農業でも、トマト農家以外の農業の方がちょっと見当たらなかったということなので、もうちょっと広く声かけをさせていただいて、さらには、三セク以外のスキー場の指定管理者になれる方がいらっしゃれば、そちらにも声かけをしながら、引き続き勉強会をしたいと思っております。

いずれ、この制度はかなり複雑で、組合員になるには一定の出資金を頂くということも条件にありますので、この制度のメリット・デメリット、それぞれを関係する事業者の方に説明をさせていただきまして、理解を得た上で、スキー場、農業、それから除雪作業、こちらも可能でありますので、説明を繰り返しながら、広く募っていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 仕組みというか、ちょっと理解を今得たところであります。

それで、この法律の中身を見ますと、地域づくり、組合の派遣職員として雇用される地域づくり人材としてというふうに書いてありますが、この中身を見ますと、1つ目は、地方への移

住を希望する都市部在住の若者、2つ目は、地域おこし協力隊として活躍をし、任期を終えた若者、3つ目が、特定地域づくり事業協同組合の地域内に居住している若者と、いずれも若者というふうに想定されているんですけども、これからだと思うんですけども、今後、この年代、若い者をどういうふうに捉えるかというのは非常にあれなんですけど、現実的な問題としては、例えば40代くらいまでは想定されるのかなと思うんですけど、今後進められるときには、そんな柔軟な考えで進められるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員おただしのように、この特定地域づくり事業制度につきましては、立法趣旨といたしましては、仕事と雇用のミスマッチを解消することで、首都圏等から移住・定住に結びつけるという第一義的な目的があります。さらには、地域おこし協力隊、期間満了後についての就職先ということでも考えられております。

しかしながら、初めから、他地域から人に急にきていただいて、働いていただくということは、なかなか容易ではないというふうにも思いますので、まずはこの町内で、現在不安定な雇用だったり、それで安定雇用を求めたいというような方がいらっしゃると思いますので、そちらの方々をまずターゲットに、ターゲットと言っちゃ失礼ですが、声かけをして、派遣社員として雇用することから始めていきたいなというふうには考えております。

軌道に乗ってくれば、首都圏等からもさらに声かけをし、さらに、先ほどおただしのありましたスキー場に派遣社員として来ていただいている方々にも声かけをしながら、順次、定住に結びつくようにしていきたいというふうに考えておりますが、若者という視点ですが、特に若者と言っているだけで、年齢については、この制度上、どこにも記載がないようございませぬので、こちらについては、派遣先となる事業者、受入れ先の事業者ですね、こちらと意見も聞きながら、何歳ぐらいまでだったらいいでしょうという話もありますし、派遣職員となる働き手、この人の考え方もありますので、その辺の制度の上限を設けるか設けないかについては、その都度検討していくということで、現在、何歳ぐらいまでということは想定はしておりませぬ。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうですね、やはり年齢的なくくりじゃなくて、働く人がきちっと、派遣先が2つぐらい決まっていて、安定的な雇用が確保されて、所得がしっかり保障されるということが一番の目的であるというふうに私は思いますので、これから進められるに当たりま

して、ぜひその辺、留意をしていただければいいかなというふうに思います。

やはりこの特定地域づくりは、組合員、いわゆる事業者に、いかにしっかりと理解してもらって、集めて、出資金を募りながら、当然のことながら、事業者の方は、うちも雇用するという意思で集まっていただくわけですので、その辺のところを、これから始められるということでもありますので、しっかりとPRをされながら、何とかしっかりした組合ができればなというふうに思います。

それで、これはまだ先の話ですけれども、なかなか事務手続、非常に大変であります。当面、今年いっぱいぐらいは、つくるための準備というようなことで奔走されると思うんですが、初期的には、町の職員もしっかりと派遣して、しっかり組織ができるまでは面倒見たほうがいいかなというふうに私なりには考えたんですが、その辺のところは、今の段階では考えておられませんか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員おただしのように、事業組合の設立までには大変な煩雑な手続がありますし、専門的な知識も必要ということでもありますから、今のところ、いつまでにつくると、いつまでに設立したいという目標は、ちょっと明確には持ってございません。

しかしながら、議員おただしのように、町職員が積極的に兼務なり兼業という形で設立に関わっていかないと、これはなかなか難しいのかなというふうに思っております。そういう意味で、設立支援のための財政的な町からの支援と併せまして、人的な兼務等による支援、こちらも十分整えながら、進めていきたいというふうに思っております。

現在の情報ですと、全国でまだ1桁、4つか5つぐらいしか稼働していないということもありますので、令和3年度に稼働が始まって本格的になってくれば、町と主導で先進地の視察などを行いながら、設立が少しでも早くできるように準備ができればなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ぜひ進捗状況は、それぞれ所管の委員会等でご報告いただきながら、我々も情報共有しながら、ぜひしっかりとした事業を組み上げていけるように見守っていきたいと思います。

実は、金山町が本年度、認定・認可に向かって具体的に歩みを進めています。金山町の議会広報にちょっと載っていましたが、イメージ的なものについて、ちょっとここで紹介してみ

たいと思います。

地域づくり事業の派遣先の組合せのイメージということで、私これ、非常にすっとん入ったんですが、例えばAさんという36歳の女性の方、希望職種はサービス業が希望だよという方だそうです。サービス業を4月から11月までやって、12月から3月まではスキー場に働くと、こういう一つの組合せ。それから、Bさんという30歳の男性で、希望職種は食品加工業が希望なんだよという人は、4月から9月まで農業をすると、10月、11月が製造業で、先ほど話が出ました冬、12月から3月は除雪業に従事すると。これでフルシーズンで仕事をしていくんだよと、こんなイメージのやつがありましたので、ぜひそんなことを参考にされながら、進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の経験後について再質問をしたいと思います。

本当に私たちというか、このところで、非常にクラスターという厳しい現実に向き合わされました。それもしっかりと収束をしたという、一つの歴史といえますか、大きなことで言うと歴史ですね、経験をしました。これからワクチンということが普及すれば、あのときこういうのあったねという話で、ぜひ終われるようなことになればなというふうに思います。

1つ目の感染症対策とか予防対策というのは、まさに町長答弁のとおりで、それが究極、一人一人がやるのが、やり抜くこと、徹底することが、やはり感染予防には大きくつながるなというのが、私の経験したものだなというふうに認識をしました。

2つ目につきましては、答弁の内容はまさにそのとおりで、これは国・県のやることでありますので、本来町村のやる仕事ではないのは重々分かっております。

過日行われました広域の議会で、一町村のやる仕事じゃないので、ぜひ広域行政の中で取り組んでいただけないかというようなことで質問申し上げまして、町長、管理者でありますので、議論をさせていただきました。今回、単独の町村というようなことで、あえて質問させていただきました。

答弁の中で、クラスター時というときには、当然考えてもいいだろうというような答弁をされましたが、やはりここは、本当に国・県がしっかりそれに対応していくのかということを見極められながら、冬に向かう、例えば秋頃ですね、なかなか国・県が動かないようなときには、要望しながら、動かないときには、ぜひ熟慮をされて、そういうことも判断をされるような、最悪のことにならないほうがいいんですけれども、判断をしていただきたいなというふうに思います、その辺いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このPCR検査、抗原検査、この性質上は、現在までにどうであるかということなんで、ただ、クラスター起こったときには、誰がかかっているか、誰がかかっていないのか、現時点でやっぱり調査することは、ある意味非常に大切なことだと思っています。ですから、この検査そのものは、国や県の仕事だと、役割だと、先ほど答弁しましたけれども、でも、現実には町で起これば、国・県とばかり言うていられないことも事態としてはあろうかとも、それは思います。

ただ、それを実施するためには、やはり医療機関の皆さんとか、もっともっと簡単というか、PCR検査は検査方法が、もう少しやりやすくといいますか、安全にやりやすくできるような対策もできればいいんですが、今のような現状ですと、なかなか素人がやるわけにいかないので、やはり医療機関とか、医師会の皆さんとか、お願いするしかない、検査機関も決まっているというようなことなんで、やはりそのところは町ではどうしようもないんで、その辺を踏まえた中で、検討というか、要望ももちろんしますが、その辺のところは対策も講じていく必要があるのかなと思います。

ですから、そういう意味で、基本的にはそのような考えでおりますけれども、いざとなれば、そのようなことも必要な対策を取る、そしてその準備も、話合いもする必要があるのかなと思っています。

今現在、そういう話はしておりませんが、そのようなことが起これば、その対策をするというようにことを検討していきたいと思います。基本的には、今まで答弁させていただいたとおりですけれども、そういうことをご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 心の片隅にしっかりと置いていただきたいというふうに思います。

今朝の新聞の中にも、国会議員が有識者に、PCR検査の有効性はどうですかという質問をされたことが載っていましたが、お医者さんだと思ったんですけども、やはり有効ではあるんだけど、現在は法整備に問題があるというようなことをちょっと書いてあったのを見てきました。確かに、詳しいことは私もよく調べていませんが、新聞の記事はそういうような扱いでございました。

万能ではないというようなこともあります。ただ、職員の方が、これは新聞に載っていた記事ですが、PCR検査を受けたことによって、陰性になったことによって、しっかりと安心して、施設の居住されている方に一生懸命サービスを提供できると、そういう安心感がありま

すというようなことが載っていましたので、2番の質問については、そのことを申し上げておきたいと思います。

最後の3点目でございますが、これにつきましては、多分、具体的なスケジュール、今、先ほど町長答弁ありましたけれども、年度内に町民にチラシとか、そういったことで広報するような具体的な手だてというのは考えておられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

先ほどの町長答弁でもございましたが、4月26日の週に1箱目のワクチンが県から届けられます。そうしますと、それに合わせて、恐らく5月に入ってからになると思うんですが、高齢者向けの接種が始まるというところから町内の接種が始まります。それに合わせまして、周知、そして予診票の送付、そういったことを行うということで、先ほども町長のほうからも、4月23日を基準としてというようなお話をさせていただきました。

優先接種の順番が、以前からお話ししていますように、高齢者、そして、次が基礎疾患をお持ちの方、そして高齢者施設等の職員、そして一般の方という順番になっておりまして、一気に、一緒に同じ時期に通知をお出ししても、なくされたりする可能性がありますので、今後のワクチンの供給状況を見ながら、適切な時期に通知のほうはお出ししたいと考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今の質問については、これから何人かの方も質問されるので、私はこの程度で質問を終わらせていただきたいと思います。

いずれにしても、町民は待っておりますので、懇切丁寧といえますか、届けていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、12番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 次に、1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議員番号1番、五十嵐芳道でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、大きな1番、伊南・南郷地域にある観光施設の指定管理は。

伊南・南郷地域の4つの観光施設、道の駅きらら289、南郷スキー場、高畑スキー場、小豆温泉花木の宿について、先日の議会全員協議会で、指定管理者を再募集したが申請者がなかったと説明された。このことについて質問いたします。

1番、指定管理者が決まらない場合、一時休止する施設もあり得るとの説明だったが、これらの観光施設は地域の振興になくてはならないと考える。営業休止となれば、関係する事業者の収入減は避けられず、廃業者も出ることが考えられる。この地域がスキー場も、今のような温泉施設もなかった50年以上前のようになり、地域の衰退や将来への不安など、住民に与える影響も計り知れないと考えるが、町長の考えは。

2番、南郷地区にある日帰り温泉道の駅きらら289は、その名のとおり道の駅でもあることから、24時間利用可能な休憩施設であり、地域活性化の発信拠点としての機能を持っている。今後予定されている、只見町と三条市を結ぶ八十里越の開通や博士峠のトンネル開通を含む国道401号の整備などを考えれば、南会津町だけでなく、会津南部の道路交通と観光の振興にとって、ますます重要になる施設であると考えますが、指定管理者選定が不調になった場合の運営管理はどうなるのか。

3番、南郷スキー場の指定管理について、候補者が申請しにくい要因はどのようなことが考えられるか。

4番、高畑スキー場については、今シーズン終了後に再考する余地があるとの説明だったが、全員協議会后に何らかの進展はあったか。

5番、宿泊施設花木の宿は、今までの指定管理者がやめるため、継続は不可能との説明であったが、今後、指定管理者を探す手だてはあるか。また、休止した場合、施設管理をどう行っていくのか。

大きな2番です。レジ袋など廃プラスチック削減の現状とプラスチックによる環境問題。

昨年7月から小売店などで始まったレジ袋有料化から8か月経過します。プラスチックが自然界に放出されることで、生態系に悪影響を及ぼすと言われていています。

1番、有料化前と比較して、容器包装リサイクル資源回収のプラスチック製容器包装の回収量に変化はあったか。

2番、政府では、有料化の趣旨をレジ袋有料化をきっかけとしたライフスタイルの変革とうたっているが、住民にそのような変革が現れたか。

3番、海洋プラスチック問題、マイクロプラスチック問題に対する町の取組は。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、伊南・南郷地域にある観光施設の指定管理に関する1点目であります。

指定管理者が決まらない場合、一時休止する施設もあり得るとの説明だったが、営業休止となれば、地域の衰退や将来への不安など、住民へ与える影響も計り知れないと考えるが、町長の考えはとのおただしであります。各地域にある観光施設は、就労の場所であることや、地域振興を図るために非常に重要な役割を果たしているものと、そのように認識しているところでございます。これらの施設があることで、町全体の交流人口の拡大による経済効果に寄与し、雇用の維持を図り、さらに町民の生活を守る基盤となっていると、そのように考えております。

そのような状況から、現在も継続して、施設を管理運営していただく指定管理者について模索しているところでございます。

次に、2点目であります。

道の駅きらら289の指定管理者選定が不調になった場合の運営管理はどうなるのかとのおただしであります。今現在、コロナ禍の中で、人の動きが止まっているというか、少ない状況にあります。いずれこれらは解消するものと、そのようなことも思っていますし、そうしたいと思っております。

今後の道路の整備の状況を見据えますと、道の駅きらら289の重要性につきましては、ますます高まってくるものと認識しております。災害発生時には防災拠点の役割を担うなど、地域になくてはならない大切な施設であるのが、この道の駅でもございます。そういう意味で、非常に大切な施設と、そのように思っています。

指定管理者選定につきましては、昨年12月に株式会社マックアースリゾート福島から運営を引き継いだ株式会社DMC a i z uから、このたび、指定管理者指定申請書が提出されましたので、本定例会に追加議案として提出させていただく予定でございます。

町といたしましては、今後とも、道の駅きらら289が国道289号及び国道401号の整備に伴いまして、南会津地方を訪れる観光客が住民の皆様へ情報発信の拠点、防災の拠点となるよう、また魅力ある施設運営が行われるように、指定管理者と協議を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、3点目、南郷スキー場の指定管理者について、候補者が申請しにくい要因はどのようなことが考えられるかとおただしであります。前指定管理者であった株式会社マックア

スリゾート福島が事業撤退するに至った大きな理由は、南郷スキー場の収益は、さいたま市の学校団体に大きく依存していたため、同団体の利用がなくなったことにより収支状況が悪化したことによるものと、そのように思っています。

南郷スキー場については、安定的な収益を見込める団体利用が少ないことが申請しにくい要因となっているものと、そのように思われます。また、意見交換をする中で、高速道路インターチェンジから遠距離であるという立地条件の悪さ、南郷スキー場の強みでもあるハーフパイプを滑るスノーボーダーの人口が減少している、これらも撤退する判断基準になったのかなど、そのように思います。

ハーフパイプも今は大型化してしまして、今の現在の南郷のハーフパイプの規格では、なかなか競技には利用、練習にはちょっと厳しいのかなど、そのようなことも聞いています。いろいろな条件はあるにしても、このような条件が主な要件になっているのかなとも思っています。

しかしながら、今シーズンの営業に当たりましては、スキー場スタッフが一丸となって、ツイッターなどSNSを駆使した宣伝に努めていただいて、立地条件の悪さ、逆境をばねにして、宣伝効果があったのかなと思ひまして、大きな反響を得まして、集客につながっているのかなど、そのようにも考えております。

今シーズンは、また来場者から、ゲレンデの整備、それから、南郷スキー場でのいろいろなおもてなしとか、いろんな対応が非常に大きな評価をいただいているということも聞いております。

また、先日、さいたま市教育長から、平成30年度自然の家の教室の運営上、南郷スキー場から一旦撤退したということでありましてけれども、令和4年度以降、再度、南郷スキー場を継続的に、一定の学校数を利用させてほしいというようなお話も先般いただきました。これまでも、撤退いただくときにも、南郷スキー場を引き続き利用していただきたいという要望はしてはいたんですが、さいたま市のご都合のほうで、なかなかそれがかなわなかったわけで今現在なんです、今度は、さいたま市の教育長さんのほうから、そのようなお話がございました。

今後は、さいたま市の学校団体の安定的な利用など、さいたま市と協議をしていきたいと考えております。

これからも、地域の重要な雇用の場と、それから地域振興の拠点である南郷スキー場の継続的な運営を目指しまして、早期に指定管理者が決定できるように協議を進めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、4点目であります。

高畑スキー場については、今シーズン終了後に再考する余地があるとの説明だったが、全員協議会後に何らかの進展はあったのかとのおただしであります。昨年12月に株式会社マックアースリゾート福島から運営を引き継いだ株式会社DMC a i z uからは、今シーズンの経営状況を見据えた上で、指定管理の判断をしたいというようなお話をいただいていたところでございます。その中で協議を継続してまいりましたが、このたび、指定管理者指定申請書が提出されましたので、道の駅きらら289同様、本定例会に追加議案を提出させていただく予定と思っております。

先ほど答弁させていただきましたように、当施設は地域振興を図るために非常に重要な施設でございますので、今後、指定管理者と情報共有し、そして日常的な連携・調整を行いまして、施設の効率的な事業運営を図っていきたくと考えております。

次に、5点目であります。

宿泊施設花木の宿は、今までの指定管理者がやめるため、継続は不可能との説明であったが、今後、指定管理者を探す手だてはあるのか。また、休止した場合、施設管理をどう行っていくのかとのおただしであります。現在も指定管理者は決まっていない状況でございます。そういう中でありすけれども、去る2月24日、株式会社DMC a i z uに花木の宿施設を内覧していただきました。いろいろお話、説明もさせていただきましたけれども、非常に興味を持たれたというような状況を感じております。

町といたしまして、より集客が図れる施設となるよう、営業方法、管理方法などを総合的に検討しながら、施設を管理運営していただく指定管理者を模索して、管理者が決まり次第、事業運営を再開したいと考えております。

また、施設の管理につきましては、令和3年度一般会計当初予算の中で、施設に必要な最低限の経費を計上させていただきました。当面の間は町が管理していくことと、そのように思っております。

次に、レジ袋など廃プラスチック削減の現状とプラスチックによる環境問題に関する1点目でございます。

有料化前と比較して、容器包装リサイクル資源回収のプラスチック製容器包装の回収量に変化はあったかとおただしであります。プラスチック製容器包装のリサイクル資源回収は、主にペットボトルや食品包装が対象として回収されます。昨年度と比較しても、プラスチック製容器包装に係る資源回収量に大きな変化は見られて、現在おりません。

次に、2点目であります。

政府で有料化の趣旨を、レジ袋有料化をきっかけとしたライフスタイルの変革とうたっているが、住民にそのような変革が現れたかとのおたただしであります。令和元年5月、政府は、プラスチック資源循環戦略の重点戦略の一つとなるごみの抑制の徹底を位置づけ、令和2年7月1日よりレジ袋有料化を実施し、消費者のマイバッグ携行が習慣化するなど、ライフスタイル変革を目指しております。

町内の一部店舗でアンケート調査を行いましたところ、レジ袋の購入減が6割から8割、マイバッグを使用されている主婦層や高齢者層は8割程度と、浸透しているような状況でございます。多分、皆様方も、マイバッグを持って買物に行かれるときが多くなってきているのかなと、そのように感じております。

また、商店で回収しているリサイクルボックスでは、返却リサイクル率も100%超えと、増加の報告をいただいております。また、新聞紙エコバッグ作成やごみの処理方法等、住民の方が学習会を開催する地区もありまして、ライフスタイルの変革は徐々に浸透してきているものと、そのように感じております。

町といたしましても、親子を対象とした川の生物教室や各種事業開催時に、マイバッグ配布等、普及活動を行ってまいりましたが、今後さらに住民の方へ、ライフスタイルの変革を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目であります。

海洋プラスチック問題、マイクロプラスチック問題に対する町の取組はとのおたただしであります。現在、食品の容器包装や衣料繊維など、生活のあらゆる場面をプラスチックは使用されておりますが、プラ製容器包装として回収される以外の多くは使い捨てされておまして、違法に投棄されるなど、正しく排出されないプラスチックが最終的に海へと流れていきます。

プラスチックごみは、波や紫外線の影響を受け細分化し、マイクロプラスチックとなり、海洋生物や人間にも影響を及ぼしているのが報告されておりますし、実際にそのようになっています。

町は河川の源流域に位置しておりますが、河川水が最終的に海洋に、海に流れ着きますので、地球規模の環境保全活動に町民の皆さんと共に取り組めるよう、マイバッグ・マイボトル利用の推進と使い捨ての生活の見直し、適正なごみの処分方法の周知に努め、各種学習会やイベントで情報提供を実施してまいりたいと考えております。

川と海はつながっておりますし、やはり川のミネラルが海に流れ込んで生物を育てる、そして、私たちもその命を頂いて、私たちの体の健康をつくっていくと、循環しております。これ

はなかなか目に見えにくい部分でございますけれども、でも、非常に大切な私たちのこれからの環境問題、それから、ずっと継続できる地球、それらを後世に残すことが、今現在、私たちの重要な責任があると、そのように感じておりますので、それらを含めまして、町としてできる限りのことをしっかりやっていければなど、そのように思います。そして、皆さん方にもご協力いただいた中で環境を守っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答へ申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、再質問いたします。

まず、南郷スキー場なんですが、さいたま市からのお話で、令和4年度からも子供の受入れをしてほしいということ言われたということで、まだ指定管理者は、早急という言葉でしたが、具体的には何か進んでいる部分はあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答へ申し上げます。

指定管理者を再公募しておりまして、まだ手が挙がっていない状況というのはご説明したとおりでございますけれども、今般3月5日に、さいたま市の教育長から、令和4年度、5年度、それから、その後も引き続き、南郷スキー場に生徒を受け入れてもらいたいということでございましたので、ちなみに計画で申し上げますと、令和4年度、南郷スキー場に46校で児童約3,100人を受け入れていただきたいと、令和5年度につきましては、24校で生徒約3,800人が受け入れていただきたいというような申出がございます。令和6年度につきましても、24校、生徒約3,800人という数字が出ております。

こういったことを受けまして、現在、指定管理をしていただいております株式会社みなみあいつのほうに、収支計画を作成してくださいというようなことでご依頼を申し上げているところでございます。

今後の見込みといたしまして、南郷スキー場を継続していくためには、従業員、それから、運営していくスタッフ等につきましては、株式会社みなみあいつが最適かというふうにご考へておりますので、直接、指定管理者となつていただけるよう、交渉してまいりたいというふうにご考へております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 南郷スキー場に関しては、今、指定管理をしていただいている株式

会社みなみあいづに交渉していくということで、その辺、令和4年度から来るということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この指定管理というの、何年で契約とかがあってあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答へいたします。

今回の指定管理でありますけれども、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということで公募しております。したがって、道の駅きらら289、それから高畑スキー場につきましても、令和3年4月1日からの5年間ということで予定をしております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 指定管理の期間というのは5年間ということで承りました。5年間ということでしたが、過去にマックアースリゾートが途中で辞退したというようなことがありました。そういう場合も考えられると思うんですが、そのようなときは、どういふふうに対処するのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答へいたします。

過去にマックアースリゾート福島が南郷スキー場から撤退されたということを受けまして、南郷スキー場につきましては、経験のある株式会社みなみあいづにお願いをして、運営を継続していただいたということでございましたけれども、途中で撤退されたという事態が起これば、さらに指定管理者を再公募するということになるかというふうにご考慮しております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 承りました。

それでは、この施設の管理なんですが、自治体は施設を適正に管理するという責任があると思うんですが、その計画というのは、何年スパンとか、例えば10年とか5年とかというのはあるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答へいたします。

現在、高畑スキー場については、今ほど町長答弁でも申し上げましたが、指定管理の追加議案を出させていただくというようなことではありますけれども、今回の予算、維持管理費につきましては、令和3年度において最低限の維持管理をして、いつでも再開できるよう対応したいというようなことで、今回の予算については、高畑スキー場については、3か月分の最低限の維持

管理費を計上してございます。

また、花木の宿の部分と窓明の湯の部分につきましては、6か月分の最低限の予算を計上させていただきます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 指定管理が決まらないで、自治体で管理するというので、短期間の予算計上だとは思いますが、適正な管理をして、次の指定管理者に引き渡せるようによろしく願いいたします。

それでは、次の2番のレジ袋などの削減についてなんですが、回収量については大きな変化がないというのは、これは、レジ袋なので重さは、減容・減量ということがありますが、やっぱり政府で言われるように、それをきっかけとしたライフスタイルの変革というのが大きな目的かと思っております。大きな変化がないというのは想定内なのかなと思っております。

ここから海が遠いので、直接的にマイクロプラスチックがというのをイメージにしくいかと思うんですが、身近なレジ袋を減らすことで、住んでよかった、南会津町に住んで、こういう取組を行っている、町として先進的な取組とかがあれば、環境問題に対して、レジ袋、プラスチック削減にかかわらず、先進的な環境問題があれば、そのことが、住んでよかった南会津町のテーマでもあります、住んでよかった南会津町というのがあるんですが、そういうことに結びつくと思うんです。

自分たちが南会津町で生活することで、次世代にツケを回さないとか、そういう生活ができるんだというような生活が、南会津町で生活することでそれができる、実現できるというようなことが理想かなと思うんですが、そういった考え方というか、町の考え方はございますでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 答えをいたします。

南会津町において、積極的に環境問題を捉えて、具体的な環境対策の取組ということ、これが住んでよかったというようなことで、住民の方も誇れるというようなことが、具体的にどのようなところになるのかというようなおたしだと思っております。

この環境問題につきましては、今提示をいただいております廃プラスチックの課題、この地球規模の大きな課題に対する取組ということで、私どもの中では、海洋、海と川ということでかなり距離が離れているというような観点の中で、実質的な取組をしっかりとやっていかなくちやならない、それが住民の方に習慣化される中で共有される、このことが大事なものというふ

うに思っております。

一つ大きな点としましては、3きり運動でごみの減量化ということ、このことは、住民の方に習慣化をしていただく中で、地球温暖化対策等も含めまして、大きな視点というふうに捉えております。食べ切り、水切り、そして使い切りというような観点でございますけれども、今まで廃棄をそのまましていたものを、廃棄をしなくても済むという考え方に変えながら、これらを楽しく、そして自分の金銭的な節約というようなことに変えられる、そのような取組として、今後、啓発・啓蒙を進めさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今回の、地球環境というところがちょっと大きいですが、地球環境は、未来の人たちから借りているという言葉があるんですが、3きり運動で、町としては、3きり運動ということがありましたけれども、昔で言えば、3R運動とかというのがありました。4R運動、3R運動、最近あまり言われなくなりましたが、ぜひまた復活して、自分たちが生活する中で将来に負担をかけているんじゃないかというストレスを感じる人もあると思うんです。これでいいのか、これでいいのかと思う生活じゃなくて、自分たちは未来に負荷を残さない生活というのは非常に大切だし、それがひいては、住んでよかったというふうになると思っておりますので、ぜひ3きり運動を推進していただけたらと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 申し訳ございません。先ほど私が答弁した、さいたま市からのスキーの来場者の数について間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

令和4年度、46校、児童3,100人と申し上げましたが、こちらは5月から10月までの夏季期間に来る児童の数でございましたので、訂正させていただきます。令和4年度の1月から3月までにつきましては、24校の3,800人でございます。

令和6年度につきましては、1月から3月までで24校、3,800人でございます。

令和7年度以降につきましては、今後、事務方の協議ということになっておりますので、申し訳ございません、おわびして訂正させていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。

9番、大桃英樹君にお諮りをいたします。

これ微妙なんですけど、正午まで40分を残しております。一般質問を継続をしたいと思っております。

が、いかがでしょうか。了解ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ありがとうございます。

了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、一般質問を開始いたします。

大きな項目として2つです。

1番目、外部人材の積極的活用は。

人口減少や担い手不足を解消するために、いかに地域外から人材を呼び込むかが、地域活性にとって重要になっております。令和3年度町政施政方針では、新しい人の流れをつくるとして、地方創生テレワークの推進により本町への新しい人の流れを創出していることから、以下について伺います。

1、関係人口創出事業の具体的内容は。

2、総務省が示した令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等については、地域おこし協力隊のインターン制度を創出するとあります。この制度の活用の考えがあるか伺います。

3、外部人材の登用により地域活性を促す地域おこし企業人プログラムは、外部人材を生かすとともに、観光分野や販路拡大に寄与できると考えますが、制度活用の考えがあるか伺います。

4、上記の2つの制度に限らず、地域資源活用のためには人材の確保が欠かせないと考えます。役場、観光物産協会、第三セクター等に外部人材を積極的に活用していく考えがあるか伺います。

大きな2番目です。スポーツ環境の充実を。

町内には数多くのスポーツを楽しめる施設があり、町内外を問わず、多くの方が利用しております。令和3年度予算でも、スポーツツーリズムの推進や合宿誘致に予算を計上しております。

すが、地域の特色を生かしたスポーツ環境の整備と、より多くの町民も楽しむことのできる方策が必要と考えております。

そこで、以下について伺います。

1、合宿誘致促進事業では、セールスキャラバンの展開と合宿団体の旅行費用に対する助成を行っておりますが、効果と課題は。

2、町公共施設等総合管理計画では、当町が保有する公共施設のうち、スポーツ・レクリエーション施設の割合が非常に高い状況にあります。今後の施設整備の計画について伺います。

3、スポーツは、健康づくりにも大きく寄与するとされ、より多くの町民が親しむことで健康寿命を延ばすことにつながると考えます。町民のスポーツに対する取組状況と促進のための方策について伺います。

4、コロナ禍において、子供たちの運動不足が懸念されます。町内には、以前整備された各地区の公園や遊具がある施設がございますが、かなり経年劣化しております。廃校となった学校施設や校庭を活用した遊び場を創出してはどうか、町の考えについて伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、外部人材の積極的活用に関する1点目であります。

関係人口創出事業の具体的内容はとのおただしであります。現在町では、人口減少及び担い手不足を解消するため、地方への新しい人の流れのつくることを目標の一つに掲げまして、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めまして、関係人口の創出・拡大を推進しております。これにより、令和3年度は、関係人口創出拡大において、主に4つの事業を実施する予定であります。

1つ目は、令和2年度から実施しておりますチームビルディング・ツーリズム事業であります。

本町の地域資源である食・文化・自然等を企業研修のツールとして活用してもらうことで、観光のような一過性でなく、継続して本町に訪れてもらう仕掛けづくりを行うものであります。

2つ目は、同じく令和2年度から実施しております山村留学事業であります。

他の地域から本町の自然豊かな環境の下に移り住み、小・中学校に通いながら、様々な自然体験活動や地域行事などを通じて、児童・生徒あるいは地域住民との相互交流を行うことで、本町で第二のふるさととさせていただき、将来的な関係人口へつなぐことを目指しているものでございます。

3つ目、関係人口創出事業であります。

町の外から地域を応援してくれる南会津町ふるさとサポーターを増やしまして、地域課題解決のアイデアの提案、町の魅力の発信及び町への訪問をしていただきまして、地元の住民と新たな人材との交流が行われることで、地域経済活性化、社会活動の振興をつなげるという考えです。

4つ目は、地方創生テレワーク推進事業であります。

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新たな働き方や暮らし方が広まったことによる地方志向の高まりを受け、テレワークなどが実施できる環境を整備し、将来的な移住やサテライトオフィスの設置を目指しています。これらの事業を総合的に実施し、本町へ新しい人の流れを創出してまいりたいと考えております。

コロナの今、感染拡大の中では、厳しい中ではございますけれども、恐らく人の考え方も、これが収束した時点では大きく変わってくるものと、そのようにも思いますし、期待したいです。また、それを受け入れられるための、町としても準備も必要だと思いますし、そのようなことを町として、今から準備をしていければなど、そういうふうにも思っています。

次に、地域おこし協力隊のインターン制度の活用についてのお願いですが、地域おこし協力隊のインターン制度は令和3年度から始まる新たな制度であることから、制度の内容を精査するとともに、受入体制などを調整する必要があるものと想定しています。

今後は、関係する課で横断的な検討を加えるとともに、関係団体等とも協議して、本町における有効性を確認の上、本制度の活用について判断してまいりたいと、そのように考えております。

次に、3点目、地域おこし企業人プログラムの制度活用のお願いですが、総務省が進める地域おこし企業人交流プログラムにつきましては、民間企業等から社員の派遣により、地域の価値や魅力を向上させていく取組であることから、その知見やノウハウを生かすことは本町にとってとても有効であると、そのように認識しております。

また、地域おこし企業人の派遣期間は、6か月以上3年以内と定められていますが、その後の派遣元企業との交流・連携なども想定されることから、関係人口の創出、さらには移住・定住にもつながるのではないかなど、そのように考えております。

一方、町内の人材育成も必要であると、そのように考えております。受入れに当たっては、関係団体における主体性も重要であることから、今後、関係団体等との協議・検討を重ね、必要に応じ活用したいと考えております。

次に、4点目であります。

前2つの制度に限らず、外部人材を積極的に活用していく考えについてのおたただしであります。外部人材活用などの制度につきましては、地域おこし協力隊や地域おこし企業人交流プログラムのほか、地域独自の魅力や価値を向上させるため、専門家を招聘する地域力創造アドバイザー、また、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、企業から人材を派遣していただく企業版ふるさと納税（人材派遣型）ということではありますが、それから、福島県が主体で、県内市町村による自治体クラウド等への対応について、専門家を派遣し支援するICTアドバイザー市町村派遣事業、さらに、地域活性化に向け、意欲的な取組を行おうとする地域に対して指導・助言を行っていただく専門家の地域活性化伝道師などもございます。

現在、町が想定する例の一つといたしましては、デジタル化の動きが加速している中で、ICTに関する専門的知識を有する人材の活用が考えられます。

今後、取り組む事業の内容によっては、有効な制度を活用するよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、スポーツ環境の充実をに関する1点目であります。

合宿誘致促進事業では、セールスキャラバンの展開と合宿団体の旅行費用に対する助成を行っていますが、効果と課題はとのおたただしであります。本事業につきましては、平成26年度より、首都圏及び仙台市方面を中心としたセールスキャラバンと、延べ宿泊者数に応じた助成を実施しておりまして、今年度を除いた過去6年間の受入実績は、607団体、延べ6万5,492人となっております。

また、昨年度に実施した148団体へのセールスキャラバンの効果もありまして、今年度は早い段階で、65団体から延べ1万831人の予約をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりましてキャンセルが相次ぎ、残念ながら現在のところ、7団体、延べ461人受入れの実績ということになっております。

本事業の効果といたしましては、宿泊施設や宿泊施設に食材等を納入する卸売店、クリーニング店、土産品店、ガソリンスタンドなど、町内の幅広い業種に経済効果をもたらしているほか、本町の豊かな自然環境や、合宿の適地であるといった魅力をできるだけ多くの方に知っていただくことにより、合宿だけでなく、教育旅行の誘致や知名度向上、リピーターの確保にもつながるものと期待しているところであります。

なお、合宿で本町を訪れたことのある学生が、その後に教員となり、顧問となって部の合宿に選んでくださったり、自動車運転免許の取得で合宿に来られたり、スキーやスノーボード、

そして、家族旅行で来ていただいたとの事例も報告されております。

一方、課題といたしましては、主要な訪問先であった旅行代理店の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を強いられているところもございまして、セールスができない状況が続いているため、これまで築き上げてきた信頼関係をいかに維持していけるか、また、新規顧客をどのようにして獲得していくか、さらに、合宿施設の修繕や整備、そして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をどのように講じていくかといったことが当面の課題であると、そのように認識しております。

いろいろ受入れの課題はあるわけですが、環境の整備とか地域の魅力アップ、それから情報の発信の仕方、道路、それから、大分道路はよくなってきておりますけれども、やはりインフラの整備、道路の整備、そういうようなことも大きな課題にはあると、そのように思っています。コロナ禍の中で、課題をしっかりと、それらに対しての対応をしていくことが大切であると、そのように考えております。

次に、2点目であります。

今後の施設整備計画はとのおただしであります。現在整備されているスポーツ・レクリエーション施設のほとんどが、建設後かなりの年数が経過しております。公共施設等総合管理計画の中において、継続して維持管理をする方針としております。

議員おただしのように、地域の特色を生かしたスポーツ環境整備を進めるためには、施設の効果的な利用を図るための改修や新規施設の整備など必要であると考えておりますので、財源の確保を含め、施設の整備、そしてまた、維持管理について検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目、町民のスポーツに対する取組状況と促進のための方策はとのおただしですが、現在、町体育協会への委託や各競技団体等へ、大会開催の補助金交付により、各地域の運動会やスポーツ大会の開催をしております。

また、大会などの競技志向ではなく、体を動かすきっかけづくりとして、地域ごとに健康体操の実施やチャレンジデーへの参加、体力測定事業などの事業を実施することによりまして、町全体で健康寿命の延伸に向けて取り組んでおります。日頃から、無理なく自分に合った運動をする習慣等呼びかけながら、体力づくり、健康づくり等、地域とのコミュニケーションを築けていけたらいいなど、そのように思っています。

次に、4点目であります。

廃校となった学校施設や校庭を活用した遊び場を創出してはとのおただしですが、廃校となった学校施設や校庭については、一部の施設において整備などの維持管理を行い、地元

のスポーツ団体や合宿などで利用をしていただいております。

議員おただしの廃校等を活用した遊び場の創出につきましては、現時点で遊具の設置等の計画はございませんが、現在の施設利用の状況や町全体のスポーツ施設の在り方を踏まえながら、調査研究を進めて、有効利用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、関係人口をどうやってつくっていくかという課題に関してです。

なぜこの質問をしたかという、先ほど町長からも少しございましたが、やはりこのコロナ、コロナ後のということでしたが、コロナが発生したことによって少し変わっているところがございます。それは、例えば人と人との関係、距離を保つということに対して、距離を保って初めてその大切さが分かったというようなことがあります。また、それだけではなくて、例えば暮らしの在り方、家族ということの大切さもそうですし、仕事の在り方、リモートワーク等で変わってきています。

また、じゃ、どこで住んで自分の人生を暮らそうかということで、少し田舎回帰ということも進んでいる。しかしながら、まだまだ利便性の部分で、首都圏近郊でしかそれは生まれていない。しかしながら、明らかに人々の考え方というのは変わってきているというようなことが言えると思います。

また、働き方についていうと、副業ということに関して、私は変わってきているなと思っています。現在、一つの会社で終身雇用、ずっと同じ会社で最後まで終えるんだという方は非常に少なくなっている。その不安も大きいことも事実ですが、一方で、働き方が自由になることで、空いた時間をどうやって利用するのか、自分の時間を全て会社にささげるのではなくて、家族のために、自分の人生のためにどう設計していくかという考え方に若い人はなっていて、起業をしたり、地方で住んでみようか、そういう考え方に少しずつ変容しているというようなことから、今こそやはり関係人口をつくって行って、我々が今不足している担い手だったり、地域人材というものをしっかり確保していくべきだ、このような考え方から、この質問をさせていただきます。ということ、まず最初に述べさせていただきます。

再質問させていただきますが、まず、チームビルディング事業ですが、これの、今年度から

スタートした事業ですが、進捗状況、そして見通しというのは、やはりコロナ禍で非常に大変ではないかと、まず、密集させるということに対して非常に拒否感がある、また、集団で動くということに非常に拒否感が強くなっている。このことから、この事業を進めるに当たり、大きな障害の一つになるのではないかと。

しかしながら、町としては、大きな予算をかけながらやろうとしています。現在の進捗状況と来年度の事業、この見通しについて伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

チームビルディング・ツーリズム事業の進捗状況ということでございますが、こちらについては、町長答弁がありましたように、第2期総合戦略の新たな視点として掲げられました地方への人・資金の流れを強化する、その施策として町が取り組むものでございます。

令和2年度には、首都圏の企業に対して、研修の場として南会津町の地域資源を活用してもらうことで資金の流れを本町に向ける、そのほかにも、研修に来ていただいた社員等に本町を知ってもらうということを持ちながら、つながりを持つということを目的として、まず、広告・プロモーション全般を事業領域としております電通アドギア、こちらのほうに研修メニューを開発してもらいました。

具体的に言いますと、南会津の資産の棚卸し、このチームビルディング・ツーリズムとは、簡単に言いますと、企業の修学旅行とか企業の教育旅行というのが、ちょっと分かりやすいと思うんですが、そうした場合に、その企業の方がどういうものを南会津に求められるのか、その辺の棚卸しをしております。資源の棚卸しでございます。そこをした上で、プロモーションビデオを作成しようということで、その下打合せをしております。

さらには、モニターツアー、どういうツアーで回るのが一番効果的なのか、また、その企業に合った資源をどのように回遊していくのかというような下調べをしているところでございます。

来年につきましては、今申し上げましたようなところを実際に形にしまして、プログラムを提供しまして、それぞれ首都圏等の企業にそれをPRとして出しまして、実際に再来年以降に企業に来ていただくというような流れを想定しておるところでございます。

議員おただしのコロナ禍ということでございますが、学校の修学旅行と違って、大人数で来るということはあまり想定しておりませんで、1社当たり10人とか15人、このぐらいが限度かなというふうに思っております。それを、もし多いのであれば、幾つかのグループに分けて、

それぞれ分担をしながらモニターツアーを行っていくというようなことで、コロナ禍に適したような形のツアーというふうに、先ほど言いました電通アドギアさんとも協議をしているというふうなところでございます。

なお、電通アドギアさんですが、立ち上げについては、今年、来年度と関わっていただいておりますが、その後は自立して、南会津町内の企業でこれらを立ち上げて、都会から、首都圏から企業に来ていただく、そのプロモーションを自分たちでできるような仕組みを、町内の企業にしていいただければなというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 来年度に関しまして、モニターツアーを実施するというようなことでございますが、最終ゴールがどのようなところに行き着くのかというところが非常に気になるところです。その実施母体についても、町内の企業でというお話でしたが、果たしてその担い手がいらっしゃるのか非常に不安です。

つまり、それで稼げるとか、収入を得られるとか、従業員を雇えるとか、そういったような状況になるのであれば別なんですけど、なかなかそこまで余裕ある企業があるのか。

ただ、議論の余地はあると思っておりますので、違う視点からお聞きしたいと思いますが、最終的に来ていただく方に対してのメリット、南会津に来ていただくためのメリットというのは何なんでしょうか。

例えば、合宿誘致であればバス代の補助、バス料金も非常に値上がりしたことに起因しまして、そういった補助をされているんだと思いますが、このチームビルディング事業において、チームビルディング・ツーリズム事業において、最終的にどのような事業になるのか、どこを目指しているのか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

企業にとって、このチームビルディング・ツーリズムというのは、今、大きな反響を呼んでいる事業でございます。やっぱり企業研修というのがこれから重要だということで、その企業研修の場を自社のビルとか、そういうところで行うのではなくて、団体活動をしながら、自分と、今いる企業環境とは違うところに行って、お互いの連帯感を高めるなり、新たな発想をつくるなり、そういうようなことで、ツーリズムという事業が今盛んに行われ始めようとしております。

そこで、南会津町にとっては、来ていただくことで当然お金が落ちます。会社からの負担で来る、また、個人で車や自分のお金も使うということで、町内にお金が落ちる、お金の流れを持ち込むということになるかと思う、人とお金の流れをつくるということになると思いますので、当然町にとっても有効な資産になってくる。

そのプロモーションというか、プロデュースをする企業でございますが、ある意味、観光の、そういう人を呼び込むような手法を使っただけであれば、これは可能だなというふうに思っております。当然、手数料も発生しますし、宿泊所に泊まってもらえば、それなりの手数料も発生する、収入も発生する、また、お土産物を買ってもらおうというようなことで、当然そこでの地域内の経済の活性化にもつながってくる。

さらには、最終的な目標として、南会津町に関わりを持ってもらう、これが一番重要でございまして、そこからいろんな関係、そして、この後出てきますが、外部人材の登用ということにも関わってもらうというようなことも大変有意義なことになるのかなと、その辺までを目標として進めている事業でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すると、最終的には、例えば宿泊料の補助であったり、来ていただくことによって、こちらからインセンティブを与えて来ていただくというような事業ではなくて、自ら、首都圏から、南会津が企業研修にふさわしい土地だと、適した教育機関があるというふうに認めていただいて、選んでいただける土地になっていく、地域になっていくということを目指すというようなことでよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 おただしのとおり、町でいろいろな助成をしながら来ていただくということじゃなくて、企業が自らこの町を選んでいただいて、企業の負担で来ていただくと、そういうことを最終的な目標にしております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そこまで魅力的なメニュー開発ができるかということが鍵になってくるかと思いますが、現在の進捗として、どのようなふうになっているのか。

つまり、少し想像、多分皆さんもできないと思うんですけども、例えば、使う施設はどうなるんだろうとか、例えば選択できるのか、それとも、我々とすれば、例えば廃校を利用するのかなとか、そういった有効活用につなげようとしているのか、それとも民間の施設を利用しようとしているのか、例えばそういった、現在考えているプランの何か例とかありましたら、

示していただけますでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

令和3年度に予算化して事業をしておりますが、今回の事業の進捗の発表につきましては、来週ですかね、3月の下旬に、電通アドギアさんが来て発表会をするということで、そこまでちょっと私のほうでは、確実なものは今持っておりませんが、想定といたしましては、宿泊所としては、町内の観光施設、宿泊所、こちらを使っていただくということを考えております。特に空き家を使うとか、そういう廃校を利用するということは考えておりません。

そういう意味でも、そちらにも、担当施設のほうにもお金が落ちるということで、そういうところを想定しているということでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、推移を見守りたいと思います。ぜひ、単に外部から、電通さんを使うまでになっているんですね、地方の自治体が。しかしながら、それぐらい広告というのは非常に大事なんだろうなと思います。やはり響くように、届くところに届かないと意味がないだろうな、そんなところから、こういった計画になっているんだとは思いますが、ぜひ注目して、私も見ていきたいと思います。

次に、関係人口創出事業の中で、ふるさとサポーターというような言葉が出るわけですが、すみません、私の認識が、今の現時点でどういったものなのか、現時点であるのか、それで、どういったものを目指すのか、どのように関係していただくかと思っていच्छるのか、具体的にお答えいただければと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

ふるさとサポーターについてのおただしでございますが、ふるさとサポーターに登録してもらった制度につきましては、今年度、令和2年度から始めております。予算は必要なかったということで、予算化はされておりましたが、現在34名の方が、ふるさとサポーターに登録をいただいております。

ふるさとサポーターの趣旨といたしましては、これも第2期まち・ひと・しごと総合戦略に掲げます新しい人の流れをつくるということの一環でございまして、首都圏をはじめ町外から本町を応援する人たちのネットワークをつくるということでございます。

具体的に言いますと、フェイスブック等のSNS等の活用により、情報発信をその方々にし

てもら。特産品や地域課題をテーマに、定期的な首都圏との交流会をその方々で行う。コロナ禍ですので、場合によってはオンライン、既に今年度についても、費用がかからない範囲でも、オンラインでの会議なんかも、打合せなんかもしております。

また、その方々の中から、逆に今度は本町のほうに来ていただいて、外からの視点で活動・交流・提案のプログラム、こちらをいただくということで考えております。

最終的には、役場が中心となるのではなくて、町の企業や団体、もしくは集落等でそういう方々を受け入れ、地域おこしに役立てていくと、外からの目線での地域おこし、地域の在り方を考えていくということを想定しております。

なお、ふるさとサポーターに登録をいただいた方には、ふるさと住民票ということで、小さなカードですが、こちらを発行いたしまして、町内の施設を利用された場合の割引等などについても特典をつけさせていただくと、そういうような事業でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 分かりました。

町のほうでも様々な制度を利用するとともに、独自のそういった考え方の下に、いろんな方向から、いかに都市との関係をつくるのか、関係人口を増やしていくのかということを考えているということが明らかになってきているかなと思います。

そんな中で、質問にあります地域おこし協力隊のインターン制度ですが、こちらについても非常に重要ななと思っています。今月の広報みなみあいづにも、地域おこし協力隊同士で事業を起こされた方の事例がありました。そういうふうに具体的につながっていくと、非常に希望が持てるかなと思いますが、一方で、なかなか根づいていないのではないかな。

例えば、私が見ているのは、西会津町等、やはり芸術文化を中心とした地域づくりということを発信されておって、非常にたくさんの方が来ていて、よく新聞記事に地域おこし協力隊の方が、こういったイベントをやりますよとか、こういったムーブメントというか、地域住民と交流していますよというような動きを発信されているのを目にしますと、やはりまだまだ南会津町の地域おこし協力隊の事業に関しては、改善の余地があるのではないかなと思っています。

そんな中で、やはりテーマづくりであったり、どういった方をターゲットにするのか、また、どういった方が南会津を向いているのか、その辺のニーズ把握、これは、外から見える南会津町という部分も大事ですし、我々がどういった方を必要としているのかということも非常に大事だと思っています。

来年度、新年度に向けて、地域おこし協力隊の活動について、どのような方をターゲットに

していくのか。また、南会津町のどうも足りない部分に対して、どのように手を差し伸べていただきたいとか、協力していただきたいとか、どのような考え方が伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 地域おこし協力隊としての在り方というおただしでございますが、まず、ご質問にありました地域おこし協力隊のインターン制度でございますが、こちらにつきましては、議員からもおただしのありましたように、なかなか根づかないという町の実態がございます。これまで、地域おこし協力隊として活動されていまして、地元に残っている方、今2名のみでございます。そのほかの方については、途中で退職をされるとか、満了後に他の地域へ行ってしまうというようなこともございました。

この原因というのが考えられるのが、地域おこし協力隊というのは1年から3年、長期間の雇用となります。一旦入ってしまうと、なかなかそう簡単に辞められないということもあって、想定していた自分の思いと違って、思ったような地域になじめなかった、活動ができなかったというのも、実際はあるのかなというふうに思っております。そこに滞在して、いきなり最終的に移住して生活をしていくということは、なかなか決断できないという方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。

そういう意味で、その3年という縛りではなくて、このインターン制度につきましては、最長3か月間でいいので、お試しに来ていただけませんかということでの制度でございます。学生であれば、夏休み等に利用ができるということもあるかもしれません。取りあえず一旦来てみて、地域のことを分かっていたら、これで、よし、やってみようということになれば、正式な契約にして、3年間ということにしていこうというための制度でございます。

国においても、令和6年度に全国で8,000人にしたいという目標がありまして、元年度末で5,500人ということで、まだまだ増やしたいということで、今私が申し上げたところに財源措置を設けております。それぞれ1人当たりの金額が1日1万2,000円、上限ですが、財政支援しますよというようなこともありますので、そういう意味で、この制度を活用していきたいということを考えております。

それから、地域おこし協力隊に対する町の考え方でございますが、これまでは募集に際しまして、町でテーマを設けまして、こちらのテーマでやっていただける方はいらっしゃいませんかという、町が主体でテーマを設けていたというところもあります。それが成功している部分もあるんですが、例えば、藍染めに今、2名の方が来ていただいておりますが、藍染めをテーマとしましたところ、多数応募があった中の2名の方を採用させていただきましたが、いろい

る積極的な活動を今していただいているというのは既にご承知かと思えます。

しかしながら、地域おこし協力隊を希望する方が、私はこういうことをやってみたいんだ、そういう思いでいらっしゃる方が、なかなかマッチングがしないということもあるので、来年度からは、地域おこし協力隊のやりたいことをまず聞いて、そこから町に合ったものがあるかどうかという判断をしようということで、積極的なテーマをこちらから言うのではなくて、向こうから、応募者から提案してもらった中で活動してもらおうという新たな手法を来年度以降は考えていきたい。

そういうことで、インターン制度と併せまして、地域おこし協力隊の人数を増やしまして、新しい人の流れをつくるというような政策に結びつけていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先ほど私が申した、例で申しました西会津町なんかは、やはりテーマがはっきりしているんだろうなというほうの例だと思います。多分2つに分けられて、例えば昭和村なんかはそうですよね、織姫制度が非常にうまくいっていて、結婚まで結びついている例が非常に多いということを伺っております。

つまり、それだけ、やはり文化とか、そういった部分に関しましては、興味のある方がいらっしゃる、一定数いらっしゃる、活躍する場がなかなかないということで、今回も藍染めに関しては、うまくいっているのではないかなというふうに推察いたします。なので、そういった特定の文化とか芸術に関しましては、非常にチャンスがあるのではないかなというふうに思っています。

しかし、一方で、やはり町が困っていることに対して手を貸してくださいというようなことに関しては、なかなかマッチングは難しいだろうなという思いがあります。課長がおっしゃるように、やはり本人の思い、まず人生ですので、その方の人生ですので、縁があつて南会津に来てみようと思う方にどんなチャンスを与えられるかというのも、我々に課せられた課題だと思います。

したがいまして、やはりこの出会いをきっかけに、どう町に親しんでいただくか、そして根づいていただくかという部分でいうと、やはり広い間口を持ってやっていただくという方向性も一つ持ってもいいのではないかと。例えばこれ、合併前の小さなそれぞれの地域であれば、少し事情が違ふんだと思います。やはり期待も大きいですし、どれぐらい協力できるかという部分、自治体、我々が協力できる部分に関しても、やはり期待は大きいと思います。

しかしながら、やはり南会津町、合併して大きくなっていますので、少しばやけている点が

あるのではないかと、我々はそれを省みる必要があると思っています。しかし、外から見える若い方が南会津町に注目するものは何なのかということ、逆に我々が教えていただくということもあろうかと思っています。

したがって、ぜひ、これだとマッチングうまくいかないねという話ではなくて、そこから生まれるもの、その方の発想を非常に大事にさせていただいて進めるという方向性、今示していただきましたので、ぜひそういった考えの中で、まずは人数を増やすということが非常に大事だと思います、間口を広げるということ。そこからどうやって広げていくか、深くしていくか、これまた我々の力量でございますので、そういった視点を持ってくださることにしましては評価したいと思います。

一方で、受入れの体制の持ち方にも課題があるのではないのでしょうか。つまり、今ですと、恐らく、田島であれば本庁、ほかであれば支所で担当ということになるかと思いますが、このやり方、私、ちょっと調べていないので分からないんですけども、全国的に見て、うまくいっている事例の中で、そうではなくて、自立しているような、例えば協力隊の皆さんを受け入れる自前の組織を組織しているような動き、例えば自治体、そういった例があるのか、ご存じであれば伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 地域おこし協力隊の受入体制のご質問でございますが、議員おただしのように、これまで協力隊になられた方がなかなか根づかなかった理由の一つにも、やはり受入体制のところがあるのかなというふうには正直に思っております。

しかしながら、役場が中心となって受け入れざるを得ないというようなことで対応してきております。民間の方、もしくは団体で受け入れていただければ、それはそれでいいんですけども、なかなかそこまで正直いっていないというのが、課題の一つかなというふうには思っております。

ここは今後の課題ということで、役場の職員の手伝いというような形のものじゃなくて、やっぱり自ら思いをぶつけるような仕事に就けるということになれば、それなりの受入体制が必要かと思っています。そこについては、私どもも、ほかのところもあまり研究もしておりませんし、そういう課題があるということは分かっているんですが、今後、その辺については十分検討・研究をして、対応していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、ちょっとお話をさせていただきたいと思っています。

これまで私たちの地域は、合併前からですけれども、緑の協力隊であったり、地域おこし協力隊ということを受け入れてまいりました。根づいた方もいらっしゃいます。自分で仕事を見つけた方もいらっしゃいます。

一方で、諸事情の中で、1年たたないうちに離れた方もいらっしゃいます。これはやっぱり、お互いのギブ・アンド・テークということばかりじゃなくて、私たちがこれまで地域として、例えば地域おこし協力隊を迎えるに当たって、藍染めの話も出ました。私どもも、何とかこの藍染めを、ひとつ町の大きな事業としてならないかと、そういう思いも現実ありましたけれども、しかしこれ、なかなか急に、協力隊の方が来たからといって、すぐに成り立つものでもございません。

協力隊とは違いますけれども、トマトの生産とか、それから花の就農とか、そういうことでいらした方、根づいている方もいらっしゃいますし、ですから、その人たちが、来られた方がいかに、どういう目的でこの南会津に来られたかということがかなり大きく影響するのかなと、それもだんだん分かってきました。

ですから、私たちが、私たちの地域のために何ができるかというんじゃなくて、来られる人が来られたときに、私たちがどういうお手伝いをして、どういうふうにするかその人たちをサポートして、ここの地域に溶け込んでもらうのかということが、多分重要な視点になってくるだろうと、私はそのように、これまでの流れを見て思っていました。

そういうことでは、私どもは、やはり、もちろんここに来て、住んでいただくような条件をセットする、提供するのも大事でありますけれども、しっかりした、私たちのこの地域はこういう地域ですよという前もっての情報提供とか、そういうことも非常に大きな役割があるなど、それ感じています。

ですから、私たちが気がつかないところも、情報提供の中では私たちが感じている部分しかないかもしれませんけれども、いろんな方の、先ほどのふるさとサポーターとか、そういう人たちとの情報交換の中で、そのような環境整備をするということが、これから大事になっていくのかなと思います。

そういう意味で、まだまだ定着するには、本当にいろいろな課題がございます。ただ、制度を利用すれば、お互い負担が少ないとか、そういうことはありますけれども、でも、そうじゃなくて、本当にその人たちが、この南会津に来てもらうために何が大事なのか、そこをしっかりと我々も受け止めて、その対策をするということが大事だと思いますので、そこは焦らず、そして、しっかりその対応をしていくことが必要だと改めて感じておりますので、今後ともその

辺はしっかり検討して、町としての受入体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 国でも多彩なメニューを通して、地域にどうやって還元していくか、人材の流れを変えていくかということを検討しているようです。挑戦しましょう。そして、共につくっていくんだという意識がなければ、自分たちの今足りない部分を認めるということ、非常に大事だと思います。受け入れ難いものではありませんが、確実に必要だと思います。

その中で、この中で最後の質問がございました、第三セクターとか観光物産協会、やはりプロの目がやはり必要ではないか。

私、以前、館岩地域の方とお話したときに、やはり会津高原リゾートが発足した当時の思い、それとか、あと、やはり挑戦の歩んできた道、特に営業に対して非常に熱があった、また、お金や人も十分割いてきたということを伺ってきました。なので、当然、私のように南郷出身であったり、ほかの地域の方にとっては少し伝わりにくいことなんです、やはり一つの観光地を売るということはとても大変なこと。

したがって、やはり、今あるものを維持するということをメインとするのではなくて、将来この地域にどれだけの人を呼び込むんだよという意欲がなければ、なかなか難しいんじゃないかと。当然、今従事されている方も、それを命題としてやっていらっしゃるとは存じますが、やはり新しい流れというのを臨機応変にやはり感じながら、そして、新しい人材を入れながらやっていかないと、どうしても硬直化する、どうしてもそういった状況が生まれやすいのではないかなと思っています。

したがって、今回改めて、あえてこのような質問をさせていただいています。やはり観光みなみあいづであるとか観光物産協会、これからシティプロモーションの時代だと国も言っていますし、こういった人材プログラムの中で、シティマネジメントであるとか、そういったことを大事なんだよということを訴えています。

実際にうまくいっているところは、しっかりやっているというようなことから、私は、人の流れを変えていく、組織にも新たな血を入れていくということが必要かと思いますが、町長の考えを伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども第三セクターのお話もございました。今から40年、50年、50年前ではないですかね、

その時期には、やはり出稼ぎを解消して、地元でちゃんと生活ができる、そして、お客さんを受け入れる、その事業が大変有効な事業として今まで来たわけです。ところが、時代が変われば、それがずっとそのままやっていいのかと、今問われているわけです。

ですから、そういう意味では、今回、指定管理でないところも指定管理に応募していただければ、そのような雰囲気にはなっておりますけれども、でも、やはり町としては、それをそのまま継続するのではなくて、そして、やっぱり町民の皆さんにも、そのところはしっかり理解していただく必要があると思うんですよ、これから。ですから、それは変えていかなきゃならない。自分たちのためじゃない、利用されるお客さんがどういうふうを受け止めるか、これを私たちが見定めて、やっていく必要があるということです。

ですから、全く方向性が今度、逆の立場になるということなんで、それを踏まえた中でやらなきゃならない。ですから、こういう新しい考え方を入れるということも、一つはそういう手法でありまして、そして、私たちが気づかなかったところも気づかせていただく、そして、そこで一つのスタイルをつくってもらおうということが、私たちが今度また逆に、協働してやっていけるような環境づくりになっていくと、そのように考えております。

ですから、常に時代は動いていると、そう思わなきゃならないし、コロナがこれで止まっているわけじゃなくて、今収束は見えていないですけども、いずれ収束する。そうしたときに、新しい生活の様式といいますか、言葉ではそう言いますが、人の流れも考え方も変わっていると思います。ですから、それを見据えた中で、今後の地域づくり、まちづくり、そして人の考え方、これを変えていく必要があると、私はそのように考えておりますので、そうしたことを踏まえた中で、これらの事業、町の事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そのとおりです。あとは、どう変化の芽を感じながら、具体的に変わっていくか、理解を進めながら変わっていくかということにかかっていると思います。まさに今その節目にありますので、ぜひ共に進めていければと思っております。

それでは、2番目の質問に移りたいと思っております。

スポーツ環境の充実をということで、今年オリンピックが行われるであろう、やはりスポーツに関心が向く時期であるので、この質疑をさせていただいています。答弁を町長に求めましたが、教育委員会とも当然深く関わる部分ですので、ぜひそこは柔軟にお答えいただければなと思っております。

合宿誘致とか、例えばスポーツツーリズム、私、非常に南会津に合っていると思うんです。しかしながら、いつもスポーツツーリズムというと、伊南地域限定になっているんです、なぜなのでしょう。

やっぱり一つの窓口として、南会津町、スポーツツーリズムの里ですよ、いろんな団体とか、例えば企業チームが来てもいいんだと思います。かつては埼玉栄学園、非常に盛んに来ていただいた時期もありました。そういった交流を通して、子供たちが、例えば交流をしたり、大人たちが来てくれた方々を応援するような関係性、非常にスポーツには可能性がある。オリンピックが行われること、そして南会津町には資源があること、素地もあるというようなことから、この質問をさせていただいております。

1つ目は、スポーツツーリズム、これをもう少ししっかりやっていくために、窓口を大きくして、伊南地域だけではなく、町全体でやっていくお考えはないか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

ただいま9番議員からお話のありました内容について、私も同感でございます。

今現在、そういった窓口が一本化されていないという課題も事実としてございまして、各地域ごとに、本庁であったり支所であったりが窓口になってコーディネートをして、先方と打合せ等行って、実施しているというような状況なんです、そういったものをまとめて、一つの窓口で問合せとか営業とかを行いまして、具体化してから各地域に下ろして、そこで個別的な協議をしたりというような形に持っていきたいと思ひまして、今、関係者等もそういった打診をしながら、次年度以降、そういった検討会のようなものをぜひ立ち上げて、そういった形に持っていけるように努力していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今ほどは商工観光課長より、ツーリズムの点で、どうやって広げていったらいいか、窓口一本化してというようなお話でした。

一方で、やはりこれは、スポーツ施設だったり、スポーツに従事される方の関わり方も非常に大事だと思っております。

私は、南会津町になってから、体育協会の役割について、不十分だと思っております。それは何かというと、各競技団体に全てお任せ、例えば指導者の育成であるとか環境の充実のために、みんなでできることは何か。また、競技人口であったり愛好者を増やすための方策を全体としてやるような動きが非常に乏しい。このことは、ツーリズムを十分に広げ切れないことの一因

になっていると私は考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

議員ご指摘のとおり、確かに不十分な部分ございます。

今後、体育協会の役割というのが重くなっていくというふうには考えております。といいますのも、学校の部活動、こちらのほうが地域のほうに下りてくる部分が出てくるということです。もう少し体育協会のほうの機能を強化して、世代間の交流であったり、指導者の育成、競技人口の拡大、こちらのほうには取り組んでいかななくてはいけないというふうには考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 認識については理解いたしました。

やはり人がいても、組織がしっかりしないと動いていかないんですね。非常に、私はソフトボールを愛好しております、田島の、例えばソフトボール愛好者の先輩方の動きというのは、素晴らしいと思っています。こんな積極的に活動されたり、人材を育てようとしている方々は、なかなかいないなと思います。これは一例であって、私が関わっている部分での一例。ほかにも競技団体によって、同じように思いを熱く持って、従事されている方がいらっしゃるんだろうと思います。

しかしながら、南会津町としては、例えば、総合型スポーツクラブも2つございますが、ローカルな地域限定のものです。確かに財源の問題はあるものの、理念としては私は素晴らしいと思っています、じゃあどうやってこう普通のスポーツされていない方とスポーツしている人、例えば子供たちをどうやって育てていくか、その理念について、しっかりはっきり明確な理念を持っていることから推進していくべきではないか。

今なお、総合型スポーツクラブもしっかり発足して、競技であったり、愛好者であったり、全ての人が携われる、そして、地域づくりに寄与するような団体。いな夢クラブの活動を見ていると、非常に多岐にわたって活動されていて、確かに課題はあるんでしょうが、地域の一部になっているという点では非常に素晴らしいなと思っています。これは、ひのきスポーツクラブも同じだと思います。

このことから、私はスポーツの価値というものをしっかり認めて、財源をつけて、人を育て、組織を育成し、そして、町民の皆様にあえていただくような組織にしていくということが必要かと思っています。

総合型スポーツクラブ、マネジメントシートなどを見ると、なかなか財源が大変なので、これから増える見込みはございませんというようなことはあるんですが、果たして本当にそうなのか。町としての考えがあれば伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ議員、意見を言われましたけれども、私もずっと考えながら聞かせていただきました。合併前、それぞれの特徴あるスポーツ、それぞれの地域にあったはずですね。それはそれなりにその地域で、町といいますか、村といいますか、そこで力を入れてやってきたことだと思います。しかし、それがなかなか、今続かない現状になっています。

それは、体育協会のせいばかりにするのもちょっと酷かなと思いますが、確かに組織は大事です。ただ、やはり人口減少の中、そして、子供たちの教育のスポーツに対する社会的な考え方、これが変わったことによって、多分、体育協会の関わり方も違って来たと思うんですよ。昔は学校がほぼほぼやっていたんですが、やはりスポーツ活動の中で、社会人、地域がどのように関わるのかということになったときに、やはり自分たちの子供とか関係者がいるうちは関わっているけれども、関係なくなると手が引けると。ですから、そこに逆な意味で、広くはあったけれども、弱点が、今それが出てきているのかなと、私はそんなこと思いながら聞きました。

やはり組織は大事ですから、それはしっかり町として対応しなきゃならないし、町としてというか、それぞれの団体とのいろんな協議も必要だと思います。ですから、財源もちろん大事です。ただ、環境は本当に整っていると私は思っています。学校も、ある一定のところまでは部活動かなんかでやっていくんですが、有能な能力のある人というのが町外に出ていってしまうというような現状もございますから、せつかくそこまでやってきて、そこでまた腰折れみたいになると。そのようなことが毎年毎年繰り返しているわけで、ですから、その辺も踏まえた中で、環境整備、もちろんそういうことが大事だなと思います。

でも、そんなことは、今の流れなんで、どうしようもないんで、町として、取りあえずは地域の人も、もちろんやっている人たちとの協議、それから、体育協会がどういう役割を示さなきゃならないか、そして、町がどういう手当てができるのかということを経営協議していきたいと思います。

非常に、やっぱり生涯スポーツ、健康づくり、大きく、プロにならないまでも、健康づくりやその辺は非常に大事だし、そして、先ほども、地域にどうやって交流人口を、関係人口を増

やすのかということにも大きく関係しますので、町としても非常に大きな事業だと思っていますので、今はこのような状況でございますけれども、体育協会あるいは関係者の皆さんと協議を進めて、そして、その体系づくりといえますか、取りあえずはそのようなことを進めていけたらなど、そのように思いますので、ご理解、ご協力等お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 了解いたしました。

最後に、もう1点あるのは、やはりスポーツの現状、スポーツを町民がどれぐらい行っているのか、どれぐらいの人たちがスポーツに、例えば指導者としているのか、それとも競技者としているのか、そういった調査が必要だと思っています。

つまり、現在値が分からなければ、目指すところも指し示しにくいと私は思っています。例えば、国ではスポーツ基本計画があって、県ではスポーツ推進基本計画を立てています。その中で、愛好者が何人であるとか、アンケート調査をやりながらやっている。

来年度、生涯学習課では、男女共生のプランを立てようとしています。やはりプランがあるからこそ、そこに向かっていけるという部分がございますので、この計画づくりについても、考え方があれば伺います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 議員からご指摘のあった今の件については、持ち帰って検討したいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私からも発言させていただきたいと思います。

スポーツは、確かに議員さんおっしゃるとおり、組織を持って、しっかりと運営するということが大事なかなというふうに思いますが、やはりスポーツは何のためにするかということを考えますと、勝つためとか、いろいろ目的はございましょうが、私はやっぱり人間づくりかなと。最終的には、それをやって、どういう人間に育てていくのかということが大事かと思しますので、やっぱりいろいろな競技はありますが、そこは、やっぱり個人の判断で、スポーツを捉えていただければなというふうに思っています。

やはりスポーツというと、本当に最近、道路を散歩したり、または早足で歩く方とか、本当にめいめいが自分の健康とか体力とかを気遣われて、体を動かされている方もおります。そういう方が全て組織に入るかという、そうでもない。やはり個人個人のそういう働きも重要になってくるかなというふうに思っていますので、そこの辺はご理解いただければなというよう

に思っています。

なお、スポーツの一つの目的に、もう一つ、地域を知ることですね。やっぱり地域の産業をしっかりと考えるということで、今、舘岩小・中学校のほうではゴルフ教室をやっている、地域の産業を理解しながらスポーツを楽しむということをしておりますので、やはり地域によっては、そういう個人の体だけじゃなくて、やっぱり地域の産業の活性化とか、そういうものを目指して、スポーツづくりを推進しているところもあるかなというふうに思っていますので、その辺もしっかりと応援していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

なお、再開時刻は午後1時20分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時20分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。
一般質問を行います。



◇ 渡部訓正 議員

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正でございます。

これから一般質問をさせていただきます。

大きく2つについて質問をいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

本町の高齢者介護施設事業所2施設において、大規模なクラスターが発生しました。新型コロナウイルスに感染し亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。あわせて、感染し入院治療された方々にもお見舞いを申し上げます。また、2施設のスタッフの皆様の奮闘にも感

謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染の発生後、懸命の対応により、2月16日以降は感染者の発生はなく、クラスターの収束は図れたものと思います。全国・県内の状況を見ると、医療現場、介護職場を中心にして、人が集まる職場においてクラスターが発生しており、絶対ということは言えないかもしれませんが、今後このような事態を発生させないよう、最大限の取組をしていくことが必要と思います。

①デイサービス・ショートステイ事業は、今回のクラスター発生を受け、2施設以外の町内介護施設事業所でもサービスの一時中止を余儀なくされました。マスコミでも報道されていましたが、利用者にとっては大変不便な状況にあったと思います。各介護施設事業所は再開されたと思いますが、現状はどうなっているか。

また、再開に当たり、再発・感染防止はどのように行っているか伺います。

②新型コロナウイルス感染の発生後、県から拡大防止に向け、災害派遣医療チームと感染制御支援チームが本町に派遣され、災害派遣医療チームは2月5日まで、感染制御支援チームは2月12日まで滞在し、指導していただいたと聞きました。さらに、2月16日に新型コロナウイルス感染が発生した後も、再度本町に来ていただき、指導を受けたと聞きました。両チームからは、どのような指示・指導がなされたのか。また、指示・指導内容は、町内の他の事業所などへも反映されているのか伺います。

3点目、介護施設事業所に対する支援は、国では介護報酬算定の特例や融資の償還期間、貸付利率の優遇措置などが設けられているとのことですが、事業所の中止などにより、介護報酬そのものが請求できないのではと思います。このことから、厳しい経営環境にあるのではと思いますが、町内事業所の経営状態は把握していますか。また、必要であれば、国・県に要望するとともに、町としてどのような支援ができるのか、検討すべきではと考えますが。

④今回のクラスター発生を受け、介護施設においては、新型コロナウイルス感染予防策の徹底が求められ、そのための経費負担が増加しているのではと思いますが、実態は把握していますか。新型コロナウイルス感染によるこれら負担増については、国・県の支援が必要と思いますが、町の考えは。

次に、大きな2点目でございます。

県立南会津病院の充実に向け、①今回、県立南会津病院の医師の新型コロナウイルス感染により、最も危惧していた県立南会津病院の一般外来の診療がストップとなりました。これまでも県立南会津病院の充実は、南会津町民はもとより、南会津郡内住民にとっても生存権に関わ

る問題であるとして、県立南会津病院の充実・強化を要望してまいりました。このことについては、町長も同様の認識であるとして、郡内全住民を対象とした署名行動に取り組み、その署名を昨年、県関係に提出しました。

繰り返しますが、今回の状況を見たとき、医療の充実・強化は本当に必要なことです。これまで以上に県に対する要望活動を強化し、今回のような異常事態が発生しても対応できる病院機能の充実を図るよう、県に対し強く訴えていくべきと考えますが。

②本年2月24日付福島民報1面トップに、「県内地域医療偏在解消図る」との見出しで、医師不足の南会津や相双に医師を招聘し、地域偏在を解消する事業を始めると報道されていました。医師が不足している当町並びに南会津郡内にとっては朗報と思います。これまでの要望活動の積み上げの成果と考えます。引き続き、医師確保、医療スタッフの確保に向けて、要望活動の強化を図っていくことが必要と考えますが。

以上、壇上からの質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関する1点目、今回のクラスター発生後に再開された各介護施設の現状と再開に当たっての再発・感染防止はどのように行っているかのおたただしではありますが、再開された町内の各サービス事業者におきましては、できる限り3密を回避し、ソーシャルディスタンスを確保するため、これまで利用定員まで受け入れていたものを見直しまして、人数を制限するなど、調整をしながら再開をしているのが現状であります。聖光さんも愛宕さんも七峰さんも、デイサービスを再開されました。

再開に当たってのクラスターの再発防止、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策につきましては、県の指導を受けまして、施設内の予防対策、職員の予防対策の両面を徹底した対策が行われております。

また、クラスター発生の一つの要因ともなりました複数のサービス事業所の併用につきましても、県の指示の下、できるだけ一つのサービス事業所にまとめる集約化を導入するなど、再発防止・感染防止対策は徹底されているものと、そのように認識しております。

次に、2点目、県から派遣された災害派遣医療チームと感染制御支援チームから、どのような指示・指導がされたのか、その指示・指導内容は町内の他の事業所などへも反映されたのかのおたただしではありますが、特別養護老人ホーム田島ホームに派遣された両チームからは、防護服の着用方法から居室入室の際の消毒、1人介護をするごとに感染防護具の交換の徹底等、

職員に対する細かい指導がなされました。また、施設に対しまして、陽性者の区分分けの指示やケアルームでのルールづくり、食器の洗浄方法の指導まで、ハードとソフトの両面で、きめ細かな指示・指導がされました。

これらの指示・指導につきましては、県からの派遣医師及び看護師が田島ホーム滞在中に、新型コロナウイルス感染症対策研修として、特別養護老人ホーム優雅をはじめ、町内主要施設を巡回し、指導していただきました。これらの早期対策・早期対応が、他のサービス事業所への感染拡大防止に一定の役割を果たしたものと、そのように認識しております。

次に、3点目であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による町内介護事業所の経営状況の把握と、必要に応じて国・県に要望してはどうかとのおただしであります。現時点では、サービス休止前の介護収入によって施設は運営されておりますので、休止期間中の介護報酬が入ってくる、これからの経営が懸念される場所があります。町としましては、休止期間中のおおよその減収額は把握しておりますが、現時点では、各施設とも自己資金で対応すると、そのように伺っております。

介護報酬の減収によって、今後どの程度経営に影響が出るかは、事業所自体もまだ把握できていないことから、今後の動向を注視しながら、各事業所と情報を共有しまして、国・県への要望も含め、町の支援策につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

次に、4点目であります。

今回のクラスター発生を受け、介護施設事業所においては、コロナ感染症予防策の徹底が求められ、そのため経費負担が増加している、その実態を把握しているのか。また、国・県への支援を要請してはとのおただしであります。今回クラスターが発生しました特別養護老人ホーム田島ホームにつきましては、県から感染防護具の支援が迅速に、かつ複数回にわたって支給されまして、感染拡大防止面と経費負担面で大きな支援を受けることができました。その他の事業所におきましては、国の新型コロナ緊急包括支援交付金を活用し、感染予防に係る、いわゆるかかり増し経費の補助を受けていると、そのように伺っております。

町といたしましては、さきの臨時議会で提案いたしました感染予防対策強化として、衛生物品の備蓄を充実させ、必要に応じて、町内の介護事業所に支援する対策を講じているところがあります。

さきにもお答え申し上げましたが、4月からは、新型コロナウイルス感染症の特例報酬も計画されておりますので、こういった国の制度を見ながら、必要支援を検討していきたいと考えております。

次に、県立南会津病院の充実に向けてに関する1点目であります。

今回のような異常事態が発生しても対応できる病院機能の充実・強化を県に対して強く訴えていくべきと考えるがとのおただしであります。議員おただしのとおり、県立南会津病院では、1月末に常勤医師1名が新型コロナウイルスに感染したことから、外来診療と新規入院が休止となりました。外来診療などを休止した一番の要因は、感染拡大を防ぐ目的で、早急に接触者を中心に幅広く検査を行う必要があったことや、南会津保健所からの指導により、感染防止にさらに万全を期すため、2週間程度、外来診療などを休止することと、そのようになったと聞いております。

ひとたび医療機関が感染が確認されますと、今回のように医療提供体制に大きな影響を及ぼすこととなりますので、医師と医療スタッフが日頃から心に余裕を持って仕事に取り組めるよう、常時、人員配置に対する要望はもちろんです。緊急時の応援体制の構築につきましても、県に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

特に、このようなコロナの感染状況でありましたけれども、なかなか病院でも入院できないような状況が続きました。そうしたときに、特に私たちのような、病院体制が、医療体制が脆弱な地域と思われるもの、そしてその部分、それに対しては、前もっての対応が非常に大切だと痛感いたしております。そういう臨時的な収容できる施設、または対策、これを講じることも、県へも、これらの経験を踏まえ、強く要望して備えていきたいと思っております。

次に、2点目であります。

引き続き、医師確保、医療スタッフの確保に向けて、要望活動の強化を図っていくことが必要と考えるがとのおただしであります。議員おただしのよう、今回の指導医を県外から招聘する県の取組は、これまでの要望活動の積み重ねの成果であり、医師確保に向けての大きな一歩であると、そのように感じております。

具体的な県の計画では、福島県立医科大学内に医師確保を専任とするコーディネーターの医師1名を新たに配置しまして、県立南会津病院などの僻地医療機関に指導医として勤務する医師の招聘活動に当たってもらい、指導医が配置された医療機関に若手医師が集まり、研修を受けながら外来診療に当たることで、医師確保を図っていきたいという内容であります。

県立南会津病院の医師確保、医療スタッフの確保は、この地域に住む住民の命や健康を守っていく上で大変重要であると、そのように認識しております。引き続き、郡内各町村や議会と連携しながら、引き続き要望活動を強化してまいりたいと思っております。

このような状況になっておりますのも、一つは、やはり国の専門医制度、これらが大きく影

響していると思いますし、やはり指導医のいないところには、若いお医者さんは行きません。ですから、このような対策を県のほうで取られるということでもありますし、また、県の医師の配置と申しますか、今の地域医療の制度ですと、県全部がこれに当てはまるということなんで、私どもも要望の中では、特にこのような私どもの地域、県内にも各地ございますが、そのような地域に重点的に医師が配置できるようなそういう対策、そして、医師の養成の制度も見直していただきたいというような要望もしているところでございます。

県のほうも、我々の要望というか、状況を把握していただいて、このような対策になったと思いますので、なお、その辺も注視しながら、町としても、しっかり皆さんと協力して医師確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 再質問をさせていただきます。

まず1点目は、田島ホームと聖光の関係ですが、一応、田島ホームでは3月3日に安全宣言をしたと。そして、デイサービスは、七峰では3月3日から、田島ホーム愛宕では3月8日から再開というふうに報道されました。

先ほど来、ちょっと密というか、3密と、あと、利用定員の人数制限をされたということでございますが、一応それぞれ、田島ホームのデイサービス・ショートステイ、そして、田島ホームは施設入所もあると思いますので、その定数と、あと、実際の利用者は把握しているでしょうか。

あわせて、これ同じような中身ですから、聖光のデイサービスについては、3月1日から再開との報道がされていましたがけれども、現状の定員と利用者というのは、何人か把握しているでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まずは、田島ホームの長期入所のほうの定員についてでございますが、50名でございます。利用者については、ほぼいつも満床になっておりますので、50人ということになります。

続きまして、田島ホームのショートステイでございますが、定員が20名でございますが、こちらについては、その日の状況によっては20人に満たない中で動いておりますが、基本的には十七、八人の利用がいつもあるように聞いております。

続きまして、田島ホームのデイサービスの愛宕でございますけれども、こちらについては、一般のデイサービスが20名、そして、認知症対応のデイサービスが20名でございます。こちらについても、予約の状況、そして、高齢者の当日の体調によっては20名に満たない場合もありますが、大体7割から8割程度の稼働で動いているように聞いております。

続きまして、聖光デイサービスセンターでございますが、利用定員が20名でございます。こちら、デイサービスの場合は、どちらの施設も同じなんですけど、20名目指して募集といたしますか、入所利用を進めておりますが、やはり七、八割の利用の現実になっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 七峰も同じような内容でございますでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

七峰につきましては、定員が15名でございますが、こちらは、ほかのデイサービスよりも利用の状況が大変よくて、ほぼ満床といたしますか、毎日利用がいっぱいだというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、私も稼働率は、ちょっとまだ上がっていないのかなというふうにも考えたんですが、一定程度の稼働が、やはりそれだけ、本当に地域のそれぞれ利用しているうちなり、本人も含めて、それだけ需要の高い、やっぱり内容になっているんだなというふうに思います。

それで、一応、先ほど、実際に休んでいた期間からして、その請求が、まだそこまではなっていないから、各施設とも何とか運営としては、ぎりぎりの状態でやっているよということなんですけど、私もちょっと計算をしてみますと、田島ホームが1月16日発生ですから、再開までに51日間、あと、聖光が1月14日発生で46日間の、それも2か月近くの日数というのがやっていますから、そうすると、中止をしている期間というのは、すごく収入が、請求はできないと思うんですよ、先ほどの特例の関係なり、そういうもの。この後質問に入れますが、特例措置は、やっていないがなまで認めますということにはならないと思うんですが、実際の51日間なり46日間、そんなには間違いない数字だと思うんですが、そこまでちょっと計算してくれということじゃなく、大体これは合っていますよね、再開の関係。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど議員おただしのおりの日数だと、私も思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、デイサービスの利用者は、先ほど来て、複数の施設を今までは利用されていたと。したけど、今回は、複数じゃなく、それぞれ1個ということなんですけど、これで、どうなんですかね。実際、利用が足りないというか、なかなか、本当は利用したいんだけど、そういう形にもう、2か所、複数だと、人数カウント、倍されますよね。ところが、片一方だけ、1か所だけで複数にはしないというような形で指導を受けて、そういう形で対応しているということになると、現実的に大分あふれるような形で、不足しているというか、そういう実態については、どのようにつかんでいるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

昨年度の実績をいろいろと見てみますと、施設入所に関しての、特にホーム入所ですね、そういうところのご要望というのは、すごく以前から高いわけなんですけど、そういう通所サービスの利用というのが、実はこの頃、少し減ってきているという現状がございます。

そういったところもありますけど、もちろんデイサービスに行く方が少なくなったわけではないと思っております。この要因については、まだ具体的な理由については、把握ができておりませんけれども、ご自宅でお過ごしされていて、結果的に、今回はコロナの影響もあって利用が減ってきたということも、要因の一つであるというふうに理解していますが、今後、それについては検証していきたいと思っております。

今後、デイサービス利用が足りないのではないかとということではありますけど、先ほども申し上げましたとおり、20人の定員に対して7割程度の稼働ということで、まだ余力はあるというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういうような状況であれば、不足をして、ちょっと困っているというような状況が、大丈夫であれば一番いいんですが、そういうところは、ぜひ状況的なものは今後も注視しながら、対応していただきたいなというふうに思います。

次に、県から派遣された災害派遣医療チームなり感染制御支援チームというのは、確かに私もちょっと、いろいろ教えてもらったりしながら、一応、先ほど町長のほうからの答弁にあり

ましたように、作業ごとの消毒、マスクの着用・交換、そして防護服の交換等の徹底した励行というのが、まず指示・指導されたとやに聞いています。

そういう中で、今後の中で特に参考となるようなことはなかったでしょうか。そういう指示・指導の中で、やはり今後も、こういうところはぜひ注意していきたいというようなことはなかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

まず、当日、初めの日に入られた後に、すぐに指示があった事項としまして、各部屋に防護服を脱ぐためのごみ箱を設置してくださいというような指示がまず初めにありました。といいますと、今までは、1部屋ごとに防護服を着替えずに、また次の部屋に移動されていたということが分かりました。といいますと、それだけ、その部屋の中で作業されて、その部屋から出るときには既にその防護服を脱いで、一旦また出て、また新たな服に着替えてというようなことをしなさいというような指示だったというふうに感じております。

まずそれが一番重要なことで、次のお部屋にウイルスを持ち出さない、持ち入れないということが最大のことだというふうに最初に感じました。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、私は今回のこの、やはり教訓にしながら、この後でもちょっと質問に触れたいと思うんですが、保健所と町との、町がいろいろ保健所に対して、一応指導というか、協力要請をしたときに、最初に断られて、そしてまた、再度町のほうが話をして、そして、すごく保健師の配置なり、そういうものの中で、円滑な対応がされるようになってきたというふうに伺っています。

そういう意味では、やっぱりそういうところが、次がなければ一番いいんですが、やっぱりそういうものがもし想定されるのであれば、こういうやり方をしましょうというマニュアル的なものを、やはり今回作っていく必要があるんじゃないか。もし発生したら、すぐに、やはり窓口としては、県の場合は保健所が主になりますから、そうすると、じゃ、ちゃんと県のほうでやっているときに、本当に全部の対応が、今回だって本当に、決してうまくいったわけじゃないですよ。

だから、そういう意味では、すぐに町に対しての協力要請なりして、町では、ああやって働いている人の宿泊施設関係までちゃんと準備をしながら、やっぱりやってきたから、こういう早期の体制が図られてきたんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そういうものを、ぜひマニュアル的なものを、今回作っていくような形で考えられたらどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

クラスターが発生しまして、やはり当然、特養ホーム、それから介護施設では、最初の予備知識としては、それぞれあったと思うんですよね。ところが、現実のものになったときに、そのとおり自分たちはやったつもりなのかもしれませんけれども、結果的にそのようなことを指摘されたという。

もう一つは、一番大事なことは、やっぱり着るときよりも脱ぐときだと言われてますよね。ですから、脱ぐときに外に触れないように脱ぐとか、そういう意味で、それを持ち出さないとか、それをその場所でちゃんと整理をして処分をするということが、特に注意された部分なのかと思いました。

あとは、医療スタッフといいますか、介護の職員とかも、後ではよそからの、南会津会の場合はですけども、聖光さんはそうないんですけども、南会津会の場合は、施設同士の職員の応援というか、そういうこともできたんですが、いずれにしましても、そういう応援もお願いもした時点では、やはり県のほうでもかなり、クラスターではないんですけども、病院の入院されている方がかなり多くなっているということで、それぞれの本来ならば、ある程度応援してもらえるような医療機関にあっても応援に行けないような状況になったのが、今回なのかと思います。

ですから、そういうことも含めまして、町としては、そういう場合の、いち早く状況の、この対策ももちろんですけども、しっかりした県のほうとの連携、保健所との連携をもっと取って、そして、応援部隊が少しでも入っていただけるような対策というものを、やはりこれを教訓に構築していく必要があると、それを感じました。

そのためには、今のような状況の中でも、ある程度、余裕はないんですが、余裕はありませんが、そういう中でも、組織としてどういう支援ができるのか、対策ができるのかということをやったり考えておくことも、まず初期の段階として大事だなと、そう感じました。

ですから、その辺も踏まえまして、本当にいろいろな厳しい状況にあった中で、本当に貴重な経験もさせてもらいましたし、これを今後生かしていくことが、本当に今回、このようなクラスターが起こった、せめてもの償いだと思っています。ですから、そのようなことも含めて、またこれは、いつもそれを確認しながらやっていきたいと、そのように考えております。

引き続き県のほうにも、これらの状況も踏まえて、我々のような医療が脆弱な地域に関しては、本当にいち早くその対策、前もっての対策、それから、もしそうなった場合のいち早い医療関係者の派遣とか、そういうことをしてもらえるようなことを要請しながら、町としてはやっていきたいし、施設とも連携してやっていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、ぜひそのところ、ちゃんとマニュアル化するっていうか、この経験をやはり次に活かしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、一応、先ほど介護報酬の請求については、まだ、大体2か月後ですよ、新しい介護報酬が請求して入ってくるのが。そうすると、今時点ではまだ、確かに発生する前の請求ですから、ちゃんとまだ、そんなに不足はしていない。ただ実際、先ほど言った51日間なり46日間がないというのが、これから、もう少しで2か月たちますから、今度は請求しても入ってこない状況になってくるんじゃないか。そうすると、当然、収益の悪化というのが想定されますから、先ほど町長の回答の中でも、十分にその動向をつかみながら、一応対処していきたいということがありましたけれども、これまでの私の質問における答弁の中で、どうしても特別養護老人ホームについては、本当に介護報酬が下げられて、国のやっぱり改悪なんですけれども、そういう中で本当に厳しくなっているというのがあって、そして、南会津の優雅含めた、あと、田島ホーム含めた4つの施設については、本当に厳しい財政運営を余儀なくされているというのが、やっぱりこれまでの答弁の中にもありましたので、ぜひそのところは、やっぱり、繰り返しますが、ちゃんと動向を見ながら、赤字財政では大変になってきますので、当然そういう金がないとなれば、そういう予防策とか、本来やらなくちゃならないのも手薄になる可能性もございますから、そういうところをぜひ、今後対処していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ちょっと介護報酬が入るのがタイムラグがあるということ、それから、そういう意味で、利用をしていただけなかった期間は収入がなくなるわけで、それが収入が遅くなるわけでありまして、今までの分は今までにあるわけ、ですから、そこら辺も踏まえた中で、町として、状況をよく情報交換しながら、どういう支援が必要なのか、どういう対策が必要なのかということをお話し合いながら、しっかり対応していきたいと思います。

非常に大切な事業でありますので、これが利用者にも影響を及ぼしますから、ですから、そういう意味で、町としてしっかり対応していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、介護の関係につきましては、最後の意見というか、質問というふうになるわけですが、先ほども言いましたように、保健所の対応というのが、すごく最初は、私らもちょっとやきもきしたり、いろいろあったんですよね。だから、そのところは、先ほど町長のほうからも、そういうものを教訓化しながらというような形で、マニュアル的なものを一応、町としてもやっていきたいということです。ぜひそのところ、今時点で、こうやって発生しないことを祈らなくちゃならないんですが、今、変異種なんかもまた出ておりますので、やっぱりそれが発生したら、それはまた大変、発生しないという保証はどこにもございませんので、一応混乱を最低限にするために、ぜひ県のほうにも物を言って、そして、十分に意思疎通を図りながら、そういうことをやっていただきたいなというふうに思いますけれども、もしこれについて、答弁がありましたらお願いしますが、一応考え方としてはそういう形で、今まで答弁されてきた形で一応理解しているつもりですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、少し答弁をさせていただきたいと思います。

クラスター発生した当時、まだクラスターと呼ぶ前だったんですが、現場は相当混乱していました、町でも情報があまり入ってこなくて。やっぱり保健所との情報の交換の在り方というのは、課題だというふうに思っております。

県からは、振興局から1人、リエゾンという形で連絡調整に入っていて、その方を通して保健所とのやり取りしたというのが実態でございまして、その辺の情報の在り方、共有の在り方は、今後教訓としていかななくてはいけないと思います。

一方、町としての対応ですが、田島ホームとの連絡調整、ここも現場は相当混乱していましたので、町側でも連絡を担当する職員を一応決めて、ホーム側でも1名決めて、その間で太いパイプをつくと、それ以外のところは、そこに集約するというところでやったところ、ホームのほうから、ごみ箱が必要だとか、机が必要だとか、そういった情報のやり取りがありまして、そこはすごく機能したなというふうに思っております。

当時、二次感染をどういうふうを防ぐのか、家族の中の感染をどう防ぐのか、それから、介護施設に勤めている方の安心を守るために宿泊所が必要だというのは、その辺から出てきて、対応したところがございます。その辺は、やっぱりプラスの材料として、しっかり検証をすべ

き、後世に結果を残すべきだというふうに思っております。

先ほどマニュアルという話がありましたが、取りあえずは、今回起きた事象に対する検証を施して、それを次につなげていくというようなところは非常に重要だと思っておりますので、今後の対応に生かしていきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、県立南会津病院の充実に向けてについて、お話をさせていただきます。

一応、県立南会津病院を悪く言うわけではないんですが、病院がそういうことをしてきたというふうには私も思っていないんですが、ここ2年間で、平成31年度に整形外科医が3名から2名に、そして、内科医が2名減の計3名減になっているんですね。平成31年度、ですから元年度ですね。そして、令和2年度に、ご存じのように、整形外科が常勤じゃなく、全部非常勤になりましたから、2名の整形外科医の減、そして内科医が1名減ということで、それに連続して、医師は今言ったように、前の年と今年度の4月1日時点で、一応3名で、トータル6名が減なんです。そして、医師の減に関連をしまして、薬剤師、検査技師、看護師などの医療スタッフも減となっている。

私は、これらについて、一応、具体的に県のほうの責任でというような形の立場で、ここまでは具体的に申し上げてはきませんでしたけれども、本当に今回のような、医師のコロナウイルス感染で、そして診療がストップせざるを得なかったというのは、やっぱりそういうところをちゃんと、県のほうは何を考えているんだということを、やっぱり町の町長として、やっぱり言うていただくしかないんじゃないのかな。

そして、これは、私も何回も一般質問の中で申し上げてきましたけど、県立南会津病院の充実・強化の関係で、そのときに町長に対しての県の回答というのは、県立南会津病院は地域の中核病院として充実を図っていきますよというふうに町長には言っているんですよ。それが、その回答しているものが、そうではなかったと。残念ながら、充実ではなく、反対の方向に進んでいったのではないかなというふうに思います。

ぜひ、本当に、これは町長もそういう気持ちでいるというのは、私も理解をしておるつもりですが、やっぱりこういった事象も挙げながら、やっぱり充実を強く働きかけていくということが大切ではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

医師確保は、本当に私も町長に就任しまして、10年間も言い続けです。当時はまだまだ人口もございましたし、南会津病院の利用者も今よりは多かったです。そういう中ですけれども、当時から徐々に聞こえ始めたのが、病院は、やはり治療が終われば退院してくださいというような状況になると。そうすると、確かに治療はないんだけど、家に1人帰って、特に高齢者なんかは、高齢者の方は生活ができない、そういう声が聞かれましたものですから、南会津病院、入院が満床になるという状況じゃなかったものですから、リハビリ病棟といいますか、療養できるような体制を整えてほしいという要望もしてまいりました。

そうした中で、ようやくリハビリ療養士も確保して、そして、1棟をそのような方向で対策をしたいと思いますと、県のほうから回答いただいた。その頃から、だんだんコロナの、その前からですけれども、コロナの状況になりまして、それがやはり、コロナの感染者を受け入れるような状況に今現在なっています。

ただ、一方、これがずっと続いているのが、一つは、やはり先ほども申し上げましたが、国の専門医制度。医師になるためには、国家試験をとって、そして、一人前の医師とするために研修を2年間しなさいということになる。そうすると、やはりそれを指導できる病院に、大都市の病院のほうに、新しく医師になった人はどうしても就職してしまうと、そんなようなことが繰り返されたわけです。

ですから、そういう中で、町としては、県にも、地域医療を考えたときに、県として、我々のような地域にぜひ優先的に医師を派遣してもらおう制度をつくってもらいたとあって、県の地域医療制度がそうだと思っていたんですが、現実には、我々のところも福島市も郡山市も、どの病院でも、会津医療センターでも、どこでも該当するというような話になっていたわけです。ですから、このような、整形外科医の先生が引き揚げるようなことになって、改めていろいろ調査したところが、そのようなことになって、ちょっとびっくりしたというのがあるんですが、その制度改革も県のほうにお願いしました。

そこら辺をいろいろ検討された結果、今、この間、先日新聞に出ましたよね。あのようなことで、県のほうは対策をしたいということであろうと思います。

今、少ないスタッフの中で、県立南会津病院の先生方、スタッフの皆さんは、一生懸命頑張っておられますし、また、コロナで本当に厳しい状況の中でもあります。我々も同じ仲間だと思っていますし、そうしたことで、町として、この地域の、南会津町ばかりじゃなくて、郡内の医療をどうするんだという、郡内の中核病院だということを十分、私どもも自覚しておりますし、県のほうにももう一回改めて、その辺を対策を講じていっていただくように強く要望して

いきたいと思います。

ただ、会津若松のような、総合病院のような県立南会津病院は望めませんので、この地域にマッチングしたといえますか、当然、会津若松を視野に入れた病院体制の、県のほうにも、そういうことも視野に入れた要望にはなるかなと、そのように思います。

いずれ国の制度、それから県の制度、そして、今の県の現状、県全体も医師が不足しておりますので、その辺も踏まえた中で、私どものほうに、命を守る中核の病院として、しっかり充実していただくような要望を、これからも強く要望していきたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、私は、また同じような言い方になっちゃうんですが、やっぱり今回の署名の取組、最終的には6割というような去年の話でございましたが、やっぱり県の動きをいち早くつかみながら、そして、本当にその中身でいいのかどうか。

例えば今回も、これも福島民報の一面トップに、宮下病院の有床診療所にとということで、これも病床19床以下の有床診療所にするということで、三十何床でしたかな、あのあったがなが、今回見直しの中で、新しく宮下病院を建て替えるに当たって、一応、そういう審議会的な形で、一応回答を出してもらったということなんです。私は条件からすれば、やっぱり南会津地区というのは、ここから1時間かかるんですよ。やっぱり宮下なんかも、今言ったように、じゃどうなんだというと、すぐ隣が坂下なんですよ、柳津、坂下なんですよ。

そうすると、やっぱりその条件は、この南会津から比べると、ちょっとは違うんです、捉え方が。確かにその奥の、三島町から奥の、宮下病院というのは三島町にありますから、その奥の金山町、あと昭和村というのは、逆に昭和村なんかは、南会津に来たほうが今、対応がしやすいわけですから、そういう形になっている。

だから、そういった動きが出た際に、本当に住民の、やっぱり今回のような署名の取組なり、そういうものを、やっぱり絶対それは認められないんだというような立場で一応やっていかないと、どんどん縮小の方向になるんじゃないかというふうに考えます。

ぜひ今後も、そういった動きが出た場合は、ぜひ町長が先頭になって、そういった地域署名、今回は、本当に郡内全体での署名の取組というのが、私は功を奏したんじゃないかというふうに捉えておりますので、ぜひそのところ、考え方をお願いできればというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

決して県側に立って答弁しているわけではないですが、いずれにしましても、脳神経外科とか心臓外科とか、そういうのはできないですよ。ですから、内科的なものの、入院患者さんがどのくらいあるのか、それを踏まえた中で、南会津病院の入院体制を整えていく必要があると思います。そういう意味で、県のほうには、実情も踏まえた中で、私どもはしっかり対応していくように、県に対策していただくように要望していきたいと思います。

宮下病院の場合は、今まで入院できなかったということなんで、やはりそういう施設が必要だろうということで、県のほうはそう判断されたことだと思いますし、先ほども申し上げましたように、我々のところにそういう指導する先生を配置するような考え方を申されたのは、今回初めてです。ですから、そういう意味では、そういう指導医をここに置くことによって、若い先生もこっちに招聘することができると、赴任することができると、そういう対策の一環だと思いますので、その辺は十分踏まえた中で、現実的な対応を県のほうにも要望していきたいと思います。

言っている意味は同じだと思いますので、しっかり、私どもも、そこは念頭に置いてやっていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 この医療の問題というのは、本当に、命にも関わる問題ですし、そして、田島地域からすれば、その奥が同じ南会津町の中で、南郷、伊南、館岩となると、冬場は2時間かかるんですよ、若松まで行くとなると。そうすると、やっぱりここで対応していただかないと、やっぱり大変な状況になるということで、少なくとも私も、町長が言われるように、高度医療、脳外科とか心臓疾患関係とか、そういうものはなかなか、ここでそういった医療スタッフまでちゃんとそろえるべきだということも言っても、ちょっと二次医療圏から離れた段階で、医療法の縛りもありませんから、そこまでは私も言っていないつもりなんです。

ただ、二次医療圏の通常の一般治療はできるように、やっぱりここで完結がされるように、できるような形の医療体制というのは、ぜひ必要だというような考えでいますので、ぜひそういう立場で町長に、そういった署名関係の動きなり、そういうものを、いち早く県の動きを前もって取っていただきながら、そういう動きが出てきたら、署名の取組等やっていただきたいなというふうにお願いをしまして、もし町長のほうで、多分先ほど言った、考え方は同じだということですので、私もそんな立場ですから、以上で質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

○室井嘉吉議長 回答はいいですね。

○6番 渡部訓正議員 はい。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 次に、2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩。

指定に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく3つあります。

まず初めに、1番、政府の脱炭素社会宣言に対する町の取組についてであります。

①政府は2050年までに脱炭素社会の実現を宣言され、様々な取組が国主導の下で始まっています。本町でも2027年度までの環境基本計画がありますが、世界的取組のSDGsや政府の脱炭素社会の実現に向けた取組に沿った計画の追加や見直しが必要と考えますが、町長の考えは。

②番、政府は環境負荷軽減に向けて、2050年に有機農業を100万ヘクタール、全国の圃場の25%に拡大する方針（みどりの食料システム戦略）を出したが、今後の町の取組は。

③SDGsの目標13から15を環境計画に追加し、広く町民に周知し取り組む考えは。

大きな2番であります。町有林木材の利用状況についてであります。

伐期齢を迎えている町所有の森林の利用促進について質問します。

①町発注の公共施設工事において、町有林の木材の使用状況は。

②町有林または町産材の木材の製品単価は把握しているか。また、会津地方における県産材との単価の違いはどうなっているか。

③町発注の公共施設工事において、町有林の木材の使用を指定した場合、その取扱いはどうなっているかということです。

大きな3番、公共施設等管理計画についてお尋ねします。

町は公共施設総合管理計画個別計画第1期を策定したが、現状について質問します。

令和3年度までに除却する計画の進捗状況は。

②今年の豪雪で町内の各公共施設の被害状況はどうだったか。

③公共施設の修繕経費の負担割合の基準はどうなっているか。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

引き続き、指定された席で再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、政府の脱炭素社会宣言に対する町の取組に関する1点目であります。

本町でも2027年度までの環境基本計画がありますが、世界的取組のSDGsや政府の脱炭素社会の実現に向けた取組に沿った計画の追加や見直しが必要と考えますが、町長の考えはどのおただしでありますか、第2次南会津町環境基本計画の進行管理において、社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、町民などの環境に対する価値観の変化などへ適切に対応するため、おおむね5年ごとに計画全体に関わる見直しを予定しております。

町としても、地球温暖化対策に取り組む上で、SDGsや政府の脱炭素社会の実現に向けた取組に沿うことは必要であることから、令和4年度に計画見直し時期を迎えるに当たり、令和3年度から見直しに向けた情報の収集や、町全体の温室効果ガス削減を目指す地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に着手をするなど、SDGsの目標や政府の脱炭素社会の実現に向けた取組を反映させた計画の見直しを行ってまいります。

次に、2点目であります。

政府は環境負荷軽減に向けて、2050年に有機農業を100万ヘクタール、全国の圃場の25%に拡大する方針を出しました、みどりの食料システム戦略を出しました。今後の町の取組はどのおただしでありますか、現在、農林水産省では、食料・農林水産業の生産向上力と持続性の両立をイノベーションで実現させる、みどりの食料システム戦略の策定に向けた中間取りまとめを行っておりまして、今月、その中間取りまとめの案が公表されております。

中間取りまとめ（案）では、2050年まで農林水産業の二酸化炭素排出ゼロの実現や化学農薬の使用料50%削減、化学肥料の使用料30%削減、有機農業の面積を国内の農地の25%に当たる100万ヘクタールまで拡大するなど、目標が盛り込まれているところであります。

戦略自体は今年の5月までに策定される方針であるということでありまして、戦略が策定された後には、具体的な数値目標の達成に向けた様々な施策が講じられるとともに、技術革新が進んでいくのかなと思います。

これは目標でありますし、実際、減農薬とか、そういうような方向性は皆さんご存じだと思いますし、それぞれの関係者の中で取り組んでおられると思います。町としても、それらを支援しながらやることはもちろんでございますけれども、やはり生産性・経済性も考慮した中で、

町としては進めなければならないとも思っています。

そういう意味で、有機農業の取組の状況であります。令和3年2月末現在で、有機JAS認証の受けた取組はございませんが、現在2名の稲作農家が認証の手続きを進めていると、そのように伺っております。また、福島県が認定する持続性の高い農業生産方式導入計画認定者、通称エコファーマーといいますが、認定者数は町内に265人、その取組面積は約274ヘクタールとなっております。環境に配慮した取組を実施している農業者は多いと認識しております。

有機農業は、環境への負荷が少ないほか、食物の安全性の面から付加価値を高めまして、そして、差別化した販売ができる有効な手段の一つと、そのように考えられますが、一方では、病虫害の被害に遭いやすく、一般的な慣行農業に比べ手間暇がかかり、安定した収入の確保が難しいと、そういった課題もございます。有機農業で安定した農業経営が確立できる農業者を増やしていくためには、国の定める戦略や技術革新を踏まえつつ、長中期的な視点に立って取り組んでいかなければならないと考えております。

本町といたしましては、地域の農業者や生産団体等の意見をお聞きしながら、関係機関と協議しながら、農産物の生産力向上と環境保全の両立を目指して、必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、SDGsの目標13から15を環境計画に追加し、広く町民に周知し取り組む考えはとのおただしであります。SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」、それから、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の取組、これは、第2次南会津町環境基本計画の目指す姿と密接に関係するものと考えております。

また、町では毎年、環境基本計画の分野別ビジョン目標達成に向けた取組実績や役場庁舎内の事務事業による二酸化炭素排出量削減に向けた取組を町広報紙やホームページで公表させていただいて、町が目指す望ましい環境像に対する周知・啓蒙を行っているところであります。

町といたしましては、SDGsの目標と連携した取組は必要であると認識しておりますので、計画見直しの際に、SDGsを反映し、町民に向けたさらなる周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、町有林木材の利用状況に関する1点目、町発注の公共施設工事において町有林の木材の使用状況はとのおただしであります。町有林の木材については、平成29年度に竣工したこの役場本庁舎に使用したほか、令和3年度に事業を予定している、仮称であります。木の町コミュニティ館においても、町有林の木材を使用する計画としております。

なお、町内私有林を含めた町産材の活用については、平成25年2月25日に南会津町公共建築

物における木材の利用の促進に関する基本方針に制定し、町内において、公共建築物の整備等において、町産材の利用を推進するための基本的な事項及び町産材の利用促進のために講ずるべき基準を定めまして、この方針に基づき町産材を使用しております。伊南保育所及び新さゆり荘などで使用しているところであります。

次に、2点目であります。

町有林または町産材の木材の製品単価は把握しているか、また、会津地方における県産材との単価の違いはどうかのおただしであります。町産材及び県産材ともに、公表されている製品単価はございません。木材は材種や部材・寸法によって単価が大きく変わるため、工事ごとの設計積算時に業者見積りを徴収し、工事設計書に反映している状況であります。

県産材と町産材の製品単価の違いについては、町営住宅建設事業を例に、同じ樹種、同じ部材・寸法による業者の見積単価で比較したところ、県産材に対する町産材が、杉の柱及びはり材で1.2倍程度、造作材で1.8倍程度、木材全体の平均で1.4倍程度の違いがありまして、町産材のほうが高いという結果になっております。

次に、3点目であります。

町発注の公共施設工事において、町有林の木材の使用を指定した場合、その取扱いはどうなるのかのおただしであります。私有林を含めた町産材の使用事例となりますが、入札の際、設計図書の特記事項に町産材を使用する旨の記載をしております。この条件に基づいた入札を受注した請負者は、木材を購入した後に、町産材木材の証明資料として、南会津町公共事業における南会津町産材使用証明書を提出することを必須としております。

次に、公共施設等管理計画の現状に関する1点目ではありますが、令和3年度まで除却する計画の進捗状況はとのおただしであります。令和2年度は、当初7施設の除却を計画し、6施設について除却を行い、残り1施設、水引倉庫につきましては、地元水引区から倉庫として利用したい旨の申出があったことから、本定例会において、無償譲渡の議案を提出させていただいたところであります。

令和3年度は、当初6施設の除却を計画しておりましたが、だいくらスキー場内の1施設について、指定管理者から倉庫として利用したい旨の申出があり、また、残り5施設は全て旧伊南小学校敷地内の施設で、今後、跡地利用の整備計画と併せ、除却年度を決定してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度に計画しておりました松ノ下倉庫の除却については、松ノ下団地建替事業の関連により、令和3年度当初予算に計上させていただいたところであります。

次に、2点目、今年の豪雪で町内の各公共施設の被害状況はとのおただしであります。現時点において8件の雪害報告があり、内訳としまして、倒木が2件、屋根の破損が4件、屋根からの落雪により壁が破損したものが2件となっております。

被害総額につきましては、現在、業者へ見積り依頼中の施設もあることから、集計できておりませんが、雪もかなり消えてはきておりますけれども、なお西部地区においては積雪があり、今後、雪解けとともに、被害の拡大が懸念される場所でもあるのかなと考えております。

次に、3点目、公共施設の修繕経費の負担割合の基準はとのおただしであります。指定管理施設につきましては、協定書の責任分担表により、修繕経費の負担割合を定めているところであります。指定管理者の負担割合であります。集会所は、15万円を超える場合は2分の1以内、ただし、高齢化率50%以上の場合は35%としております。

なお、豪雨、豪雪、火災等の不可抗力に伴う施設・設備・備品の復旧経費につきましては、町の負担としているところであります。

また、観光施設であります。スキー場、ゴルフ場、宿泊施設は、1件当たり60万円未満の修繕、指定管理者の負担としております。一方、その他の公共施設であります。施設用途等により10万円から30万円未満としておりますので、ご理解を願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ただいまの町長の答弁にありましたが、環境基本計画の適期の見直しというのは大変いいことだと思います。やはり社会情勢が、常にこれだけ急激に変わっていますので、その都度その都度に合った計画で持っていけないと、やはり現実に合わないものになってしまう。これは環境基本計画だけじゃなくて、町の総合振興計画においてもそうだと思います。その中で、今何をやるべきかということ、やはりみんなで考えていかなければならないと、私もそう思います。

②番の有機農業の取組についてであります。

今までの有機農業は、確かに町長が言われたとおり、手間もかかるし、収量的にも不安定な面がありました。だけど、今現在の取り組んでいる有機農業も、大分技術が成熟してきて、高収入、高価格で高品質なものが出来上がってきています。

そういう中で、やはり今までの既存の考え方、そういうことじゃなくて、これからそういうふうな先進地域、実は会津地区、若松、喜多方、高田、結構活動されている方がいっぱいいま

す。そういう方の、ぜひ研修をしてもらいたいんですよ。こういう事例もあるよと、選択肢として、やはりこういうところがあるという、こういう方法があるということを農家自身も分かってもらいたいんです。

実は、今、野菜とかそういうもの、木材もそうですが、単価が安いと、売れないと、そういう見方もあります。だけれども、今、新しい価値観として、そういう取組をやっている人たちから物を買うという動きが、実はSDGsに沿った考え方の人が増えています。

今後、農林課として、そういう研修する考えはありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

有機農業につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、いろんな制約と申しますか、制限がございまして、様々な研修と技術とが必要かと感じておるところでございます。そうしますと、やはり農家に対しましても、有機農業を拡大するというのであれば、研修等も必要かなと感じておるところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なぜ国が急にこういう政策を出したかという、日本の国内市場では低下する一方なんです消費が、少子高齢化で。それで、世界戦略を考えているということらしいです。そうした場合に、世界基準の品質ですよ、残留農薬も含めて。日本は残留農薬、ほかの基準よりも高いです。ですので、売れないです。という今の現状を打開しようとして、こういう状況が起きています。

やはりこれからの、例えば町の特産品、トマトやアスパラでも、そういう状況を踏まえた中での振興計画が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

トマトでもGAPの取得とか、今、盛んに地域ブランドとかもやっています。いずれそういうのは、やっぱりこういういろんな、そういうものをクリアした中で、許可というか、認可してもらえるような状況になっていると思います。

現実的には、その方向性で、SDGsの基準の方向性で検討されていくものと思いますし、それを実現しようと努力する義務があると思っています。そうした中で、一方、現実的な対応をどうするかということも、これもまた大切な要素でありまして、それを踏まえたことでやっていかないと、先ほど申し上げたように、一方ではよくなるかもしれんけれども片方が悪くな

る、バランスが取れないと。ですから、そこら辺のところを、現実的な対応の中で、どうクリアしながらやっていくかということ。

ですから、基本的には、私としては、理想的には、もうちょっと先を見越した基準の中でやっていくような努力は必要だと、それは感じます。ですから、そういうことも踏まえた中で、いろいろ、現実に農業をやっている方々、あるいはそういうことを推進しようとする関係者、そういう人たちとの協議も必要ですし、国が、ただ方向性だけは、SDGsのことで示していますけれども、どういう方向でやりなさいとか、どういう方法でやりなさいとか、具体的なことが、まだ技術革新がなっていないですよ、イノベーションがなっていないですよ。

ですから、その辺のことも、我々の地域によっても、それぞれの地域によっても農業の生産の在り方というのは、私は違うと思っています。ですから、それぞれの地域のやり方があるかと思いますが、そういうことを踏まえた中で、町として、この地域ではどういうやり方がいいのかということをやったり研究しながら、情報交換しながら、やっていくべきだと思います。

先進地の事例を参考にするのは、これは一つの方法だと思いますので、そういうことは非常に大事なことだと思いますが、やはり一つ一つ、飛躍は、やはり地にしっかり足をつけた形でやっていかないと、なかなか継続ができないと、私はそのように思っています。ですから、ただ目標は、もう少し先のほうを見た目標を定めながらやっていくということは、非常に大事なことだと思いますので、そういう意味では、皆さん方としっかり、対応できるような、町の支援としてもやっていきたいし、環境基本計画にもそういうことを盛り込んでいければなど、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は急にやれとは言っていないし、ソフトランディングというのは大事だと思います。

その上で、お伺いします。

国は、こういう工程表を作っています、みどりの食料システム戦略。その中で、実施工程表がこれ、できています。こういうことを農林課さんは情報収集していますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

みどりの食料システム戦略の考え方ということで、こちらはつい先日、農林水産省のほうから、今の中間取りまとめということで、そちらの案のほう公表になりましたので、そちらについては情報のほうを収集しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、この工程表とか、そういうのも、国は今どういう方向で行っているかということを情報収集した中で、先ほど町長も言われたとおり、現実もあります。だけれど、その目標に向かってどうしたらいいかというのを、ぜひ、農家も含めた中で計画を練ってってもらいたいし、政策を練っていただきたいと思います。

次の③番ですね。

SDGsの13から15を環境基本計画に盛り込んでということなんですけれども、私、広報を見てみると、今月、先月号のやつですごい、環境水道課のほうのお知らせが出ているんですよ。先ほど、1番議員の五十嵐議員の一般質問でもありましたが、3きりのところとか、あと、環境の実績報告なんかも出てます。私、これ、町民に周知するのはすごくいいことだと思います。

それに加えて、私が思うのは、これを環境水道課じゃなくて、各課でこういうことに対して取り組むことがあるはずだと思うんですよ。

例えば、教育関係でいいです。隣の只見町では、海洋学を勉強しているんです、教育委員会が主導となって、各学校で。それはどうしてか、山がきれいでないといふ海は維持できないという思想の下でやる、それを子供たちに周知しているんです。やはり源流の南会津がしっかり環境を考えていこうということで、海を守れるんだという勉強をしています。

例えば建設、建設現場で大量の廃棄物が出ます。例えばアイドリングもされます。そういう中で、アイドリングストップとか、そういうごみの低減ですよ、そういうことも可能だと思うんですよ。

例えば商工観光課です。今通ってみますと、雪が、除雪が終わって、雪が消えたところに、道路の脇を見てみますと、結構ペットボトルとか空き缶が落ちています。コンビニの弁当のごみも結構散らかっています。そういうことをやはり何とか解消しようという、各課の目標ができると思うんですよ。

そういうことをぜひ、環境水道課という概念じゃなくて、各課を挙げて、環境計画の実現に向けた取組をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 こういった環境基本計画にある取組ということで、町のホームページや町の広報紙等での公表ということでさせていただいております。

こういった、実質、最終的な公表の経過という中で、町の庁内検討委員会ということ、課

長会議等のあった後で、実質、皆さんのと申しますか、関係する課で実施している施策の内容についての整理と申しますか、検討・確認を行った上で、こういった公表をさせていただいているというようなところでもあります。

そういったことから申しますと、議員、環境水道課のようにというようなことでお話しされておりますが、実質、町の施策として行っている全体部分という整理の中で、こういった公表がされているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 各課での取組、ぜひ行ってもらいたいと思えます。

それで、広報を見えますと、やはり役場内、町の庁舎内での完結のようなものが多いです。やはり、こういうふうにいるろ、ごみのこととか、そういうことを広報でも周知していますが、より現実、やはり皆さんの身の回りのことだということ周知するには、子供たちの啓蒙というのが大事だと思えますけれども、教育長はどうお考えですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思えます。

各小・中学校では環境教育計画というものを策定して、地球環境や自然環境を守る大切さを教科書等の中や、あと行事の中で指導してまいります。具体的な活動としましては、ごみ拾いをやっている学校があったり、または、ごみ拾いのほかにいろんな活動しているんですが、今ちょっと思い浮かばなくなってしまったんで、大変申し訳ないんですけれども、そのようなごみ拾いの活動やボランティア活動を通して、環境を守るということの活動に取り組んでいます。

また、学校自体も、封筒の再利用とか、あとは印刷物の裏面の利用ですか、そのようなことを通して、エコ活動を通しながら、環境活動に取り組んでいるというところがございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、課全体での取組、町全体での取組ということでご質問ありましたので、その部分についてお答えを申し上げます。

広報紙のほうに公表したのは、役場の中での取組について、先駆的にやってみようという、行動計画をどういうふうに進んでいるのかを整理して、住民の皆さんにお知らせするという趣旨でございます。

環境基本計画そのものは、10年間の計画ではございますが、2018年に策定しまして、2022年に5年目を迎えます。やっぱり議員言われるように、SDGsの考え方だとか、脱炭素化の考え方だとか、地球温暖化の考え方だとか、最近非常に目まぐるしく変わっておりますので、そ

れらをやっぱり視野に入れた中間時点の見直しが必要だというふうに思っております。

今、2021年、4年目に新年度入りますので、その辺から準備をしまして、環境基本計画の中間時点での見直しに入っていきたいと、このように思います。

それと併せまして、町全体の温室効果ガス削減の目標、先ほどは役場庁舎というお話ししましたが、そうではなくて、住民の皆様、事業者を含めた皆様に対して、環境問題を広報し、取組を進めるという一つの行動計画、地球温暖化対策実行計画（地域施策編）ということで我々、整理しているんですが、その調整にも、2022年を目途に、併せて同時並行に検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほども言いましたが、今、価値観ですよ、その辺が大きく変わってきています。こういう取組をやっているところだから、ぜひそういうところに行こう、旅行に行こう、見に行こう、そういうところの物を買おう、こういう価値観が今生まれています。

ぜひ今、副町長も言われた、そういうことを町全体で、我々議員も含めて取り組んでいけたらいいなと思えます。

では、次にいきます。

町の町有林木材に関してであります。

先ほど町長答弁の中で、町産材が県産材と比べると1.2倍から1.8倍高いと言われましたが、前に4番議員の湯田芳博さんが公共施設の単価を聞かれたときに、町の施設ですよ、町の施設で単価を聞かれたときに、県の積算単価でやっていますと答えられたと思えます。すなわち、県産材というのは県の単価になっているんでしょうかね、そこをお聞きします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

積算単価の関係でございまして、以前私が、この単価はどういうふうに決まっているんだということで、国のほうでモニタリング調査をして決定していますという話をさせていただきました。その大部分を占めますのが、実は労務単価の部分です。労務単価とか、そういったものにつきましては、国が示す単価を採用しておりますので、その部分については、国がモニタリング調査をして価格を設定していますので、その単価を設定しています。

そして、町独自の単価を採用しないのかという話があって、町の中ではモニタリングする調査量も少ないですし、結果として、町が単価を設定するために町内事業者さんを調査をしたとしても、国が示す単価よりも高くないだろうというような意味での回答でございました。

その際の町長の答弁も、私の話を補足するような形での話でしたので、大きく占める労務単価の話は国の単価を採用しております。

そして、材料単価につきましては、先ほどのとおり、木材の部材とか寸法を定めまして、それを見積りをいただいて、町産材を指定した見積りをいただいて、それを直接工事費のほうに算入しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大変申し訳ありません。私の聞き違いかも知れませんが、4番議員が質問された場合に、資材も全部含めて、見積りを合わせて単価をやっているとは答弁されなかったはずですよ。全部県の基準に基づいて積算していると、積算ですよ。ということは、資材の単価まで、そういうふうに県の基準に基づいているということじゃないんですか。ということは、県産材の単価で積算されているということじゃないんですか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

県の基準といいますのは、まず、国の単価があるものは国の単価を採用して、それがないものについては、順位づけとしましては物価本、その物価本にないものにつきましては、地域の見積単価ということに、県のほうの積算の基準が決まっておりますので、その順位で見積りをさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、本題からちょっとずれてしまっていますが、重要なので質問します。

例えば、コンクリート、砕石、アスファルト、これは県のブロックで分かれていて、南会津はR単価という指定になっています。ところが、県の積算基準を見てみますと、木材に関してはR単価が適用されていないんですよ。ということは、町独自で見積り合わせをして、その単価にするしかないんですよ。それは行ったんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建築単価につきましては、先ほどのとおり、いろいろ積算する中で、町産材を指定した場合には、先ほどのとおり樹種、材料の量ですね、そちらのほうを決めて、見積りをいただいて、その金額を100%設計単価に入れているという状況でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、次の質問に移らせていただきます。

例えばです。町が発注の建物・施設は、民間に直しますと、私が発注した、私が家を建てる場合、町の所有というのは、私の所有物というか、なりますよね。例えば家を建てる場合です。その場合に、私の山から木を切って、そして、普通に考えれば、伐採業者に伐採料を支払って、製材所に持って行って、製材所にひき賃を支払って、そして、施工主さんは、そこで製材屋さんとの取引がなく、支給された形で家を建てますよね。それは分かりますよね。

ところが、町の場合、町の山から切った木で町の建物を建てた場合、そこに施工業者さんがその製材を買うということが、ちょっと理解できないんですよね。言っている意味は分かりますか。町の建物を建てるのに町の木を切って、そして、それを施工する業者さんがその製材を買っているんですよ。普通だったらちょっと考えられない、民間では考えられないような状況なんですけれども、それについての説明はできますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

通常の一般的な住宅の場合につきましては、昔でありますと、そういうふうに自分の山から、施主さんが業者さんをお願いをして、自分の山から材料を搬出して、それを製材をかけて、大工様をお願いをして、工務店をお願いをして、家を建てるというような状況でございますが、町においては、町の町有林がございますが、そちらから搬出をするということがございます。こちらについては、まず町の町有林を売って、公売をかけて売って、そちらから出た材料を町の町有施設に使うというようなことで、今現在は進めているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 例えばですよ、町の町有林を伐採した際、これから建てる町の施設の目的として伐採した場合、分離発注できるじゃないですか。そして、資材は施工業者さんに支給という形も取れるんじゃないですか。それは、私の考え間違っていますかね。そうすれば、資材が高いとか安いとか、そういうこと、施工業者さんが困るようなことはないと思うんですけれども。

だけれども、確かに買えない木材もありますよね、資材も。そういう場合はしようがないと思います。だけれども、町の町有林を使って町の建物を建てるならば、私は分離発注でやってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

分離発注の関係でございますが、山をまず公売で売って、そちらをまず製材所さんに納入をしてもらいます、町の町内の製材所さんのほうに。そちらまでが一貫的な、山を公売して製材所まで運ぶという作業になりまして、分離発注といいますと、ここから先が分離発注という形になりますが、これから分離発注ということで、建築本体を建築する方、さらには材料を集める方については、町内の製材所さんのほうから町の町有林から出た材料を集めていただいて、材料にするというような中身になっていくかなと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、ちょっと意見がかみ合わないんですけれども、町の施設を建てる目的として、町有林を伐採して、それを一つの工事として発注できないかということなんです。なぜ買わなくちゃならないかということなんです、伐採者が。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 一つの考え方としてお答えいたします。

町有林の場合、町有公共施設を建てる場合は、それでいいかと思います。議員がおっしゃられた自分の家を建てる場合も、自分のうちの山を切るんだから、伐採料と製材料と、それだけでいいんじゃないかと、そのとおりです。

ですけれども、この究極の目的は、町有林ですけれども、町産材というのは町の山ばかりではないんですよ、私有林もあるんですよ。ですから、そういうことのためのいろいろな、学習といいますか、そういうようなことを一つプロセスとしてやったらどうかということ、今いろいろやっているわけですよ。行く行くは、これは民有林までこの範囲を広げたいと、そういう考え方があるもんですから。ただ、今現状ですと、なかなかそれは厳しいもんですから、町有林に限ったような対応になってはいますが、実際の理想的な将来の方向性はそのように考えております。

ですから、今言われたようなこと、それは自分の家を建てること、町の町有施設を建てるんだから、それはそういうこともできるでしょうということは、一つの方法としては、私もそれはできると思います。ですが、やはりこれをもっと広く及ぶためには、そういうことも一つ一つ学習しないと、やはり駄目だというようなことの考えからやっています。ですから、そのときに一番有効な方法というものは、これからまたいろいろ詰めていきたいと思いますので、本当にいろんな、町有林だけでも、確かに言われるように、調達できないものもございますので、そういうことも含めた中で、町として対応を考えていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 素直に考えて、町の建物を建てるのに町有林を使うのは、町に町有林があるんですから、それ使うのは当たり前だという考えが、認識がありましたので、今の質問をさせていただきます。

次に移りたいと思います。

公共施設の管理計画ですね、その中で、やはり令和3年度までに除却するという、はっきり言います、伊南小学校・保育所、小豆温泉窓明の湯ですね、これが、いつやるんだという住民の声が出ています。ところが、令和3年度にしますという計画があるんですけども、今回の予算の中には載っていません。財政の問題だと思います。そして、その後の振興計画もあると思います。いろいろ大変だと思います。

けれども、やはり、これはやらなくちゃならない問題だと思うんです。今後の計画としてはどのように考えていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

公共施設の管理計画、これから40年ほどということで、いろいろお話もさせていただいておりますけれども、できることからやるしかないんですが、いろいろコロナのこともあったり、それを言い訳にするわけではないんですけども、やはり財政の問題、一つ大きな問題あります。それから、やはり地域の問題あります。もう一つは、合併後、伊南の保育所も、本当は23年に建はずだったんです。28年になりました。5年ずれています。あとは、学校給食センターもそのような状況の中にございます。

ですから、町の振興計画と、確かにそのようなことが、ちょっとずれが生じてきていますから、そういうこともしっかり見直ししながら、やはりこれはしっかりやらないと、やがて大きな財政の負担になるということは間違いないですので、そして地域の活性化にも、そこをどう活用するかということも大事な要素になってきますので、その辺は、遅れているところ確かにありますから、その辺も、どこかでしっかり調整しながらといいますかね、また再利用できれば、それはそれでいいんですけども、そういうことも含めた中で、これからの計画をしっかり立てていきたいと思います。

当初、計画を大幅に変更するつもりはないんですが、そのようなことで、多少遅れているものも確かにございますので、それは実際そうなんですが、そんなことをしっかり町として対策していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、伊南小学校の解体、給食施設との兼ね合いがあるものですから、ちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、公共施設個別計画を策定した際に、施設別の方針のところコメント書きで年度を表示しているものもありますが、これは目標として掲げたものであり、毎年度の財政状況を見据えて実行に移していきますということで、注意書きを入れさせていただきました。その上で目標年次を入れたわけですが、今回、伊南地域の学校施設の解体について、予算査定の中に上がってまいりました。その中で、あの前の広場、大イチョウのある広場、校庭ですね、その辺の利活用も併せてしたいと。

そうしますと、解体と施設整備が一体であれば、解体するだけの費用、これを起債、過疎対策事業債とか合併特例債とか、そういった起債充当の可能性があるのでありますよ。年度を別にしちゃうと、その分が丸々町の持ち出しになるというようなこともあって、今年度については、令和3年度当初予算には上げませんでしたが、令和4年度以降でそれは一体的にやっていきたいと、こういうふうな財政サイドの整理をさせていただきました。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 計画を見ますと、令和7年度には館岩の高原ホテルも入っているんですよ。今後、これが相当、町の負のほうに行くと、財政的に負の、重荷ですよ、になってくると思うんです。ですので、ぜひこれは計画的に、苦しくてもやはりやらなくちゃならないし、基金を創設してもやるべきだと私は思うんです。

そして、なぜ私がそういうふうに言いますかということ、今回の豪雪で、特に伊南・南郷の管理ですね、除雪、職員の皆さんが業務のほかに一生懸命、施設の除雪をしているわけですよ。大変私は、確かに男女協働ということで、職場に女性の方を入れるは、同じ人数を入れるはいいです。ところが、そういう施設の除雪関係、維持管理、それは男性の方が一生懸命やっているわけですよ。そうした場合に、適正な施設の運営管理をしていかないと、先ほど町長の答弁にもありましたが、いろいろ壊れたり、いろいろしてきます。余計な修繕費がかかってきます。それは保険で利くかもしれません。だけど、職員の負担になっているのは確かなんです。

今後、これはやはり、そういうことも考えなくちゃならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

職員の採用の件も言われましたけれども、女性の職員、最近多いです。ですけれども、私は、そこは適正といいますか、そういう中で職員の採用は考えておりますので、ぜひご理解願いたいと思います。

仕事の内容も、それはいろいろあるかと思いますが、特性はね。ですけれども、それはそれなりの自覚した中で、責任の中で果たしていただいていると、そのように私は認識しておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

いろいろ施設の管理、それぞれが合併して14年、5年目になるわけですけれども、やはりそういう中で、当初それぞれが持っていたものが、やっぱり今、かなりそれが負担になっています。ですから、そういう意味で、公共施設の管理計画はしっかり実行していきたいんですが、先ほど副町長が言ったようなことも、いろいろ諸事情もありまして、多少遅れぎみになっていることは確かです。そして、その辺も踏まえた中で管理しなければ、当然なりませんので、その辺は、また工夫しながら管理していかなければならないわけでありまして。

ですから、これは持っている以上、持ったが因果というか、そういう中でやるしかないんで、町として、それは適正に管理できるような計画もしっかり立てて、そして、職員ばかりでやるんじゃないで、頼めるものは頼むということでやっていきたいと、その計画をしっかり組んでいきたいと思いますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 次に、以前私が、観光施設の指定管理の際に質問したんですけれども、修繕費が相当負担になっているんじゃないか、そのせいで指定管理を受けることの障害になっているんじゃないかというふうに質問しましたが、先ほどの答弁で、1件60万未満は指定管理者が負担すると言いましたが、施設が老朽した場合、1件60万未満だから、指定管理者が負担しますよね。ところが、それが、いや、実はこれもあれもと次々に出てきたら、10件出たら600万です、トータル。そういうことも、実は施設が老朽した場合、考えられるんじゃないでしょうか。

そうでしょう。1件につき60万だったら、1件だけだったらいいんです、修繕が。ところが、あれもこれもと出てきた場合には、相当の額にこれはなると思うんですけれども、そういう点に対してどう思われているか、お聞きしたいです。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

修繕につきましては、今ほどありましたように、観光施設ですと1件60万ということになっ

ております。ただ、その状況によりまして、例えば一体的な修繕なのか、単体で見ると。例えば一体的な修繕の場合ですと、これは60、60ですけれども、一体的なものが必要だという場合ですと、当然、一体的に修繕するほうがいいわけですので、そのような状況については、当然60万を超えるものという形では、修繕する必要があるのかなというふうには考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間もありませんので、ぜひ、これから指定管理する際、なかなか厳しい社会状況でもあります。そこら辺を、やはり民間に委託した場合、観光みなみあいづでもそうですが、それが指定管理を運営する際に大きな負担にならないように、何とか皆さんで知恵を絞ってやっていただきたいと思うんです。でないと、やっても赤字だで、修繕でかかって赤字だでは、なかなか厳しいと思いますので、ぜひそこら辺を、みんなで知恵を絞ってやっていただきたいと私は思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 修繕費のことで、ちょっと気遣いされているようですけれども、総務課長が答えたように、60万以上になる場合とか、そういうあるんですよ、いろいろ。だから、5万、10万というような、そういう細かい日常のものは、60万以下だったら指定管理者でやってくださいということです。

一体的に、全体的に修理したほうがいいのか、そういうことが考えられれば、60万超えたりする場合は町が負担しますよということなんで、そういうことは相談しながらやっていますので、ぜひ、それが負担で指定管理者が出なかったというふうなことには私は解釈していませんので、そう理解していませんので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 認識の違いがあると思いますが、これで質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は15時30分といたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。

本年は、東日本大震災から10年の節目に当たります。去る2月13日には、福島県沖を震源とする地震によって、復興途上にある地域が再び被災を受けました。ここに心からお見舞いを申し上げます。

当町にあっては、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生により、想像を超えた生活不安や経済活動の衰退を招くことに至りまして、大変な大きな不安とともに、残念に思います。

しかしながら、このような想定を超える事案が到来する、まさにこの時代に生きる者として、さらには、多くの町民の期待をつないで議場に立つ政治家の1人として、今できることをしっかりとやり通す覚悟で一般質問を行います。

初めに、コロナ感染が収束した後の新たな住民生活、それに、民営事業に対する町の独自の支援策についてであります。その1つ目、田島・館岩・伊南・南郷地域、それぞれの地域性に配慮した住民の日常生活に関する政策支援を地域ごとに示していただきたい。

2つ目として、近い将来において有力産業となり得る資源を提示し、新たな事業形態づくりの方向性と取組を進める支援策を示していただきたい。

次に、木の町コミュニティ館、仮称でございますが、これの建設によって期待できる林業の規模拡大、さらには収益アップについての効果についてであります。

木の町コミュニティ館、仮称であります、この建設は、町内に事業所を置く林業事業体の事業規模をどの程度拡大するのか。また、事業収益の増額にどれだけ結びつくのかを、具体的な数値をもってお示しをいただきたい。

次に、株式会社みなみあいづの経営に注ぎ込む町費と町の財政不安及び町政への公正・公平についてであります。

その1つ目、株式会社みなみあいづの経営に町費を注ぎ込み続ける状況は、近い将来、町の財政運営に支障を来すと考えるが、見解をお示しいただきたい。

2つ目、株式会社みなみあいづの経営改善に向けた運営形態の変更もしくは強化策はあるか、お示しを願いたい。

3つ目です。町政運営の基本に据えてきた公正・公平の根幹とする基準を示していただきたい。

これらの質問全ては、町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問を申し上げましたが、与えられた時間内において再質問をさせていただくことといたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ感染収束後の新たな住民生活と民営事業に対する町の独自の支援策に関する1点目であります田島・館岩・伊南・南郷地域、それぞれの地域性に配慮した住民の日常生活に関する政策支援を地域ごとに示せとのおただしであります。田島地域においては本年度から、荒海地区、長野地区、既存の栗生沢地区乗合タクシーの一部で、予約型乗合タクシー、いわゆるデマンドタクシーを運行し、運転免許や自家用車を持たない住民の方の足として利用していただいているところであります。

田島地域の公共交通は、新たな運行形態を開始してから間もなく1年を迎え、これまでコロナ禍の中にあって、新しい生活様式に合わせた運行をしてまいりました。今後、新型コロナウイルス感染症の状況や利用者、ドライバーの声を聞きながら、状況に合った支援策等の対応を進めるよう検討してまいりたいと思います。

館岩地域においては、日常生活に重要な役割を担う公共交通について、現在地域内を運行している定時定路線型の乗合タクシーを、令和3年5月からデマンドタクシーとして実証運行を予定しております。さらに、館岩地域と田島地域とを結ぶ地域間交通につきましても、デマンドタクシーの実証運行を予定しております。

館岩地域独自のケーブルテレビにつきましても、新型コロナウイルス感染症の対策や、各種施策も含めた町や地域の情報発信の方法及び内容について検討してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で、特に高齢者の健診受診率が低下したことから、今後、受診の重要性を周知するための保健師による訪問指導を充実するとともに、高齢者の活動を支援するための老人

クラブ活動の保健師による健康講話等の取組も検討してまいります。

伊南地域においては、人の行動制限により家族や親戚との往来が減少したことで、高齢者の孤立が心配されることから、民生委員や各機関と連携し、健康サロンなどの交流機会の充実を図るとともに、孤立の解消と見守りの強化を促進してまいります。

さらに、各関係機関と連携しながら、スポーツ教室、高齢者体操教室等を実施し、地域住民の健康維持・増進を図るための事業を取り組んでまいります。

南郷地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区で実施していた高齢者の集う機会がなくなってしまったため、集落支援員や保健師が実施している既存の事業を活用し、各集落に呼びかけ、高齢者の生きがいを再構築したいと考えております。

また、本年度、買物困窮者の調査を実施した結果、南郷地域には16件の買物支援を希望する世帯があったことから、試験的に買物支援を行いました。しかし、利用者が皆無であったため、今後は、制度及び事業者の必要性も含め検証し、住民にとって必要な事業を進めてまいります。

さらに、コロナ禍で伝統芸能や文化活動が停滞し、活動組織の弱体化が懸念されることから、伝統芸能や文化活動の持続及び活性化を図るため、発表する場の提供や集落支援事業による職員の人的支援を実施してまいります。

次に、2点目であります。

近い将来において有力産業となり得る資源を提示し、新たな事業形態づくりの方向性と取組を進める支援策を示せとのおたがしであります。しかし、農業、林業、観光業については、これまでどおり町の重要産業と位置づけまして、今後も推進を図ってまいります。

特に本町は、面積の約91%の森林資源のほか、阿賀川水系と伊南川水系を有しておりまして、豊富な水環境に恵まれております。自然資源のほか、食・文化・歴史を含め、豊かな資源に恵まれているとの認識をしております。これらの豊かな資源を有機的に活用し、新たな事業として展開できるのではないかなど、そのように考えております。

町の具体的な取組としては、先ほども9番、大桃議員のご質問にお答えしましたチームビルディング・ツーリズム事業により、町の食・文化・歴史・自然等の町独自の資源を有効活用し、観光という側面を持ちながら、企業研修のツールとして活用してもらうことで継続的な誘客が図られ、関係人口、交流人口の拡大や町内事業者の新たな活力の一助になることが期待されます。

このように、町内の業者にを横断的・有機的に結びつけ、これまで各事業者が行っていた取組について相互理解を醸成することで、新たな事業へ展開する可能性を秘めているものと考え

ております。

また、事業者の新たな事業展開への取組に対する支援策については、相談のあった事業者との話し合いにより、国・県・町の助成制度の活用に関する金銭的支援のほか、活用可能と思われる助成制度の紹介や関連のある事業者あるいは個人を紹介するなど、人的支援を行っているところでもございます。

いろいろ、コロナ収束をまだ見ない中でありませけれども、収まっているような状況にございますが、いつ誰が感染するか分からない状況の中で、また新しい考え方の中で、町のいろいろな事業の進め方、そして、町民の皆さんの経済、生活の安定化を図ってまいりたいと思っておりますが、それには、やはり温故知新、将来へ備えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、木の町コミュニティ館建設によって期待できる林業の規模拡大と収入アップ効果について。

木の町コミュニティ館（仮称）の建設は、町内に事業所などを置く林業事業者の事業規模をどの程度拡大するのか、また、事業収益の増額にどれだけ結びつくのかを、具体的な数値をもって示せとのおただしであります。コミュニティ館（仮称）に発揮させる機能としましては、拠点機能、それから情報発信機能、木育・研修機能、展示・販売機能であります。このうち、拠点機能では、町内の林業・林産業者が連携して、素材となる丸太生産から加工・製造・流通までのサプライチェーンを町内で構築する拠点となることにより、木材生産の収益向上に向けた検討及び商品開発を通じたサプライチェーンの強化や事業展開の検討を継続的に実施していくことを目指しています。

また、情報発信機能、木育・研修機能では、これらの事業展開に欠かせない現在から将来に向けての人材育成や担い手確保のため、木育・林業体験などの継続した取組を行います。就業希望者へのサポートや、そのほかにも、民間と行政が連携した林業のスキルアップに向けた研修会や労働安全衛生の講習会などの実施も想定しています。

以上のことにより、本施設は、林業事業者の生産活動を、木材利用のサイクルと林産業関係従事者数などの成果を指標としているところでもあります。個々の事業者の事業規模や収益ではなく、町全体の林業振興を図ることにより、個々の事業者の規模も拡大すると、そのように考えております。

以上のような考え方で、この事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、株式会社みなみあいづの経営に注ぎ込む町費と町の財政不安及び町政への公正・公平

に関する1点目であります。

株式会社みなみあいづの経営に町費をつぎ込み続ける状況は、近い将来、町の財政運営に支障を来すと考えるが、見解を示せとのおただしであります。令和2年第3回議会定例会において、4番、湯田議員からの一般質問へもお答えしましたように、株式会社みなみあいづは、町有施設の管理運営を受託し、地域資源を最大限に活用しながら、教育旅行や合宿誘致を通じた関係人口・交流人口の拡大により、町の経済の活性化、雇用の確保に大きな役割を果たしています。

そのほかにも、保養施設の管理、特別養護老人ホームの給食部門の運営、さらには、町内小学生が参加する農山漁村宿泊体験プログラムの企画・運営など、本町地域振興において大きな役割を担っております。

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大による危機の中にあつて、公共性・公益性の高い事業を担い、町の地域経済にも大きな役割を果たしている株式会社みなみあいづの存続は欠かせないことから、支援を行った経過はご理解いただいているものと思っております。

今後も経営支援が必要になった場合には、町政振興と地域経済への影響及び雇用の維持などの状況を十分に検討した上で、町財政計画との整合性を保ちながら、町議会の合意を基に必要な応じた対策を行ってまいりたいと、そう思っています。

次に、2点目、株式会社みなみあいづの経営改善に向けた運営形態の変更もしくは強化策はあるかとおただしであります。株式会社みなみあいづでは、令和3年から令和7年の5か年における指定管理運営方針を定めるところです。内容としましては、経営ビジョン及び基本方針を基に、経営目標として、年度別・部門別収入計画を定めまして、社員から出された主体的提案を積極的に取り組んでいくことで、目標を達成する営業戦略を作成しております。

具体的な取組の例として、デジタル化の推進や宿泊プランの醸成、販路拡大の取組、グリーンシーズンのゲレンデ活用など、地域資源を最大限に活用した視点での企画となっております。

このように、株式会社みなみあいづでは、人材育成や経営努力を行いながら、経営ビジョンにもある未来につながる企業、社員が明るく楽しく働くことができる職場環境、地域に根差した会社の具現化に向けて努力しているところであります。

次に、3点目、町政運営の基本に据えてきた公平・公正の根幹とする基準を示せとおただしであります。これまで町政を3期お任せいただいておりますが、私の政治信条であります公正・公平・誠実・思いやりに基づき、常に初心を忘れることなく、一人一人の声に真摯に向き合いながら、困った人に手を差し伸べられる行政であり続けたいと思ひ、町民の皆様と直接

お会いして、生の声を聞いて頂戴してまいりました。そのような声を基に、法令や規則にのっとり政策の必要性を判断し、実行していくことが公正・公平の根幹であると、そのように思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いろいろとご答弁いただきましたが、やはり町長の答弁としては、抽象的にならざるを得ないんだろーと思えますので、これから幾つか、具体的な内容あるいは対応にできるだけ近づけていただきたいという願いを込めて質問させていただきますが、まず、地域それぞれの特性に配慮をした日常生活に関する独自の政策支援、つまりこれは、これまでやってきた政策とは色合いが違う、そこのところを実は求めておりますが、ただいまの答弁の中で出てきたことを少し掘り下げてみたいと思えます。

館岩地域では、保健師の活用を図ると、こうおっしゃっておられました。あるいは老人クラブの名称も出てきましたが、これに対しての具体的な案がありましたら、お示してください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

今ほどの質問につきましては、保健師の活動、指導関係についての質問だったと思えますけれども、コロナ禍の中で保健師の指導が、家庭訪問、そういった部分がなかなかできなかった部分がありました。それから、健康講話につきましては、集落関係のふれあいサロンとか、そういった部分もできなかった部分がありまして、コロナ以前も活動はしておりましたけれども、さらにコロナ後に関しましては、保健師が訪問指導を多く行いながら、あとそれから、ふれあいサロンのほうにも多く参加しながら、そういった健康指導をしていくというようなことで計画をさせていただいております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ひとつ、ここでルールを絞り込んでみたいと思うんですが、コロナ感染の前の状態に戻るんですね、収束されれば。それはそれで、前にやっていた政策が必要だったから、そこに戻ります。しかし、いわゆる3密はいけないとか、いろんな感染症の後の生活対応というのは変わってきますよね。ここを、例えば保健師との指導の中で、どう変えていきますかということをお尋ねしたので、分かる範囲でお答えください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

専門的な部分があると思うんですけども、保健師の指導につきましては、やっぱりコロナに対して、いろいろな部分の対策だったり、そういった部分があると思いますので、今までの健康指導とは別に、そういったコロナ対策も含めた指導を行うようなことになると思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 館岩地区の話だけで時間が過ぎてしまっても困りますので、例えば、次に伊南地域についておただしをしますが、民生委員のお話がありました、家族あるいは親戚との交流が絶たれたと、こういうことで。

じゃ、この民生委員は、これまでやってきた民生の活動とどんなふうに、新しい、あるいは取り入れるものがあれば教えてください。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

今までやってきました、コロナ禍でやってきました見守りの部分でございますが、高齢者世帯だけであったり、高齢者独り暮らしの部分にやってきましたが、なかなかコロナ禍の中ではお会いすることができなかったこともございますので、マスクを配布をしまして、コロナ対策を行いながら、孤立の心配のある見守りを民生委員さん、または各行政区長さん、さらには地域の方々で見守りをして、健康サロンについても開催できませんでしたが、それについても、健康サロン等を開催しながら、交流の機会を図るというような考えでおります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 聞いていますと、過去のプロセスを話ししているだけなんですね。つまり、それを基に今回学んだこと、先ほど12番議員もただしていましたが、いわゆるそういう経験を生かして、地域の人たちに何が求められているのか、そのところをこれから、まだ時間が幾らも経過していないので、考える時間もないのかもしれませんが、ぜひそういうことを考えながら、今までやってきたことをひもときながら、しかし、これまでとは違うスタンスで町政を運営していくと、こういうことをぜひ考えていただきたい。

南郷の地域ですが、生きがいつくりの再構築という高齢者のありました。どのように再構築するのかをお聞かせいただきたい。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

コロナ感染収束後ということで、私の考えでございますが、コロナ前の普通の生活といいま

すか、南郷地域においては各地区、非常に活発に集落での集いというものがございました。今、2月現在ですと、そういった集いを実施している集落が1か所だけとなっております。コロナが感染拡大する以前は十数か所あったわけですがけれども、そういった再構築という、ここに書いた意味は、コロナ前の通常の生活、それを取り戻したいということで、再びコロナ前のような集いを持ちたいという意味でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まずは、これまで当たり前にあった生活に近づけるといふか、そういうことが大事、これは当然そうなんです、3地域に共通した課題として、いわゆる地域の生活者が何に今、一番困惑をしているか。もちろん交流することも大事です。いろいろな問題があるかもしれませんが、そのいろいろな部分を具体的に引き出してあげるといふのが、やはり私は行政のサービスの第一歩だと思いますので、そここのところは、今お答えになったことを土台にしながら、しっかりと今後、現場の声を聞いて、それこそ構築して行っていただきたい。

例えば、あまり例えばということをお願いいたくはないんですが、病院に通うといったときに、バス交通をどうするか、そういう話になりますが、今、オンライン診療ができます。そのときに、支所だけじゃなくて、それぞれ地域には、今はあまり使われなくなった集会所もあります。こういったことも考えながら、そこに、お年寄りには操作はできない。であれば、操作をできる人をつける、あるいは保健師さんがそこについている、そういう状況が設置されれば、そういう環境を整えれば、これまでの生活に大きく、便利性を踏み出して、確保して、行政サービスができる。こういうことも考えていけば、密にならずに、しかも不安を抱えている診療がしっかりと受けられる、あるいは投薬の時間も節約できる、こういうことになるんじゃないかというふうに思いますので、少し意見を述べさせていただきました。

質問に入ります。

次に、近い将来、有力産業ということで、有力産業のいわゆる、捉え方が違うと、答弁も変わってくると思いますけれども、私は、実は南会津にある負、マイナスと思われるような遺産、例えば、端的に言えば、空き家が増えてきていますが、この空き家は、実はコロナ後、大きな資産になると考えていますが、空き家対策の中で、何か今後の、コロナ後の、収束後の活用について企画があれば、教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 空き家の活用ということなので、総合政策課が所管でやっております。

空き家については、既に皆さんご存じのように、毎年のように増えております。しかしながら、その空き家がすぐに使えるかという、なかなか使えるような状況にはない。さらには権利の問題、さらには、空き家となっても年に一度は戻ってくるとかということで、簡単にいろいろ転用するということは、なかなか難しいという状況はあるんでございますが、中でも使えるもの、ごく限られておりますが、可能性としては、これまで申し上げておりますように、関係人口の創出ということで、首都圏、こちらから地方への回帰が始まっておりますので、この方々にいかに使ってもらおうか、そこに焦点を当てて考えたいと思っております。

先ほど来説明させていただいております関係人口の創出の中で、本町に来る、例えば地域おこし協力隊だとか、そういう方が来られたときに、やはり住環境が整えられていないと、ここに住むことができないということなので、空き家に関しては、十分な支援ですね、改修費用等については町で準備しておりますので、その費用を使って、また国・県の補助等を使いながら、活用して、その首都圏から地方回帰に来られる方々へのコロナ後の活用として考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議場での答弁となると、そういうふうに、恐らくいろいろな要件を網羅するような答弁になるので、議論が前にかみ合っていないんですけれども、私たちが通常使っている行政用語、あるいは、例えば有機的に、いわゆる、あるいは横断的にと、これって分からないですよ。

私は今、私のイメージで、こういうふうに横断的にやっていくのかなとか、有機的って、有機農業もあるし、有機って、反対は無機ですから、どういうふうに有機的に連結させていくのかというの、ちょっと私、イメージ分からないんですけれども、今の質問とちょっと違いますが、最初の答弁でそういう話があったんですけれども、有機的に資源をつなぐ、あるいは横断的にやっていくというのは、具体的に何か例がありますか。あったら教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 有機的について、どういうものかというおただしかと思いますが、町長答弁でも先ほど申し上げました、自然資源、食、文化、歴史、そのほかの豊かな資源を有機的に活用し、新たな事業として展開したいというような答弁があったかと思います。

この有機的というのは、私が思うには、多くの物理的なものが、多くのものが集まって、それが一体のものとなっていく、これを有機的な結びつきというふうに考えております。したがって、今述べました自然資源とか、そういうもの一つ一つが一つの塊になって大きな力を

表すということが、有機的な活用になるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうですね、大きな力になるということですね。いわゆる横断的に、あるいは有機的に考えれば、小さな力が集まって、それが連結することによって、最初は考えもしないような力になっていく、これが魅力だと。でも、それが具体的な政策の中でどういうふうに、何と何をつなげて、何をつくって、どういう人を関わらせるかとなると、全く分からないんですね。ここはこれからの問題だと思うので、ぜひ現場のほうをよく見ながら、じゃ、誰とどこで何をするかということを考えたら、恐らく今答弁したのが形になると思うので、そういう心構えで今後業務に当たっていただければ、ありがたいというふうに思います。

次に、木の町コミュニティ館（仮称）ということですが、拠点の機能ということで説明受けましたが、その中でサプライチェーンとありました。私はあまり英語得意じゃないので、サプライチェーンでどういうことなのか、詳しくちょっと教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

サプライチェーンとは、日本語で言いますと、供給連鎖ということになるんですが、簡単に言えば、原材料、部品調達、それから生産加工、それから物流、流通、販売といったものを、一連の形の中で実施をしていくということになると思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 供給連鎖と言ってもらったほうが分かりやすいね。

文書を作るときも、それから言葉をお話するときも、自分が知っているから話ただけでは効果はないんですね。相手が分かって初めて、その伝達効果があるわけです。いわゆる主張効果があるわけです。ですから、私たちの年代くらいになると、どちらかというと、日本語で言ってもらったほうが分かりやすい。

供給連鎖をする。供給連鎖というのは、これは、いわゆる経済活動では当たり前ですよ。ごく当たり前ですよ。その供給連鎖を町内で完結するという意味ですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今、川上の素材生産業者、さらには製材所さん、さらには工務店さんと、こういった川上・川中・川下が、コミュニティ館を基点としまして、その中で供給体制を確立していくということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 マクロ経済ってありますよね。先ほども2番議員がちょっと話されましたけれども、輸出の話をしておりましたけれども、私の中では、川上というのは、南会津の地域を私は川上と位置づけているんです。南会津の中で川上があり、川中があり、川下があるということになると、町内で完結ですよ。町内で完結するということになると、町内の経済をどれだけ動かしていけば、町内にある事業者がそれに関われるのかと、それも大事です。

でも、いわゆる町産材という話が先ほどもありましたが、町から生産される材料が川下である、例えば埼玉だとか、東京だとか、神奈川だとか、あるいは、そこまで行かなくても栃木だとか、茨城だとか、そういうところで使用される。そういう、私はマクロ的な考え方、計画がないと、なかなか林業全体の規模拡大にはならないんだと思う。いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この木の町コミュニティ館の役割といいますか、今、基本的にはお答えしたとおりでありますけれども、川上、それから川中、川下、こう言いましたけれども、それは生産資源、そして途中のそれを活用するところ、そして最後に消費するところ、それは議員おっしゃられたとおり、町内だけの生産から使用まで考えれば、町内だけで完結することになりますが、私たちがイメージするのは、それもあります。それもあります、やはり全国に、行く行くはそのような南会津の木材を使っていただくと。その拠点として、この役割を果たしていきたいと、そのような考え方でございますので、今の答弁はそのようなことであるかもしれませんが、それが南会津でしっかりした、消費者に認められる製品作りをして、そして、それが流通していく、それが最後の目的でございますので、その点は議員がおっしゃられるとおりだと思いますし、どちらも言えることだと思います。

ですから、そういう意味で、どちらにもらんだ中で、地元の消費と、それから県外、全国的な消費と考えた中で、これらをこれから活用・運用していきたいと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほど2番議員の質問のときに、町産材の価格と県産材の価格の話が出てきましたが、町産材の価格はなぜ県産材より高くなるのか教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

山から切り出すかかる経費、さらには製材にかかる経費、さらには量の問題ということで、県産材の大手の工場よりは価格が高くなってしまいうような状況だと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうですよ。例えば製材工場が、それぞれ乾燥機を入れようと思えば、設置をしようと思えば、相当な設備投資が必要です。しかし、その設備投資をした分を回収できるだけの材料が町内で動くかというの、そこを考えないと、なかなか投資できないですよ。

つまり、私が言いたいのは、木の町コミュニティ館をやる前に、いわゆる製材工場なり素材生産なりが抱えている、いわゆる投資、投資すべき設備、状況、環境、こここのところを整えることのほうが先じゃないかということです。これは私の意見ですが、その上で、今ほど答弁ありましたが、他地域と、要するに同じ木材産地と競合したときに闘いに勝てるわけですよ。

今のやり方だったら、高い町産材を生産しているようでしたら、負けますよ、価格競争で。そういうことを考えて、全体的な林業の成長を図るのであれば、私は、この木の町コミュニティ館はまだまだ時期尚早だと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

卵か鶏かの話もあろうかと思うんですけども、あと、生産する製品の問題もあると思います。確かに、今議員おっしゃられるように、カラマツは品質はいいと言われてます。杉は周りから見たら、競争力が鈍いと言われてます。弱いと言われてます。

私は、それらも含めてですけども、その商品をどのように開発するかということが、課せられたこの地域の課題だと思っています。そして、我々の地域は針葉樹ばかりではありません。特に広葉樹が多い、そして、非常に樹種が多い地域だとも思っています。そういう商品の開発を、これからの南会津地域としては非常に大事になると思っていますので、そういうことも含めた中で、現状だけを見詰めてやるんじゃなくて、将来の商品開発も含め、南会津の特産にしていければなど、そういうものを知恵を出し合って、みんなして協力してやっていく、その拠点であると、そのように考えております。

実際に建物を見れば、非常に優れた、フローリングにしても、壁材にしても、いろんな家具にしても、使っている建物もございます。まだ我々は勉強不足なところ、いっぱいありますけれども、そうしたことも含めて、これからもしっかりと、これを拠点にして、検証を積んで、そして消費を拡大していく、製品の品質向上といえますか、みんなに望まれる商品の開発をして

いく。そのようなことをしっかりやっていくことが、将来のこの南会津町地域の大切な環境を守る一つの拠点になると、そのように考えておりますので、そのような活動をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 町の代表として、為政者として、今お答えになったお気持ちは十分よく分かります。しかし、タイミングというのがあると思っております。鶏が先か卵が先ではありません。

確かに、箱物を造るよりは、私は、木材の見本市をやったり、あるいは乾燥する施設を共同で造ったり、あくまでも業者が、今、コストがかからない、しかも競争力に強い、そういう環境をつくった後で、あるいは、それを並行しながらでもいいんですけれども、それで拠点づくりすべきだと、このことを申し上げて、次の質問に移ります。

株式会社みなみあいづであります。先ほどの答弁に町有施設というのがありました。町有施設は町の財産でもあります。でも、少し膨らませて考えれば、町民一人一人が町の財産です。

先ほども、クラスターになった老人施設の話が6番議員がされていましたが、町に限られた財源をどこにどう使うかということ、こういう意味では、確かに町有施設で雇用も守らなきゃならない、あります。だけれども、合併させる、あるいは合併する、そういうことを町がやって、町が町有財産を、町有施設を増やしたんです。だから、当然守らなきゃならない、これは分かります。

だけれども、その一方で、本当に今、確かに介護保険料の改定があつたりなんかして、そこで働く人たちも大変なんです。それから、病院経営だって、看護師さんや、あるいは助手が、先生が減ったために減らされるということも出てきているんですよ。病院も介護も、ある意味では商店街、確かに町長はじめ、皆さんがいろいろ考えてくれて、いわゆる規模のちょっと大ききところに支援しようという政策も出てきました。これもありがたい話です。しかし、それだけでもち得るかどうかです。

介護施設にも助成しました、こういうことを全般的に考えて、私は、公平・公正という基準は、1人当たりの予算なのか、それとも何か別に基準があるのか、それとも、町の執行部が考えれば、それは公平・公正であるんですということなのか、そこが分からないのでお聞きしたので、もう一度答えていただけますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

首長の経験者のご意見ということで真摯に受け止めますが、行政の在り方って、いろいろな形があるかと思えますけれども、一つは、やはり誰のための行政かということであると思えます、基本に。そして、今現在も含め、将来どうするかということも行政の大きな役割だと思っています、過去も含め。

ですから、そういうもろもろのいろんな状況の中で判断して、そして、それらに対して、どういうふう施策を決めていったら、実行していったら、みんなが落ち着いて生活できる、安定した仕事ができる、そういうような地域にするということが、行政の公平・公正とはちょっと違うかもしれませんが、私としては、皆さん方に安心感を与える、その施策を進めることが大事なことだと基本的に思っています。

ですから、いろいろなやり方はあろうかと思えます。それぞれ皆さん、コロナに関しても、通常の町の施策に関しても、いろんな事業をやっています。ですから、先ほど、4地域になりますか、その施策のどうのこうのとおっしゃいましたけれども、私としては、基本的には、コロナ後であっても、これまでであっても、今皆さんが困っている原点というものは、ほぼ変わらないんじゃないかなと思います。ただ、今後変わろうとする、そこを見越した中でどう対策するかということが、これから町に課せられた大きな責務であると思えますし、役割だとも思っていますから、そういう中で、しっかり状況を把握して、検討して、それに対してしっかり対応していくということが、町の対策として一番問われるといたしますか、求められるものだと思います。

ですから、私としては、これから今現状をもちろん把握して、そして、これから変わろうとすること、変わらないかもしれませんが、その部分に対してしっかり対応すると、それをしていきたいと、そのように考えております。

ですから、先ほども申し上げましたが、それらをしっかり皆さん方に対応して、全ての人には、それこそ満遍なくできないかもしれませんが、できる限りの努力をする、それは心がけていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 困った人に手を差し伸べる、これは政治の原点です。そして、さらに、できるだけ公平・公正な努力をする、これも政治家にとっては、欠いてはならない基本理念であります。

そこで、再度申し上げますが、困った人は第三セクターの人だけではないんです。株式会社みなみあいづだけではないんです。ですから、私はここで声を大きくして言いたいのは、議会

の皆さんの意見も聞いてくださいということです。私たちは少数の立場です。多数の、いわゆる支えがあった人たちが執行部になるわけです。これは偽りない事実だ。ですが、多数が表決するから公正・公平ではない。

つまり、何を言いたいかという、日本史でも世界史でも振り返ってみてください。時代が変わるときは、少数意見が、少数の人たちが諦めずに、その地域に必要なものと信じて活動してきたことが、いつか大きな力になって、それが時代を変えてきた、これは紛れもない事実ですよ。

そして、私たちが、もう一つだけ心がけておかなきゃならない。それは、表決で結果を得た、その結果が全てではないということです。そこまでいくプロセスをどれだけみんなで大事にするか、それを共有するか。その上で、やむを得ないね、そういう結論をぜひ導き出してほしい。

あえて私は、町長の施政方針に注文をつけるつもりはありません。それを現実的なものとして、私は、議会の意見もしっかりと取り入れた予算反映とか、施策の執行に充ててほしい、こう申し上げておりますので、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員が何をもちて少数というのか多数というのか、分かりませんが、みなみあいづ、これ、考えようによっては多数だと思いますよ。少数ではないかもしれません。でも、私としては、基本的には、少数でも物すごく大事なこともある。大勢が言うから正しいかということ、そうでないこともある。そこは冷静に判断すべきだと私は思っています。

そういう中で、議会にも相談してくださいとおっしゃいましたけれども、議会にもいろいろ説明をして、お諮りして、いろんな意見をいただいてやっているとは私は思っています。全て、一人一人の議員の皆さんの意向に沿えたものではないかもしれませんが、ないかもしれませんが、100%沿えないかもしれませんが、そういう中で調整しながら、今、私としては町政を担当させてもらっていると、そのように思っています。

ですから、決して、私は本当これ誤解されるとあれなんです、私は自分の思いを果たすために町長になっているのではないと言っています。自分の考えがないわけではありません。皆さんがどういう状況にあって、どういうことを今望んでいるか、そして、この町が今どういう状況で、やがてどうならなければならぬか、そういうことを念頭に置いた中で、みんなと相談しながら町政を担わせていただいていると、私はそういう認識でおりますので、ぜひその基本的な姿勢は、ご理解いただけるかどうか分かりませんが、そういう思いでいますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、一つ方向を変えて言いますが、例えば株式会社みなみあいづで働く人たち、この人たちの少数意見かもしれません、私のところに届く声は、現場の意見が届いていないんだと、こういう話が聞こえてきます。それは力の問題なのかもしれません。

そこで、一つだけお聞きしますが、株式会社みなみあいづには労働組合はあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

株式会社みなみあいづに労働組合があるということは、聞いたことございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる現場の少数の方々が、自分たちが今何をしたいのか、あるいはどういう環境をつくりたいのか、こういうことも、交渉する場所がないというふうを受け止めてよろしいですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今現在の株式会社みなみあいづでございますけれども、それは合併当時、いろいろな町村で、各自の町村でそれぞれの組織がありました。それを議員が町長のときに、みなみやま観光株式会社にされました。その前段としては、夢開発があったり、南会津観光公社があったり、さゆりの里があったり、INAがあったりしました。それがみなみやま観光になりました。そして、今度は会津リゾート、それからみなみやま観光、そしてゴルフ場と統合して、今度の株式会社みなみあいづにしたわけです。

ですから、そういう中で、今後、その組織がどういうふうな変遷を受けていくのか、それは会社がどうのこうのすることじゃないのかなと私は思いますが、労働者としての権利はしっかり守らなきゃならないし、守っていかなければならないし、やはりその辺のところは、今後、やはりいろいろな中で対応されるべきものではないのかなと私は思います。

ですから、これちょっと私も分からないことなんですけど、町が労働組合をつくってくださいと言うべきものでは、私はないんじゃないかなと思うんですね。私はそう思っています。ですから、労働組合がないから、みんなの意見が通んなくて、公平に運営されていないという考え

方は、私はちょっと違うんじゃないかなと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 労働組合をつくってくださいとは一言も言っていません。あるのですかというふうに聞いた。ないということですね、団体交渉はどうやってやるんですかということですから。

つまり、私が言いたいのは、選挙でも、あるいはそういう組織の構造でも、多数派が物事を決めていくということです。でも、その中でも何を大事にするかといったときには、少数派の意見も取り入れながら、それが聞き届けながら、つまり、実行に移せるかどうかは別ですが、絶えずその場面をつくってあげて合意形成をしてほしいと、こういうことですので、ご理解をいただきたい。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私が町長になって、いろいろ言われたときに、私が一喝して否定したことは全くないと思って認識しております。あったかもしれませんが、私としてはないと思っています。これからはそういう姿勢でいきたいと思います。

ですから、少数意見といえども、大勢の意見といえども、町民には変わらないですし、そういう人たちが構成した南会津町でございますので、しっかりと慎重に尊重して対応していきたい、そのように考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 最後に、私は少数派の意見を言っているつもりですので、どうぞご理解をいただきたい。

よって、ここで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

明18日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分

令和3年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和3年3月18日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 8番 湯田良一 議員
- 15番 楠正次 議員
- 5番 室井英雄 議員
- 10番 湯田哲 議員
- 14番 星光久 議員
- 7番 丸山陽子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 五十嵐芳道 | 議員 | 2番 | 馬場浩 | 議員 |
| 3番 | 川島進 | 議員 | 4番 | 湯田芳博 | 議員 |
| 5番 | 室井英雄 | 議員 | 6番 | 渡部訓正 | 議員 |
| 7番 | 丸山陽子 | 議員 | 8番 | 湯田良一 | 議員 |
| 9番 | 大桃英樹 | 議員 | 10番 | 湯田哲 | 議員 |
| 11番 | 高野精一 | 議員 | 12番 | 山内政 | 議員 |
| 13番 | 菅家幸弘 | 議員 | 14番 | 星光久 | 議員 |
| 15番 | 楠正次 | 議員 | 16番 | 室井嘉吉 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町長 渡部正義 副町長

星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	渡 部 敏 明	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 長
渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	遠 藤 知 樹	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長	羽 染 正 巳	伊 南 総 合 支 所 長
酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長	木 下 光 廣	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長	星 貴 夫	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	-------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎発言の取消し

○室井嘉吉議長 ここで、2番、馬場浩君から発言したい旨、申出がありますので、これを許可します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、公共施設の維持管理の再質問の際、職員配置における私の発言が誤解を招くおそれがありましたので、ここで取消しにさせていただきます。よろしくお願ひします。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。



◇ 湯 田 良 一 議 員

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君の登壇を許します。

8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 おはようございます。

議席番号8番、湯田良一です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルスに感染し亡くなられた方、新型コロナウイルスに感染された方に対して、哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、1点目、新型コロナウイルスワクチンの接種方法に町独自の工夫をしておりますが、我が南会津町でも、2つの大きなクラスターにより、130名の感染者が発生してしまいました。介護施設の入所者、利用者、施設の職員や感染者のご家族、大変な思いをされたことでしょうか。町当局の並々ならぬ対応や県関係機関のご協力により、現在は落ち着きを見せておりますが、安心できる状況ではありません。国内でも、感染拡大防止に向け緊急事態宣言を発令するなど、大問題になっています。県内でも多くのクラスターが発生し、いまだ収まりの見えない状況であります。

新型コロナウイルスの一日も早い収束を期待できる安心材料の一つとして、待望の新型コロナウイルスのワクチン接種ではないでしょうか。今後の感染拡大防止とクラスター再発防止を願い、南会津町ならではの独自の接種方法などは考えられないか、以下について問います。

まず、南会津町として、郡医師会との協議をしていると思いますが、ワクチン接種会場、時期などの計画はどのようになっているのか。

2、福島県内でも医療機関向けに3月4日よりワクチン接種が始まりましたが、今後の感染拡大防止とクラスターの再発防止の観点から、南会津町独自の工夫で、優先順位だけでなく、高齢者の接種順位、施設の職員や介護認定を受けている高齢者の家族の方なども同一時期に接種できないか。

③新型コロナウイルスワクチンの接種率の向上の対応はどのようになっているのか。

④交通弱者である高齢者の方への接種会場までの足などの配慮は、町でどのように考えているのか。

続いて、大きな2点目です。

高齢者世帯買物代行事業を南会津町全域でやっていただきたいんですが、これは2月の臨時議会で補正予算に計上されました高齢者世帯買物代行事業として、65歳以上の高齢者のみの世

帯等で日常食料品の購入に困っている世帯へ対し、町がシルバー人材センターへ業務委託し、買物を代行する制度の構築とあります。これは南郷総合支所の事業ですが、町内全域にも買物に困っている高齢者が多くいるように感じられますので、南郷地域だけでなく、南会津町全域での取組としてできないのか、町の考えを伺います。

以上、壇上からは以上で、あと、再質問席から質問させていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

8番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種方法に町独自の工夫をに関する1点目であります。

ワクチン接種会場等の計画はとのおただしであります。ワクチンの接種会場につきましては、町と南会津郡医師会で協議した結果、町内医療機関での個別接種と、町が設置する特別会場での集団接種を併用して実施する計画としております。また、高齢者施設の入所者への接種につきましては、施設の嘱託医にお願いし、巡回接種を考えているところであります。

次に、2点目、優先順位だけでなく、高齢者に加え、施設の職員や介護認定者の同居する家族の方も一緒に接種できないかとのおただしであります。ワクチン接種の優先順位につきましては、厚生労働省が示すワクチン接種の実施体制の中で、接種順位の決定は国が行うとされております。ワクチンの接種順位につきましては、現在接種が行われている医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の順に接種を行うこととしております。

なお、高齢者施設職員には接種順位の特例が示されており、一定の要件を満たす場合、入所系事業所の職員は、入所者と同じタイミングで接種を行ってもよいとされております。ただし、この特例は、入所施設の職員のほか、入所施設と同じ施設内の通所系・訪問系事業所の職員も対象となりますが、入所系事業所を併設していない単独の通所系・訪問系事業所の職員や利用者の同居家族には該当しないようであります。

次に、3点目であります。ワクチンの接種率を向上させる対応は、どのようになっているかとのおただしであります。ワクチンの接種率については、現在のところ、国から目標値などは示されておきませんが、2月末に全国知事会が国への緊急提言の中で、時期を明示して接種率の目標を早期に明らかにするよう要望されました。

毎年11月以降に行っている高齢者インフルエンザ予防接種の本町における接種率は約65%であります。今回の新型コロナワクチン接種については、ワクチンの有効性を信用して早く接

種したいと、このように思われる方と、また、副反応への不安から接種を希望されない方もいるのではないかなど、そのようにも考えられますので、接種率がどの程度になるかは、現段階で推計できておりません。ただし、新型コロナウイルスに対して集団免疫を獲得するには、70%以上の方がワクチンを接種する必要があると、そのようにも言われておりますので、国としては70%以上の接種率を目指すのではないかと、そのようにも考えています。

また、町といたしましては、ワクチンの接種率を向上させるため、町民の皆様へ郵送する接種券と併せまして、ワクチンの特性や集団接種の手順と当日の流れなどを分かりやすく説明した文書を同封するとともに、広報みなみあいづや町ホームページなどを活用いたしまして、接種率の向上へとつながるよう、随時、情報発信をしてみたいと考えております。

次に、4点目であります。交通弱者である高齢者の方の接種会場までの移動手段はどう考えているのかのおただしであります。ワクチンの集団接種におきましては、感染防止の観点から3密を回避するとともに、ワクチンを無駄にすることのないように、町民の皆様には接種日、接種時間を予約していただくこととしております。このことにより、高齢者の方は、接種日時予約、会場への移動手段の確保など負担をおかけしてしまいますので、町といたしましては、高齢者の方々にも接種しやすい環境を整えていくために、集団接種会場への送迎を実施する方向で現在検討しております。

次に、高齢者世帯買物代行事業を南会津町全域でのおただしであります。高齢者世帯買物代行事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える高齢者の支援として計画された事業であります。当初、町内全域での実施も含めて検討してまいりましたが、南郷地域以外では、高齢者向けの宅配サービスや地域の助け合いによる取組が、既に行われていることが分かりました。

舘岩・伊南地域においては、地元商店による宅配サービスの取組が一定程度浸透していることや、買物支援を必要としている一部の高齢者に対しては、民生委員などが既に買物支援を行っているという事例もありました。また、南郷地域以外では、2年半前から大手スーパーマーケットが宅配サービス事業を展開しておりまして、多くの方が利用しているとお聞きしております。

結果としまして、高齢者世帯買物代行事業は、宅配サービスが実施されていない南郷地域のみで実施することになりました。今後につきましては、南郷地域で同事業の利用状況や他の地域でのニーズを確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

私のほうにも、これまでも何件かの買物に対しての要望がございましたけれども、実際的に

は、このような状況で調査もさせていただきました。南郷地域が一番何の対応もできていなかった部分があったのかなと、そのように感じております。

館岩地域の場合は、アンケートの結果ですけれども、やはり商店が自分の店まで送り迎えをして対応している場合もあるし、配達している場合もございますし、それから、伊南地域も同様なケースもございました。そのようなことも含めて、田島地区、また広い範囲であります。ただ田島地域の場合は、いろんなまた利用方法があるということ、そのほか業者の宅配サービスもありますし、それから、もっと大きな会津エリアといいますか、そういうエリアの中でも宅配もありますし、いろんな仕組みを利用しての今の買物をされているのかなということもあります。

ですから、そういうものを利用できない人たちに対して、どのように対応するかということを検討しました結果、このような結果になりましたので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 接種の計画ですが、やはりあの当町でも同じだと思いますが、やはりいろんな自治体でも、接種の順位については大分苦慮しているところがあるというふうに認識しております。

そして、2番目なんですけど、特例があつて、なかなかそういうのが難しい状況だとは認識しているところではありますけど、やはり今回、私の知っている人もいるんですけど、やはり家族の方で感染した方がおまして、いまだやはり外で人と会うのを嫌がっている、そういう人もおります。

そういった観点から、やはり家族の方にもやはり同一時期に、高齢者のときですね、接種ができないのかなというふうに考えますが、やはりこれは、そのときだけじゃなく、後々まで尾を引いている、そういう方もおりますので、今後、町の配慮でできるようであれば、そういったところまで考えてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

接種順位につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国が決定するというところになっているのが、まず一番でございます。それに基づいて、私どももその順番に基づいて接種をしていくわけなんですけど、時々、先ほどもお示したように、特例というのが出たり、

新たな順序でやってもいいというような指示が出る場合もあります。そういったところの中を注視しながら、そういった指示を注視しながら、その時々に合わせて、同居家族に対する特例が出ましたら、そういったアナウンスをしまして、接種ができるように努めてまいりたいとは思っております。

ただし、これもなかなか、実際のところは、順番を変えるというのは難しい部分もありますので、その点をご留意いただければと思っております。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 そうですね、やはり、そういった特例の解除とか、そういう緩和されるような条件が出たときには、やはり進んで真っ先に、やっぱりそういったところまで、家族の方まで接種を早めていただければというふうに思います。

それで、③に入りますが、やはり接種率の向上、やはり先ほど70%以上の方がと言いましたが、やはりパーセントが高ければ高いほど、やはり町全体としても、町民全体的な安心度につながるのかなというふうに思いますが、あと、そんな観点の中で、やはり他の自治体では、接種した方に商品券を配布するというような検討をしている自治体もあると聞きます。

そういった面で、やはり南会津町としては、そういったことまでは考えているのでしょうか、いないのでしょうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もそういうニュースは聞いています。それがいいか悪いかは別にして、私としては、やはりワクチンに対する皆さん方のそれぞれの考え方といいますかね、先ほど答弁させていただいたように、集団免疫を高めるには、やっぱり70%以上接種されるということが望ましいということではありますが、強制はできないと思います。ですから、そういう意味で、商品券を配布して、私個人ですよ、商品券を配布してまで、そういうことでワクチンの接種を誘導するというのは、いかがなものかなとは思っています。

いろいろな状況を考えれば、また別な方法はあろうかと思いますが、できれば、やはり皆さん方に、コロナウイルスにかからないような対策をするには、やはりワクチン接種というのは非常に有効な手段ではあると思っています。ですから、そういう意味で、本当に医学的に皆さん方に接種をしていただくような、そういう活動、情報の提供とか、そういうことは町として、いろんな対策を講じていきたいと考えておりますので、その辺はちょっと、何か物でやってもらうというのはどうかなと思っていますので、それはご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 やはり私も、質問の中で商品券というものを出したのは、やはりそういったマスコミの報道を見て、ああ、こういうふうにして接種率を高めたい自治体もあるのだなというようなふう感じたものですから、やはり、それに代わるですねやはりあの接種率の向上をしていけば、やはり感染拡大防止、そしてクラスターの再発防止になるのかなというふうに思いますので、ほかの方法でも接種率を上げる工夫をしていただきたいなというふうに思います。

あとあの4点目ですが、これはやはり、会場までの送迎も考えているということでもありますので、これもやっぱり接種率の向上にもつながるのかなと、一つの方法なのかなというふうに考えています。そして、接種率を上げながら、交通弱者である高齢者の、やはり接種会場までの足の配慮も送迎をして考えていただけるとのことなので、この点については終わらせていただきます。

そして、あと、買物代行事業、やはりこれも、町内のあるスーパーでも、1週間に1回程度ですか、やはりあの宅配サービスをしているという話も聞きますが、やはり今、町長答弁の中では、結構多くの利用者がいるというふうに答弁されましたが、やはり、一部の高齢者だからかもしれませんが、やはりあのそういったものをまだ知らなくて、そして、買物に行くのに困っているというような声も聞いております。

この事業は非常にいい事業だなというふうに思いましたので、全域でやっていただきたいなというふうに思ったところなんですけど、やはりこれも商店の宅配とか、あと民生委員とか、やはりそういったところに対応しているということで、私が聞いたのは町内の高齢者でありましたが、やはりあのそういった方にもやはり、こういうスーパーで宅配をしているんだよというようなことを教えながら、話は聞いてきましたが、やはりこれも非常にいい取組だなと、私自身も思ったものですから、今回こういう質問をさせていただきました。

今後やはり、こういった制度を知らないで、そしてやはり困っている方があれば、そういったところで教えていただきたいなという、私自身も教えていきたいというふうには考えておりますが、やはりこういったことも、一部の高齢者ではありますが、困っている方がおりますので、そういった方があったときには、やはりこういう制度を周知させるような方法も、町として考えていただきたいないうふうに思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、8番、湯田良一君の一般質問を終わります。

◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 次に、15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 改めまして、おはようございます。

登壇順序8番、議席番号15、楠正次です。

町長に就任された平成翌年の23年3月11日に町長が施政方針を述べておられるときに、東日本大震災が発生しました。同年7月には新潟・福島豪雨災害に見舞われ、復旧終了間際、激甚災害でありましたけれども、関東・東北豪雨災害、その後も大雨、台風等々、数え切れないほどの災害に遭遇したことが思い起こされます。

昨年冬は少雪のため、4スキー場を持つ本町にとっては、非常に観光等、厳しいシーズンでありました。今シーズンは早期から積雪に恵まれ、ゲレンデコンディションは近年まれに見るよい状態と聞いて、期待していましたが、コロナ感染症の拡大により、団体の集客はほぼゼロという状況。本町内においても、その後、集団感染が発生し、2月16日時点で130名という多くの町民が感染されました。感染された方、お亡くなりになられた方に、心からお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、施政方針の基本目標についてお尋ねいたします。

町民一人一人の健康の維持及び生活環境の充実、安全の確保に向け、町民と行政の協働で実施するとあります。

1点目ではありますが、基本目標1に、コロナ感染症の影響で地域経済を支える産業の停滞と雇用情勢の悪化、交流人口の減少に対応するため、本町の魅力を発信し、地方創生テレワークの推進で、新しい人の流れを創出とあります。この施策の具体的な内容を伺いたいと思います。

2点目、基本目標2には、子供を産み育てたいと思える環境及び不妊治療をはじめ助成制度の継続・充実とあります。充実とはどのように変わるのか。また、産みたい、育てたいと思える環境とはどういうことを考えておられるのか、お尋ねします。

3点目、基本目標3には、鳥獣被害対策で被害の抑制及び農家の生産意欲の向上とあります。令和2年度途中ではありますが、被害内容とおおよその被害額及び有害獣の捕獲頭数をお聞きします。また、令和3年度の捕獲目標頭数も伺います。

4点目、基本目標4の住民主体の地域支え合い活動の推進について。今後、独り暮らしの高齢者や高齢化世帯が増加する予測の中では、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる生活支援の内容をお尋ねいたします。

5点目、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが困難の中、ワクチン接種の方針及び新しい生活様式に対応したウィズコロナの施策内容を伺いたいと思います。

壇上での質問は以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、令和3年度施政方針に関する1点目、基本目標1のコロナ感染症の影響で地域経済を支える産業の停滞等に対応するため、地方創生テレワークの推進で新しい人の流れを創出するとあるが、その具体的内容を示せとのおただしであります。国において、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的として、新たに地方創生テレワーク交付金が創設されました。

町といたしましては、新たな働き方や暮らし方が広まり、地方志向が高まっている状況を踏まえ、町有施設においてテレワークができる環境整備を実施するとともに、関係団体と連携を図りながら、将来的な移住、二地域居住や町外企業によるサテライトオフィスの設置のほか、人の交流による新たな事業の創出を目指していきたいと思います。

具体的には、会津山村道場の宿泊棟及び森の体験館、奥会津博物館の染屋及び山王茶屋に施設利用者向けのW i - F iを設置するとともに、テレワークに必要な机などの備品を整備し、会津山村道場、奥会津博物館及び民間のクラウドキャンプが立地する奥会津博物館周辺を一体的に捉え、長期滞在可能なエリアと位置づけ、各施設が連携することによる利用者の増加などの相乗効果を期待していきたいと思います。

次に、2点目であります。

基本目標2に、子供を産み育てたいと思える環境と不妊治療をはじめ助成制度の継続・充実とありますが、充実の内容及び環境整備の考えを示せとのおただしであります。ライフスタイルや社会背景が変化の中で、子育て世代包括支援センターや母子保健には、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談が寄せられておまして、その件数も年々増加しているところであります。

本町では、人口減少、少子化が急速に進行しておりまして、核家族化や隣近所とのつながりの希薄化、妊娠・出産後も働く女性が増加する中で、近所に相談できる人がいない、子育てをする仲間がいないという人も少なくありません。このような中で、妊産婦や子育て家庭が気軽に相談できる環境整備を実施することで、要支援児童及び要保護児童などを早期に把握し、虐待などに対する予防的な支援を行うことが大変重要になっています。

このため、令和3年度は、子育て世代包括支援センターに子育て支援専門員を1名増員いたしまして、専門的な知見を生かし、必要な支援を切れ目なく提供できる体制を強化していきます。また、乳児家庭全戸訪問などの訪問事業では、直接対面する機会を生かし、相談の実施や子育て情報の提供を行うことで、個々の妊産婦や子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めていきたいと思っております。

不妊・不育治療費助成事業は、子供を産み育てたいという希望を持ちながら、子供に恵まれないご夫婦に対しまして、検査や治療に要した費用のうち自己負担部分を町が助成するもので、平成26年度の事業開始から、これまで37組、延べ49件の助成を行っております。加えて、出産された方へ町内で使用できる商品券を交付する子育てスマイル支援事業、高校生以下の子供の医療費無料化などの助成事業についても継続して実施し、子育て世代の経済的な負担を軽減するための支援に取り組んでいきたいと思っております。

次に、3点目、基本目標3に、鳥獣被害対策で被害抑制と農家の生産意欲の向上とあるが、令和2年度の被害内容、被害額及び有害獣の捕獲頭数と令和3年度の捕獲目標頭数を示せとのおただしであります。令和2年度は少雪の影響によって、年度当初からイノシシをはじめとする有害獣の目撃情報や被害が多く報告されており、これまで比較的被害が少なかった地域においても、被害の深刻化が進んでいる状況にあります。

令和2年度の被害状況は、現在取りまとめを進めている段階であるため、昨今の状況を踏まえて申し上げますと、被害金額はイノシシ、鹿、猿によるものが大部分を占め、被害作物は、最も被害の多い水稻をはじめ、ソバ、野菜類、花卉、果樹と多岐に及んでいるところであります。令和2年度の具体的な被害金額は算出されておりませんが、令和元年度の被害金額1,872万円と同程度の被害金額が計上されるものと、そのように予想しております。

また、令和2年度における捕獲実績につきましては、令和3年3月12日時点で、イノシシ78頭、鹿の指定管理鳥獣捕獲等事業の実績を加えると、イノシシで569頭、鹿が1,321頭が町内で捕獲されております。令和3年度に町が実施する捕獲につきましては、令和2年度実績以上の捕獲数を目標とすることを基本として、町が策定する鳥獣被害防止計画等の計画にのっとり、

イノシシ160頭、鹿612頭、猿330頭の捕獲に取り組み、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲目標と合わせますと、おおむねイノシシ760頭、鹿1,192頭の捕獲数になるものと想定しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、4点目であります。

基本目標4の、住民主体の地域支え合い活動について、今後、独り暮らしの高齢者や高齢化世帯が増加する予測の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活支援の内容を示せとのおたただしではありますが、現在見直しを行っております南会津町高齢者保健福祉計画では、高齢者の生活支援の項目において、高齢者が住み慣れた地域において自立して日々の生活を送れるよう、生活環境や健康増進等の施策として、16の具体的事業を示しております。

まず、在宅での生活に対する支援事業として、調理や洗濯、掃除といった家事の支援を行う自立支援ホームヘルプサービス事業、調理が困難な高齢者世帯等にバランスの取れた食事を提供する配食サービス事業、見守りの必要な独り暮らし高齢者世帯を対象とした緊急通報システム事業、高齢者見守り支援員が高齢者世帯を訪問し見守り活動を行う高齢者見守り支援事業を継続して実施することとしております。

次に、比較のお元気な方、元気な高齢者を対象として実施している事業としては、健康維持・増進、孤立感の解消などを目的とした生きがいデイサービス事業、いつまでも元気に日常生活を送れるよう、町指定温泉施設で利用できる元気でゆうゆう温泉等利用助成事業や、はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成事業を、これまで同様実施することとしております。

また、住居の維持管理のための支援として、自宅で転倒防止等を目的とした住宅改修に対し助成する高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、冬期間の除雪を支援する高齢者世帯等除雪支援事業、家屋の老朽化などで自宅で生活に不安を感じている高齢者に対して居住スペースを提供する高齢者居住サービス事業についても、引き続き実施することとしております。

次に、5点目であります。

新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが困難な中、ワクチン接種の方法及び新しい生活様式に対応したウィズコロナの施策を示せとのおたただしではありますが、新型コロナワクチンの接種方法につきましては、22日の議会全員協議会でご説明いたしました内容に沿って、南会津郡医師会の協力をいただきながら、接種体制づくりに取り組んでいるところであります。

新聞等でも報じられているように、国によるワクチンの入手が当初示された計画から大幅に遅れておまして、各市町村に対して、いつどのくらいの量が届くのかもいまだ示されていないことから、町の集団接種の日程なども調整ができない状況になっております。早い時期の接

種が望まれているところでありますが、今後も国や県から示される方針や指示に従いまして、接種準備を適切に進めてまいりたいと考えております。

昨日もこの件で、4月26日の週には、まず南会津、市町村部と聞いていますけれども、1箱ずつ来るということになって、そして全体的には、その後は多分、順調に来れば、6月の末くらいまでには全高齢者に対して接種できるだろうというような見通しは、県のほうからそういう考え方はありましたけれども、これが本当に順調に来るかどうかということも見通せない中ですので、このような答弁になりました。

また、新しい生活様式に対応したウィズコロナ施策につきましては、令和3年度南会津町当初予算概要の11ページに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業としてまとめさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 テレワークの推進で新しい人の流れをつくるということがイメージできなかったわけでありまして、今の答弁でおおむね理解をいたしました。

テレワークというのは本来、職場であるオフィスから離れて、自宅であったり、宿泊施設であったりというところで仕事をするということとすれば、人の移動って案外少ない話なのかなという思いをしておったわけですが、山村道場とか、そういう宿泊施設等々にWi-Fi等の設備を設置し、南会津町の魅力を発信し、その利用された方にも発信していただき、新しい人の流れができるというようなことで理解をしましたが、間違っていたら訂正していただきたいと思っております。

オンライン関係人口の取組の効果というのは、どのような形に現れるとお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 オンライン関係人口とのおただしでございますが、関係人口というのは、いろんな種類のものがございます。実際に来ていただく、こちらから行く、そういうつながりがあるんですが、コロナ禍の中にあって、なかなかリアル、実現はしない、実場面では会えないという場合には、オンラインでいろんな情報交換をしていきます。実際にもしております。

例えば、南会津町ですと日本酒、こちら、蔵が4つありまして、首都圏でも大変好評いただいておりますので、首都圏のほうでお酒を飲みながら、またこちら、蔵元のほうではお酒の造

り方などを話しながら、実際に同じ場面にいるような形でオンライン、ネットワークを使っていろいろな話をすることによって、南会津の自然やそういう特産物、そういうものに興味を持っていただいて、そこから関係人口につながっていくと。そういう形のものが、これまでも、これからもますます広まっていくというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

2点目の子育て支援の充実について再質問させていただきます。

不妊治療費及び助成制度創設の、一番最初に質問したのは、2011年、平成25年になりますか、6月議会でありました。その後、町民の方から、その質問をした後、6月議会に質問しまして、不育症で出産に至らないというお話がありまして、田島地域の方からありまして、同年の9月に不育症について、私も調べた中で質問させていただき、26年から新規事業として、不妊・不育治療費助成事業というのが当初予算概要に載っていたのを見て、私も感慨深いものがあったことを思い起こしておりますが、不妊治療費の助成制度ができて、不育治療費というのは県内でトップだったというふうに記憶をしております。不育治療を、私に情報くださった方、おばあちゃんでありましたけれども、その子供も5歳になったというようなことをお聞きしております。

今国会では、菅総理が大きく制度拡充の考えを示されました。さきの新聞報道にもありましたが、拡大の内容は把握されていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

菅総理から拡大のお話があったということだけは確認しておりますけれども、詳しい内容については手元ございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 新聞報道によりますと、国の制度は、遡及して交付を受けることができる。これは、昨年から取り組んでいて、本年の1月1日以降に妊娠が確定できたというような受領書を添付して自治体に申請すると、交付が受けられるということですが、この自治体とは市町村なんで、そういう情報は入っていないでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今のところ町のほうには、その受付が市町村になるという情報は入ってございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 新聞には自治体に申請というふうに書かれていたので、質問させていただきます。

来年4月からは公的保険が適用になる。以前、私、質問させていただきましたけれども、町の制度よりもっと拡充するという、お金がかかるわけでありますが、顕微授精とか体外受精、この質疑させていただいたことがありますけれども、今度はそこに対して大幅に拡充された。夫婦合算の所得制限730万だったものが撤廃されました。幾らでもいいですよ、そして、1回目の治療に30万助成します、体外受精であれば30万、40万、50万と、それぞれ幅がありまして、顕微授精だと大体60万以上かかる、1回の授精で。そのうち30万助成して、これまでは2回目以降は15万に減額されていたんですけれども、2回目以降も30万で継続する、1人の妊娠・出産に対して6回まで国では拡充、これは菅総理が人口減少、少子化対策として肝煎りの施策、だからこそ、さきの委員会で議論しながらも、本年1月1日から遡って助成しますよということでもありますから、これらを今回の、私、令和3年度に向けては、この部分、本町の住民にも知らせるというようなことがあるかなと思ったんですけれども、この部分がなかったので、この部分、こうやって質問させていただいているんですけれども、こういう情報はできるだけ、本当にコロナ禍の中で、健康福祉課、大変だったと思いますけれども、正しく速やかに、産み育てたいと思っていらっしゃる方に届けていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

議員が今お知らせいただきました内容については、1月10日の福島民報の記事に出ていた内容かと思います。私のほうも気になる情報としてピックアップしておりまして、情報の保存をしておったところでございます。

担当課のほうにもお渡しはしてはいたんですが、今後こういった情報について、よりアンテナを高く張って、不妊・不育の治療のために住民の方に利益となる情報については、分かりやすく情報提供すべきだというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 ぜひアンテナを高くしていただいて、ある市では、そこに対してさらに、そういう治療のできる施設が遠い場合は、そこまでの交通費の支援を市単独で、新たにここに助成の追加というようなことを検討しているような記事もありましたので、その辺も、

ここ、本当に南会津町は、そこまでできる場所というのは、結構遠いところに行かないとな。埼玉不妊センターとかというのが、結構、体外受精とか顕微授精で有名らしいですけども、この地域、県内にもあるのかもしれませんが、そういう情報も、個別に相談されれば提供できると思うんですけども、全体的に町の広報とか、そういうところでも周知していただければ、質問につながったりとか、出産を望む人の助けになるのかなというふうに思いますので、その辺も検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういうことで、国の今度制度の中で、そういう不妊・不育が利用できるということ、制度の内容がどのようなものであるかということを確認しながら、今町でやっている制度と比べて、そして、それらに対して、どこがどう不足しているのか、あるいはどういう対応をしたらいいのかということを検討してまいりたいと思います。それは積極的な意味でですけども、今の現状を踏まえた中で、また、今の町の制度そのものも、いろいろ現状に合っているかどうかも含めて、そういうことを照合しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、3点目に移りたいと思います。

驚くほどの数字が今挙がりまして、鳥獣の捕獲頭数でありますけれども、町の捕獲実施隊、そして県の指定管理制度で、合わせると2,079頭と、町は1,497頭ですか、郡内の2,000頭、この部分で、これらが以前、私も処分について質問したことがありますけれども、夏場の処分は本当に大変なものがあるというふうに思います。私も町長と一緒に、冷凍施設があつて、焼却施設があるところを視察に行ったことがございますけれども、そういう施設を造る必要性あるのか。

また、私は、もう一つの考え方としては、以前町長ともお話ししたことがありますけれども、冷凍しておいて、夏場は腐敗を防ぐために、衛生上の問題がありますから、腐敗を防ぐために冷凍しておいたものをごみとして焼却する。その鳥獣の焼却施設を造るというのは、膨大な費用がかかります。運転するためにも、結局燃えない生ごみだけを燃すわけでありますから、重油とかそういうものも非常にかかる。

とすると、30センチとかという、今、生ごみとして搬入できる大きさにするには、冷凍に

しておいたものを重機のチョッパーみたいなもので裁断して、ほかのごみと一緒に焼却することが、一番経費的にも安上がりなのかなというふうに思いますが、これらについて、これだけ、2,000頭も捕獲されたものの安全な処理、こういうことについては、どのようにお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは本当に近年、大きな課題というか、問題になっていることは承知しております。

数年前ですけれども、新地町と相馬市ですか、合同の有害鳥獣害の対応として、焼却施設を設置したところも視察してまいりました。今現在のところは何千頭か捕れてて、そして、この手当ての中でその経費が出ているけれども、これが頭数が減ってくると大きな荷物になると、そのような説明もございましたもんですから、当時私どものほうは、そこまでの頭数でもなかったし、ですから、改めて対策として、集まって協議したわけではないんですけれども、それぞれがやっぱり冷凍庫を持つのが一番現実的かなというような話の中でとどまっていたことは確かです。

最近、本当に去年も少雪であって、鹿が多く私たちの地域に残ったということもあって、また、今年の場合は、急に雪が降って、鹿の移動ができなくなって、余計このような捕獲頭数になっているのかなと思っています。

ですから、私としては、来年度がどのくらいの本当に頭数、この計画どおりになるのか、その辺のところは、やっぱり注視していかなければならないと思います。ただ、処分の方法としては、ある程度、今の現実に合った対応というものは考えていかざるを得ないのかなとも思っていますが、これまでの状況ですと、確かにこれだけ捕れば、ちょっと困難な状況にはなっているかとは思いますが、今までですと、衛生組合の焼却の処分の仕方を確認していますと、何とか焼却はできていると、そのようなことも聞いていますので、その辺も踏まえた中で、今後検討の課題にはなっていくのかなと思います。

そして、冷凍庫でありますけれども、当時の研修のときには、30度以下の冷凍庫であれば、やっぱり処分するときにノミが跳ねたりすると。そうすると、やはりそれに対して、人体についたり、そういう二次被害といいますか、そのようなことも起こるので、それらを回避するには、マイナス30度以上というのか以下というのか、そういうような設備が必要になるでしょうというような話も聞いたもんですから、そこら辺のところは、今後いろいろな検討する中で、それぞれの方法を検討していく必要があるのかなとも思います。

日光市さんなんか4,000頭ほど捕ったと、おとし、さきおとしぐらいの話ですけれども、それはほぼほぼ埋設しているというようなことでありました、そのときの情報としては。そして、あと、農林課で研修に行ったのは、これはバクテリアか何かでの処分をしているみたいでしたけれども、これもなかなか数量的には、そんな多くは処理できないというようなこともありまして、ですから、いろんな処分方法は、やはりどこでもいろいろな課題があるのかなと思っています。

しかし、この現実を踏まえた中で、どのようにしたらいいのかということ、まず、今のような情報の中で、また新しい方法があるかどうかも加えて、町として検討したいと思ひますし、また、南会津郡全体としてやるのか、会津全体でやるのか、その辺も踏まえた中で、協議の材料にする必要があるのかなと思っています。

ただ、県内で一番捕れているのが南会津町でございますので、ほかの町村が乗ってくるかどうかということも、ちょっと課題としてはあるのかと思ひます。ですから、我々としては、特に県境のエリアが一番、鹿とかイノシシの住み処になっているとか、繁殖地になっているというような状況もございまして、ですから、県のほうにも特別な配慮の下で、私どものほうにいろんな、有害鳥獣害の対策はしていただいている部分もあるのかなと、そういうことを思ひます。

これは、県とも相談しながら、町としての対応を考えていきたいと思ひますので、もう少し時間いただきたいし、ご理解願ひたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今、町長からお答えいただきました。

県境付近というと、やっぱり館岩というのは栃木との県境なものですから、指定管理制度の捕獲数で調べてみましたら、ニホンジカは1,164頭郡内で捕れたうち、789頭が館岩で捕獲されたということで、イノシシは、全体で915頭南会津郡内のうち330、3分の1は館岩分界というようなことになっておりますんで、やっぱり暖かい、雪の少ないところとの隣接地帯というふうに私も感じております。

もう一点、以前も私、ジビエとかペットフードに活用とかということではできないかということ、を質問させていただきましたが、放射線量がなかなか安定してこなくて、県の解除が出ないということでありましたけれども、その後は、これらの調査というのは定期的に、線量検査みたいなのは、モニタリングはやっておられるんでしょうか。やっていたとすれば、鹿、イノシシ、どちらも、とてもそういうものには使えないというような値なのかどうか、ざっくりで結

構ですから、お分かりでしたらお願いします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

ジビエといいますか、食肉の利用ということで、こちらにつきましては、まずイノシシについて、原子力災害対策特別措置法の中で出荷制限ということになっております。鹿については、出荷制限というのは特にはないんですが、県のほうから自主的な制限をお願いするというので、今現在、制限がされているというところがございます。

頭数、モニタリングといいますか、サンプルにつきましては、今回、数字はちょっと把握していませんが、年間数頭のモニタリングを県のほうに送って、検査をしているような状況でございます。そのモニタリング数の数値につきましても、申し訳ございませんが、ただいまちょっと資料がございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

でも、これだけの数が捕れて、もし放射線量が低減されていて、大丈夫であるのであれば、この地域で加工するというのではなくて、冷凍したものをドッグフード生産の会社とかそういうところに、非常に鹿肉とかは栄養価が、バランスが取れているんだそうです。自然の植物を食べている、雑食ではないので、鹿というのは。イノシシは雑食なので、どうか分かりませんが、鹿というのは本当に栄養価が高いということが証明されていますので、その辺も定期的に検査をしていって、できるようになれば、そういうところと問合せをしていただければ、今度それは収入にもなりますから、そういう方向で、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の4点目に移らせていただきます。

さきの保健福祉計画の中でも示されておりますけれども、今後は独り暮らしの高齢者が増加することは明らかになっております。あの表の中になったのを見ますと、65歳から69歳は、女性と男性の数が666人と、全く同数でありました。ところが、80歳以上になると、女性の方は男性の倍、男性が女性の半分の数になるというふうな表になっております。

老後の独り暮らしは課題が多いと言われておりますけれども、独居高齢者と夫婦及び子供と同居高齢者の生活満足度を比較した場合は、独居高齢者のほうが低いというふうに一般的に言われるんですけども、それは経済的な貧困であれば、そういうこともある。そうでない場合は、経済的にある程度満足されているというような、不安がないということであると、独居のほう

が、お一人様の生活満足度というのは高いんだそうです。これは、東大の名誉教授・上野千鶴子さんの著書に書かれております。詳しく書かれていて、「在宅ひとり死のススメ」というような本も出ています。

ですから、福祉計画の中でも、今後、なかなか労働者、介護関係の労働とか、そういうものを支える手が非常に少なくなる、そういうことが懸念されているということでありましたから、健康で元気な高齢者はお一人様でも幸せですよというような町になることも、これも大切なことというふうに思いました。

それから、町長答弁の中にありました高齢者の除雪支援など、とても重要な施策で、今回、私、臨時議会の中で少しお話しさせていただいて、その後、4地域、所管事務調査の中で調査させていただきました。やはり、大雪の中で本当に助かったというような声が聞けたということが分かりました。

そして、私も2月24日の臨時議会の後、実施要綱を精読させていただきました。中で2点ほど疑問を感じた部分がありましたので、町長のお考えというか、認識をお尋ねしたいと思います。

4条の6項に、高齢者世帯は事業者に対し、除雪の都度、個人負担額を支払うものとするというのが、除雪事業者と利用者、高齢者の間で交わされる内容であります。7条の4項には、町長と事業者間の除雪委託契約を締結するもの、これは事業者と町が契約をする、この部分が記載されていて、9条には、事業者は毎月、高齢者世帯等除雪支援実施報告書兼請求書を町に提出して、1か月分提出をされて、それを受けた町は1か月分を支払うものとする。高齢者世帯と事業者間の請求明細、領収書の発行などは特にないわけです。ないというのは、その要綱の中には。

なので、A階層の方がその都度支払うということが要綱の中に定められたというのは、豪雪対策本部ができなければ7万400円でありますから、7,040円という1割分がその都度支払って行って、なくなった時点で、ああ限度額になったねということなんだろうと。ところが、ここが1か月分精算になっているんですね、今、事業者と高齢者の間で。とすると、途中で限度額を超えてしまっても、そのまま分からずに、結局、事業者はやりましたよ、確認してくださいと判こをもらいます。ただ、利用者のほうは、それが、そのときにしっかりと確認して、自分でメモでもしておけば分かるのかもしれませんが、ここが、やっぱり80歳、90歳というような独り暮らしの高齢者、私のところに相談されているのは、どちらも80代後半の女性でありました。

なので、やっぱり思いやりを持って、町長がこういうことを毎年実施してきているわけですが、この4条6項以外に、支払いに対して、A階層でお尋ねしますが、高齢者と事業者間に対しての利用規約みたいなのがないということは、何か意味があつて、この部分しかないというふうに私、考えたんですけれども、その点について、ちょっと認識を伺いたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、個別具体の例を挙げてご質問いただいております。

通告にごさいませんでしたので、そこの部分については手元に資料ありませんので、答弁を控えたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。そこは、それでは、情報を提供したというようなことで終わりたいと思います。

全体の中で、高齢者等々の支援というような考え方でいくと、この要綱について、個別の通告はしておりませんでしたけれども、やはり課題は見えているというふうに感じましたので、課題抽出、そして要綱の見直し等をする必要があるというふうに、私、感じておりますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、この事業に関しましては、機械の能力というか、そういうことも何もなくて、ただ機械だったら何時間とか、そういうような大ざっぱな話で進めてきた経緯がございます。

いろいろ運用していく中で、不都合な部分が出てくると思いますし、今指摘されたこと、確かにそのとおりだと思いますし、ただお互いが、この制度を利用した限度額といいますか、限度額がありますから、それを確認できるようなシステムも必要かなと思います。

やはり、どのくらいかかっているのか分からないし、どのくらい支払うか分からないような状況では、やっぱり利用者としても不安が残るのかなと思いますので、その辺の、お互いの分かるような表示の仕方、確認の仕方、それから、そのほかあるかもしれませんけれども、やはり、それぞれが、できるだけ簡単にやるということも大事ですが、最低条件として、やはりその重要な部分は確認しながらやるということも、これもまた重要ですので、その辺も踏まえただ中で、この制度の見直しといいますか、改善を図っていきたいと思いますので、ぜひ、いろいろなケースが出てくるかもしれません。全て対応できないかもしれませんが、できるだけ皆

さん方が分かりやすく、そして使いやすく、利用しやすい制度に変えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 4点目については了解いたしました。

続いて、新型コロナウイルスについて、体制づくり、接種会場等々の話は、これまで何人も議員が質問しておりましたので、その部分は控えたいと、再質問はしないでいきますが、特養ホームのクラスターの原因、これはどこにあったと。原因は不明の状況なのか、どういうことでクラスターになったのかというようなことが分かるかどうか、お尋ねしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

特養ホームにつきましては、利用者がもう一つの介護施設を利用して、両方利用していた方からというお話がまず一つありました。そこから広がっていったわけなんです、職員にも感染が広がり、そして、その職員の中には、検査の結果、陰性であった方もいらっしゃいました。職員数の関係もありまして、その陰性であった職員は、そのまま勤務を続けなければいけないこともありまして、結果として、その職員もうつって、さらに高齢者にうつったというような事実もあったと聞いております。

そういったところで、本来であればそこにいる職員が、陰性の方も含めて、一旦離れて、別の職員が対応すれば、広がりはいくつか抑えられたかもしれませんが、結果として、陰性であった職員もそのまま勤務を続けなければいけなかったというのが一つの原因であったというふうには、県から報告がございました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 経緯は分かりました。デイサービスを複数利用されていたところで、ショートステイですか、その職員から長期入所者のほうに感染して、拡大したというようなことだというふうに感じますけれども、もう一つ、老人福祉施設で1名の感染者が出たけれども、そこから拡大に至らなかった。この辺の体制には、町の南会津会の部分の特養と違う部分、感染拡大に至らなかった、この部分は確認されているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

そちらの施設にも県の感染対策支援チームが入っております、その結果として、報告を受けたことといたしましては、その施設では感染対策が、ほかの施設以上にしっかりされていた

というふうに伺っております。具体的には聞いてはいないんですけれども、大変立派な対応をされていて、ここではそれ以上広がることはないであろうというふうなお墨つきを、その時点でいただいております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 他の施設以上の対策が取られていたという、この辺が相当重要な話なんだろうというふうに思います。この部分をしっかりと調査をして、クラスターになってしまったところとならなかったところ、対策が非常によかった、その非常によかったというのはどの部分なのかというようなこともぜひ精査していただいて、クラスター、感染症の収束には至っていないし、今、変異株が全国で続々現れて、PCR検査も擦り抜けるというようなことも今日のテレビ報道ではありましたから、収束に至るのには、ワクチンを接種して収束に至るのかどうか分かりませんが、やっぱり、まだまだコロナ、いつ誰がどこで感染するか分からない。

ホームの中では、私たちの報告いただいた中では、1月から2月まで五度陰性で、五度目でしたか、陽性になったというようなこともある、非常に厄介で、陰性であっても、もし保菌者であれば、それは感染はさせることがあるというようなことも、きっとあるというふうに報道等でもありますから、その辺をしっかりと精査し、数字として、また流れとして、きちっと総括していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 残念ながら、あのような大きなクラスターが発生しまして、今は収まっておりますけれども、いつまた誰が感染して、どのような状況になるかは分からない状況でございます。

私も南会津会の理事長として、非常に責任を痛感しておりますけれども、これまでも、昨今の今頃からこのような状況の中で、特に介護施設等、南会津会に対しては、職員も含め、いろんな人との接触とか、そういうことを注意を促してまいりました。何度も何度も施設長、事務局通じ、そして施設長にも、じかに話したこともございますけれども、職員としても、その職員の家族にもそういう注意をしてくださいと、そういうような、文書でも通告しましたし、口頭でも言いました。でも、残念ながら、結果として、どっちがどうなのか分かりませんが、介護施設であのようなクラスターが発生したということでもあります。

いずれ、南会津の町内にはなかったということなんで、何らかの形で感染が広がったということ、もともとの発生、感染者が出たということでもありますけれども、結果こうなりました。

ですから、一人一人がまず気をつけてもらうことが非常に大事だということは分かりましたし、そして、感染をする、ある程度の要件も分かってきた中で、まだまだ大都市とか、そういうところでは、あのような状況にもありますけれども、また21日からは今度、非常事態宣言を解除する方向で検討しますというような国の方針もございます。そうすれば、なおさら、やはりそのようなことも含めて、町としては、しっかり皆さん方にもお願いしなければなりませんし、特に介護施設とか、病院とか医療施設には、そのような注意が必要になってくるだろうと思っております。

昨年から南会津会に対しては、ほぼほぼ、どこの施設もそうですけれども、家族であろうが面会ができないような状況がずっと続いて、1年間続いていますけれども、そのような対応をしてきたところであります。それでも、やはりデイサービス、ショートステイの、ああいうような中から、多分起こっていったんだろうとは思いますが、もともとのところは分かりませんので、その辺の精査はなかなかできませんけれども、まずは、そうなったときの感染対策をどのようにするかということ、まず重視していく必要があるだろうと、そのように思います。

今でも医療機関の中でも起こっていますし、専門の部署でも起こっています。ですから、あの当時、南会津会としても、できる限りのことは、私はやったと思います。決してずぼらな対応の中でやってきたのではないと、私はそう信じていますし、そう思っています。ですが、やはり、一度入ってしまえば、あのような状況になりますので、そのようなことを二度とないような、DMAT、医療対策チームにも入っていただいて、そして、いろいろご指導もいただきましたから、その辺も踏まえた中で、今後それを徹底していくことが大事だろうと、そのようにも思っています。

ですから、そのようなことを踏まえて、そして、ただ、もう一つは、本当にあれだけひどいクラスター経験された職員の人、やはり自分の使命感というか、そういう中で、最後まで自分の仕事を全うしていただいたということは、本当にありがたいと思いますし、そして、それらに対応して、いろんな対策を講じていただいた県のスタッフの皆さんにも、本当に感謝申し上げます。それを踏まえて、これから町も、皆さん方にも呼びかけながら、当然、介護施設等、そういう施設等にも呼びかけながら、感染防止をしっかり徹底していきたいと、そのように思います。

どこをどう気をつければ、絶対に完璧に防げるのかということはないかもしれませんが、できる限りの努力はしていきたいと。そして、皆さん方にも呼びかけていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

最後に、感染者のご家族の方から、その方は1月に母親を亡くされたという方でありましたけれども、3月になっても回覧板が回覧されないで、全戸配布の分だけ入れられてという差別されているという情報もありました。

町全体で、感染者のプライバシーを守ることと情報を正確に伝えること、その方は1月の時点でそうなって、家族もPCR検査の結果、陰性ということが確認されて、もう一月以上になるのに、こういうことがあるということを訴えておられましたので、こういうことがないように、本当に町全体、地域で支え合い、助け合いながら、その人たちを、そういう差別なんてすることのないようなまちづくりにぜひご尽力いただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 室井英雄 議員

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄、一般質問を行います。

まず冒頭に、今回、新型コロナウイルス感染症クラスターの発生により、お亡くなりになられた方々、またご家族の皆様、心よりお悔やみ申し上げます。また、私の友人もなんですが、コロナ感染症の後遺症によって、今なお苦しんでおります。そのような方々に心よりお見舞い

申し上げます。

では、一般質問に入ります。

私からは、一つだけなんですけど、新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種の実施に関する町の対応はということで質問いたします。質問提出最終日の情報を基に質問いたします。

4月12日より、高齢者のワクチン接種が始まる予定です。厚生労働省が示したスケジュールによると、4月5日の週に2箱、4月12日の週に10箱、4月19日の週にも10箱のワクチンが県に配送され、どの市町村で接種を行うかは県に任されています。その後、4月26日の週には、全国全ての市町村に行き渡る数量（1箱）ではございますが、ワクチンを配送する予定で、6月末までに2回接種分を配布できる量を供給する見込みとなっております。

それを踏まえて、以下、質問いたします。

①ワクチンの保管場所は確保できているのか。

②本町における接種対象者の人数は。

③4月19日の週までに配送されるワクチンが本町に届くのかどうか見通しが立たない状況において、接種券の取扱いはどうするのか。

④ワクチンが届き次第、接種を行うのか。また、ある程度ストックしてから接種をするのか、町の考えをお伺いいたします。

⑤量的に、高齢者全員に接種するのは不可能であります。申込み順に行うのか、また、基礎疾患を持っている高齢者を優先するのか、町の考えをお伺いいたします。

⑥接種会場として、医療機関、公の施設などが想定されるが、町の考えは、お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施に関する町の対応はに関する1点目、ワクチンの保管場所は確保できているのかとのおただしであります。役場本庁舎に国から配備されるディープフリーザー1台を設置し、保管する予定であります。また、5月中に配備が予定されている2台目のディープフリーザーの設置箇所につきましては、現在検討しているところであります。

次に、2点目、本町における接種対象者の人数はとのおただしであります。厚生労働省はワクチン接種の対象者を16歳以上としております。本町における16歳以上の人口は、令和3年

3月1日現在1万3,418名となっております。

なお、医療従事者の次に接種する予定の65歳以上の方は、6,142名となっております。

次に、3点目、4月19日の週までに配送されるワクチンが本町に届くのかどうか見通しが立たない状況において、接種券の取扱いはとのおたただしであります。厚生労働省から示された接種計画では、議員おたただしとおり、4月5日の週より順次出荷されることとなっております。4月26日の週には全ての市町村に1箱ずつ配布される計画となっております。

なお、町民の皆様への接種券送付につきましては、標準的には4月23日まで郵送することとされておりますので、国から示されているスケジュールに合わせまして、対応したいと考えております。

次に、4点目、ワクチンが届き次第、接種を行うのか、ある程度ストックしてから接種をするのか、町の考えはとのおたただしであります。4月26日の週に配布予定のワクチンの量が少量であることから、接種の実施につきましては、ワクチンの供給状況により、今後の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、5点目、量的に高齢者全員に接種するのは不可能です。申込み順に行うのか、基礎疾患を持っている高齢者を優先するのか、町の考えはとのおたただしであります。1箱で接種できる回数は975回となっておりますが、1人2回の接種が必要となりますので、人数に換算すると487人分となります。このことから、限られたワクチン量となりますので、第1弾として配付される1箱分につきましては、高齢者入所施設に入所されている方に受けていただくことを検討しているところであります。

今後、供給されるワクチン量によりまして、接種スケジュールを組み立てていきたいと考えております。

次に、6点目、接種会場として医療機関、公の施設などが想定されるが、町の考えはとのおたただしであります。議員おたただしとおり、個別接種を町内医療機関、集団接種を公共施設で実施する方向で考えております。

以上のような考え方で実施していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。いろいろ配布の状況によっては変わるかもしれませんが、現在のところはそのような予定でおります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、再質問させていただきます。

まず、設置場所は本庁舎内ということで、別に場所がどうの云々かんぬんではなくて、設置されるフリーザーの、本来は電源は、どのように電源を引くのかという、その点、なぜこれを再質問するかというと、いつでしたっけね、1月でしたっけ、ある医療機関で1,000回分のワクチンが廃棄処分になってしまったと。その当時、政府としては、フリーザーに問題があるんじゃないかといって回収して、原因を追及するとは言っていましたけれども、原因はほかにあったと。

南会津病院のほうにお聞きしたらば、同じ医療機関ですからお聞きしたらば、フリーザー用に工事を行ったと。あわせて、非常電源の工事もしたと、そういう不測の事態に備えるために工事をしたと伺いました。本町においた場合、電源確保は十分、フリーザーに耐え得る電源は確保できるのかどうかお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど議員からおただしがありましたとおり、万が一のための非常用電源、そちらについては、非常用蓄電池ということになりますけれども、そちらをセットで設置したいと考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それは、5月中に配備される2台目に関しても、同じ考えでよろしいんですね。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

本町には、マイナス75度のディープフリーザーが2台、そして、マイナス20度程度のディープフリーザーが1台配備されることになっております。これは、病院に配置されているものとは別に、町に対して配分されたものでございますけれども、この3台について、同じように非常用蓄電池を設置したいと考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 貴重なワクチンですので、十分管理のほうをよろしくお願ひいたします。

②番に入りますけれども、これはあくまでも数字的に聞いただけで、後の質問で、人数についてはまたお伺いすると思うので、③番の接種券、ここで4月19日までに配布されるワクチン

22箱については、県内11の市で配分されるということ、たしか昨日、おとといですか、報道で確認したんですが、4月23日に郵送される接種券、それは、まさか一遍に6,142名分を郵送するわけではないと思いますが、どのような手順で、4月26日は1箱は、多分このままだと確実に配布されると思うんですが、接種券はどのようなスケジュールで、一遍にやっちゃうのか、ある程度区切って配布するのか、そこの予定はどうなっているかお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

先ほど町長答弁のほうでもございましたが、4月26日の週に1箱だけ届きます。それ以降については、一応今、国から知らされているのは、先ほどもありましたように、6月の末までに高齢者分全てが終わる量については送付を完了したいというところではあります。

しかしながら、今、こちらはベルギーの工場のほうで生産されておりまして、日本に入ってくるのが遅れている理由に、EUからの輸出規制というものがあります。といいますのは、EU諸国でももちろんワクチンが必要でありまして、実際のところは、国の取り合いになっているというのが現状だと思います。そういった中で、日本に供給する分をEUが、今、若干差止めといいますか、しているというのが状態になっておりまして、今、外務省を通じて、それについての交渉をしているということでもあります。

ただ、担当大臣のほうからのお話が正式な形ではあったものですから、私ども町としまして、6月末までには高齢者向けの接種できる量が届くものと、そういった理解の中で準備を進めてまいりたいと思っております。

そうしますと、先ほど、高齢者の人数が6,142人ということでありましたけれども、ただし、これも、一気にお送りしますと、混乱が生じることになると思います。そういったところで、年齢で区切るのか、地区別に区切るのか、そういったこともいろいろと検討が必要だと思いますので、今後、混乱のないように接種券の送付も考えてきたいと思っております。

接種券につきましては、世帯単位で送るというよりも、お一人お一人のお名前でお送りすることになりますので、例えば高齢者お二人世帯の方には2通届くと、そういったことで進めてまいりたいと考えます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 郵送される接種券なんですが、厚生労働省のホームページなんかを見ますと、ひな形みたいのが載っているんですが、これはやっぱり、そういう接種券も国の指導によるものなのかどうかお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

国がやはり同じ様式で作っておりまして、それに基づいて、各市町村がそれぞれの印刷業者もしくはシステム業者に発注して、国の様式に基づいたもので行います。といいますのは、実は基本的には、住民票のある市町村で接種するのが基本ではございますけれども、中には長期に出張されている方、いろいろな方がいらっしゃいますので、接種券の様式がそれぞれまちまちですと混乱が生じるということで、国といたしましては、同一様式のものを各市町村に使うようにという指示がございました。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 接種券を郵送します。その後の流れとしましては、高齢者のほうより、それは電話一本にするのか、インターネットから申し込めるのか、その点は、町はどのようにお考えになっていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今のところ、電話による受付を考えてございます。または、健康福祉課もしくは各支所の窓口に来て受け付けられるような体制を取りたいなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 その場合、接種する意思があれば、それは連絡が来るんですけども、町のほうから問い合わせるといふことは、中には忘れてしまったなんていう方も当然いると思いますんで、これだけの人数ですから、町のほうから問合せするといふことは考えていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

この接種事業につきましては、接種される方の義務ではなくて、ご本人の判断によってされるものと思います。ですので、こちらから接種の申込みがない方に対して、それぞれ個別に問合せをするといふことは、今のところ考えておりません。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 接種券と、あと案内、湯田良一議員のときの答弁の中には、説明書なりも同封してということですけども、あなたは何月何日この時間ですよという、そういう案内は、どのように今時点で考えられていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

接種券を送る際に、接種が受けられる日を一覧表にしましてお示ししたいと考えております。

先ほどもありましたように、個別接種の各医院の場合の何々医院では何曜日と何曜日の何時からやっているというような情報と、そして集団接種の会場と時間ですね、そういったものが一覧になっていて、その中からお好きな時間、お好きな場所を選んでお電話いただくというような、そういった流れで考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ごめんなさい、話はちょっと戻るんですが、接種券の配布はどのようにすると、課長言いましたっけ。一遍に送るのか、時期をずらして送るのか、どのような回答でしたっけ。もう一度お願いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 接種券の送り方について、もう一度申し上げます。

今後、ワクチンの入り具合を見ながらになると思うんですけども、それによっては、地区を区切るのか、年齢で区切るのか、そういったことも今後検討しながら、行っていきたいというふうに考えております。6,142人に一気に送ってしまうと、1回目のもので487人分しかないもんですから、それ以降の入手のめどが立ち次第、もしかすると、全部送っても可能の場合もあるかもしれませんが、入荷の状況に応じて検討していきたい、4月23日までには、もちろん検討して、郵送したいと考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 よく分かりました。どうもすみませんでした。

4番ですが、今回1箱95回分、1人2回接種ということで487人分、2回打ちますと487人分しか配布されないということで、ここでちょっと、これは通告していないんですけども、今現在、高齢施設に入居されている高齢の方は何人おられるか、数字分かればお願いいたします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

長期入所の施設には幾つかあるんですけども、まず、特別養護老人ホームが町内には4つございます。そうしますと、その合計の定員といいますかが210名、そして、老健施設が1か所ありますけれども、こちらは80名、合わせまして290名となっております。それ以外に、対象となるものとしましては、認知症対応のグループホーム、そういったところも対象になりますので、そういったところを含めていきますと、300を超える人数になると思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 約300を若干超えるという人数ということなんで、ということは、26日の週に届くワクチンで十分対応ができると、2回接種しても余りが出るというような状況なんですけど、これは、この時点で、今言われました300名強の方々の接種を行えると考えておられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今のところ、1箱しか確実に届くと言われていたものはないものですから、今の段階ではありますけれども、一般募集といいますか、一般の方からの申込みを受付すると、大変混乱が生じると考えております。そういったところで、この487名分につきましては、長期入所施設の入所者の方を先にやらせていただきたいなというふうに、今のところ検討しているところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみませんでした。私もそのつもりで聞いたんですが、26日以降、入居されている高齢者の方に接種を行うという考えでよろしいんですね。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

各施設には嘱託医の先生がいらっしゃいます。まだ嘱託医の先生方と日程の調整等が進んでおりませんので、明確に行うとまでは言えないんですが、町の考えとしましては、その部分に関しては、長期入所施設の高齢者の方々を優先にやらせていただきたいというふうに、今のところ考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そこはよくご相談され、協議されて、実施の方向へ持っていったらなと、個人的にはそういうふうに思います。

次ですね、申し訳ない、質問が本当に前後しちゃって申し訳ないんですが、湯田良一議員のときも質問されましたが、一定の要件を満たせば、そういう施設の介護従事者も接種できるという質問に対して、なかなか、あまり積極的な回答ではなかったような感じがするんですが、その点、もう一度お聞きしてもよろしゅうございますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

長期入所施設の職員の方々につきましては、同じタイミングで打ってもいいというふうにも国からも言われております。ですので、ただ、その一定のというのが、要件というのが、まず、ワクチン自体が流通的にしっかり整っているかどうか、そういったところが、まずはあると思います。今回につきましても、まだ1箱分ということで、先ほどの人数と照らし合わせますと、なかなか職員の方まで回る分がないのかもしれませんが。そういったところも含めて、ちょっと検討はしたいと思っております。

ただ、効率性を考えた場合に、さらに各施設のクラスターのことを考えますと、入所者と職員が同じタイミングで打つというのは効果的だというふうにも言われておりますので、そこについても考慮しながら、今後検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお答えさせていただきます。

今まで答弁させていただいたように、とにかく26日の週に1箱、町村に来るわけですね。実際は、19日の週だったかな、それで、市、そこは県内の市だけに1箱いくんですよ。その次に、今度、また市町村なんです。ですから、いろいろ新聞の情報なんか見ますと、それをストックしておくのか何だか、ちょっとそこら辺は不透明な部分があるんですけども、それをそのときにやらないで、ある程度数が集まった時点で、皆さん方に接種するというような考え方のところもあるみたいです。

ですから、私どもとしては、この1箱487名分、これに対しては、今、私も答弁申し上げましたけれども、長期の特養施設の利用者をまず優先した数くらいが一番最適かなと、そのように今協議しているところであります。接種していただく体制とか、そういうこともあるわけですから。

それから、今度はその次の段階になりまして、それぞれの場所、町民の皆さんに打っていただくわけですから、まずは高齢者ということでもありますけれども、これに対しては、また別な方法になるのかなと。数によって、いろいろ地域的に分けたり、そういうことをせざるを得ないのかなとも考えています。

ただ、いろいろな全国のニュースなんかを見ますと、離島とか、あるいは小さな、人口の少ないところは全部、全住民の分がいつてしまうところもあるんで、それは高齢者とか何とか、そういうことは一切区別なく、一斉にできるというような話にもなっているみたいなんで、ただ、私どものほうは、やはり少しずつしか来ないような状況に多分なると思うんで、そういうことも踏まえた中で、その様子を見ながら、町としての対策を今後考えていくしかないかなと

思うんですよ。

ですから、数が明確にあれば、こういうスケジュールでやりますと、皆さんにもご案内できるんですが、それができないから、今当面の対策として、そのようなことをまず検討して、そして、いきたいなと思います。

これから、実際には、具体的には医師会の先生方とか医療関係の皆さん方と協議する必要がありますので、その辺は変更になるかもしれませんので、ご理解願いたいと思います。まず基本的には、最初の特養施設の長期入所者に対して、まずやったらどうかというところで、今考えております。

いずれ、23日までには、その方向性を出さなきゃならないと思っていますが、26日の週からは取りあえず1箱来るという、そういうことですので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 4月26日に配布されるというまでしか、はっきりした情報がなくて、5月、6月に関しましては、どのようなスケジュールで、毎週月曜日には届くのかなとは思いますが、ここは皆目、本当に情報がない状況なんで、ただ、にもかかわらず、6月の末には高齢者2回目の接種を行う予定だとは、国のほうでも言っていますんで、どんな状況でワクチンが入ってくるか、今見当もつきませんが、どのような状況においても対応できるように対応していただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

最後になりますが、接種会場として今、医療機関と公の施設ということでご回答いただいたんですが、これはやっぱり、本当に郡の医師会の協力がなければ絶対不可能な事業なので、一つ聞きます。

個別接種に関しては、かかりつけ医もありますし、課長が言ったようにスケジュール表の中で、毎日ではないと思いますけれども、毎日は無理ですけれども、お医者さんだっって一般外来だっってある状況の中で、接種業務に1日どのぐらいの対応できるかというのは、そこら辺はちょっとご相談されていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今、郡の医師会の事務局のほうを通じて、先生方の対応できる時間、曜日についてお伺いをしてるところです。こちら長期にわたる事業になりますので、なかなか先生方も都合がつけられなく、いらっしゃるとも思います。

今ほど議員おただしのとおり、何曜日にやるか、毎日やるのかというところではありますけ

れども、これは本当に先生方のご都合ということにはなるんですが、できるだけこちらにもご配慮いただきたいということで、お願いはしております。

何時間ぐらいということについても、こちらについては、先生方の一般の診療といたしますか、いつもの診療の時間を割いていただくことになりますので、例えば4時から6時の間とか、何時から何時の間という形で、数時間取っていただくことにはなると思うんですが、それも含めまして、今、先生方の対応できる曜日、時間について確認を取っているところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 よくご相談というか、協議されて、スムーズな接種ができるように取り計らっていただきたいと思います。

集団接種に関しては公の施設という、漠然としていますけれども、会場としてはどこを想定、考えられていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、会場といいますよりも、地域に関してお話をさせていただきたいと思います。

4地域それぞれに、接種会場は設けたいというふうに考えております。まだ支所の担当とも詳しい打合せをしていないんですが、支所の会場も、集まりやすさ、そして、高齢者が入りやすい、あまり段差が少ない会場だったり、そういったところを各想定はしております。

一般的には、支所管内でいいますと保健センター、もしくは、それに準じるようなところというふうに考えております。また、田島地域に関しても、ある程度の広さが必要だということで、想定される場所は幾つかあるんですが、まだ今のところ、ここというふうには決めてございません。

会場の国から示されているレイアウトなどを見ますと、まず、接種をする場所はもちろん必要なんですが、受付をして、若干待つていただく待合の場所が、ある程度の数十人必要だと考えております。さらに、医師の先生方に問診をしていただく場所、そして、接種をして、その後15分から30分、経過観察をする場所が必要になっております。そうしますと、ある程度の広さが必要な会場が必要になってきますので、これについては早く決定をして、行いたいと思います。

この中には例えば、想定されるものとしては、体育館とか広い会場ということで、御蔵入交流館、そういったところも田島地域の場合は考えられますが、それ以外の方法も考えながら、検討していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 まだ特定できない段階だということで、普通にレイアウトを考えますと、本当に、今課長が言ったように、受付やって、待合室を設けて、先生の間診、接種、経過観察といったことを考えると、本当に、それで1日何人接種するか、そこがまだ分からないんですけれども、かなりのスペースが必要になってくるということで、本当に、今申された体育館とか御蔵入交流館が妥当ではないのかなというのは、田島地域においてはそのように考えます。

早かれ遅かれ、予定どおりにワクチンが入ってきて、本当にいつでも、いつでもと言ったら語弊がありますがけれども、接種できるような状況になって、様々なというか、トラブルが起きないようなそういう仕組みをしっかりと、よろしく願いいたします。

最後に、ワクチンを接種したからって、100%安全というか、全然リスクがないわけではないので、今後、ワクチンを接種した後の感染予防に関すること、何か……すみません、そうですね、感染のことでいっぱいですから、そこまで話を持っていくのはちょっと酷でしたね。申し訳ございませんでした。

集団接種ということで、先ほど午前中に湯田良一議員のほうからも言いましたけれども、本当に高齢者に沿った計画で、交通弱者と言われていた高齢者の環境を整えて、集団接種をスムーズに執り行われるように私からもお願いしまして、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。数多いですけれども、よろしく申し上げます。

1、コロナ禍での健康福祉事業の重要性は。

今、町民は、1月、2月の町内施設でのクラスターによるコロナ感染者の急増により、身近に迫ったコロナへの危機感、感染する心配や不安などの精神面で大きなダメージを受け続けています。コロナ禍によって外出ができなくなり、行動範囲が制限され、運動不足による肥満、

運動量減による筋力の低下、血管年齢の低下、新たなる疾患への可能性が増大しています。

精神面でも、誰にも会わず、会話の数が少なくなり、外部からの刺激、思考する時間の激減による脳内活動の低下、精神的疾患への可能性も増したのではと考えます。

町の健康福祉課による健康サロンや社会福祉協議会、高齢者見守り支援員による地区ごとのふれあいサロン等によって、集会場などに集まり、さすけねえ体操や健康維持のための様々なメニューを実践しています。体を動かすことで健康維持、みんなが集まり、誰かとおしゃべりをする事は、精神的健康の維持に大きく貢献しています。町民一人一人の自らの健康維持への意識の高まりは、今後さらに重要になっていきます。

1、それらの事業の現状と今後の計画は。

2、それらの事業で学んだ健康体操などを自宅で自主的に毎日実践している高齢者もいることは喜ばしいことです。しかし、高齢になればなるほど、当然、日々の生活の中での運動量は減っていきます。外を散歩するには危険な環境にお住まいの方もいます。そこで、屋内でウォーキングを行うための健康器具であるランニングマシンを町で複数準備し、ランニングマシンによる健康維持を希望する高齢者に週単位で貸出しすることで、運動維持を図ってはと考えますが。それは、介護される可能性が減ることで医療費の削減にもなると考えますが。

3、平成20年から令和2年の10年間で終了する予定でした第2次南会津町総合振興計画が、さらに2年延長され、令和4年までとした第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（案）が示されました。第4章の次世代の地域を担う人材の育成の第1節、自ら学ぶ人を育み、支援しますの中に、生涯スポーツライフの確立とあり、地域の施設を拠点として、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する町民が集い、複数の種目に参加する総合型地域スポーツクラブの育成と定着を図っていくことが求められているとあります。この総合型地域スポーツクラブの詳細は。

4、コロナ禍で健康福祉事業の重要性は、あらゆる面で再確認できたのではと考えます。全体的な健康福祉事業で、コロナ禍で感じたこと、今後の町の健康福祉事業の将来像への考えは。

大きな2番、第2次南会津町総合振興計画の次世代の地域を担う人材の育成に向けて。

第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（案）の第4章、次世代の地域を担う人材の育成の第1節、自ら学ぶ人を育み、支援しますの中の教育環境の整備・充実には、高度化する情報社会の中で、児童・生徒の情報活用能力を育成するための教育機器の整備を行いますとあります。しかし、このたびのGIGAスクール構想によって、ハード面の整備はある程度達成し、大きく前進したと考えます。

つまり、今後の取組としては、G I G Aスクール構想での1人1台の端末を有効に使い、デジタル授業による児童・生徒への質の高い学びの実現に向けたソフト面での充実の重要性を明記すべきだと考えますが。

大きな3番、図書館の重要な役割、読書の大切さを子供たちに。

第2次南会津町総合振興計画の充実した生涯学習社会の確立とあり、長いですが読み上げます。「読書は、読解力や表現力が醸成されるとともに、様々な知識、情報を得ることができ、豊かな感性と創造性が育まれます。こうしたことから、読書の大切さを認識するとともに、子どもから大人まで読書習慣を身につけることが大切です」とあります。もし本町の児童・生徒が、1日にゲームをする時間が数時間に及ぶ調査結果があるとしたら、読書習慣がない子供たちが多くいることは予想されます。

1、児童・生徒の読書習慣の有無についての状況及び学校図書、御蔵入交流館内の図書館の利用状況はどのようになっていますか。この読書習慣を身につけるという目的を達成するために、どのような活動・事業を実施していますか。また、そのための今後の具体的計画は。

大きな4番です。県のドローンによるイノシシ調査事業への参加を。

今月ですが、3月4日、民友新聞に、県が市町村に対し、「ドローン活用によるイノシシ調査に補助」というタイトルで、県は新年度、小型無人機（ドローン）を活用したイノシシの行動範囲を調査する市町村の取組を支援するとの記事がありました。12月議会での人命捜索の中での早期発見でのドローンの活用をと質問しましたが、イノシシの赤外線カメラでの捜索も、山岳遭難などでの人命捜索などでも、このシステムは当然活用ができます。本町も、鳥獣被害対策や人命捜索などでも効果が期待されるドローン活用によるイノシシ調査事業を実施する考えは。

大きな5番、G I G Aスクール構想での授業を前に。

2020年9月議会で、「G I G Aスクールサポーターが活躍できる環境を」と題し、質問をしました。その中で教育長は、答弁全てなんですが、今回のG I G Aスクールサポーターの配置事業は、短期的な委託ではありますが、まずは、小・中学校11校の支援を充分行っていただき、実績を上げることで、ビジネスチャンスもあろうかと存じます。今後、学校ばかりでなく、公民館や地域の企業からパソコンの講師として求められたり、管理を委託されたりすることも考えられます。個人からの依頼も多くなることも予想されますので、パソコン教室の開業に関し相談があった場合には、どのような支援が可能か検討を行うこととしたいと考えますと答弁しています。

1、G I G Aスクールサポーターの短期的な委託とは、その短期間で、今回のG I G Aスクール構想の目的は達成、児童・生徒のデジタル授業は効果的に実施できるとお考えですか。

2、この構想の目的達成には、先生とG I G Aスクールサポーターが両輪となり、児童・生徒への効果的デジタル授業を進めるため、様々な視点での長期計画で進めることが重要だと考えますが。

3、このたびの第4次南会津町行政改革大綱の中にも、I C T関連による行政改革が多く含まれます。G I G Aスクールサポーターは、その改革にも重要な役割を担う人材でもありと考えますが、協力を求める考えは。

4、小学校3年生以下での年間デジタル授業時間数を考えると、1人1台を低学年生まで整備する必要性に関し、私は疑問を持っています。つまり、パソコン教室にある端末の残ったリース期間が終了と同時にそれらを整理し、そのリース予算をデジタル授業の充実のために重要な人材、G I G Aスクールサポーターの名称を改めた常勤のデジタル授業サポーター（仮称）の人件費として有効に使うべきだと考えますが。

5、このたびの町長の施政方針の中でも、コロナ禍による学校休業を受け、オンライン授業実施のための環境整備を進めると明確に述べています。

昨年9月の質問での教育長は、家庭へのアンケートで、家庭の約9割がW i - F i環境が整っているとの答弁でした。児童・生徒1人1台のハード面での環境が整備された今、他自治体では、W i - F i環境のない児童・生徒にはポケットW i - F iを貸出しをすることで、オンライン授業を実施しています。通常授業の中でも、風邪などで授業を欠席せざるを得ない児童・生徒のオンライン授業を出席扱いにするなどの事例もあります。本町のオンライン授業は、いつ頃までに実施する計画ですか。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、コロナ禍での健康福祉事業の重要性はに関する1点目、それらの事業の現状と今後の計画はとのおただしであります。シルバー人材センターに運営を委託しておりますまちなか高齢者居場所づくり交流サロン運営事業では、集いの場を、1月1日を除き毎日提供しております。市街地に在住する高齢者の交流の場となっております。高齢者自身が講師や生徒となり、生きがいがづくりや交流の場としてカルチャー教室を定期的実施しているほか、介護予防を目的としたさすけねえ体操を週1回開催しております。

高齢者見守り支援員が運営をサポートし、各地区において開催されているふれあいサロンは、令和元年度、58地区で開催されました。南会津会や町社会福祉協議会に委託して実施している生きがいサロンでは、レクリエーションや軽運動、作品作りなどが行われております。

町といたしましても、これらのサロン事業は、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりにつながる事業であると認識しておりまして、今後も健康増進、介護予防、認知症対策、地区内の交流などを後押しする事業として、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の実施につきましては、町民の皆様のご要望をできるだけ多く取り入れるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。

屋内でウォーキングを行うための健康器具であるランニングマシンを町で複数準備し、ランニングマシンによる健康維持を希望する高齢者に週単位で貸し出すことで運動維持を図ってはとありますが、介護される可能性は減少し、医療費の削減にもつながると考えますがとのおただしであります。コロナ禍において、多くの高齢者が外出を控えられており、体力の衰えや筋力の低下が大変心配されます。そのような中、自宅においてランニングマシンで運動することは、心肺機能を高めることや歩行速度の維持に効果があると考えられますし、ひいては介護予防にもつながっていくものと考えられます。

しかしながら、現在のところ、町といたしましては、介護予防や医療費の削減を目的として、ランニングマシンを貸し出すことについては考えておりません。

なお、年を取ることによって、筋力の低下や歩行速度の低下、体重減少などが起こること、これらをフレイルといいます。フレイルの状態から健康な状態へと改善することで健康寿命を延ばすことができると、そのように言われております。

フレイル予防のための運動としては、心肺機能を高めるウォーキングや筋肉の柔軟性を高め、関節の動きを改善させるストレッチ、筋肉量の増加につながる筋力トレーニング、転倒防止のためのバランス訓練などがあります。町民の皆様には、これらの運動をご自身の体力に合わせて実践していただければいいのかなと、そのように考えております。今後、様々な場面でもいろいろご案内していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、3点目になります。

総合型地域スポーツクラブの詳細はとのおただしであります。総合型地域スポーツクラブは、様々なスポーツなどの活動を身近な地域で、いつでも誰でも自分のレベルに合わせて、世代

を超えて、いつまでも楽しむことができるスポーツコミュニケーションで、地域住民により自主的・主体的に運営されているスポーツクラブであります。町には、この総合型地域スポーツクラブが、田島地域のひのきスポーツクラブと伊南地域のいな夢クラブの2つの組織があり、町からの事業受託やスポーツ、文化活動など、様々な自主活動が行われております。

次に、4点目であります。

全体的な健康福祉事業でコロナ禍で感じたこと、今後の町の健康福祉事業の将来像への考え方はとのおただしであります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、多くの事業が行えなくなり、特に高齢者は健康維持につながる事業や交流の場となる事業が中止されたり、回数が減らされたりして、これまでのような生き生きとした生活が送れなくなった方も多くいらっしゃるのではないかと、そのように推察しております。

今回のコロナ禍において、健康福祉事業について感じたことは、町民の皆様にとって、人と人との触れ合いの機会が少なくなり、精神的にも身体的にも影響が出ているのではないかとということであります。

各種サロン事業もそのとおりであります。各地区において例年行われている事業の行事、趣味の活動や友人との会食なども少なくなり、心の触れ合いの機会までもが少なくなってきています。これから行われるワクチン接種によって、どれだけ感染症を抑え込めるかが鍵となりますが、感染拡大がおおむね収束した際には、以前のように、町民の皆様にとって集まりやすい身近な場所において、健康寿命の延伸につながるような事業がこれまでのように行えますよう、関係する方々と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、県のドローンによるイノシシ調査事業への参加について。鳥獣被害対策や人命捜索などでも効果が期待されるドローン活用によるイノシシ調査事業を実施する考えはとのおただしであります。町では、鳥獣被害対策に取り組む協議会を設立し、その協議会が実施主体となって、野生動物の生息状況調査を実施しております。令和3年度には、そうした取組の一環として、ドローンを活用した生息状況調査の実施を予定しているため、既に国の交付金事業へ事業要望を提出しているところであります。

議員おただしの件は、令和3年度新規の県事業でありまして、市町村専門員が配置された市町村協議会等が行うドローンを活用した生息状況調査を支援するものと、そのように聞いております。県事業について、町は補助要件を満たしていることから、いずれの事業を活用するのか十分に検討した上で、ドローンを活用した生息状況調査を実施する考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、第2次南会津町総合振興計画の次世代の地域を担う人材の育成に向けてについてお答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想での1人1台端末を有効に使い、デジタル授業による児童・生徒への質の高い学びの実現に向けたソフト面での充実の重要性について、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（案）に記すべきだと考えるがとのおただしであります。議員おただしのとおり、GIGAスクール構想で整備した機器を利用して質の高い学びを実現するためには、ICT機器を整備するだけでなく、整備された機器をいかに有効に活用するかが大切だと考えます。

そのため、ソフト面の充実も必要不可欠であり、ハードとソフトを一体的なものとして整備を進めていく考えであります。第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（案）においては、ソフト面での充実も含めて、教育機器の整備として捉え、表現しているところですので、ご理解願います。

なお、ソフト面での充実につきましては、量的な充実ではなく質的な充実が大切かと思いますので、各学校と十分に連携を図りながら対応していきたいと考えております。

次に、図書館の重要な役割、読書の大切さを子供たちに関する1点目、児童・生徒の読書習慣の有無についての状況及び学校図書、御蔵入交流館内の図書館の利用状況について、2点目、読書習慣を身につけるための活動、事業と今後の具体的計画についてとのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在、各小・中学校においては、学校ごとに図書館教育計画を策定しており、読書の習慣を身につけさせるための取組として、授業での活用や休み時間の図書館の開放、朝の自習時間に読書をさせるなどしております。そのような点から、学校での読書の習慣化は図られ、学校図書館の利用もされていると認識しております。

また、本の紹介を競い合うビブリオバトルに取り組んでいる学校もあり、本年度、県大会で優勝するなど、すばらしい成果を上げている学校もあります。このことも、読書の習慣の育成に大いに役立っていると思えます。

御蔵入交流館の図書館につきましても、児童・生徒を含め、多くの町民の方に利用していただいております。読書習慣を身につける事業としては、今年度は、新型コロナウイルス感染防

止のため、規模の縮小や中止となってしまいましたが、毎年、就学前の幼少期から読書に触れる機会を設けるため、社会福祉協議会、ボランティアと協力し、6から8か月児童健康相談の際に保護者に対し、読み聞かせの手法の説明等を行いながら、絵本を3冊進呈するブックスタートや、図書館職員が2歳児歯科健診時に読み聞かせを実施しております。

また、図書館に訪れる機会を増やす取組としては、映画会やおはなし会などを行うわくわくとしょかんワーク、春と秋に設定している読書週間期間に児童・生徒を対象として、多くの本を読むことに挑戦する多読チャレンジなどを実施しております。

今後もそれらの事業に取り組むとともに、少しでも図書館に足を向けていただけるよう、活字を読むことだけを楽しむのではなく、挿絵などの絵や表紙などの装丁を楽しむこと、読み聞かせなど、本や図書館の新しい楽しみ方を検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

次に、G I G Aスクール構想での授業を前にに関する1点目、G I G Aスクールサポーターの短期的な委託とは、その短期間でG I G Aスクール構想の目的は達成、児童・生徒のデジタル授業は効果的に実施できるとお考えですかとのおただしであります。令和2年度は、国の補助事業であるG I G Aスクールサポーター配置支援事業を受けて、I C T技術者を学校に配置し、使用マニュアル等の作成などをお願いしております。

令和3年4月からは、1人1台端末の運用が始まりますが、効果的に授業に活用するためには、引き続きI C T技術者の支援が必要と考え、令和3年度当初予算にG I G Aスクールサポーター配置事業委託料を計上させていただいているところであります。

次に、2点目、この構想の目的達成には、教師とG I G Aスクールサポーターが両輪となり、児童・生徒への効果的デジタル授業を進めるため、様々な視点で長期計画で進めることが重要だと考えますがとのおただしであります。I C T機器の活用においては、専門的な知識や技術が必要であり、授業等で利用する教職員にも、それを身につけることが求められております。

ただ、I C T機器の急速な進化や1人1台端末の導入などにより、活用方法等が大きく変化する現在においては、I C T機器について専門的な知識や技術を有するG I G Aスクールサポーターの配置は必要と感じております。

今後、さらにI C T機器が進化し、デジタル機器を活用した授業も多くなることが予想されます。そのような点からも、議員おただしのおり、長期計画によるG I G Aスクールサポーター等の活用は必要であると考えますので、国や県へも配置について働きかけをしていきたいと考えております。

なお、令和4年度以降の活用につきましては、令和3年度の活用状況等により検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、3点目、このたびの第4次南会津町行政改革大綱の中にも、ICT関連による行政改革が多く含まれています。GIGAスクールサポーターは、その改革にも重要な役割を担う人材であると考えますが、協力を求める考えはとのおただしであります。議員おたなしのとおり、第4次南会津町行政改革大綱では、住民へのサービス向上や業務の効率化のため、ICTの活用や推進が具体的な取組として掲げられております。

この取組を進めるに当たっては、ICTに関する専門的な知識や技術を持った人材が必要かと思いますが、GIGAスクールサポーターは、あくまでも学校における業務を担う者として配置するものでありますので、学校での業務遂行に傾注していただければと考えております。

次に、4点目、リース予算をデジタル授業の充実のため、GIGAスクールサポーターの名称を改めた常勤デジタル授業サポーター（仮称）の人材費として有効に使うべきだと考えますがとのおただしであります。まず、GIGAスクール構想では、児童・生徒1人1台端末を整備し、全ての子供たちの学びを保障できる環境整備が目的となっておりますので、使用頻度にかかわらず、小学校3年生以下の児童にも端末の整備を行う予定であります。そのため、更新時期に再リースを予定しておりますので、現在のところ、リース費用をデジタル授業サポーターの人件費に充てる考えはありません。

なお、今後、緊急時の対応等でも、学校と家庭をWi-Fiで結ぶことを想定しておりますので、全ての学年で1人1台端末を整備する必要があると思っておりますので、ご理解願います。

次に、5点目、本町のオンライン授業は、いつ頃までに実施する計画ですかとのおただしあります。学校と家庭を結ぶオンラインは、授業ばかりでなく、緊急時への対応等でも必要なものだと思っております。そのため、本年度、GIGAスクールサポーターに、学校と家庭を結ぶオンラインの方法等を含めた活用マニュアルの作成をお願いするとともに、Wi-Fi環境のない家庭には、学習専用のWi-Fiを一定の条件で貸与する予定であります。

また、次年度、長期の休業期間等を利用して、端末を家庭に持ち帰りさせ、オンラインの訓練を行う予定であります。

なお、学校と家庭を結ぶオンラインにつきましては、現在のところ、緊急時対応として考えておりますので、具体的なオンライン授業の実施日等は決めておりませんので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させま

すので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

1番についてです。突拍子もない、何でルームランナーというか、ランニングマシンかと思う方がいらっしゃるかもしれません。

実は今月の頭、3月1日から昨日まで、私ちょっとやってみました。トータルで12時間で71キロ走りましたが、足し算で、時速大体六、七キロでした。体は変わったと思う。それはなぜ、このことのためにやったわけじゃないんです。要は、私たちを含めて、やはり今回のコロナ禍の中では、自宅にいる時間がとてつもなく増えたという、自分でも、卒業式は自粛してくださいとか、いろいろなことがありますし、とにかく、スーパーにも足を運んでいない方がいらっしゃったり、家族でも、いつもならご夫婦で行ったのが、最近、男性の方のおやじさんが買物している姿を見るというわけですよ。

つまり、それほどコロナ禍が、全町民の運動量を減らしているのは間違いないですよ。何かしら防衛反応しなきゃならない、僕はたまたま、五、六年前に買ったマシンを物置から出してきてやってみたんですけれども、ちょっと大きめなのですごく、その辺は楽なんですけれども、本当、1日1時間で6キロぐらいの目標でやって、最近走っていますけれども、多分明日はやめちゃうでしょう。今日これで質問が終わったので、もう役目は終わったと思っているつもりはないんですけれども。

つまり何を言いたいかという、いきなりマシンといったときに、町部局としては、例えば予算の関係だとか、突拍子もないんだとか、ノーだと言うだろうと、もちろんそういう形で、つけんどんには言わなかったので安心しましたけれども、実は、こういうハードがあることでできるんだとすれば、これに代わるものは何なんだ。そうすると、様々なふれあいサロンや健康サロンとかあるので、それにぜひ多くの人に参加してくださいというような趣旨だったと思うんです。

そこで、このマシンに代わるもの、例えば、先ほど言ったいろんな体操、運動、さすけねえ体操も、何かすごい穏やかなそれで誰でもできるんだというような説明受けて、聞きました。僕も教えてくれと言おうと思ったけれども、なでるようなあれなんだというぐらいで、そんなに深く聞かなかったんですけれども。これを入れません、これいいんです。これに代わるもの、あるいはこれに、今までやっていることがそれに代わるものだということで、多分答えると思うんですけれども、さらにコロナ禍で、その必要性の、そういう運動が大切だということを認

識したと思うので、これに近いもの、あるいは、さらに多くの人が出て、参加してくれれば増えるわけですけれども、その考えについて、もっと具体的に教えていただけませんか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私から逆に質問したいんですが、ランニングマシンがないと運動できないという考え方じゃないと思うんですが、どうですか。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 まさに鋭い質問ですね。これは、こういうことなんです。様々な運動器具がありますよ、ぶら下がりもあるのかもしれない。あと、僕が思うのは、室内を歩くというのがありますね。いつもならば、長い棒でこうやって引っ張ってきたティッシュペーパーが、それが自分がそこまで5メートル歩くことで、それが取れるんだったら、それも運動だと思います。

でも、私はこの質問したのは、これがあることでやる方もいますね。例えば、ランニングマシンが世の中になぜあるのか。若い世代で30代、40代の人たちは、うん、問題だ、これは運動不足だから、ちょっとおなかが出てきたから買った人もいるかもしれない。そういう人も、僕は認識していませんけれども。でも、そういう道具があって、もし運動不足している人種がいて、そういう習慣になるかどうかは分からないんだけど、でも考えてみれば、そうやって自分の運動不足を解消している人種がいらっしゃるとすれば、それに近づくものは、じゃ自分で運動しようかという人もいらっしゃるから、町長、再問じゃなくて、その部分に関しては、僕はこだわっていないんだけど、この分があるので助かる人もいるだろう、だから、その部分の考え方で言っているんですけれども、これ間違っていますかね。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員の考え方を否定しているわけでは全くありません。いろいろ、これまでの生活の流れ、それから、その人の、いろいろ従事してきた仕事であったり、交流であったり、そういうことが、このコロナによって変わったことは事実であります。

でも、これまでも、いろいろ自分でランニングやったり、あるいはウオーキングやったり、あるいはこういうサロンに出かけたり、そうしていられた方もあるわけで、その中でかなりの、いろんな団体でやるようなことが制限されたということも、これも事実ですけれども、でも個人でやって、外で歩かれている分は、冬寒いから、それはなかなか屋外では大変かもしれませ

んけれども、人それぞれの工夫の中でやっていらっしゃると思うんですよ。

ですから、こうなったから、全て町が準備して、こういう運動でやってくださいというよりも、それぞれの生活の中で、自分の生活スタイルに合った、やっぱり運動であったり、それは日常の活動といいますか、そういうことを工夫されるのも、やっぱり今度のコロナの感染症に対する生き方の一つの考え方だと私は思うんですよ。

ですから、町が準備することは、それは大事かもしれませんが、町が必ずしも道具を提供してやるとか、そういうことじゃなくて、それぞれ工夫した中で、やはりやっていただくいろいろこう一番いいのかなと。

ランニングマシンのことを、これまでもいろいろ聞いています。大体買ったとき、あと1週間ぐらいやって、大体使わなくなると。これは1週間単位ごとに貸すというから、ちょうど飽きるぐらいの頃に、人に今度回るということになるんでしょうけれども、でもやっぱり、全てそういうことでなくて、やっぱりみんな工夫してやるということは、一番そこが今回の勉強の原点でもあると思うんですよ、私は。

ですから、そういうことを含めて、別にランニングマシンで、それはかなり運動になると思います、それは否定するものでも全くないんで。ですから、それはそれとして分かりますが、そういうことで、人それぞれの中で、運動なり自分の健康づくりをやられるのがいいのかなと思います。

ただ、町でやれるもの、それから、収束がしたときには、またいろんなことも考えながら、やっていかなければならないと思いますし、そんなことも含めて、今現在、そういう考え方の下で、ランニングマシンの導入ということは町は考えておりません。そういうことで、一人一人の自主性に任せたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕はこの言葉、片仮名の部分で、確かにそんな答えも予想します。様々な考えがありますので、否定ももちろんオーケーです。

何を言いたいかという、これが、もしやっている人がいらっしゃって、僕、じゃ感想だけ、ちょっと言わせていただきます。先ほど町長答弁の中で、心肺機能のアップというか、増強というか、そういう表現があったんですけども、まさにそれはありますよね。1日6キロ、僕にとっては限界なんですけれども、昔は3キロぐらいでやめていたんですけども、今年は意地で6キロぐらいやったというのが珍しいんですけども、何を言いたいかという、心臓ってポンプですよ。血液のポンプですよ。僕は60ぐらいだそうで、平均的には60なんです、

平常時で。この状態で、今興奮しているから、80ぐらいに上がっているかもしれない、60ぐらいが80、90ぐらいまで上がって、多分走っているときは見るのが怖いんですね。心臓が止まるんじゃないかと思って、それは見ないんですけれども、100は超えているかもしれない。だけれども、何を言いたいかという、60だったらぜひ70に上げる、つまりポンプの機能を上げるんですね。

つまり、心臓は取り替えることできないけれども、60のまま一生ずっと送るというよりも、やっぱり80ぐらいまで出せて、汗がたらたら出てくるんですけれども、これ、脱線していませんからね。つまり、そのときに、血液が流れたり、心臓をちょっと上げるというのは、本当に心肺機能って、先ほどの言葉、僕、心肺機能という言葉は使わなかったんですけども、肺にも腎臓にも、あと脳にも、これ脳が熱くなって、血液が多分いつもより流れが多くなっているんでしょうね、汗が流れてくるんですよ。

何を言いたいかという、脳細胞に多分、いつもよりは流れが多く、血液が来ていると思うんですね。先生に聞いたわけじゃないので、何となく体感的に、これ多分、心臓にいつているよな、頭に来ているよなとか、血液が思うんです。

要は、歩いたりすること、ランニングマシン使わなくてもいいんですけども、心臓の増強だと思ったら、何か気持ちよくなってきて、心臓が何か、いつもより個数が多いわけだね。そうすると、血液が多分、隅々の脳細胞のどこか、昔の思い出のあたりを通過していくようなのが見えたことはないんですけども、それすらあるような感じしますよ。

だから、ここで主張したかったのは、ランニングマシンというのは、もっと延長すれば、フィットネスクラブとかヘルスセンターにあるものを、前にも質問したことあるけれども、ああいう宇都宮の都会にあるああいうのは、この田舎にはふさわしくないし、お金もないからやらないよというのも分かるんですけども、そういうのにも共通することなんです。田舎じゃそういうのはないから諦めてください、ご自分の意思で習慣づけしてやってくださいというのが町の、先ほど町長言われました、軽く言ったのは、それぞれの方が自宅で、それぞれの健康維持を意識しながらやってくださいというのが結論なんだけれど、ここがすごく難しい。

ぜひあのこの部分でいえば、先ほど、今後やる中では、ぜひそういう、人がやっぱり嫌いな人いらっしやるので、そういう人たちのために引っ張り出すような工夫をぜひして、一人でも多くサロンに参加できるようなことの、きれいごとですよ、きれいごとで言っていますが、その中に努力、ぜひしてほしいなと思います。

本当に、このコロナ禍で自宅が多かったというのは、本当に考えることも、友達とけんかす

ることもできなくて、おとなしくなっちゃった人もいらっしゃるかもしれない。ぜひ、そんな部分では、この分は、僕はランニングマシンつくることを心から望んでいるなんて思って言っていない。その部分で、ぜひ問題提起して、それに代わるものをぜひ考えてほしいなと思っています。ぜひその辺の考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

代替の事業とか、そういうものに関しては、先ほど答弁したとおりでございますけれども、人それぞれの中で、いろんな工夫をしてやられるのが一番いいんじゃないかなと私は思います。

決してランニングマシンがなければその運動ができないということじゃなくて、我々は自然界があって、これからは陽気もよくなるし、交通の危険性もあるかもしれませんが、安全なところで、それなりの体に合った運動をされるのが、私は一番いいんじゃないかなと、そういうふう考えています。

本当に、ランニングマシンでなければ命に関わるようなことになれば、これはまた別ですけども、そこまではいっていないと思いますし、そしてまた、いろんな心拍とか、そういうのが計測できると言われますけれども。それはそれとして、大事な数字ではあるかもしれませんが、自分の健康に十分合わせた運動ということは、それぞれの中でやっていただくことが一番大事じゃないかなと私はそう思います。

いずれ、瞬間的にやるんじゃないで、やはり継続するということが非常に大事だということは、自分の身にもしみていますが、そういう中で、皆さん方にご協力とご理解願いたいなと思います。町としては、いろんな事業を組み合わせる中で、集まらないような今の状況でございますけれども、それらが少しずつ、感染防止もしながらやっていく事業を先ほど申し上げましたもんですから、そのようなことをご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 本当にね、魅力な人たち、みんな一生懸命、老人の方に指導したりしてやっている部分の姿を見たり、そういうところに本当に感謝します。ぜひ今後とも、コロナ禍で少し嵐も過ぎて、活動も始まったみたいですので、ぜひその期待して、多くの方がそういう、さすけねえ体操とか、いろんなメニューありますので、そういうのでぜひ健康を維持してほしいなと思います。

それでは、大きな2番、質問いたします。

この部分に関しては、既に第2次総合振興計画の中にうたっているということで、それは教

育長の答弁のとおりで理解します。本当はGIGAスクールという言葉とか、ソフト面での分のところをやっぱり明記するべきだなと思ったんですが、それが全く入っていなかったのも、ちょっと余計なあれだったかもしれませんが、言わせていただきました。

この分に関しては、時間もちょっとないので、ぜひ質の高い学びの部分で、GIGAスクールサポーターがいろいろマニュアルを作って、準備万端で新年度からスタートすると思いますので、これに関しては期待しておりますので、進めていただきたいなと思います。

3番の図書館の利用、これについても、何でこれなんだと、また思っている方もいらっしゃると思うんです。実は僕は読書家でもなければ、本に縁のない人間です。これは宣言します。だけれども、これはなぜ言うかという、私のような人間が、そういう懂れているものの分、僕は好きな本も幾つかありますよ。でも、この分は、やっぱり兄弟たちが読んで、何かすてきに見えたものだから、自分がそれがなかったもので、それに懂れているもので、こういうとき、時々思うんですよ。

ここの中で、先ほど様々な、朝の読書とか、難しい言葉が出ました、何とかバトルとか、それとかいろんなことあったんだ。これで、あと幼児で、若いお母さんたちに絵本をプレゼントするとか、様々な部分で、私は、これに思うに関しては、やはり動機づけ、言葉がそういう言葉を使うらしいんですけれども、何か上辺の部分だなという部分で、ただ述べていただいたと。つまり、わくわく図書とか、図書の紹介とあるんだけど、読書ってこんなに面白いよという、その引っ張り込む部分の何かという挿入部分が、朝の読書で読みなさいというふうに、前も質問したとき、同じようなことで多分答えたと思うんだけど、その分でいうと、すごく、もっともっと面白いということをもっと叫ぶような大人が多分いると思うんですね。先生方も、読書家もいらっしゃるし、文学少女だった方もいらっしゃるだろうし、少年だった方もいらっしゃるだろうから、そういう機会って、どうでしょうか。読み聞かせとかいろいろやっているのは理解しているんです。朝の読書も理解しているんですけれども、そういう読書がこんなにすてきだというような話を子供たちに何か話すような機会はあるんでしょうか。先生方に任せて、先生方はもちろんやっていると思うんだけど、その辺はどうでしょうかね、考え方としては。読書を、こんなに面白いと言われてるのは、先生方のどんなことでできるんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

自分も教師でしたので、自分の教職員時代を振り返ってみると、私の口から読書、読書、と

いっぱい子供たちに確かに言った記憶はあまりないなど。ただ、読書の大切さということは十分に子供たちに説明してきたかなというふうに、こう考えています。

やはり学校にも、先ほども申しあげましたけれども、図書館計画という全く別個の計画がきちんと設置されているということは、学校も教師自体も全て、やっぱり読書活動というのは大切なことなんだという認識で取り組んでいращやるのかなというふうに思っています。

朝自習の時間、実は昔は朝自習って、本当に皆さん、ドリルの学習とか、そういうことに取り組んでいたんですね。でも、子供たちに何とか読書をさせたいと思ったら、私、中学校だったんですけども、授業終わるとすぐ部活動なんです。部活動でさんざんへたへたになって、じゃ、家庭に帰って本読みなさいといっても、これは物理的になかなか難しいと。じゃ、何とか学校の時間の中で、子供たちに本の触れ合いをする時間がないかというところで相談した結果、朝の時間を活用して、朝来たらすぐに授業が始まるよりは、本を読みながら心を落ち着かせて授業に入っていくということが、まず一つ大事なことじゃないかと。それは全員がやっていることなんです。

そうすると、やっぱり読書にその中で目覚めて、熱心に本を読む子供も出れば、なかなか読めない、読書に燃えない子もいるかもしれませんが、それはやっぱり個人差というものも、私はあるかなというふうに思います。全部が全部、読書に目覚めて、本当に1日3時間も4時間も本を読む子供だけにしたいという気持ちは特にありません。やはりそこら辺は、子供たちのそれぞれの目的に向かって、読書が必要な子もいると思うんです。

将来自分として、人間としてしっかり生きるためには、読書が必要な子もいれば、読書以外の時間を使って、別なほうにその時間を費やす子供も必要だと。それぞれ時間は24時間と限られた中で、子供たちも生活していますので、それぞれのやはり自分に合ったような活動していくということが理想的かなというふうに感じています。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君、質問は簡潔に、ひとつお願いします。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。

これ、すごく好きなのは、質問じゃなくて表現ですね。この振興計画の中には、子供から大人までという言葉、生涯学習の時代でもあるので、これは当たり前なんですよ。僕なんか、本に気づいたのは20歳かもしれないし、25歳だったかもしれないし、30歳だったかもしれないんだけど、僕はその部分でも大切だと思うから、このうたっている文句が、我々はもう60代ですね、ここらだって僕はいいと思っている。

先日出会ったのが「7つの習慣」という方の、1989年に発行されて、今、世界中で4,000万部読まれているという、脱線していませんからね、議長。

これは実は、この部分でいえば、これはビジネス図書ですよ。これ、タイトルは「13歳から読める！7つの習慣」ということです。これに書かれているもの、実際、図書館調べました、インターネットで調べますね。本館の交流館の図書を見ると、これありました。新刊として、これ昨年再販されたのかな、新刊で、何か分からない、1年以内に出ていたんです。

実は、こういう部分も含めて、先ほど教育長は、読書ばかりと言ったけれども、読書って、科学書も哲学書も全て、読むことの始まりじゃないですか。何も文学ばかりじゃないはずですよ。読み書きそろばんというけれども、僕はその部分でいうと、読めるということはすごく、僕はだから、そういう意味では、すごくコンプレックス持っていますよね。今何とか、コンピューターの時代だから生きていられる時代、人間ではあるんだけど。

そういう意味では、ぜひ、読むということのすてきさを、僕はゲームって、これ嫌みで書きました。ゲーム数時間やっているって、これ、やっぱり世の中がなっているらしいよね。とんでもない話なんです。これ、本当にバッシングして怒られるかもしれない、ゲーム会社に怒られるかもしれない。

でも、世の中に選択の中で、いろんな面白さがあるのも確かだし、iPhoneをなでるだけで電子図書も見られるから、別にあれのぞいているから、本読んでいないということではなくて、読んでいる人もいらっしゃるの。

だから、そんな意味では、この分の部分では、読めば、何か難しい科学書も読めたり、量子力学の本を読めたりする部分だから、すごく大切だと僕は公言して言いたいわけなんです。科学書も、どんな専門書も、3Dプリンターのマニュアルだって、とんでもない文字数で表現されているんですから、そういうのが読めない人は、なかなか苦労して、次のステップに進めない場合もあるから。

で僕は言っているの、ぜひ、そういう工夫をしていますけれども、ぜひ、面白くて仕方がないということを大人が叫べば、多分僕は伝わっているの、ぜひこの部分に関しては、本当にうるさい男だと思われるかもしれないけれども、ぜひそういう、今までやっていたことにプラス、大人で、そんなことに気づいた大人かもしれないし、そういう人たちに何か、また別の意味で伝えてほしいなと僕は思っているんですが、教育長、どうですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

私は、本を読むとか、そういうことを言っているわけじゃないので、そこは私も読書の大切さは、議員さんと同じように。

ただ、読書という、学校での読書のイメージは、どちらかというと、本当に文学書を読むという意味なんで、中学校においては子供たちには、そういう文学書を中心に読んでいただいて、じゃ社会に出れば、それは自分に必要な本は、例えばマニュアルでも、本ですから、そうすると、例えば企業を起こす人にはビジネス書とかいろいろある。そういうのも全て、読むのを読書だというふうに解釈すれば、多くの方は結構読書をされているんじゃないかなと、目的により。必要があれば読むと。楽しむために読む人もいれば、自分で知識を得るためにも読むというところで、よりそういう意味では、読書の幅も広いかなと。

先ほど、スマホを使って文字を読む、これも文字を読むことが読書だという解釈から、漫画を置いてある図書館もあります。漫画も活字を読むというところで、文字を読むことは全て読書と解すれば、いろんな場面で結構、子供たちも多くの文字に触れているかなと私は思っています。

ただ、スマホを使ってあれを見ると、挿絵とか、表紙の装丁とか、そういうものを楽しむということはできませんので、私の答弁で申し上げますけれども、文字を読むということも楽しいんですけども、本に書かれている挿絵を楽しんだり、表紙を楽しんだり、装丁を楽しむというのも、読書愛好家の楽しみの一つかなというふうに思っていますので、そのような面でも読書の楽しみを広げていきたいなと考えていますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今までの、そういう読書の部分の魅力を子供たちに伝える活動はいっぱいやっていると思いますが、ぜひ、さらに続けてほしいなと思います。

大きな4番に移ります。

先ほどの答弁の中には、もう既に国のほうの事業のほうで、何か進めるような予定が入っているということでありましたけれども、それについて、もう少し詳しく、県よりも先に国のほうで上がっているような事業に当町が参加する、調査をするようなことでありましたけれども、その具体的スケジュール等はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、国の事業で要望している事業でございますが、事業主体が南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会というところで、昭和村と南会津町で共同で実施をしている協議会でご

ざいます。こちらにつきましては、GPS発信機を用いて鹿の調査をしたり、さらには、センターカメラを用いまして鹿やイノシシの調査をしたり、さらには夜間調査ということで、こちらにも生息域の調査をしているような事業でございます。

来年度、令和3年度につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらのほうに今現在要望しているところでございます。事業費に対しましては200万円というところで、こちらについては、委託事業と、ドローンの購入と、それに係る事務費等ということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。つまり、昭和村とタイアップして駒止なんかちょうど背中合わせなので、そういう動物調査というか、そういうのをして、ドローンも何か購入するようなことなので、同じような形で、県の進めるのと同じようなタイプの事業を実施する予定なので、これは本当に安心しました。

あと、先ほどの後のほうで、県の事業のほうは今後やっていくというような、やっていくのかどうか分からない、これはやっぱりハードル高いんでしょうかね。県のほうの、新聞記事だと、手を挙げたところにはすぐ来るような考えみたいなんですけれども、それについてはどんな考えなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

県の事業につきましては、まだ具体的な要綱・要領等が市町村のほうに説明をされていないような状況ではございますが、こちらの実際該当する市町村につきましては、令和2年度現在では、南会津町、西会津町、猪苗代町、喜多方市、古殿町が該当する市町村となっております。

そのほかに、令和3年度、リーダー育成といいますか、専門員を配置する市町村も該当するということで、令和3年度に配置する市町村が4市町村あるというふうに聞いておりますので、合わせて9市町村あるかなというふうに感じております。その中で予算の配分という形になりますので、こちらにつきましては、もう少し県のほうの協議が必要かなと感じています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 何かすごく明確な自治体の名前も出ている、数も出ているみたいなので、ぜひ、今年じゃなくても、多分継続されるような事業かもしれませんけれども、ぜひ町のほうでも、その辺の動向を見て、参加していただきたいなと思います。人命救助にも多分、それに使っちゃ駄目なんていうことはないと思います。いよいよと飛ばせば、赤外線、人間も動物も同じ赤外線ですので、活用できると思いますので、ぜひその辺は進めてください。

残り3分ぐらいしかありませんが、5番について再質問させていただきます。

これに関しては、先ほど教育長の中で既に、やはり必要性をすごく認識していたということにはほっとしています。この部分に関して、効果を見てから令和4年以降を考えるとというのが、教育長としては今の段階でどんな、可能性は五分五分なのか、僕は今だって必要だ、今でも働いて、3月まででご苦労さまでしたということは、僕はなく、さらに求めると思うんですが、その辺の今の教育長の考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

答弁の中で申し上げましたけれども、ICT機器の急激な進化、あとは、やっぱり1人1台端末の導入というのも大分早まって導入が始まる。そういうことを考えますと、今後、先生方にそれを指導とか利用について、先生方だけで担っていくというのはなかなか厳しいということで、やはりGIGAスクールサポーターのような人材は必要だということでお答え申し上げた。そのような環境づくりは、町が起こしたことじゃなくて、これは国の方針としてそうなっているんですね。そういう国の方針を立てたことに、なかなか町村がついていけないとなれば、やはりそういうGIGAサポーター等の経費、そういうものについては、やっぱり国や県がきちんと整備していく必要があるかなと私は思うんですね。

ですから、その辺をきちんと確認しながら、どうしても町で必要な部分については、やっていく必要がありますけれども、ある程度国のほうで、しっかりとそれを面倒見てくれるというのであれば、今後もやはり継続していくことがベストかなというふうに思っています。

予算との関係もありますので、ずっと今後やっていきますというのは、なかなか難しいことですんで、町としては次年度の成果を考えながら、決めていきたいというように考えています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この部分でいうと、もう1分しかありませんけれども、この部分にはいずれ、GIGAスクールというのは全員だということで、教育長答弁しましたけれども、これでリース期間の、リース料の小・中学と合計すると1,896万ですね。教室の部分で、子供たち1年生から3年生まで足しました。256人で割ると7万4,000円になる。そうすると、1年間の使用料が1人、子供当たり7万4,000円、2年間多分残っているのかも、ちょっと分からないけれども、これは聞きません。

14万というと、タブレット買えちゃうんですね。だから、その辺の整理は後だと思うんですが、ぜひその辺のバランスでいくと、まさかこの256人用の部分が今のリース料

の、早口でごめんなさい、今年と来年で14万、とっくに五、六万で買える、失礼ですけども、今のG I G A構想の予算から考えれば。だから、その辺の精査もぜひ、その後考えると思いますが、その辺も考えてぜひやってほしいなと思います。数字のことは求めません。

最後に30秒ある、一つだけ言わせてください。

先日、総務委員会で言った部分で、4スキー場に対してですね。全町民が一丸となって、様々なアイデア、提案を出し合いながら取り組むことが重要であるということと言ったんですね。私たちのアイデアを出し合いながら、やはりこの町を盛り上げていこう、あるいは支えていこうという気持ちは、コロナの中でピンチだったからこそ、そこからジャンプする一つの励みとなりますので、ぜひその辺をしっかりとってほしいなと思います。我々もやっていきますので、よろしく願いいたします。終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後3時とします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○室井嘉吉議長 それでは、皆さんおそろいのようにございますから、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を行います。



◇ 星 光 久 議員

○室井嘉吉議長 14番、星光久君の登壇を許します。

14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 それでは、議席番号14番ですが、星光久でございます。

俺の質問は簡単で、一つしかありませんので、ごく簡単に、よろしく願いしたいと思えます。

それで、大きな1つ目として、有害鳥獣に関する万全対策ということで、町の考えをお願いしたいと思います。

それで、1つ目、捕獲したイノシシ、鹿、いっぱいいるんですが、報奨金が県と町と差があるので、県と同額またはそれ以上に、町の考えはあるかないか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目、捕獲制限が度々出されるが、町としての改善策はあるのかないのか。

それと、3つ目として、捕獲したイノシシ、鹿の検査体制が、今は金曜日と木曜日、2日しかやっていないですが、これでいいのか悪いのかも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、捕獲されたイノシシ、鹿、今15番さんから、頭数も含めて、先ほど質問あったんだけど、大体3,000頭、南会津郡で3,000頭の捕獲があつて、そのほとんどの捕獲、ほとんどこれ処分、もったいないけれども処分するしかない。そういうことで、町として、我々これ要求しても駄目よ、やっぱり自治体、こういうことで、利用方法含めてどうなのかということで、壇上からは以上でございます。よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 14番、星光久議員のご質問にお答をいたします。

初めに、有害鳥獣に関する万全対策に関する1点目であります。

捕獲したイノシシ、鹿の報奨金が県と町に差があるが、県と同額またはそれ以上にする町の考えはとのおただしであります、町が実施している有害鳥獣の捕獲事業は、南会津町鳥獣被害防止計画に基づいた農作物被害の軽減と個体数の低減を目的に、国交付金や県補助金を財源として活用し、捕獲報奨金を執行しているところであります。

一方、福島県が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業は、令和5年度末まで、鹿、イノシシの個体数を半減させることや、豚熱の感染拡大防止といった国が掲げる目標のため、抜本的な捕獲強化を図る目的で、都道府県等が実施する捕獲を国が支援する事業であると、そのように認識しております。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業では、町の捕獲事業の財源とする国交付金等に比べて、交付割合が事業費の2分の1と手厚い支援があります。

こうした財政的な支援の差があることから、直ちに指定管理鳥獣捕獲等事業と同額の報奨金にすることは考えておりません。

引き続き、市町村の捕獲事業へ財政的支援の強化を国や県へ要望するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業や近隣自治体の状況を見て、報奨金の額を検討してまいりたいと思ひます。

次に、2点目であります。

捕獲制限が度々出されるが、町として改善する考えはあるかとのおただしであります。町は、特に農作物等に大きな被害を与えている猿、鹿、イノシシについて、年間を通して捕獲許可を交付し、許可を受けた南会津町鳥獣被害対策実施隊の隊員が捕獲に取り組んでいただいております。許可頭数の捕獲が満了した場合には、新たな捕獲許可を迅速に交付し、通年の捕獲を滞りなく実施できるよう努めているところでもあります。

一方、福島県が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業では、令和元年度と令和2年度に計画を定めた捕獲頭数に達したことで、一時的に捕獲の受付を停止したことや、当該年度の事業を早期に終了した事例があったと、そのように聞いております。指定管理鳥獣捕獲等事業が早期に終了した場合にも、捕獲が実施されない期間が生じないよう、町の捕獲事業を継続的に取り組むとともに、生息状況に基づいて決定される指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲計画数について、頭数の増加を強くお願いしているところでもあります。

今年もそのような状況になりましたけれども、県のほうにもお願い申し上げました。増枠とございますか、していただいたことになっておるところでございます。今後とも計画的に、そして頭数の増加を強くお願いしたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、3点目、捕獲したイノシシ、鹿の検査体制を整える考えはあるかとのおただしであります。捕獲した鳥獣の確認検査に当たっては、写真の撮影方法や、尻尾を証拠物として提出するなど、全国統一の確認方法にのっとり検査する必要があります。

町の捕獲事業では、全国統一の確認方法に従って、随時、捕獲報告を受けた個体の検査を実施しているところでもあります。一方、指定管理鳥獣捕獲等事業では、確認検査業務を受託した業者が週2回来町し、それぞれ決まった場所で検査を実施しているものと、そのように聞いております。

議員おただしの件は、この県の指定管理鳥獣捕獲等事業での検査体制を指しておられると考えられます。検査日があらかじめ決められているため、検査日まで書類や証拠物の保管が必要であるとともに、一時的に捕獲の受付が停止された場合には、保管期間が長期化する場合があります。捕獲従事者の負担軽減を図るためにも、検査体制を整える必要性を訴えておられると理解しております。

町としても、県と連携して、捕獲事業の一層の強化を図る必要があると認識しておりますので、猟友会や関係機関と情報を共有し、この件について、県に体制整備を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4点目であります。

捕獲されたイノシシ、鹿等を利活用して、まちおこしする考えはあるかとのおたがしであります。捕獲したイノシシ、鹿の利活用方法として、全国的には、食肉として利用するジビエが盛んに取り組まれておりますが、県内のイノシシは原子力災害対策特別措置法に基づき、食肉としての出荷制限が国から示されています。鹿については出荷制限の指示はないものの、県が消費自粛のお願いをしていると、そのように聞いております。こうした状況から、町では将来的なジビエ利用の実現に向け、県が実施する野生鳥獣の放射能モニタリング調査に継続的に協力しているところであります。

また、町内では、伊南地域を拠点として、鹿の皮革利用に取り組む方がおられますが、県内では、伊達市におけるイノシシの皮革利用の取組や、その他、他県産のイノシシ肉を活用したジビエの取組もあると、そのようにも聞いております。

捕獲された個体の利活用は、県内において、今後ますます発展していくものと考えているところであります。町においても、ジビエや皮革としての利用など広く可能性を探りながら、関係機関、関係団体と情報共有を図り、利活用の方法を検討してまいりたいと考えております。

今現在のところ、やはりまだまだ、放射能ということへの皆さん方の、福島県に対する気持ちが薄れないでいる状況でございます。農産物も本当にそうでありまして、米なんかは、まだまだそういう状況が続いています。野生動物もそういう意味で、先ほどもその質問ございましたけれども、ごくたまに、やっぱり放射線が100ベクレルを超えるということもございまして、なかなか一般の方々にジビエとかの利用は、なかなか厳しい状況にあるのかな、理解してもらえない状況なのかなとも考えております。そういうことが利用できればいいですし、また、あとは皮革の利用、これも本当に重要なことだと思います。鹿もかなりの頭数捕れていますので、本当に命を頂くということでもあれば、本当にそういうことで利活用も考えられれば、本当にいいんでありますけれども、今のような状況ですと、なかなか厳しい状況であるということもご理解願いたいと思います。

町として、いろんな情報を集めて、これらの活用を今後とも検討しながら、皆さんと共に協議して、活用を図っていききたいと、実施できたらいいなと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 いろいろ今、町のほうからの考え、それから県の、まだ放射能自粛

制度が解けないという中身で、いろいろ難しい、これハードルはあります。

そういう形で、町の検査の件で、ちょっと考え、俺の考えとチョクブした考えが、ちょっとずれているんでないかというような考えがあるので、私は、検査をするのは肉の検査なり何なり、今水道局で、木曜と金曜、2日間検査やっているわけ、放射能検査な。これやっぱり中心に検査しないと、例えば肉なり、今の町長言っている伊南の革靴なり、それから、いろんな形で今、部位的な角なり、いろんな形で加工したり何か、これは放射能をなくなるため、多分、放射能は大丈夫でないかという形で、今、いろんな取組やっていると思うんだけど、何ぼ取り組んだって、放射能出れば終わりでないかというのは、木賊温泉に、薬科大の先生やって、いろんな研究しているわけ。そこでもやっぱり、検査が一番大切、できた何ぼ品物がいいの納めたとしても、放射能出たら終わりだよという形でやらっちゃうもんだから、少しこれ、町として、木曜と金曜日、検査やっているんだけど、一番捕れるのは金曜日から始まるわけ。金曜日に捕ったり、土、日、みんな休みだから捕ったり、あるいは月、火、水まで、大体1週間、肉持っているほかしねえのよ。

そういう形で、何とか検査体制、それこそ放射能だけでなく、これから予想されるもの、コロナ出た、あと豚熱、イノシシに豚熱出たといって、これ、一時騒いでた時期あったんだけど、まさにそれも検査できるような体制でないと、それこそ物を作ってもみいよねえし、食ってもみいよねえし、そういうことで、何か、いろんな検査できる方法というか、器械というか、そういうのないかと思って、俺はこの検査というのを出したわけで、そういうことで、何かいい器械ねえべかと思ってやったわけ。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 申し上げます。

検査体制の器械につきましては、特に豚熱については検査の方法が違うということで、今の現状の器械では検査ができないような状況だと思います。

ただ、放射能の検査につきましては、簡易な検査ということで、検査体制はできると思いますが、その辺に関しましては、もう少し設備投資とか、さらなる投資とかが必要になってくると思いますので、今後検討させていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

検査の方法というか、それから基準というか、これが今、食用の場合は100ベクレル、それから、その他の飼料の場合は40ベクレルとかいう、まきとかほだ木とか、そういうのはあるん

ですけれども、その基準そのものがどのような基準で決められているのか、いろいろそれは根拠があるんでしょうけれども、やはりそういうことが仮にクリアしても、今のやっぱり国民の皆さんの、大分薄らいではきていると思いますが、まだまだ福島県というものの中に抵抗を感じていらっしゃる方がかなりいらっしゃいます。ですから、我々のところでいろんな検査をしても、ゼロになっても、福島県というものになればかなり厳しい、消費に回るのは厳しい状況だなということは実感しているわけでありまして、その辺の払拭も含め、それから、あとは検査体制で解決できることは、器械も含め、それはそれで、我々のこういう状況なんで、国のほうにも要望していく必要があるんだろうと、そのようにも思います。やっているところでもありますけれども。

野生のキノコとかも、前は粉碎してといいますか、そういう状況で検査しなくちゃならなかった、そして、1キロ提供しなさいとか、そういうこといろいろあったんですが、それだけ取れないものは、いつまでも解除できないようなことでありましたけれども、キノコなんかもそういう、今度、検査のシステムが変わるといようなことを聞いていますし、いろいろな物によっても違ってくると思いますよ。

ですから、コシアブラはどうしても、どこでも出やすいような状況にもありますし、何で出るのかよく分からない部分も正直あったりして、みんな疑問に思っているところもあるんですが、そういう物によっても違うし、それはそれ、器械をどうやってもそういうふうになる、器械のほうはそうなると思うんです。

もう一つは、やはり先ほど申し上げましたように、根本的に福島あの事故というものがイメージをどうしても払拭できない。これがなかなか、今の福島県として厳しい状況にあることは確かなんで、それらの、国のほうにも要望して、そして、福島県の食べ物は本当にどこよりも安全だと、米なんかはましてや、これまでも1袋検査やっていたわけですから、本当にどこよりも安全な米を提供していたわけなんですけど、でもやっぱり業務用に使われるというようなことであって、実際には流通にはなかなか厳しい状況で、一番価格が安く買ったたかれるような状況にもあるわけでありまして。

そういうこともみんなして協力して、払拭しながらやっていくということなんで、まして野生動物の利活用も、そういう意味では、当然それらに該当するような案件になってくるわけがありますので、町として周りとしっかり連携して、そういう利活用も考え、そして農作物の被害も低減できるように、町としては考えていきたいと。

これまで皆さん方にもいろんな協力いただいて、そしてかなり、今年度の場合は捕獲頭数も

増えておりまして、途中で捕獲頭数をオーバーしたんで、また県のほうにもお願いした経緯もございまして、町としては計画をしっかりとやって、そして、これらの制限といいますか、安定を図っていきたくと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 豚コレラのことも聞いたっけ。

○14番 星 光久議員 豚コレラ。

○室井嘉吉議長 だから、豚コレラの検査のことなんかは、ちょっと回答ないような気がするんだけど。

○14番 星 光久議員 それは向こうでないの。

○室井嘉吉議長 豚コレラ。

○14番 星 光久議員 豚コレラだの……

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

豚コレラにつきましては、検査の方法、検査の体制が違うと思いますので、さらなる設備投資が必要かと考えますので、今現在ではできないというふうな状況になっております。

さらに、今現在、サンプル等につきましては、県の機関のほうに送付をしておりますので、そちらの対応しているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 そういう事情、いろんな、今になって重なっちゃって、そういうことあつと思うの、最初は放射能だけでよかったんだけど、だんだん、今度はコロナだの、これは豚熱だのと、いろんな形でなるから、一つの機械で共有できればこれ、なおいいんだけど、そういうコロナみたいな形、異常になったと、何か異常ありますよというような器械、俺、ないとも限らないと思うの。今の時代に、コロナだけ、放射能だけ、別々だなんていう器械じゃなくて、これは危ないよと、何かのときやって、再調査なんかは、またこれ、別に送ってやればよかんべから、そういう器械、今ないのかなと思って出したわけ。

そういう形で、ないというならしょうがないから、そういう形で、これからやっぱり検査強化が一番、俺は大切だと思うの。

そういうことで、これからの肉も測っぺし今度は、今、鹿、重宝がられているのは鹿の角な、角。これはコロナに効くという話、聞いているの。効くか効かないか分からないよ。そういう形で骨、角を削ってあれすつとせコロナに効くんじゃないかと。効くか効かないか分からない。そういう形で、犬なんかは、硬いんだけど、かぶりつくと放さない。喜んで、どこがうま

いんだか分からないよ。そういう形で、非常に重宝がられているというのは、電話も来たり、貰いさも来たり、そういう形でくれてやったけれども、放射能が危ないよという念押ししてやっているの。

そういう形で、どうなるか分からないけれども、いろんなやり方で、利活用というの、そういうことも含めて、もうちょっといい検査方法ないかなと思います。

それが木曜日と金曜日、金曜日捕ったやつは1週間も持ってんなんね。肉でも腐ってしまうわ。そういう形で、もうちょっと間にあと1回ぐらい、それじゃ月曜日にするかとか、火曜日にそれなら1回、間に検査日入れるか、そういうことを、木、土でなくて、離してできないかと思って、あれやった。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 答えをいたします。

今ほどのお話のあった木曜日、金曜日ということで、これは現在、自家消費関係の野菜類ですね、これらを中心にしまして、木曜日、金曜日に田島都市環境センター、下水処理場のほうで放射能の測定を実施しております。

今ほどおただしのありました、金曜日あたりに、じゃ、そういったものを捕って、何日間も置いたらば、ちょっと状況が変化しちゃうという、そういうおただしだと思っております。月曜日から水曜日については、伊南総合支所のほうで、実質そういった業務をしているわけなんですけど、事前にそういった測定をしてもらいたいというようなものがございましたら、直接連絡いただくなりして、私どもほうで早急に実施できるように、その辺は対応したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 これ、大丈夫、聞けるの。大丈夫、聞けますか。

そういうことで、臨時にそういうこと、申出があれば検査に応じるというような形、受け止めていいですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 土曜日とか日曜日、こういった部分で、そういった業務をするというふうには考えておりません。ですので、例えば金曜日、こういった事情で、こういうふうな測定をしたいものがあるということが事前に分かっているものがあれば、早めにご連絡いただいて、そういった中での調整をできる部分でさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 それで、じゃ一つずつ、1番からいきますが、報奨金の、役場から取って銭もらっているんだから、ありがたいと思っているの、おらほうも、みんなありがたいと思っているんだけど、県と町との差が5,000円あるもんだから、5,000円というと、2万3,000円、25%以上あるわけ。何でこれ騒ぐというとあまり数捕らない人、何であの人はいっぱい捕るから、そうすると、10頭持っていくと5万円違いだからな。言うとなれだからそんなもらっているのかなと、みんな思うか分からないけども、10頭捕って5万円違っちゃう。

そういう形で、何とか町も県のベースに上げてもらって、いつでも持って行くと引受けでけるという、引受けというか、最初から持ってこないの、駄目だと思って。そういう形なもんだから、この差をなるべく縮める方向はありませんか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、捕獲報奨金の経過につきまして、ご説明をしたいと思います。

捕獲報奨金については、平成24年度、5,000円からスタートしまして、平成26年度1万3,000円になりまして、平成26年度から平成30年度までが1万3,000円と。昨年、令和元年度でございまして、令和元年度が1万8,000円というふうに、捕獲報奨金を今は決定したところでございまして。

捕獲報奨金の今後の上昇につきましては、先ほど町長答弁にありましたように、関係市町村や近隣やこれからの捕獲頭数等、そういったものを総合的に勘案して、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 検討するということで、期待していますから、よろしくお願ひしたいと思う。

あと、度々制限、捕って駄目だ、いや、いっぱいになったから止める、何回もあるわけ。今だって俺、2月のやつ持っているんだけど、引受けできないのな、いっぱい。

さっき、15番の楠君、頭数の関係で言ったけれども、大体3,000頭ぐらい捕れて、そういう関係で、それでも南会津はいいほう。というのは、水道局さ持っていくのは、南会津いっぺし、下郷いっぺし、只見いっぺし、檜枝岐いっぺし、そうすると、それ、オーケーしているのは南会津ばかりだから。それならその場で怒られるわ。何だおめえ、会長やってきているくせして、我がほうばかりオーケーじゃあるめえということで、あと、持ち帰らせられるんだから。持

ち帰っちゃう、持ってきて、冬2時頃から来て待っていて、4時頃行った、受付にならない、持ち帰り。そのうち、自動車の中さ入っちゃけだからほうろっちゃったなんていう人、いると尻尾ねえと駄目だから、尻尾ねえと受付にならないの。

そういう形で、尻尾をだから、あのヒーターに暖めらっちゃくらい、1時間で、まだ生のうちに切るから血がいっぱい出るわけ。だから、ほかの人の俺は、何だこんなもんで、ぶん投げちまうわい。そういう形で、結構何人もいるわけね。

そういう形なもんだから、頭数で制限されるとせ、俺、何回も振興局さ電話して、増やしてける、やってける、検査行くからやってける言うだけでも、やっぱり自治体からちゃんと上がっていかないと、薄いだ、取り扱ってもらえない、また言っている、騒いでるだべと、この辺ぐらいしか思わないの。

そういう形だから、何とか自治体のほうから、いや、困っているんだ、頼みます、頼みますで、毎日ぐらいやってもらっても、そのぐらい本気になってやってもらいたいと思いますが。

○室井嘉吉議長 町長。

○14番 星 光久議員 町長、言っていること分かる。

○大宅宗吉町長 分かりますよ。お答えいたします。

特に今年の場合は、いっぱい皆さんに捕っていただいているということで、県のほうにも要望して、その後で追加もしていただいたし、それから、変更も認めていただいたところであります。

また、それ以上捕れているということであると思いますが、県のほうに説明しているのは、私どもは、先ほども県境が多いと言いましたけれども、でもやっぱり私どものほうは、どうしても尾瀬があつたり、そういう原野があつたり、国立公園内で猟ができないとか、そういうことから必然的に、我々の地域に多くの鹿とかイノシシが集まってくるということも、流れてくるということも、地理的なとか、環境の状況がそうになっています。

そういう説明もして、県のほうも分かっています。そういうことで、来年度はもう少し枠を広げて、頭数の枠をいただくような方向性になっています。ですが、片方もいろいろ事情があつて、あれでしょうけれども、でも全国的には、全体的に頭数増やすというような話も聞いていますし、これまではどうしても西日本のほうで、イノシシとかそういうのが捕れるものが多いで、向こうのほうに偏っていたのが、今度全国的といいますか、東北のほうまで配分もしていただいたというような事情もございますので、町が全く県に要望していない、この状況をお話ししていないということじゃなくて、この間、実際に公聴会もあつたんです。そこで、公聴

会に出席したのが、私と県の猟友会の会長と、それから福島市だよ、福島市、この3つでしたけれども、事情聴取といいますか、ありましたので、私もそこに出席して、今のような状況を説明してまいりました。

その結果が、これから出てくるとは思うんですけども、そういう会える機会の中で、町としてはこの現状を訴えて、そして、この有害鳥獣害の対策を、農作物の被害ばかりでなくて、人的な被害もごぞいますし、そのようなもろもろのいろんな状況に大きな影響を与えているということを、県のほうにも説明してやっておりますので、ぜひご理解願いたいと思います。決して何もやっていないわけではなくて、その結果が来年度の計画の頭数の増にもつながったし、今回も追加された頭数になったということでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 ちょっと、何もやっていないなんていうこと思っていないから、一生懸命、町のほうからも上がっていますという声は聞けています。

特に制限、ストップかかるのは鹿なんだよ、鹿。鹿は福島県内で、大体98%ぐらいは南会津で捕っちゃうの。それは何でかという、雪の関係もあつぺし、あと山の勾配の関係もあつて、向こうは平らなところは鹿速い、逃げていくから、こっちは雪が深いから、山さ上がれないの、逃げていけない。そういう形で捕れちゃうもんだから、地形の関係もあるし、そういうこともあるし、イノシシだのそういうのは、あとストップかからないの。鹿だけだから制限、ストップかっちゃう。そういう形で、イノシシなんかはどこでも捕れるんだから、鹿のほうさ回してくんつえと、今度はその辺も含めて、総合的な頭数でやってもらえるようお願いしたいんですが、そういう形で、よろしくお願ひしたいと思う。

そういう形で、町長が、おらほうからも何回も言っているんだという、それは分かります。町からも要望ありましたという聞くんだけど、要望だけでは駄目だべと、実施しないと駄目だべとって、毎回、また文句言っているのと、俺騒がれるよ。これはしようがないかな。そういう形で、これからもよろしくお願ひしたいと思う。

それから、今年になると、肉の利用な、検査する場が大丈夫なんだべという、そう国さも言ってきたことあるの。何とか福島県の肉利用、ほどいてけると、10年になるんだからほどいてけると言ってきたの。それで、おらのほうではそんな宣言していないよと、県のほうでしているんだべと、県のほうさも行ってきた。県でもなかなか、放射能だから解けないということで、今、自粛、自粛でやっているんだけど、おらのほうは検査だけは全部やるから、検査を条件にして、南会津のものが一番放射能遠いたから、向こうから、距離が遠いだから、動物でも

何でも少ないから、何とかほどいてけろと言ってはきているんだけど、そこらも含めて、町のほうで何とかお願いしたいんですが。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

ジビエの活用ということかと思いますが、ジビエにつきましては現在、先ほども何回も答弁しているんですが、県の自粛がありまして、なかなか解除にならないというような、解除といえますか、自粛でお願いをされているというような状況でございます。

県のほうにも、この自粛を解除するためには、どのような手だてがあるのかということで、一度聞いたこともあるんですが、なかなか明確な回答がなかったといえますか、この期間、放射能の期間といいますか、ある程度放射能の期間が、実は放射能の期間で、かなり長い期間でございますので、その期間がある程度になるまで、ちょっと難しいのではなかろうかというようなこともございましたので、その辺も踏まえまして、もう一度県のほうに再度、どのような体制で解除できるかということを詳しくお聞きしたいと考えております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうことで、放射能期間は長いわな。あと40年かかると言っているんだから、払拭するまでも含めてな。これは長いけれども、こんなこと待っていたら、これは死にじまう。

そういうことで、何とかうまくいかないか、そういうことで、7月、さゆり荘を変わって星の郷ホテル、あそこさ、マグロの刺身出したって誰も喜ばないの。鹿だのイノシシだの熊だの、その肉出してみさせ、安くな。そうしたら、いや、鹿肉食われる、熊食われる、イノシシ食われる、3,000頭もぶん投げるんだから、そんなぐらい楽になると思う。そういう形で、利用する方法含めて、放射能の枠をほどいてもらわなくちゃならない。こういう形で、地元頑張ってください。如何ですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今議員からアイデアいただいて、本当にそういうこと利用できれば、本当に私もいいと思っています。みんないいと思っています。本当に、先ほども答弁したように、それだけの野生の動物というか、貴重な資源を生かせるんだったら、我々の地域にとっては非常に有効な活用だし、一挙両得だと思います。頭数削減もできるし、利用もできるし。

ただただ、本当に放射能という目に見えないものを、皆さん方が抱えている恐怖、我々が思っているよりも、やはり福島県以外の人たち、大分薄れてきたにしても、かなり本当に、この

気持ちはなかなか薄れないですよ。この間調査したらば、10%くらい、そこそこまで下がったとは言っていますけれども。でもやっぱり目の前にすると、恐らく食べられるのかどうなのか分かりませんが、そのような状況なんで、町としてはそういうことを県なり国なりに訴えて、努力していきたいと思います。

その原点となるのは、やっぱり検査をして、もう影響ありませんよということをまず証明することが大事だと思いますので、先ほどもいろいろ提案いただきましたから、そういうことも含めて、また検査の方法も、それから基準等も、県・国のほうにも確認しながら、町として利活用を進めていくということは非常に有効な手段だと思いますので、その辺はいろいろ要望もしながら、情報も集めながら、活用を少しでもできるように図っていききたいと思いますので、そこはご理解願いたいと思います。

今すぐやれといっても、多分肉を出しても、ちょっとの話になると私は思うんで、ですから、皆さん方に広く理解してもらおうということをまず第一番に考えなきゃならない部分、領域のかなど、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 今、やれっていったってなかなかこれは難しい問題だな。そういう形で、やっぱり南会津さ来たら、南会津の特産物くんにて、いわきだの九州だの、そっちのほうのものをくっちゃって誰も喜ばねえだ。やっぱりトマトとアスパラと、熊肉のこんな厚いのを敷いてくっちゃって、すごいと俺は思うよ。

そういう形で、そんな粘らないけれども、だんだん終わるからいいけれども、そういう形で、革な革、町長、熊の革のスーツでも作って。いや、我ら笑い事でねえぐいいか、革な、熊の革も鹿の革もイノシシの革も、みんななめすと同じ。俺、そこのロッカーにあるけれども、みんな同じだ、白いきれいなこういう革。そこさ染めたり何かするから、ああいう色になるけれども、町長、熊の革のスーツ着て、副町長、イノシシのスーツ着て、教育長、鹿の革のスーツ着て、都会さ行ってみればいいの、こういうですよ。

そういう、やっぱりまちおこし、そのぐらいしないで、いいや来う来うだの何だのといったって誰も来ない。町長と3人で東京の真ん中でスーツ着ていれば、あら、これそうかと、みんな作っと思ふよ。

そういう形で、いろんなの利用方法な、革靴もあっぺし、俺この前、名刺入れ、二本松さ行ったら、こういう名刺入れ、鹿の革で作っているの。あら、これもいいな、あと教育長、名札、それも作る。そういう形で、きれいだよ。本当にきれいで、やっぱりある程度重みがあるから、

名刺入れなんかは最高で、俺はねえかなと思う。

今、伊南で、コヤマさん、いろんな加工していると思う。そういう形で加工しているんだけど、まず、放射能出たら駄目だから、そこも含めて、利用方法はいっぱいあると思う。そういう形で、みんな、木も利用するのもよかんべし、あと、ほかから買わないで地元のがなを利用する、これが一番だと思うけれども、町長如何だい。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろなアイデアをいただきました。加工する方法とか、処分の仕方とか、いろいろあるかと思いますが、先ほども答弁させていただきましたけれども、有効活用はいいし、そして地域おこしにもなると、そのようにも本当に考えています。

鹿の革にしても、熊の革にしても、スーツになるかどうか分かりませんが、いろんな利用方法を考えながらやればいいのかと思います。それは、また一つは、技術とか人材とか必要になると思うし、いろんなことにアイデアを出して利活用するということは、本当に有効というか、非常にいいことだと思いますので、いろいろまたアイデアを教えていただければ、また我々も情報を集めて、いろんな話をさせてください。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういう形で、革の利用方法は、今の現時点では、送ってやるほかに、東京さ。夏も冬も、今の革、革そのものは全然質は同じだ。ただ、俺ら考えるのは、夏革は駄目だべなんて思っているけれども、革そのものさは何でもない。ただ、毛がくっついてからな。この毛を全部取っちゃうだ。それだから大丈夫、中身は、かえって夏の革のほうがやっこい、いい革ですということで、そういうことで。1枚なめすのに3万も取られれば、誰もただ送んねえわな。俺も試しには1枚ずつ送ったけれども、そういう形なもんだから、革のなめす工場を南会津さ持ってきてやれば、俺、いいんでないか、3,000頭ではちょっと足りないか分からないけれどもな。10万頭ぐらい捕れればいんかなんていうことになるか分からないけれども、3,000頭では来ないと思います。そういう形で、何とか利用方法ないかな。

あと、鹿の角、重宝がられているというのは、何がいいか俺は分からないけれども、いろんなウイルス、疫病とかいろんな形、昔から鹿の角製の、削って粉にして飲めば病気にはかかりませんよと言われたことあるの。そういう形で、木賊の先生、研究している先生にでも聞いてみれば、何にいいかは分からないけれども、答えは出るんでないかと思う。そこで、熊の手なんかは、毛がくっついたままアクセサリーにするわ、歯くっつけて、きれいだから。さつきさ

ん、こうぶら下げたら、ものすごくきれいになると思うよ、本当。

そういう形で、いろんな利用方法、俺はあると思う。そういう形で、町でも、町で捕れたものは町で処分な。処分というより利用する方法を、やっぱり町産材だの何と同じくて、町でやっぱり利用する方法は考えていませんか、町長。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員、アイデアが豊富なので、尽きないような話だと思いますが、今までも答弁したとおり、生かせるように、どうしたらいいのかということ、量的なロットもあるでしょうけれども、そんなことも用途も含めて、町としてもいろいろ検討はしてみたいと思います。情報も集めたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そうすることで、これからも、星の郷ホテルも交流も多くなると思うの。そういう形で、まず利用方法を考えて、有効な手段を見つけてもらいたいと思う。

そういうことで、時間もまだまだ残っているんですが、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、14番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 丸山陽子 議員

○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、このたびのコロナ感染で亡くなられた皆様、また、そのご家族の皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、クラスター発生の中で、これ以上感染をさせないよう全力で看護・介護に当たられ、また、体制の調整に当たられた全ての皆様に感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、施設設備の自動化について伺います。

新型コロナウイルス感染の影響は、とどまることなく、私たちの生活を不安にさせています。

私たちは、感染拡大を防ぐため、マスクの着用や手洗い、うがい、3密を防ぐなど、新しい生活様式を取り入れて、お一人お一人ができる限りの注意を払って日々を過ごしています。

コロナ禍にあっても、買物や通院、施設など、人と人との交流の場に行かなければならない場合があると考えます。感染拡大が予想される多くの人々が集う公共施設などのお手洗いの出入口のドアや水道などを自動化してはと考えます。

現在、お手洗いの出入口などが自動になっている施設は幾つありますか。また、施設内で、お手洗いの水道が自動化されているお手洗いは幾つありますか。

次に、エール券対象者の拡大について伺います。

本町では昨年、病院や介護の様々な現場で日夜ご尽力いただいている関係者の皆様に感謝の思いを込めてエールを送るとともに、コロナウイルス感染拡大の影響で売上げが減少している町内飲食店などの皆様へ経済支援となるエール交換プロジェクト事業を実施してきましたが、本年は、エール交換プロジェクト事業の追加・拡大をして実施するとしています。対象者は、前回の医療・介護・保育に、新たに消防士と薬局で働く皆さんを追加するとなっています。

コロナ禍にあって、教育現場でも、子供たちへの感染を防ぐための様々な取組をされていると感じます。日々教育の現場で児童・生徒の安全・安心のために奮闘している先生方へも、エール券の対象者としてエールを送ったらと考えます。町の考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、施設設備の自動化をに関する1点目、現在、お手洗いの出入口などが自動ドアになっている施設は幾つありますか、2点目、お手洗いの水道など自動化されているお手洗いは幾つありますかとのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

お手洗いの出入口が自動ドアになっているところが2施設、出入口にドアがついていないところが23施設となっています。また、お手洗いの一部または全部が自動水栓化されているところは18施設で、小便器の一部または全部が自動洗浄化されているところが20施設となっております。今後は施設管理者と協議しながら、設備につままして検討してまいりたいと考えております。

これらが原因になって感染したのではないかというようなケースも考えられております。十分手を洗って、そして消毒してもらえれば一番いいんですが、触らないで利用できるというこ

とは非常に、これもまた大事なことではあるかなと思います。財源もございますし、あとは施設の状況にもございますので、その辺を検討しながら、町としてその対策を考えていければなと、そのように考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

エール券の対象を教育現場で奮闘している先生方へも拡大してはどうかのおただしであります。このたび感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症の対策では、多くの町民の皆様が活動を自粛され、感染予防に協力をいただきました。私自身は、全ての皆様方に対して感謝の意を持っておりますが、その上で、エール券の配布につきましては、感染のリスクが最も高い中であって、町民の暮らしを守るため、日夜業務に当たられた現場の皆さんを対象とする事業所期の目的を踏襲して、第2弾として実施したところでございます。

どの町の事業も、議員ご承知のとおり、限られた財源の中で対象を絞り、内容を工夫しながら実施しております。このたび追加実施につきましても、医療・介護・保育を原則としつつ、クラスターの中で懸命に対応してくださった救急隊や薬剤師の皆様を追加する形で実施していきたいと、そのように考えております。

また、今のところ、クラスターは収まりましたし、感染も収まっているような状況でございますけれども、これから収束に向かってといたしますか、また感染がどうなるか分からない状況の中で、どのような対応をしなければならないか、これも十分に感染防止を呼びかけながら、町の対策をしっかりしていかなければならないと思いますので、その辺を踏まえた中で、今後はその対策も踏まえ実施をしていきたいと。今手の届いていないところにも、手が届くような形の中でやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 それでは、初めに、施設設備の自動化について再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど施設の数を教えていただきましたけれども、本当に、出入口のドアがドアになっていないところは2施設で、また水道化になって、自動化になっているところは23施設ということで、十分水道の分に対しては、なっているのかなと思いますが、両方の施設で、18施設両方どちらもなっているのが18施設というふうに伺ったんですが、これで間違いなかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

先ほどお答え、町長の答弁にありましたように、まずトイレ単体である施設があります。そういったところの出入口が自動化になっているところが2施設、あと役場のように、役場に入ってしまうと、中にトイレのドアがないという施設があります。それが23施設ということになります。あと、トイレの手洗いが自動化されているところということで18施設ということになります。これは今の、この中に含まれているのかなというふうに考えられるものでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 そうしますと、全然なっていない施設というのはないということでもよろしかった、どちらもなっていないとか、そういう施設はないということでもよろしかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

役場の公共施設の個別計画の中で、公共施設と言われるものは809あります。今年、そのうち6施設処分しましたので、まだまだ800を超える公共施設があるんですが、その中でトイレがあるない、あります。それをちょっと今回は確認しなかったんですが、まずはドアが自動化されているか、ドアがあるかないか、あとは水栓の自動化されているかということでピックアップした数字がこれでございますので、このほかに、まだまだ自動化されていないものはいっぱいあるということで、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 その中の施設、800ぐらいある施設の中で、設備が整っているところがこれだけだということなんですけれども、こういう中で、災害時に避難所になっているところもあるかと思えます。そういう災害時に避難するという場所の施設に対しては、やはり、人がたくさん集まる場所にもなるわけですので、そういう意味で、お手洗いの使用というのは、とても多くなってくるのではないかなというふうに感じます。

そういう意味で、一番大事になってくる災害時に避難所になる施設については、どのように今なっているのか教えていただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

災害時に避難所ということで定める施設については、なっているところもありますし、まだなっていないところもございます。そのほかに、各集会所に避難する場合も、地区の場合ですと多いかと思えます。集会所ですと、まだまだそういったことはなっておりませんので、今後それらについて、人の、どのような方が利用する施設なのか、また、どのような場合に利用する施設なのか、そういったことを考えながら、優先順位をまずつけて、施設管理者のほうと協議をして進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 先ほど町長からの答弁でもありましたが、本当にコロナ禍の中で、皆さんで調整しながら、検討していきたいというふうに回答いただいておりますので、それについては、まず優先順位ということもあると思えますので、人がたくさん集まる場所というのを特に優先して使っていただきたい、設備を整えていただきたいということと、また、高齢者の皆さんが使われるところは、特に大事な場所にもなってくると思えます。

私も今回、駅の、今回というか、駅の横のトイレは特に利用させていただいていたりするんですけども、たまたまその中で1人の方とお会いしました、一緒になったんですけども、そのときに、手を洗うところは手をかざすと水か出るということで、すごく楽だなというふうに、でも、出るときは戸を開けるので、ちょっと、できればここも自動だったらいいねという話をされました。

そういう意味では、災害、コロナ禍であって、とても大事な手洗い場を自動化するというのは、すごく重要になってくると思うんですけども、また、高齢者の皆さんやお子さんが使うお手洗いとか、そういうところも、また自動化にさせていただいたほうが使いやすいのかな、利用しやすいのかなというふうにも思いますが、そういう意味で、高齢者の方が特に多く利用される施設については、今どのようになっているか教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

やはり役場庁舎ですとか、あとは高齢者福祉センター、そういったところは自動化されております。ただ、それ以外のところはまだまだ、先ほど申しましたように、多くのところが自動化されていないというところがありますので、利用される方の状況ですとか、そういったことを確認して、検討していかないといけない、あるいは、そこを施設管理している方の意見を聞いて、どういった状況なのかを確認していきたいなというふうに考えております。

あわせて、これ一遍にというのも、まだまだできませんので、引き続きコロナ対策とし

て、手洗い、あとは手指消毒の徹底をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に、私もこの頃よく、公衆というか、皆さんが使われるお手洗いを利用させていただいているときに、目にすることがこの頃よくあるんですけども、水道が手動の場合、手を洗ってから、自分が持っていたティッシュで栓をぴゅっと締めたり、本当に触らないように、両手で水をくんで、締めるところをぬらしてやったりとか、とにかくできるだけ触らないようにしているという、今までなら、そんな光景は絶対目にしなかったんですけども、最近そういうところを目にする機会が本当に多くなりました。本当に神経質と思われるかもしれませんが、このコロナ禍にあっては、決して神経質ではないというふうに思うんですね。

そういう意味で、今後、皆さんが共同で利用する手洗い場、感染も以前は確認をされていますので、ぜひ、たくさんの方々が触れるところは優先してやっていただけるようお願いしたいと思います。

ぜひ、コロナ禍の今だからこそ、一般家庭でも水道を自動化にするという、新築などもそういうふうに出ていますので、誰もが安心して利用できるお手洗いに、今後検討していただけたらいいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上で、先ほども施設に関しては、前向きに調整をしながら見ていただけたらというふうに感じましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。

次に、エール券の対象の拡大なんですけれども、先ほど答弁の中で、見直しをしながらということだったんですけども、エールを送られる方について、私、学校の先生方はどうでしょうかという質問をさせていただいたんですが、それについてちょっと回答が、私、見えなかったんですが、もう一度その点について、どのように考えていらっしゃったのか、もう一度教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、今回いろいろな、前回やったエール券、そういう中で、医療関係者、介護、それから保育と、これらを、この関係者の方々を原則としながら、今回は、この間のいろんな意見もいただいた中で、救急隊員の人とか、薬剤師の人とか、こういう人たちを追加するような対策の中でエール券を提供したいと、そのように拡大したわけでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 私、今回、先生ということで挙げさせていただきましたが、なぜかといいますと、昨年、私たち、やっぱり文教委員会で町内の小・中学校を訪問させていただいたときに、本当に先生方がコロナ禍で、本当に生徒を守りたいという思いで、いろんな取組をされている姿を目にしましたので、ぜひ、エールを送るのにふさわしい方々ではなかったのかなということで考えたんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

決して先生方にご協力いただかなかったという意味ではないです。いろいろな中で、皆さん方に本当に、そういう人たち以外にも協力いただいていることは感じております。

特に学校といいますか、保育とかその関係であったのは、学校が休みになっても、学童保育とかそういう方、そういうことでお世話になったという意味で、特にそういう絞ったわけでございますけれども、今回は救急隊員とか、搬送とかいろいろあったものですから、そのようなことで、その方々にもエール券というか差し上げて、利用していただければなど、そういう思いがありました。

ですから、学校の先生方は決して協力していただかなかったという意味じゃなくて、いろいろな、それぞれの環境の中で、皆さん方にお世話になりましたけれども、今回はそのような判断をいたしましたので、先ほども答弁させていただきました、いろいろな、また今後どのような状況になるか分かりません。そうした中で、またご協力をお願いするようになるかもしれません。ですから、その際には、また皆さん方にいろんな形の中で、町としては御礼を示せばいいのかなと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 了解いたしました。

本当に、まだまだエールを送りたいなど、本当にそういう方々がまだまだいると思います。特に毎日、私たちの生ごみとか、そういうごみを収集する方とか、そういう処理をする方も、不安を抱えながら仕事をされている。以前、ごみを回収していてコロナになられた方がいたということもありますので、ぜひ、そういう方々もまた、こういう対象になれるのかなというふうに考えます。

今後エールを送られる方についても、様々な角度から見直しをされていくというふうに今伺いましたので、ぜひそれについては、今後エールを送られる方の見直しなどもしていった

だきたいなというふうに思います。

私たちがそうですけれども、感謝を伝えたい、エールを送りたいという方はたくさんいらっしゃると思います。そういう意味で、これからもコロナ禍にあって、やっぱり頑張っている方に、私たちが本当に共々にエールを送れる、そういう事業として、私たちがエールを送ってきたなというふうに思っておりますので、その辺について町としても、ぜひ新たな拡大をしていっていただきたいというふうに期待しまして、私の一般質問を全て終わらせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

明19日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時11分

令和3年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和3年3月19日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第3号 工事請負契約の一部変更について(さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事)
専決第4号 工事請負契約の一部変更について(さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生設備工事)
- 日程第 2 議案第 3号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 南会津町さゆり会館条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第10号 財産の無償譲渡について(展示用テント格納庫)
- 日程第10 議案第11号 財産の無償譲渡について(水稻育苗センター)
- 日程第11 議案第12号 財産の無償譲渡について(小高林倉庫)
- 日程第12 議案第13号 財産の無償譲渡について(水引倉庫)
- 日程第13 議案第14号 第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の延長について
- 日程第14 議案第15号 第4次南会津町行政改革大綱について
- 日程第15 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第18号 教育長の任命について
- 日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第19号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第10号)

- 日程第20 議案第20号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第25号 令和3年度南会津町一般会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和3年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和3年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算
- 日程第31 令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について（総務委員会）
- 追加日程第1 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高畑スキー場、南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら289（ニーパークュー）」）
- 追加日程第2 委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 委員会提出議案第2号 新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 議員派遣の件について
- 追加日程第5 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員

5番	室井英雄	議員	6番	渡部訓正	議員
7番	丸山陽子	議員	8番	湯田良一	議員
9番	大桃英樹	議員	10番	湯田哲	議員
11番	高野精一	議員	12番	山内政	議員
13番	菅家幸弘	議員	14番	星光久	議員
15番	楠正次	議員	16番	室井嘉吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、議場から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意を願います。



◎報告第2号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第1、報告第2号 専決処分の報告について、専決第3号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業宿泊棟電気設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、専決第4号 工事請負契約の一部変更について（さゆり荘建設事業宿泊棟給排水衛生

設備工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第3号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第4号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第5号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第6号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第7号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第8号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第9号 南会津町さゆり会館条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第10号 財産の無償譲渡について（展示用テント格納庫）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第11号 財産の無償譲渡について（水稻育苗センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第12号 財産の無償譲渡について（小高林倉庫）を議題とし

ます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第13号 財産の無償譲渡について（水引倉庫）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第14号 第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の延長についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この延長された振興計画、熟読させていただきました。その中で、令和4年度を目標として目標値が立っています。そうした場合、今年、令和3年度の目標値というのは、あるのかどうかということですね。これを見ますと、令和元年度から令和4年度になっています。例えばの例を示します。医療関係、69ページです。いいですか。成果、指標と目標値となっています。その中で、令和4年度に県立南会津病院を、令和元年度は4診療科目でしたが、令和4年度では9診療科目にという目標が立っています。もしこれを、目標を実現するならば、令和3年度はどのようにするか。例えば予算の中にどう組み込んでいるかということが大事だと思うんですよ。

これだけじゃありません。各科目で、各課で令和4年度に対して目標値があります。今年度の目標、これを達するための目標というのは制定してあるかどうかですね。そこら辺をちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

それぞれ成果指標と目標値が掲載となっております。おただしのように、毎年の分を、例えば令和3年度、令和2年度を掲載すべきではないかということなのかもしれませんが、あくまでこちらについては10年間の基本構想とそれから5年間ごとの基本計画、これを2年間延ばすということなので、最終目標値を令和2年から令和4年に持っていくということなので、そこまでの経過について、毎年毎年の経過についてをこの計画書には載せるものではない、載せる必要がないというふうに理解しております。

ただ、各それぞれの所管の中では、当然目標を持って事務事業を進めておりますので、その中で今年はこちらまで持っていきたいというようなことを想定しながら予算化を図り、事業を進めていくということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、政策課長が言われたことは、毎年提示されている事業の評価シートにも表れています。それは、いわゆる管理シートというものです。事業をこうやって管理していますよと、これぐらい進捗状況を管理していますよということなんです。ですが、その中身として、やはりこういう目標があるならば、目標の達成するまでの目標の細分化が必要だと思うんです。

実は今、いろんな会社、自治体では、各その課、またその係において、目標達成シートというものを作ってやっています。というのは、目標を大きく決めたなら、今月はそれについてどういう取組をしよう、今週はこうしようというふうに細分化しているわけですよ。そうすることによって、職員や仕事に関わる人たち、その人たちの可視化ができるわけです。そうすれば、共有化できることが、これは行政改革にも関わりますが、ぜひそういう目標の細分化というのを課内でやっていただけたらと思うんです。

ただ大きな目標を立てて事業をやっていますよ、確かにやると思います。ところが、細分化して目標の小さい目標を積み重ねていかないと、こういう目標には達成できないと思うんです。そして、いわゆる、申し訳ありませんが、ある特定の職員に負荷がかかっては駄目だと思うんですよ。やはりそういう意味も含めまして、ぜひネットでも分かりますので、目標達成シートというものをちょっと検索して、取り入れられるんだったらちょっと考えてみてはどうでしょうかという意見です。

以上です。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

今回の議案につきましては、2年間の延長について、その経過と内容についてのご説明ということでご提案させていただいておりますが、今議員からのお話ですと、この目標の在り方、これをそれぞれの積み重ねできちんと明確にすべきではないか。さらには、今ちょっと達成シートというのも使って、その辺をきちんと進行管理すべきでないかというご意見かと思えます。

これにつきましては、次期計画策定する場合に、それぞれいろんな機関がございます。例えば振興計画の策定部会だったり、振興計画の編成会議・策定委員会、さらには振興計画審議会、それぞれの会議を経ながらこの振興計画ができますので、今議員から御提案のあったような中身をその都度お話をしながら、そのそれぞれの会の中で情報を共有しながら、次期策定に当たっては検討してまいりたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひこの振興計画、中身すばらしいものです。その目標に向かって我々も協力します。情報提供もします。ですので、一緒にこの目標に向かって頑張っていけたらいいなと思います。

これで終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 この計画書の期間延長については異議ありませんが、なかなかこれだけのボリュームの計画を見せてもらうことがないので、ひとつ分かる範囲でお聞きしたいことがありますので、お答えをいただければと思います。

ページが78ページになります。

第3節で福祉と子育て環境の充実を図りますという項目ですが、その中に現状と課題の中段に、このような状況から本町では高齢者に対する生活支援や老人クラブなど、関係団体の育成や支援というふうに載っておりますが、今、超高齢化と言われる時代なんですけれども、私はあまり町を歩いていても老人クラブの活動というのは、今年はコロナが感染したためにいろいろな行事が、老人会も含めて中心になっているからなのかもしれませんが、いわゆる老人クラブの活動についてあまり見聞きしていないので、この老人クラブに対する育成と支援、これの中身を若干お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、現在、老人クラブのほうは数もそれぞれ減ってきております。とい
いますのも、各地区での下に老人クラブというのがそれぞれあるわけなんですけれども、その
運営が立ち行かなくなってきたりしている地区もあって、老人クラブをなくしてしまったり、または
町の連合会から外れて独自の活動といいますか、中央とのつながりはなく活動されていると、
そういったところもございます。

その原因といたしましては、まず基本的には65歳以上の方が老人クラブに入ることにはなっ
てございますが、まだまだお仕事もされたい、そしてそれぞれいわゆるお仕事だけではなくて、
それぞれの活動もされたいというところで、多様な環境になっているというところが一つの原
因ではないかというふうに考えております。

そういった中で、町が老人クラブの支援に関してできることはということだと思いますけ
れども、現実のところを言いますと、そういった加入者が少なくなっているというところが一
つの原因ではありまして、そこについて、今現在なかなかそれに対する支援ということができ
ないでいるのが現状でございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から補足したいと思いますけれども、ここ数年といいますか、10年来くら
いにはなると思うんですけれども、老人クラブがなぜ減っているか。やはり、今課長のほうか
ら答弁あった、若い人たちがもう入らないで自分の仕事をしているとか、それもあることも事
実です。もう一つは、やはり老人クラブの役割が多くなってきたというか、役員やりたくない。
入れば役員をやらざるを得ない。特に若い人たちがそう。若い人たちといたって60歳以上、
今度は65歳とかいろいろあるんですけれども、それが1つあるわけですね。

ですから、活発なグループといいますか地域もありますけれども、やはりそのような現状が
あってなかなか入らない、会員が集まらないという、これがずっと続いています。今でも現在
そうです。

そしてもう一つは、やはり今度はそういう中で人材不足といいますか、今度は事務局をどう
するかということ。これは、社協のほうに引き受けていただきました。ですから、町としては
今現実として対応できる部分に対応しているつもりですけれども、今後またこのようなコロナ
ということがあれば、お年寄りが、高齢者が集まって活動するということも控えられている現
実もございますので、それそのものが活動が鈍っているようにも感じられるかもしれませんけ
れども、やはりその辺は十分意識した今後の支援の在り方というものを考えていく必要がある
だろうと、私はそのように思います。

そしてやはりもう一つは、やはり会費といいますか、支部、それぞれの地区のグループがあって、今度は本部というか、町の本部のほうに納める金、それから県のほうに納める金ということになるという、ほとんど活動費がない。町も支援はしてはいましたがけれども、やはり県のほうのそこの老人クラブとしてのシステムも課題があるのかなと、そのようにも感じています。そのようなことを現実の中でどのように対応するかということは、いろいろできるだけ対応してきたつもりですけれども、やはりその辺は今後また老人クラブとしての活動がコロナの中でどういうふうになるのかということを見据えながら、町としては対応を考えていく必要があるのかなと、そのように感じております。

ですから、できるだけ支援をしたいと思っておりますけれども、役員の人たちあるいは地域の状況も踏まえてもう一度その辺は精査する必要があるのかなと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、老人会に加入しない、あるいは連合会として機能していけるような状態にないというようなお話もありましたが、恐らく高齢者を社会参加させながら、コミュニティをつくりながら、しかもその方々の持っている能力というか、そういうものを地域に生かしていくという、そういう視点でここは捉えているんだろうと思うんですね。その上で、今お話にもありましたが、新型コロナウイルス感染が通常の、これまでのいわゆる生活状態に戻ることをまず第一だと私は思っている。しかし、戻れない要素も出てきているわけですね。そういうときにこそ、今まで課題として見つかった体制の問題とか、あるいは地域の問題とかを含めて、この老人会についてどう支援をしていくのか。あるいは老人会というこの組織の在り方自体が違った形に持っていくべきなのか。そこもこの振興計画の中で、延長の中で取り扱うべきだというふうに私は思うんですね。

それで、1つだけお聞きしたいんですが、このスタイルを今の段階で検討して、このままではいけないというふうにお考え、またその対案があったらお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも事務局の件についても、老人クラブの方々とは私なりに意見を交換したと思っております。なかなか、実は私の地区も老人クラブなくなっちゃいましたけれども、そういう意味で、老人クラブとしての活動の本来の部分がどうなっているかということ、これはやはり町がどうのこうのというよりも、老人クラブに参加している人たちがどういう考えの中でその活動、クラブ、老人の人たちの活動を持っていくかということが大事な方向性になると、私はそ

のように思います。

ですから、今後、コロナの話、これを別に条件にするわけではないんですけども、今後どうなるか分かりませんが、そういうことも含めて、そして私たちの地域に高齢化社会の中でやはり一番比率的には高くなる年代の人たちになるわけでありますから、その辺の人たちが本当に活動しやすい、そして生活しやすい方向性を、お互いに話をして見つけ出していくということが大事なことになるだろうと、そのように思っています。

そういう意味で、それぞれの地区の要件、条件とかあるかと思えますから、またこれまでも話し合ってはきましたけれども、そのような中で今後もそのような意見交換をしながら、方向性をお互い決めていったらいいんじゃないかな、町としてどういう支援ができるのかなということも、町としては支援したいと、そのような方向性は変わっておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 老人会、あるいは老人クラブでもいいですが、その老人クラブが老人の人たちを対象とした会なんですね。婦人会というのも多分、今は名称変わっているのかどうか分かりませんが、あると思うんです。あるいは、様々なそのいわゆる、何というんでしょう、年代といいますか、そのくくりで会をつくって運営をしてきたというのが今までのやり方。

昨日、おとといですか、一般質問でも話しましたが、そのときに、有機的にしかも横断的にいわゆる連携して物の解決を図っていこうと、こういうお話がありました。こういうときに、有機的にというのは、いわゆる老人会に入らないけれども入れる年代の人たちが、準会員とするのかどうかは分かりませんが、そういう形で有機的につながっていくことによって、事務処理ができたり、あるいは高齢で老人会に入っているけれどもなかなか人の面倒は見れない、しかしそれを代わってやってあげるということも可能になるわけですね。

だから、ちょっと本題からそれるかもしれませんが、有機というのは、私なりに読めば、機会があると読めるんですね。有機の反対は無機ですよ。無機は機会がないというふうにも読める。ですから、機会をつくってあげる。そのときに、実は老人会に入った人だけで運営するのではなくて、町が支援するといってもお金の支援だけじゃないと。いろんなつながりを持たせた枠組みの中で、この人たちがいわゆるお年寄り、お年寄りと言うと失礼ですが、高齢者がここで生活をしていくのに生き生きと、しかもそれぞれにやりたいことをしながら元気で生きられると、そういう体制をつくれればいい話で、そういうことをぜひ、振興計画の見直し、期間延長をするわけですから、その中で考えていただきたいと、こうご意見を申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 町にもいろんな組織あります。確かに今議員おっしゃられるように、そういう人たちの力を借りて、そしてまたそういう人たちを盛り上げながらやっていくということは非常に大事なことだと思っています。ただ、組織をどうのこうのするということは、やはり町は、町としてはその組織に一々関与するんでなくて、口を出したりするんでなくて、自主性をやはり私は尊重していきたい。そういう中で、活動の中で町がどういう支援をできるのか、またどういう連携ができるのか、そういうようなことは、町は当然町として協力あるいは支援をしていく必要があるだろうと、そのように思っています。

ですから、そういう意味で、一々その会に町がこうしなさい、ああしなさいではなくて、自主性を尊重しながら町としてはその会の活動を見守る、支援していくと、そういうスタンスで町としてはいきたい。そういう人たちの連携の中でこの町の社会のシステムが成り立つと、そのように考えておりますので、その点では町としてはしっかり役割を果たしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 関与と指導とどう違うのかということです。関与というのは、必要以上に相手側の意思に外部からいろいろな働きかけをします。しかし、行政には指導というのがあるんですよ、行政指導という。あるいは政治の立場からいいますと、新しい道をつくり上げるという役割がある。ですから、今まである団体に関与しないということになると、何も言えなくなる。そうではなくて、当然法的な問題も規則的な問題もあるでしょう、あるいは感情的な問題もあるかもしれません。その地域なりの特性もあるかもしれない。それをしっかりと受け止めながら、行政として新しい時代を迎えて課題を解決するその一つ的手段として、指導をしてほしい。こういうふうに申し上げている。そこは勘違いしないでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私としては、自主性を尊重しながら町としてしっかりとした対応をしていきたいということですので、私の考え方もご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる行政の長としての考え方が分かりましたので、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第15号 第4次南会津町行政改革大綱についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第16号 町道路線の廃止を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第18号 教育長の任命についてを議題とします。

星英雄教育長は、本人に関わる案件でありますので、退席をお願いします。

〔星 英雄教育長 退席〕

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号 教育長の任命について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第18号 教育長の任命については、同意することに決定しました。

星英雄教育長の入室を願います。

〔星 英雄教育長 入室〕

○室井嘉吉議長 ここで、ただいま教育長の任命に同意されました星英雄氏より挨拶をいただくことにします。

教育長。

○星 英雄教育長 このたびはご同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

引き続き、皆様をはじめ町民の皆様と、教育大綱の理念であります次世代の地域を担う人材の育成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今までの経験を十分に生かすとともに、初心を忘れず頑張りたいと思います。引き続き皆様方からのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、教育長任命に当たっての挨拶を終わります。



◎諮問第1号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第19号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、議案第20号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第21、議案第21号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第22、議案第22号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第23、議案第23号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第24、議案第24号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第25、議案第25号 令和3年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることとしますので、ご了承願います。

なお、質疑の順序は、既に配付した資料のとおりであります。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 歳入について、町税について伺いたいと思っています。

現在、確定申告時期になっておりまして、納税相談も行われております。また、この予算書を拝見いたしますと、前年度比で相当落ちているというようなことがございます。恐らくコロナの影響を大いに受けているかと思いますが、この町税の算定に当たっては、どのような算出

根拠で行っているのか、また町の経済にどれぐらい影響を受けているのか、税務課としてどのような見識をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

おただしの町税収入であります。人口減少にもかかわらず、この間一貫して増加あるいは横ばいの状況でありました。しかしながら、令和3年度については、今議員おっしゃったとおり、主にコロナ禍の影響でかなり減収になるというふうに算定しております。具体的には、9,723万9,000円ほどの減少見込みとなっておりますが、その内訳は、当初予算書の13ページと14ページになります。税目ごとに載っております。

まず、減少税目は大きく3つありまして、個人町民税、法人町民税、入湯税の3つになります。

まず、個人町民税であります。営業所得、農業所得、不動産所得、給与所得、年金所得、それぞれ前々年と前年の実績を以て、翌年度を推計いたします。その上で、コロナ禍の影響を受けた部分を補正しております。最も受けたであろう営業所得につきましては、経済対策応援給付金を申請した件数をそのまま、その率を乗せて減少させております。

結果的に、営業所得につきましては前年比18.4%程度になるであろうというふうに推計しております。そのほかの年金所得とかは影響ないんですが、給与所得につきましては、実は以前のリーマンショックのときに町は15億円給与収入が減りました。そういったこともありまして、その際の影響率を勘案しまして、給与所得についても同じく補正をしまして、前年比95.3%にしております。全体で、個人町民税につきましては前年比83.8%、8,579万7,000円の減となっております。

続いて、法人町民税であります。法人町民税につきましては、コロナ禍の影響以前に、実は税制改正で法人税割が9.7%から6%に引下げになっております。その影響で1,000万近く減少になるんですが、そのほかに法人町民税につきましては持続化給付金を申請した事業者の方の分の法人税割額をそっくり減少しております。つまり、持続化給付金を出すような場合は、均等割はそのままかかるんですが、法人税割まではなかなか金額が出てこないというような判断でおります。もう一つの減少税目、入湯税につきましては、今年度の実績に応じて減少したものであります。

一方、増加する税目もありまして、それは固定資産税でありまして、主にソーラー関係の償却資産で増額になっております。

以上、全体で9,723万9,000円の減になりますが、先ほど申し上げましたように、当初予算書の13ページと14ページをご覧いただければ、各税目ごとの増減がお分かりになると思います。

税務課としてどういうふうに判断しているかということにつきましては、例えば実際今年申告の現場にずっと立っていたんですが、申告の現場においてはあまりさほど影響ありませんでした。ただ、町の申告の窓口に来ない、つまり青色申告なりで税務署に直接申告される方がありますので、いまだ全容は解明できておりませんが、そもそも全員に10万円給付したのも、それだけでも15億になります。そういったこともありますので、現在税務課として税金についてはこのように推計しましたが、町全体の景気といいますか、そういったことまでは分析はしていない状況にあります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 詳細な説明、ありがとうございます。

そんな中で、我々この経済対策として今後もしっかり事業所の支援をしていかななくてはならないわけで、やはり業種ごとにしっかり見定めていく必要はあるんだろうなと思っています。そんな中で、やはり法人税割という部分が事業収入、それぞれの事業所の収入と大きく関係しているんですが、均等割については恐らく影響ないというようなことですが、法人税割について何社ぐらい例えば前回から落ちるであろうと。つまり持続化給付金、どれぐらいの会社が、町内の会社がですね、法人税割につきましては本拠地を当町に置かなくては課せられないかと思えます、したがって、その法人税割がどれぐらい減収しているのか、また額だけじゃなくて、法人の数、これについても見ておく必要があるかと思えます。

減収に当たって持続化給付金を受けた事業所、また法人税割で影響あった事業所、それらについての分析があれば教えていただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

法人町民税割であります。持続化給付金申請をされた、すみません、ちょっと事業者数はここに持ってきておりませんでした。実際にその申請された事業者が幾ら法人税割額を払っているのかを積み上げております。それで、880万ほど法人税割が積み上げまして、その分が減少になったということでもあります。つまり、先ほど申し上げましたように、税制改正で約1,000万、このコロナ禍の影響の持続化給付金を受けられる、受けられた法人の方の分で9,000万近く、合わせて前年から1,900万減になるというような推測であります。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町税に関しては分かりました。そんな中で、交付税も今年度からしつかり減額されてくると、一本算定になって初年度だと、来年度からですね、ということで非常に多くの減額が見込まれるわけですが、この減額分について長期的にどのように見込まれていくのか。また、コロナで税収も減っているわけですから、これまでの事業を展開していくためにはどのような財政サイドで補填していく、またはカバーしていく、そのような考えでいるのか伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

交付税につきましては、普通交付税、今回合併算定替えによる特例加算が令和2年度で終了ということになりました。それが下がる原因の一つです。さらにもう一つ要因がありまして、国勢調査人口の更新というものも減少の要因となっております。平成27年で1万6,264人でしたが、令和2年度の速報値でいきますと1万4,453人ということで、約1,800人落ちております。さらに、これまでの交付税実績、あと交付算定替えに用いる単位算定の伸び率等を考慮いたしまして、今回普通交付税で54億1,000万ということで、約3億減額ということになっております。

今回のこの算定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減を想定しまして、令和2年度より国のほうでは0.5%、予算全体では増えているんです。新型コロナの関係があるということで増えております。ただ、今回県から示された単位費用の算定でいきますと、このような形にしたということでございます。人口減少というのほうの町だけではなくて、全国的なほかのところもありますので、一概に人口減少の係数を掛けるということはない。そこに急激に減ることがあると困るという補正係数が多分3.2、調定されます。

あと危険率、いわゆる予算よりも交付税が来ないという見込みもありますので、今回上げた予算というのは、あくまでも最低ラインというふうに考えております。毎年7月頃に行われる本算定には、この額よりも多くなるのかなというふうに思っております。こういうことを考慮しますと、令和3年度から今後5年間のベースとしましては、大体54億前後が現金で入る普通交付税、そこに臨財債加えますと、大体56億から57億がうちの町の普通交付税の全体額になるというふうに想定をしております。その歳入に合わせた支出といいますか、事業をこれから組み立てていかなければならないのかなというふうに考えております。

○9番 大桃英樹議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の質問に重なるんでありますが、地方交付税2億600万の減少の理由を今お聞きしました。以前、財政需要額マイナス収入額、その部分を交付税措置されるというようなざっくりとした話はこれでいいのかと思います。人口係数、人口割の係数を掛け算してという部分もあると聞いたんですけど、その人口密度の低いところに加算配分をするというような、ネットの情報なんですけれども、以前聞いたことがあるんですけども、そういうことは今も変わらず反映されているんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

人口係数の関係については、今回全体的に人口が減るところがあります。そこに係数を掛けるということなんです、その係数がどの程度になるのかとか、そういったことはまだうちのほうには示されておきませんので、係数的にこうだというのはちょっと持ち合わせてございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。それでは、人口密度の関係もちょっと分からないという、情報が入っていないということと理解します。

あと、16款の県支出金、これも増減率で見ますと19.3%と結構大きな減額なんですけれども、ここの見込み理由というか、これだけ落ちるんだから明らかな県支出金の減額のものがあると思うんですけども、そこをお尋ねします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

前年度比ということで大きく落ちております。これにつきましては、令和2年度において電源立地の交付金がありました。具体的に言いますと、さゆり荘の建設に対しまして県のほうから補助金ということで来ておりました。このさゆり荘の事業が終わったものですから、この電源立地の分がなくなりまして、全体として今回ここが大きく減額となったということでございます。

○15番 楠 正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 収入の、いわゆる私も大分減になっている多いがなで、町債が減額として5億6,610万、そして26.0%の減というふうになっていますが、一応この中身について、目で億単位のマイナスとプラスというのがあるわけですが、なぜこんなふうになるのかなというのがちょっと分からないもので、その基準というのがあると思うんですが、どのような形でこの町の町債額を決定しているのか、基準等がございましたら説明をしていただければと。なかなか私も予算に詳しくないというのがありまして、例を挙げてちょっと説明をしていただくと、すごく分かりやすいのではないかというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

町債につきましては、ある程度今後の起債計画というのをつくりまして、いつどのような事業をやろうかということで、なるべく平準化するような形で検討しております。今回、町債が落ちている要因としましては、大型事業が今回終わったものが多いということでございます。例えば先ほどの教育費のところ落ちておりますが、御蔵入交流館の建設関係が終わったということでここ落ちました。あと商工費でいきますと、先ほどもありましたさゆり荘の建設が終わりましたということで、ここ落ちております。

逆に、農林水産業費のところが増えております。これにつきましては、令和3年度で木の町コミュニティ館（仮称）の建設事業が始まりますので、そういった関係で増になるということでございます。それぞれの事業がある年、ない年ありまして、それがどこの科目かということで増減があります。全体としては、大型事業が終わったので少なくなったということでございます。

○6番 渡部訓正議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで、歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1款議会費から2款総務費について質問を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 55ページの委託料について伺います。

公共交通の対策費ということで計上されていますが、田島地域の昨年実施されましたデマンド交通、1年間実施して検証された後の予算だと思いますが、今年度の予算に反映したことがありましたら、教えていただきたい。

それから、今年度、反省を基にして新たに計画したことがあったら、教えていただきたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 地域公共交通の運行委託料の件のおただしでございますが、令和2年度の公共交通でございますが、種々ありまして、今回の予算に上がっておりますのは、乗合タクシー、デマンドタクシー、こちらの委託料が主でございます。

令和2年度におきましては、各地域でこれまで行われておりました乗合タクシーのみでなく、ドア・ツー・ドア、自宅の前から目的地までのデマンドタクシー、こちらを新たに何か所かで、数か所で開始しております。

まず、荒海につきましては、従前乗合タクシーであったものを、デマンドタクシーということで地域の住民の方の利便性を向上させるということで行っておりますが、これにつきましては利用率が大変高く、地域の利便性のほうにも十分貢献している事業になっているというふうに認識しております。

さらに、栗生沢地域の乗合タクシーでございますが、これは従前小出原の地区につきましては乗合タクシーが行っておりませんでした、令和2年度からは小出原地区にもデマンドという形で予約があればこちらも回るということで、対象地域を拡大することによって住民の方々の利便性が上がっている。さらに利用率もかなり高くなっているというような状況であります。

それから、同じく田島地域の長野地域のデマンドタクシーでございますが、こちらは従前乗合タクシーも何もないところからいきなりデマンドタクシーということで令和2年度から開始しておりますが、こちらについてはなかなか始まったばかりということで浸透していないということで、利用率がそれほど高くないというような状況でございます。まだまだ広報といえますか、こういうものがありますのでぜひ使ってくださいというようなものが足りないのではないかとというような声も聞こえておりますので、さらに広報しながら、また時間についてもこのままでいいのかということもあります。もう少し時間の調整、本数の調整のほうを変えなくちゃいけないなということで、来年度についても広報の在り方等を含めて検討をしていきたいというようなことが上がっております。

さらに、南郷地域の乗合タクシーでございますが、こちらは大分前から継続して行っておりまして、特にそう大きな問題もなく、地域の利便性に貢献しているということですので、こちらについては令和3年度も引き続き同様な形で続けていくということでございます。

それから、来年度、大きく変わったことというお話でございましたが、館岩地域、こちら今年までは乗合タクシーということで、定時定路線のタクシーでございましたが、やはり利便性に難があるということですので、田島地域と同じようにデマンドタクシーに令和3年度から変えていこうということで検討しております。こちらにつきましては、かなり地域が複雑になっておりますので、地域の方々と十分協議をして、それなりに住民の方々が使いやすいような路線系統をつくりまして、来年から一応実証実験という形で館岩地域を全地域回るようなデマンドタクシーをつくるということで進めて予算化しておるものでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 荒海地区と栗生沢地区、大変利用率が高いということで、本当にこういう事業をやってよかったなというふうに感じております。長野地区につきましては、皆さん車を持っていらっしゃるのかどうかちょっと分かりませんが、利用率が低いということですが、高齢者もいらっしゃると思いますので、引き続きPRに努めていただいて、ぜひ利用率が上がるようなことで努力していただきたいなと思います。

それから、館岩地区で新たに実証実験をされるということで、内容的なものはこれからだと思いますが、途中経過等をぜひ我々にもお知らせいただきたいなというふうに思います。

それから、昨年一般質問をしました伊南地域に係ることではありますが、昨年、支所で対応されていたようなことは聞いていましたので、伊南地域に係る公共交通対策の検討内容について教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

地域公共交通につきましては、持続可能な公共交通網の形成を目指し、現在検討を進めております。昨年10月12日から11月27日にかけて、各地区で12回の集落座談会を開催しまして、町民の皆様のご意見、ご要望等をお聞きしてございます。

伊南地域につきましては、タクシー事業者がないことから、デマンドタクシーにつきましてはドライバーの確保等が難しいというふうな部分もございます。自家用・有償旅客双方の検討を行っておりまして、昨年8月5日に会津若松市の湊地区の地域内交通を視察してまいりまし

た。自家用・有償旅客双方につきましても、ドライバー及び車両の確保の課題につきましても承知してございます。今後は座談会での意見、先進地等の事例を参考に、住民にとって安心して暮らせる地域づくりを目指しまして、伊南地域に合った公共交通網の形成について検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

○12番 山内 政議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございま。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 主要事業の中から質問させていただきたいというふうに思います。

主要事業の、答え方がどうなるか分からないですけれども、細かな事業内容ということではないですけれども、取りあえず通告を初めにさせていただきます。

ナンバー9の総務費、ナンバー54、62、65、67、農林水産業費、68……

○室井嘉吉議長 ちょっと楠議員、総務費までの分だから。そっちはまた後からやってください。

○15番 楠 正次議員 失礼しました。

それでは、この総務費の起債の部分なんです、9番にある。この地方債、これの地方債名と充当率、交付税措置率、償還期間、これを伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

9番の国道352号中山峠携帯電話エリア整備事業の地方債の関係なんです、これにつきましては過疎債になります。充当率100%、交付税措置率70%です。償還年限は12年で、そのうち3年据置きということでの内容となっております。

○15番 楠 正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで、1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

次に、第3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 72ページ、委託料。この中で、放課後児童対策事業ということで、

放課後児童クラブの運営委託料が掲載をされております。この児童クラブの運営でありますけれども、現在児童クラブが開催されている数と場所ですね。それぞれに係る予算の内訳についてお尋ねします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、私のほうからは、田島地域についてお答えを申し上げます。

田島地域は、4つのクラブがございます。まず1つが、田島小学校区のあたごっ子クラブでございます。そして、荒海小学校区のげんきっ子クラブ、田島第二小学校区のGOGOキッズクラブ、この3つについては田島保育園が運営を受託されております。

続きまして、もう一つ、桧沢小学校区のひのきやまびこクラブがございます。こちらについてはひのきスポーツクラブが受託をされております。

以上です。

〔「金額は」と言う者あり〕

○阿久津勝英健康福祉課長 失礼いたしました。それでは、それぞれの委託金額を申し上げます。

あたごっ子クラブが1,603万5,487円、16035487。げんきっ子クラブが758万3,319円、7583319。GOGOキッズクラブが684万325円、6840325です。最後にひのきやまびこクラブが722万6,893円、7226893でございます。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 館岩地域の放課後児童クラブ関係でございますけれども、館岩地域は1か所でございます。委託先が南会津森林組合になります。委託料につきましては612万7,000円ほどになります。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南地域の学童保育につきましては、スマイルクラブで、伊南保育所内で実施しております。いな夢クラブのほうに委託をしております。事業費につきましては763万9,000円が委託料でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 南郷地域についてお答えいたします。

南郷地域は、南郷放課後児童クラブ1か所でございます。委託先は町社会福祉協議会、委託料は865万9,000円となっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それぞれ本当に保護者の方が大変就労されている中で非常に助かる、ありがたい施設だというふうに思っております。これは各それぞれではないんですが、総体的にこのクラブの児童数は増える傾向ですか、それとも減る傾向ですか。総体的な数といいますか、本庁的な考え方でお答えいただきたいと思うんですが。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

田島小学校区のあたごっ子クラブは人数が多いということで定員が40名ということになっております。それ以外のクラブにつきましては、20人以下、20人というところが大半でございます。それを定員として、毎年募集をしますとおおむねそれに近いところで人数はとどまっております。

ただし、中には、基本的には3年生以下のお子さんをお預かりするという事になっているんですが、6年生のお申込みもあつたりしております。空きがあつた場合には上学年の4年、5年と順序立てて受入れをしているというところなんです、大体、特に田島地域については3年生以下の受入れということになってございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今後、これからも進めていただくわけでありましてけれども、指導員の確保等とか、今後課題だなというような捉え方、ありましたらば。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、先ほどのご質問で抜かしてしまつたところがありましたので、お答えいたします。

今後、このクラブの定員といいますか、人数が多くなるかどうかというようなご質問もあつたと思います。こちらについては、大体横ばいでいくのではないかというふうに考えております。といいますのは、やはりお子さんの数が少なくなつてきているというのが原因でございまして、ただし、今は共働きの方も多くなつております。本当に特に保育所も1歳からすぐにお預けになつて働いていらっしゃる方もいますし、その方々が小学校に上がった場合に、やはりすぐに預けてということもありますので、お子さんの数は減つてはきています、共働きの数も、

率も増えていっているというようなところで、大体横ばいのままで推移するのではないかというふうに思っております。

そして、今後の課題ということでもありますけれども、先ほど議員のおただしがありましたとおり、そういった指導員の確保というのも一つの課題になる場面もあります。勤務時間についても、夜7時まで預かることになっておりますので、一般の会社よりも遅くの退勤ということになりますので、そういったところに可能な方というのはなかなかいっしょらないという部分もあると思います。そういったところで、今のところは各地域内で何とか確保ができているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 各担当課におかれまして、各総合支所で開催されている、運営されているそれぞれの児童クラブをしっかりと現状を把握されながら、現場の声に耳を傾けていただいて、今後とも継続的な支援といたしますか、要請して終わりたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 75ページの中で、田部原保育所の改修工事が入っておりますが、今後、この田部原保育所において統合とかそういう計画があるのかどうか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 統合ということでございます。あの地域、田部原地域ですね、結構やっぱり人口が集積している、若い人たちが多いという特性もありまして、当面田部原保育所については町営で運営していくというような方針でおりますので、現時点で統合というところは視野には入ってございません。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 保育所の定員は幾らくらいになっているんですか。現在、そして入所している人数というのはどのくらいになっていますか。それ、分からなかったら細かく言う必要はございませんが。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

ちょっと今手元に資料ございませんので、正確な数字がちょっと分かりかねます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 たしか今三十何名だと思うんです。そして、定員が50くらいだと思うんですが、だんだんこの修繕費、あそこも古くなってきて修繕費も加算されてくると思うんですが、だんだん計画的に、入所率も少なくなればやがてはそういう計画もだんだん入れていく必要があるのではないかと思います、その考えを執行部にちょっとお聞きしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ、保育所、教育関係、学校関係ございますが、町としてはやはり地域の方々が落ち着いて安心して、そして生活できる環境を整えていくということが基本と思っております。

今、先ほど副町長が答弁しましたように、田部原地区は若い人たち、今住んでおられます。比較的安定した子供たちがいると、そのようにも町は今現在認識しております。行く行くそのような計画は各地で起こる可能性はございますが、基本的には保育しやすいといいますか、子育てしやすい、そして生活しやすい環境の整備ということも基本的には大事だと思っておりますので、そういうことはいずれ地域の人たちとも十分協議した中で、町としては方向を出していきたい。もちろん議会にもご意見を伺いたいと思えますので、ご理解願いたいと思えます。現在のところは、そのところは考えていないというのが今の現状でございます。

○11番 高野精一議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、3款の民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませぬか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 79ページの予防費についてお伺いします。

概要の42番でもありますが、今まで説明されてきましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制の予算ついてはいますよね。分かりますか。この予算の中でちょっと素朴な疑問が生じたもので、質問させていただきます。

例えばこのワクチン接種した後、例えばワクチンには接種した後の有効期限ってありますよね。例えば1年、インフルエンザだったら毎年打っています。一生打たなくてもいいワクチン

もあります。このコロナワクチン、要は毎年こういう体制を取らなくちゃならないかどうかというのが今後課題になってくると思うんですね。これ国のやっていることですから、なかなかちょっと分かりづらいこともあります。例えば町民からこれを打ったらどれくらい大丈夫なんだという質問もされるかもしれません。その情報というのは得られていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

国からは、ワクチン自体の有効期限といえますか、効果ですか、効果についての期間については特に情報をいただいてございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、分からないワクチンを接種するということになっちゃいますよね。そこは十分気をつけてください。

あともう一つ、この接種体制の中で思うんですけれども、接種するには予診票が必要です。そして、そこに同意して接種しますというチェック欄があるはず。ところが、お年寄りやその判断がつかない人もいます。そういった場合に、町の対応というのはどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

昨日のご説明の中でも、高齢者施設の入所者の方についてのお話をしましたけれども、たしかに高齢者施設の入所者の方というのは、判断がなかなか難しい方もいらっしゃると思います。そういった場合には、ご家族のご同意ということで進めていきたいというふうに考えております。ちょっと手間はかかりますが、施設のほうからご家族に連絡を取っていただいて、そのご家族に同意をいただいて接種をするというようなことで進めさせていただきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が想像するに、結構接種までの手間とかそういうのがかかると思うんです。この場合に見てみますと、会計年度任用職員と一般職で予算ついていますが、この人数というか、そういうもので本当足りるのかどうかというのがすごく疑問に思うんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

対応する職員のことをございますけれども、今回の予算上では、会計年度任用職員1名の予

算として取ってございます。それ以外のところで多く充てているところが需用費関係等がありますけれども、そういったところは実はそれほど使うとは思っていない部分もありまして、若干流用して別なところに回すこともできると考えております。今後、人が必要になってくる仕事としましては、コールセンター、電話受付をする職員、職員といたしますか、方が必要になってくると考えておりまして、複数名の方を雇用しなければいけないだろうというふうに考えております。

そういったところで、恐らくちょっと余計めに取ってある需用費のほうから流用するような形でこれを充てていきたいというふうに、そういうふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 このワクチンに関しても、不明な点がいっぱいありますし、それに対して町民がいろいろ聞くことに、聞かれると思うんですよ。そうした場合に職員の対応というのが大変負荷がかかってきますので、それらを十分考慮した中で行ってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 労働費全般といたしますか、労働費に関連しまして、やはり雇用対策ということ注視していかなくてはならないなと思っております。よく雇い止めとかコロナのときにありましたが、そのような状況とか、あと現在の雇用の募集の状況ですね、一時は1.数倍あったものが最近減ってきているというような動向も伺っております。

そんな中で、現在の町の雇用の状況はどうなっているのか。例えばその雇い止めあつてなかなか就職できないという人が果たしていらっしゃるのか。その辺の動向をつかんでいる部分でお知らせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

雇い止め等の情報につきましては、ハローワーク等でも町のほうといたしまして定期的にどういう状況ですかというようなことでお問合せをしているんですが、やっぱり会社の信用問題

とかいろいろございまして、実際、あと銀行からの融資とかの影響もあるというようなことで、なかなかハローワークにも雇い止めの情報については入ってこないというようなのが実情でございます。

期間雇用等で、期間が決まった雇用で延長されないとか、そういった情報等については、一部製造業とか飲食業の関係でそういった話があったとかということは私のところにも入ってきておりますけれども、国とかで言われているような、そういった大規模などいいますか、雇い止め等については情報等はつかんでございません。

雇用状況につきましては、毎月毎月ハローワークからの情報等でいただいて把握しておりますけれども、春先、5月6月あたりはやはり緊急事態宣言の関係で観光業関係、特にハローワークについては南会津郡内が1つの管内となっておりますので、南会津町だけのちょっと有効求人倍率とかそういったものについては出ていないんですけれども、春先、観光業を中心に落ちて、一時期1%をちょっと超えるぐらいのところまで落ち込んだのはあったんですけれども、夏場以降徐々に持ち直しまして、最近また若干落ちぎみではあるんですけれども、1倍切るようなことはなく、また求人に対して毎月毎月それなりの求人もありますし、求職者についても急激な増えは見ておりませんので、特に若干の、何というんですかね、見つからないという方はいるのかもしれませんが、そんな大きな影響は出ていないのかなということで、担当課としましては考えてございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 とはいえ求人情報を見ると、やはり介護関係、土建関係とか、偏りといいますか、やはり困っているところは困っている、足りているところは足りて、ミスマッチというんですかね、職を求める方と募集する側のミスマッチというのは発生していると思います。そんな中で、やはり相談体制というのは非常に重要になってきますので、ぜひ町におかれましては支所も含めて住民一人一人にしっかり相談ができるような体制、そして情報の提供ですね、これについてしっかりやっていただきながら、暮らしが安定的にできるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 先ほどは失礼しました。

先ほどと同様に当初予算概要の中でナンバーを申し上げます。先ほどと同様の質問であります。54、62、65、67と、4,530万、4億5,500万、900万、1,250万という記載がされております。先ほどと同様に事業債充当率、交付税措置率、期間と伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

まず初めに、54番、経営事業負担金（農林業施設整備費）4,530万とありますが、これにつきましては、内容的に3つありまして、まず1つが中山間地域総合整備事業2,700万、これは過疎債でございます。充当率100%で交付税措置率70%、12年の3年据置きということでございます。

続いて、林業施設整備事業870万、これも過疎債でございます。同じく100の70の12年の3年据置きということでございます。

それから、3番目が経営体育成基盤整備事業960万円、これにつきましては、合併特例債でございます。充当率が95%、交付税措置率が70%、20年の5年据置きということで、この3事業の合計がここに示してあります4,530万円でございます。

続きまして、62番、林業成長産業化地域創出モデル事業4億5,500万でございますが、これは過疎債でございます。充当率が100%、交付税措置率70%、償還期限が12年の3年据置きでございます。

続きまして、65番、町産材消費拡大支援事業であります。900万円、これは過疎ソフトを使っております。過疎債のソフト事業です。起債が100%で、交付税措置率が70%、12年以内の3年据置きということでございます。

続きまして、67番、補助治山事業でございますが、1,050万円、これは緊急自然災害防止対策事業債ということでございます。緊急自然災害防止対策事業債、起債充当率が100%で、交付税措置率が70%、20年の5年据置きでございます。

以上が農林水産業費に関わります起債の充当関係でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 12年、20年、12年、12年、20年というふうに今4つのものでありますけれども、5年間据置き、3年間据置き、その後12年で償還する、20年で償還するという

理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 失礼しました。お答えいたします。

3年据置きで、その後15年で返済するという形になります。

以上です。

〔「12年」「間違えました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 すみません、失礼しました。3年据置きで12年で返す、5年据置きで20年ということでございます。

○15番 楠 正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 私、当初予算概要の農林水産費の48番、これをちょっと聞きたいと思います。種苗関係の支援事業なんですけれども、私のほうでは南郷トマト、アスパラ、リンドウ、カスミソウ、スターチスと上がっているんですけれども、私、館岩地区の場合は、赤カブが合併当初からやってきているわけなんですけれども、最近全然新事業の中に組み込まれなくなっただけなんですけれども、その辺の状況をお知らせいただきたい。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えいたします。

まず、種苗等支援事業につきましては、重点振興作物に係るものということで、南郷トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミソウ、カラー、スターチスといったものに対する新植・改植ということでございますので、赤カブについては今現在重点振興作物になっていないという状況でございます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 私、これ非常に憤慨することなんですけれども、この赤カブというのは館岩の特産品だったんですよ。これは非常にお客さんからも求められ、現在もかなり人気がある、冬場に食べる食べ物なんですけれども、この赤カブに対するなぜ私質問したかという、種子のやはり何というんだらう、お客さんも栽培している人たちも手に入らなくなっちゃって、ちょっと病気が多くなっちゃって、一番は根こぶ病というものが多くなり過ぎて、連作からだと思うんですけれども、なかなか秋口になって作付したときに病気が、虫がついたりし

てうまく取れない。近年本当に取れなくなってきました、新聞等では、赤カブの時期になると新聞では報道されるんですけども、非常に今高杖地区、ペンション地区、それぞれ種子が買えないということで困っているんですけども、その辺の状況の対策をひとつどうでしょうか、お願いできますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

以前から館岩特産といいますか、なかなかよその地区では生育が厳しいというような作物でありまして、この種子の確保というのか、栽培についてもいろいろ研究もしてきたところでございますけれども、なかなか思うようにいかないというのが連作障害、根こぶ病ということもあって、そのように現在なっていると思います。

絶やしてはならないと思いますので、じゃ南会津町として絶滅危惧種にならないように、何とか対策できるように今年度検討してまいりたいと思います。具体的に種子をどうして取れるのか、その辺も保存をどうできるのか、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。なかなか生産される方も、生産してみるんですけども、生産性が悪くて収益が悪くて、やっぱりやめられる方が多い。そのような状況は分かっておりますが、種子が確保できないということは、これは本当に絶滅になるので、その辺はしっかり確保した中で今後、何といたしますか、本当に特産物としてまた復活できるような対策を講じていかなければならないと、そう思っていますので、今年、そういう意味で検討させていただきたいと思います。

いろいろな関係者の意見も聞きながら進めていきたいと思いますので、お願いします。

○室井嘉吉議長 いいですか。

○13番 菅家幸弘議員 いいです。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の関連しての種苗支援のことについてお尋ねします。

今、13番の菅家議員もおっしゃりましたが、南会津では伝統野菜があります。例えば永田ネギなんかもそうです。そういうこと、確かに町の重点作物にはなっていません。けど、その伝統がある野菜が今消えかかっていますよ。そういうことをやはり町としても私は守らなくちゃならないと思うんです。赤カブのやつもそうです。永田ネギなんかもあります。そういうのをやはり支援していくのが町の役割じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

確かに食の安全といいますか、食の文化の継承というのは大変重要だと感じてございます。永田ネギその他もろもろ、そういった作物があるのかどうか、ちょっと調査をさせていただきます、今後の中で検討させていただきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ重点作物は重点作物でいいです。両輪として、やはり南会津の特色ある伝統野菜ということで、ぜひそこら辺も注視、目を向けていただきたいと思います。

質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 60番、ヤマザクラ1万本の里づくり事業についてお伺いをしたいと思います。

近年、町長推進でヤマザクラの推進を今各地区で進められているわけですが、非常に国道沿いを眺めますと、それぞれの地区で桜は植栽されているんですけども、私が思うのには、やはりこの4地区に観光の呼べるような1つの山をつくった桜づくりという計画があるかどうか、ちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私たちの地域の特性といいますか、田島地区、それから館岩、伊南、南郷と、標高も違いますし環境も違います。そういう中でヤマザクラに絞ったのは、自然環境を大事にしていきたいと、その象徴にしたいということでありまして、決してヤマザクラに集中してやろうというわけではないと、そういう趣旨は理解していただいていると思っていますよ。

ただ、やはりそういう意味で、桜というものは本当に地元で自生していて、そしてこの南会津の特性の一番表しやすい、そして春に早く咲くということで、南会津をそういう意味で象徴できるような樹木かなと思いました。

私としては、いろいろ考え方はあろうかと思いますが、やはり1か所に集中して植えるということはどうかなと思ったんです。実際にスギ、カラマツ、林になっています。確かに経営的に、何といいますか、いろいろ収益的なことも考え、集約的なことも考えれば、そういうものは一定規模がないと駄目かもしれませんが、桜も確かにそういう意味では一目

千本とか言われますからある程度まとまったエリアというものも必要かもしれません。ですけど、やはり必要以上に集団化するという事は、逆にそこにいろんな弊害が出るというの也被わられています。

ですから、それはそれとして一定の目立つようなエリアというものは必要だと思いますけれども、自然発生的にそういうふうになるのもいいでしょう。それから、ある程度まとまった箇所にある程度植えていくということも当然必要だと思いますが、そういう意味では、数間沢とかそこら辺を特定地域みたいにやっていますが、やはり桜ばかり、それは考え方だと思うんですが、かなりあそこでももうまとまっていると思うんですね。

ですから、そういう意味では、あと今後の様子を見ながら、町としてはその植栽の仕方とかは検討していきたいと思いますが、私はある意味ごく自然に受け入れられるような環境をつくっていきたい。今、南郷スキー場のあのエリア、また植栽やったりして桜を植えていますけれども、そこの中にはいろんな樹木があつていいと思うし、紅葉があつても、トチノキがあつても、いろんな、全ては言えませんが、そういうものが織りなしていいと思うんですね。

ですから、そんな南会津の環境の在り方というものを時間をかけてやっていったらどうかと、そういう考え方が基本の考えでございます。いろいろそれぞれ地区でまとめて植えたりとか、そういうことがあればそのようなことを考慮しながらやるのも一つの方法だと思いますけれども、全山桜にするとか、全山何とかにするとかというのは果たして、逆に私はそれは自然破壊になるんじゃないかなと思いますので、基本的にはそう思っています。でも、ある一定規模まとまらないと目立たないということもありますから、その辺も十分配慮した中で、この1万本のヤマザクラの里づくりということをご理解いただいで進めていければなと思います。

ですから、地域でこのエリアはこうしたいと言われれば、それは町としては大いに結構なことだと思いますので、町としても協力はしていきたいし、支援もしていきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 大変思ひは分かりますけれども、それぞれの地区に、それは桜ばかりでなくて、やっぱり広葉樹、針葉樹があつて一つのエリアになるわけですが、やはり各地区に区長さんという方がおられますから、そういう方のほうの連絡も取りながら、どの辺に4地区の拠点を設定したらいいのかなということも、私としては思ひがあるものですが、その辺ちょっと聞いたものですが、思ひは分かりますけれども、南会津は何を呼び込むかといつたら、自然しかないですよ。やっぱり自然の中での景観は素晴らしいですから、ぜひその辺、

お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 答弁はいいですよ。

○13番 菅家幸弘議員 いいですよ。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 私、先ほど15番議員に答弁の中で誤りがありましたので、ちょっと訂正させていただきたいということで発言を求めたいと思います。

償還関係だったんですが、地方債の償還期限の関係です。一般予算書の7ページに地方債の一覧表あるんですが、ここに償還の返す方法ですね、書いてありまして、先ほど私、何年据置きでその後返す期間だというふうに申し上げましたが、例えば過疎でいいますと12年で返します、そのうち据置きが3年ということですので、先ほど私、外、別に話ししましたが、据置き期間はその全体の中の内数に入りますということで、訂正させていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番さん、いいですか。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで6款農林水産業費の質疑を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。

再開は午後1時からとしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を行います。

7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、質問いたします。

概要でいいますと8ページ、77番。予算書ですと104ページ、7款商工費、1商工費の、こ

れまたいでいますけれども、7番報償費、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議委員会報償金、下にいきまして12番委託料の一番下に同じタイトルで、12番委託料、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議運営支援業務委託料198万円というのがあります。この内容につきまして、具体的に教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

まず、104ページの一番上にあります越後・南会津街道地域づくり円卓会議委員報償金、こちらにつきましては、以前1番議員より一般質問でもお答えさせていただきましたが、三条市と只見町と南会津町で円卓会議というようなものを設置しておりまして、年に3回、三条市、只見町、南会津で各1回円卓会議を開催する予定としております。

なお、今年度は新型コロナウイルスの影響もございまして、テレビ会議等で実施して、1回だけ只見で、実際に皆さんが集まって開催したのが只見町の1回だけだったんですが、来年度につきましては、それぞれ3市町で議員の方に集まっていただいて会議を開催するというような想定をしております、南会津から委嘱しております2名の委員の方がそれぞれ三条、只見、南会津で開催する3回で、1回当たり補助金といたしまして4,000円を想定しておるものから、それらの合計の2万4,000円という形になってございます。

それで、あと104ページの下から2つ目、越後・南会津街道地域づくり円卓会議運営支援業務委託料、こちら198万円となっておりますが、こちらその円卓会議で今後八十里越、令和5年度に開通というようなお話もありますが、先に何か二、三年遅れそうだなんていう話も出ておりますけれども、その開通を見据えて、どういった誘客を図るかとか、あとは三条市と只見町とか三条市と南会津町がタイアップして新しいものづくり等を行えないかとか、そういったものを具体的に進めていくような形で考えておりまして、あとロゴマークとかキャッチフレーズのようなものを考えたりとか、そういったのを委託を想定してございます。

なお、今年度もそうなんですが、長野県の松本市にあるNPO法人スコップというのがございまして、そちらのほうに3市町でそれぞれ委託契約を結びまして、合算して業務に当たっていただくんですが、その南会津町分が198万円というようなことで予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○室井嘉吉議長 五十嵐さん、今度は一問一答でひとつ、お願いします。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、商工課なので誘客ということですが、こちらからも交流

ということなので、行くというのもあると思うんです。今後、生涯学習課、あと学校教育課などと一緒にやっていくという考えはございますでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

協議の中で、やはり物を売ったりとか来ていただいたりというだけでなく、やはり五十嵐議員言われるように、南会津の町民の方があちらに出向いて行って交流というのも考えてございまして、大人の方の交流であったり、あとは子供同士の交流、そういったものも長期視点に立って今後検討していきたいと考えております。

歴史的なものとかそういったものも踏まえて、お互いがお互いの地域を知るというのも非常に重要だと考えておりますので、そういった話が具体的になりましたら、それぞれの教育委員会のほうにも協議のほうをさせていただいて、連携をして進めていきたいというふうに考えております。

○1番 五十嵐芳道議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私からは1点、予算書のページが103ページ。項が商工費で目が商工振興費、節が18番の負担金、補助金及び交付金の欄の下から8行目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、あるいはその下に飲食店等の利用促進事業補助金と、こうございますが、関連してこのことについて質問させていただきます。

私がこれまで新型コロナウイルスに関する電話、あるいはメール、そしてまた町の対応に対する町民からのお声がけ等について、自分なりにまとめてみました。その結果、商店街を中心とする感染者対象の町民の方々からは、なかなか厳しい状況にあって大変タイムリーな政策を出していただいた、あるいは役場の職員の対応もありがたい対応をいただいた。それは1つ例を言えば、電話でお願いをして、電話でお答えをいただいていたんですが、それでも現場に来てくれて、しかも言ったから町民の願いがかなえられたかということ、そうではなかった。でも、真剣に、真摯に私たちの思いを聞き取ってくれたと、こういうお話が届いております。

私の中でもそういうある意味では調整をしながら、じゃ今後どんなふうな悩み、不安があるのか、ここのところを聞き出してまいりました。それによりますと、ワクチンというのは非常に大きな安心材料ではありますが、しかしこのワクチンが行き届いたときに、あえてそれぞれの今まで自粛してきた町民の方々の緊張というか自粛が解けて、感染が広がらないかと、こう

いう実は懸念もあると。そんな中でお聞きしたいのは、担当部局としてこれからどういうことが不安材料として考えておられるのか。あるいはまた、今までやってきた処方箋の中で改良しなきゃならない点があるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

商工観光課といたしましては、できるだけ生の声を聞いて、今、町としてできることを施策として考えて、皆さんのほうにご提案させていただいて、予算の執行をしてきたというような流れでございます。考えている中で、我々もやはり影響の大きい事業者の方にできるだけ手厚く支援したいという思いもあるんですが、ただ、やはり中には大きいところばかりじゃなくて小さいところだって影響を受けているんだからとか、あと宿泊業者とか飲食業だけが影響を受けているわけではなくて、全てもうこれだけ1年に及んでしまいますと、いろんなところにやっぱり影響が出ているので、やっぱり業種とかそういうのを限らず、幅広く支援していただきたいというような要望がございます。

幅広い業種に支援をとというふうになりますと、やっぱりどうしても給付金とか補助金の額も小さくなってしまうと。ある程度ターゲットを絞って手厚く支援しようとするすると、やはりそういう不満が出てくるというようなこともございまして、執行部といたしましては、どっちに動いたらいいのかとか、そういう悩みと申しますか、自問自答しながら課内で話し合っていて、それである程度の町民の皆さん、また議員の皆さんに理解していただけるような案を提案してきたというふうを考えております。

なお、先ほども言いましたように、これだけ長期間になってしまいますと、やはり少額の支援ではやっぱりやっていけないと、もう立ち行かない、さらに、銀行でお金を借りるにしても、もういっぱいいっぱい借りて、これ以上借りても返せる自信がないというような話もちろほら聞こえてきておりますので、町で何千万とかそういった支援をするというのはなかなかできないことでございますので、そういった例えば倒産してしまいそうとか、そういうふうな話になったときに、果たしてどこまで町で支援すべきなのかとか、どこまでやったらいいのかとか、そういうのが正直今担当課として悩みどころというのが実情でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 おっしゃるとおり、これからまだまだ不安は続きますね。それで、私が少しだけ、果たしてこのままでいいんだろうかという疑念がありますが、それは町に頼り過

ぎているんじゃないかというところですね。確かに国もそれから県も、対象事業者に対しての支援、助成、あるいは融資等をやってきたことは事実です。これもそこそこに私は効果があると思う。ただ、1つ考えなくてはいけないのは、いわゆる中核都市と言われるところの事業者に対する支援と、中山間地域のいわゆる人口が減少している、あるいはほかからの交流人口や関係人口を期待している町村、地域との違いがあるということですね。ここのところをやはり国が、県が一本でやるとどうしても行き届かないところがある。先ほどお話ありましたが、飲食店がうまくいかないということは、直結するのは酒の販売店ですよ。酒の販売店がうまくいかないということは、酒の酒蔵さんです。こういうふうにつながっていくわけですね。

しかし、これを満遍なく町がしっかりと面倒を見るということは、ほとんど不可能だと思う。そこで、ある業種の人にこの辺で形態、業態を変更することも考えてみませんかというようなお話をしました。業態変更というのは言葉では簡単です。簡単ですが、実際それを常々考えていない業種においてはなかなか難しい。

そこで、1つ質問をしますが、いわゆるその経営に関する専門家がいますね。それは私もあまり存じ上げていないのでよく分かりませんが、例えば経営に対するコンサルタント、あるいは公認会計士がいるのかもしれませんが。あるいは企業の診断士がいるのかもしれませんが。こういう方々をそれぞれの業態に応じて相談に乗って、そして今後のいわゆるこれから先の経営をどう立て直していくか、そういうことを体制として取れないか。そのところは考えているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、コロナウイルスに関係なくても、通常の場合ですが、商工会、非常に厳しい、後継者もなかなか育たない、そういう中でこの地域の商業経営、あるいは事業の経営をどうするのかということも呼びかけてまいりました。それは、いろいろ直接町に来たこと、来ないこと、商工会の中で検討されたこと、いろいろあろうかと思えます。ですから、基本的には私も今議員おっしゃられたこと、私も同感ですけれども、そういう意味で、やはりコロナになって余計今の直面している厳しい経営状況の中で、町がどこまでもできるということは不可能だと思います。ですから、感染防止対策もそうでありますけれども、町がどんな道具を、どんな施設をつくろうが、やはり個人個人の意識が変わらないと駄目ですし、そして経営についても、私は経営者の意識が変わらないと駄目だと思っています。

そういう意味で、商工会、いろいろ専門家もいらっしゃると思いますし、またそういう人た

ちとのつながりもあろうかと思えますし、むしろ町よりもそれはあるかと思えます。ですから、町としては、商工会とも連携し、あるいはまた属していない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうような体制づくりと申しますか、支援は町としてやっていくことがむしろ有効かなと思えます。これは今すぐ改善できること、それからある程度時間をかけて改善していかなければならないこと、当然出てくるわけでありまして、ですから、その辺は商工会として私たちがお願いしたいのは、むしろ親身に経営というものをもう一度会員の皆さんに呼びかけていただいて、そしてどのようなところが困って、どういうところに手助けが必要なのかということをもとめていただければなと思えます。

コロナのことに关しまして、商工会は正直言って問いかけてもなかなか意見がなかったものですから、私が直接行きました。そして、会長さんが来られました。4項目出されました。全てこれ今現在もう現在進行形でやっています。じゃよかったということだったんですが、またそれから状況が変わってくるわけですよ。ですから、そういう状況を一番把握しているのが商工会なので、ですからこの商業とかそういうもの、構成員としてなられている方の経営そのものは、やはり商工会を中心として、私としてはいろいろな検討をされればいいかなと思えます。

もちろんそれはこれまでもそうですけれども、町の商工関係であったり、いろんな農林業関係もあるでしょう。酒屋さんのお話も出ましたが、これは農業も関係ありますし、いろんな非常に広い、観光も関係ありますし、ですからそういうトータル的な話もしなければならぬので、そういう意味では、コンサルタントと申しますか、そういう知識を持った方とも連携しながらやる必要があるだろうと、そのように思っています。

とにかく、今を乗り切るといふこともしっかりとやりたいし、それを収束後をどうするかということも見通しながらやっぱり検討していく必要もあるだろうと、私はそのように思っています。一つのアイディアとしては、今湯田議員がおっしゃられたことは、私としても町だけではできないし、商工会だけでもできないと思えます。ですから、多くの一人一人が、会員の構成メンバーも一人一人が自分の経営をどうするのか、自分のコロナに対してのどうするのか、あるいはこの地域に対してどういう責任を果たせるのか、役割を果たせるのかということを見詰め直すいい機会だと、私はそのように思っています。

そういうことで、町としてできること、そういうことでは連携しながらやっていくことが大事だと思っていますので、ご理解願いたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 皆さんも記憶にあると思いますが、国では産業再生機構法という法律ができて、これがたしか2003年から動いたんですね。これは、町で取り組むものというよりは国で取り組む事業だと思います、スケールが大きいので。実はこれで倒産を免れて、事業が再生し、現在まで継続しているというのが、名前を出していかどうか分かりませんが、芦ノ牧の温泉ホテル、あるいは郡山の総合デパート等々があるんですね。

私は、ここで言うべきかどうか迷いましたが、実は私たちは町の議員をしておりますが、県会議員とも、県の議会議員とも、国のいわゆる代議士ともつながっています。このつながりをやっぱり生かして行って、私なりに提案をしました。どうなるかは分かりません。今回、この産業再生機構のこれまでの効果を考えながら、何とか地方の、地方にある事業体がなくならないように支援をしてほしい、そういうお願いをしてまいりました。

これは、ある意味で、基金を使って、基金をつぎ込んでやる。今回もコロナの対策で臨時交付金が出ています。臨時交付金をその都度使わなきゃならないほど逼迫していた。だけれども、これからは基金を積むことによって、その基金を利用しながら各自治体がその地域の実態を見極めて、この会社を潰さないんだと、この会社を持ちこたえないと社会全体、地域全体が成り立たないんだと、こういう考え方で私はやっていきたいと、こう思っていますので、ぜひ皆さんのところでもご検討をいただきたい、こう申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 特に回答はいいですか。

○4番 湯田芳博議員 答弁はいいです、はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 主要事業一覧の関係なんです、商工課の今、案件でございまして、それと併せて教育費の関係も2つに絡んでくるんですが、それで質問の一問一答じゃなく、その内容についてはまとめてお話をさせていただきたいというふうに思うんですが、議長の配慮をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 はい。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

主要事業一覧のページ9、番号85、これ商工費でございまして。前沢曲家集落活用事業、事業費は804万1,000円。これは町所有の土蔵及び大杉保存館の屋根修繕工事を行い、観光施設としての活用を図るというふうに記載されてございます。あわせて、主要事業一覧のページ、10ページ、番号118、教育費です。前沢曲家集落保存対策事業費3,497万2,000円と。これは国選定

重要伝統的建造物群保存地区である前沢集落の防災対策事業と保存事業を行い、地域の振興と後世への継承を図るというふうに事業内容は説明されている。

まず、これでこの2つについて一応これからは一問一答をさせていただきます。

まず1点目は、この事業内容は、多分国の補助事業もあるかと思うんですが、全く異なるものなのかどうかというのを教えてください。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

まず、概要の部分の85の前沢曲家集落活用事業につきましてですけれども、所管する館岩総合支所のほうで回答させていただきたいと思います。こちらの事業につきましては、文化庁との協議によりまして、一応新規事業というふうなことで計上させていただいております。こちらの事業について、先ほどもお話がありましたが、町有施設というふうなことで、今までこちらのほうは曲家資料館があるんですけれども、そちらのほうは築年数が100年というふうか、ある程度古い物件でございまして、特定建築物というふうなことで位置づけされているんですけれども、こちらの土蔵と大杉保存館につきましては、その後、昭和後半から平成の最初にかけて造られた建物でございまして、どちらかというとな新しい建物でございまして、今まで、こちらの新規のある程度新しい建物につきましては国の補助事業が、今まではそういった修繕事業につきましてはなかなか補助がつかなかったということもありましたけれども、今回、文化庁との協議の上で、こういった新規の部分、新しいといっても30年ぐらいたっているんですけれども、そういった建物についても、活用事業の中でそういった観光客の誘客とかそういった部分に使われるというふうなことで、国のほうで活用事業に該当するというふうなことで今回新たに事業を計上させていただいたものでございますので、後ほどの教育委員会所管の部分の事業とはまた違った部分として、同じ補助事業ですけれども、また別な事業として計上させていただいております。

○室井嘉吉議長 質問者に申し上げます。

今ほどの回答でも分かるように、国の予算のあれが違うだっというから、やっぱりそれぞれにやったほうがいいですね。抱き合わせるというわけにはいかないと思います、議論を。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応それらの事業について、私は今回この後の先ほど言った前沢曲家集落保存対策事業というのが、一応その2つ、あと今説明を受けたがながあるわけですよ。それを発注形態を一つに持っていけば、多分こういう事業は確かにそれぞれの補助事業ですか

ら採択は違うだろうというふうには思いますが、考え方としてそういうことにまとめて発注をすれば、諸経費的には大分軽減できるのではないのかなというふうなのを、一応最終的には意見としてお聞きしたかったものですから、どうしてもこの2つをまとめないと、話が一つ一つ聞いても、その一つ一つの事業の中身を理解をしたらそれでよしとするような内容ではないというふうには理解していただきたいと思うんです。

○室井嘉吉議長 いや、6番さん、そういうことであれば、今言うように2つの事業分を一括発注でできるのかどうなのか聞いたらいいいんじゃないですか、質問したら。

○6番 渡部訓正議員 そうですね。だから、私はその事業内容をまず聞いて、全く異なるものでなければどうなのかというふうな持っていく方で考えていたものですから、一問一答でいいかないと駄目だろうというふうに思ったもので、そういうような質問をしました。

○室井嘉吉議長 分かりました。

今ほど、6番議員の思いも含めて、ひとつご回答をお願いします。

副町長。

○渡部正義副町長 複数の課に絡んできますので、私のほうから最初の答弁をさせていただきたいと思います。

まず、主要事業の85番、前沢集落の活用事業ということで、土蔵及び大杉保存館の屋根補修、建築になりますかね、それから118番の保存対策のほうは、これは防火対策の自火報、自動火災報知器、そういった整備でございますので、中身的には違った内容になってきますので、これを一括発注というのはちょっと難しいのかなというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 副町長、教育委員会の担当の項目も一括にはならないということなんですか。

○渡部正義副町長 別にしないと。

○室井嘉吉議長 それも別にしないと駄目だという回答ということでもいいですか。

副町長。

○渡部正義副町長 すみません、ちょっと説明不足があったようでございます。

85番ですね、これの屋根改修工事、それと教育委員会の生涯学習課のほうで上がっております前沢集落の保存対策、これが防災対策ということになっておりますが、中身的には自火報の、集落内の家屋に対する自火報の設置工事ということでございまして、工種が違うので、これは別々になるということ……

〔「自火報は」と言う者あり〕

○渡部正義副町長 ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 質問があれば6番、手を挙げてお願いします。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 自火報というのは、今説明、後ろのほうからあった、火災報知器というような形で全く違うんですかね。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 これは、各住宅のほうに火災報知器を設置しまして、火災が発生した時点でそのネットワークから登録してある電話番号に自動音声で火災が発生したことを知らせる。それから火災が発生したうちのところにサイレンですか、そういったものがついていて、周囲に知らせる。あと、消防署のほうに連絡がいくというもので、屋根の修繕とは全く工種が異なるものになります。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうすると、まったく工種が違う、つまり事業内容が違うと。やっぱりそういう火災報知器関係で一応事業費がトータルで3,000万もやっぱりかかるんだ。どうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

だから、工種が違うもんだから、6番議員はより効率的、経費節減の立場から一緒に発注したらよかんべという、こういう意見だと思うんですね。片や行政側の話というのが、まるっと違う2つの工種に分けざるを得ないと、こういうことの回答でございますから、そこはおのずとご理解いただけるのかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

じゃ、そういうことでひとつよろしくご理解のほどお願いをいたします。いいですか、それで。

ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 商工費の当初予算概要の68番と76番について伺います。

68番のプレミアムつき商品券、これはこれまでと変わるところはあるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星博文商工観光課長 お答えいたします。

これまで商品券につきましては7月1日から年末まで使える絆商品券、10%、20%、30%のプレミアムのついたもので使用期限が限られているものと、あと商業振興協同組合の商品券と

というようなことで、これは使用期限がないもので、20%のプレミアムのついた商品券という2種類がございました。次年度につきましては、これらを一本に集約いたしまして、一律30%のプレミアムのついた商品券を発行したいというふうに考えております。

なお、その30%のプレミアムのついた商品券なんですが、飲食店が、時短営業の影響等で飲食店の打撃が大きいというのもございまして、飲食店向けの商品券というものと、それ以外の商品券という2種類の商品券を作成いたしまして、飲食店向けの商品券については、年度早々、できるだけ5月の早い段階とかで発売をして、それ以外のものについてはその後に発売をするというような形で現在計画しております。

なお、飲食店向けの商品券につきましては、これまで商品券については1枚1,000円単位の券だったんですが、例えば独り暮らしの方がお弁当を買ったり、例えば出前を取った場合に、なかなか1人で1,000円以上の注文をなかなか難しいという話もありますので、来年度発行するものについては、その飲食店向けの商品券については500円の券にいたしまして、さらに今まで1万円単位で商品券を販売していたんですが、やはり年金暮らしのお年寄りの方とか、なかなか生活資金に余裕のない方ですと、1万円単位で先行して買うのはなかなか厳しいというようなご意見もございまして、1冊お金を出すのは5,000円になるわけですけども、5,000円で実際3割のプレミアムですから、6,500円分ですね、500円券で13枚のついた商品券という形で販売すると。

それ以外の商品券につきましては、なかなかあの500円券にしてしまいますと、店側も数えたりとかそういうのもなかなか大変なので、そちらについては今までどおり1,000円単位で1冊1万円分を1万3,000円分のついている形になりますけれども、そんな形で対応したいというような話がございますので、そういった形で次年度については実施させていただきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 大きく改善されているというふうに思いました。これまでも通常の20%とかは1万円買って1万2,000円分になるうちの500円というのがついていたと思うんですけども、その券は今度は30%の部分と飲食店向けというふうに分かれて今5,000円で6,500円分という500円つづりのやつ。1万3,000円の一般のところ売り出す部分というのは1,000円掛ける13枚というような考え方でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星博文商工観光課長 お答えいたします。

まだこれから詳細については詰める予定ですが、飲食店向けの商品券につきましては、500円のもの13枚ついている。ただ、それ以外のほうについては、これまでどおり、恐らく、まだ確定ではございませんが、1,000円のもの10枚あって、500円のものでプレミアム分はつくのではないかと、これはあくまでも想像でございますけれども、そのような形で販売されるのではないかとこのように考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

それでは、この商工費についても先ほどと同じように起債があるので、3,770万の起債分についての事業債名、充当率、交付税措置率、償還期間、条件等々を伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。地方債ですので、私のほうから答弁させていただきます。

今のプレミアム商品券ですが、過疎債のソフト事業を使います。起債充当率は100%、交付税措置率は70%、償還年限は12年以内ということで、うち3年据置きということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

それでは、76番のほうに移ります。

コロナ禍での合宿誘致、これの見通し、今年度実施できそうかどうか、まず伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星博文商工観光課長 お答えいたします。

さきの一般質問の9番議員の質問の中でも答弁のほうさせていただきましたが、今年度、なかなかコロナ禍の中にあって旅行代理店とか、あと学校のほうにもキャラバンで訪れるというのがなかなかできない状況でしたので、あとはさらに緊急事態宣言等が長引いた影響等もありまして、学校のほうからなかなか予約というのが入りづらいような状況になってございます。

今現在ですけれども、来年度来たいというようなことで予約が入っていますのが、23団体の延べ5,105人というような状況になっておりますので、先日9番議員に、例年ですと過去5年間の数字でお答えさせていただきましたが、平均しますと大体100団体で延べ1万1,000人ぐらいの方に合宿に来ていただいていたんですが、延べ人数でいっても今のところの予約状況としては半分以下になっているというような状況でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

それでは、これの起債分1,300万分についても先ほど同様にお訪ねいたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。これにつきましても過疎債のソフト事業を活用いたします。起債充当率は100%、交付税措置率70%、償還年限ですが12年ということで、うち3年据置きということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 うち3年ということで、先ほどもちょっと確認したんですけれども、3年間据え置いて、残り9年間をかけて返済をするということによろしいんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

先ほど答弁間違えまして、申し訳ございませんでした。そのような形になります。12年のうち3年据え置いて残りの9年で返済するというところでございます。

○15番 楠正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありますか。

14番、星光久君。

○14番 星光久議員 103ページの乾杯条例の中で、2つにこれ合わせて500万円なんだけれども、この中身は、補助の対象の中身が違うんですか、これ。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星博文商工観光課長 お答えいたします。

今ほど議員おただしのように、地酒で乾杯プロジェクト事業補助金というようなことで、2つに分けて記載のほうさせていただいております。まず、真ん中よりちょっと上にあります186万7,000円ですか、この分につきましては、今までですと乾杯条例の制定日、6月と10月の全国一斉のイベント、春と秋にそれぞれイベントを開催していたんですが、こちらについては来年度からは10月1日の全国一斉の日だけのイベント開催にしたいというふうに考えております。

既存のこれまでやっていた乾杯プロジェクトの事業については、この中ほどより若干上にあります、今ほど説明させていただいた事業の中で開催をいたしまして、この一部、18の負担金、

補助及び交付金の一番下にあります地酒で乾杯プロジェクト事業補助金の312万2,000円、こちらにつきましては、今、飲食店のほうもなかなか厳しい状況が続いていて、そういった影響を受けて、地元の4つの酒蔵さんのそういう卸といたしますか、酒の販売量、こちらはかなり減っている状況でございますので、今年度、この事業の中で夏酒セットということで500セットと、あと県のほうからも助成受けまして、秋酒セットとして1,000セットの四合瓶の4本セットの販売のほうをさせていただいたんですが、大変大好評でございましたので、来年度につきましてはこのコロナ対策事業といたしまして、夏酒セットを四合瓶の4本セットを1,500セット、こちらのほうを販売したいというようなことで、この予算が312万2,000円というようなことで、通常事業分とそういったコロナ対策ということで分けて計上のほうをさせていただいております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そうすると夏酒セットって、これ、生を中心とした酒かい。中身分からないんだけど、夏酒、酒に夏も冬もあるのかと思って、そういう形でどうなのか。そうしたら、冬酒セットでも何でも何かできるんでないのかと思う。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

酒の種類につきましては、酒卸の間屋さんとか4つの酒蔵とも相談しながら、あと生酒だったりしますとクール宅急便じゃないと送れないとか、そういったのもございますので、その辺は今後詳細について詰めてやっていきたいというふうに考えております。今のところは、去年もそうだったんですが、生酒等ではない、常温でも送れる四合瓶の4本セットという想定で考えてございます。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういう形で酒屋さんの乾杯条例の中で、やっぱり地元の特産品、今、形、先ほど出た赤カブだのアスパラだの、それからトマトだの、いろんな中さ、一番その乾杯、酒屋と直結なのはやっぱり肉なんだよな、焼肉。そことやっぱりこう手を組んで、本当になんぼ食っても1,000円だとなれば、酒だけばかばか手を結べるんでないかと思うんだけど、なじょなんだ。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

そういった議員から意見があったということで、今後そういったタイアップも可能なのかど

うかというのを含めて、検討したいなというふうに考えております。

ここでちょっと言っている話なのかどうかあれなんですけど、付随してちょっとお話しさせていただきますと、先ほど1番議員の質問の中で、三条市と只見町と南会津町との交流、今後八十里越の開通を契機に続けていこうというふうに思っているんですが、三条市は、皆さんご存じのように銅製品とか刃物製品ですとか、あとアウトドア用品の会社が多数ございます。あとガス会社とか、そういうのもあるんですが、そういったところで、昨日議員からもお話ありましたような革製品とか、キャンプ用品に革を使ったりですとか、あと鹿の角で例えばランタンとかのスタンドにするとか、そういうのも含めてものづくり、何か連携して南会津と三条市でできないかというようなお話も今現在させていただいておりますので、そういったものも含めて、肉だけではなくそういったものも含めて、今後の事業展開のほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 俺らも何回もこれ、乾杯条例でかなり何回も催しやったけれども、あれで本当に乾杯条例で酒屋であのかと思ってんの杯をなめるほどしか入れないで。ほんで何かコップに何でかんでいっぱい飲めよとか何だのって、それは別としても、酒屋の負担のほうが多いでないかなと、この乾杯条例の中で。そういうことあるもんだから、この中に。これで本当に間に合うのかなと思って危惧しているわけ。そういう形で、どういう形か分からないけれども、この前のNHKで1月の末だと思ったけれども、ごつつおんという、ごつつおんというのは方言でごちそうさまファイブというのをやっていたの。それで、NHKさ電話したら、どうやってやるんですかと言ったら、中身は猪苗代で雪室を使って肉、鹿肉、イノシシだのあそこも取れるから、そういうことで味がうまくなるか何だか分からないけれども、そういう実験をするための取材だというわけ。NHKでやっているんじゃないと、取材だという。

俺はNHKでやっているからそれなら電話してみたら、いやNHKは取材だけやっているんだということで、そうすつとせ、みつとせ検査か肉の検査がそうすると猪苗代では今度は放射能、福島県の放射能の管轄が開放しないんじゃないか、解けていないかという、俺はこう認識を持ったわけ。そういうことで、いろんな取材入れたり何かしたりしているんでないかなと思ったものだから、その検査の強化というのを取り上げて、昨日のあれで取り上げたわけなものだから、それではちょっと違うか。

○室井嘉吉議長 それは今ほど特産物、いろいろ革だとか角だとか含めて、三条市との絡まり

で十分今後検討したいと、こういうことですので、十分行政側のそういった前向きな質疑も……

○14番 星 光久議員 通じたのかな……

○室井嘉吉議長 明らかだというふうに思いますけれども、それではまだまだ不十分ですか。

○14番 星 光久議員 まあいい。あと1つ。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 それで、地酒と本当にタイアップできるなら、おらほの猟友会でもどうせ補助金県からもらっているんだから、町からもらっているんだ、肉を利用して、ただ提供したっていいから、例えば地酒で、酒の販売の量が倍になったとか5倍になったとかなんて言うんだったら、それも一つの地元のまちおこしでないかなと思うわけ。そういう形で、そこらも検討する余地あるかないかも含めて。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

ちょっと先ほどのと関係いたしますが、まずイベントのときに酒をちょびちょびといいますか、少量にしているのは、ほろ酔い気分になっていただいて、その後に飲食店に飲みに行っていて、地元経済といいますか、飲食店にお金を落としていただくという意味で、そこでいっぱいいっぱい提供してしまいますと、そのまま家に帰ってしまいますので、そういったこともあって少量にしているということでご理解のほういただきたいというふうに思います。

あと、今後、そういった肉も昨日の一般質問の中での答弁等もございましたように、やはり自粛というような形で県からも依頼されている関係もございまして、それが堂々と提供していいというふうになれば、酒のつまみに何か活用できないかというようなことで、飲食店の方にご協力いただいて、酒のつまみにちょっと何か考えていただいて、地元の飲食店を出していただくとか、そういった連携はできるかと思っておりますので、その辺の状況を見ながら、またご相談等させていただければというふうに思っております。

以上です。

○14番 星 光久議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 予算概要の68番、よろしいですか。商工費、地域振興緊急対策事業で、先ほど課長からもプレミアム商品券の説明がありました。この商品券の購入でよく言われるの

が、例えば商工会とか役場とかあるみたいなんですけれども、一般に共働きしている人が買えないという苦情が結構多いんです。そして、土日買おうと思っても、商工会休みで買えないと。せつかくいいあれやるのに、なかなか買う、購入する機会ができないと。何とかしてくれというふうに言われているんですよ。その中で、簡単に言いますと、今どき紙媒体の商品券じゃなくていいんじゃないかと。この事業にも載っているんですけれども、もっと電子化でポイント制でできないのかというような声も聞かれるんですよ。そこについてどういうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

所管の総務委員会の中では説明させていただいたんですが、今、今年までですと上限額5万円というようなことで、1人ですね、販売していたというのもございまして、売り切れてしまうというような、そういった考え方もございまして、並んでまで購入していた。コロナ禍の今年度につきましては往復はがきで申し込んでいただいてというやり方をしたんですが、次年度以降については、やはり年金暮らしの方とか、年金が入ってからだと買えるんだけども入らないうちだと買えないとか、そういった話も耳にしたりしておりますので、これも決定事項ではないんですが、1人当たりの上限を3万円にちょっと減らすとか、そういうような形で少しでも多くの方に買える機会といたしますか、そういったものを与えるために、ちょっと見直しをしたいなというふうに考えてございます。

あと、電子化の話もそうなんです、一応この商品券ももう10年を迎えました。それで、やめようとかいう考えもあったんですが、コロナ禍というようなこともありまして、今やめてしまいますと町内経済に与える影響も大きいということで、来年度からの令和3、4、5の3年間に限って絆商品券続けまして、年々規模縮小とか、そういうふうになっていく可能性もあるんですが、そんな形で紙媒体のものについては3年間で限度に廃止するような方向で、電子化に向けて、来年度予算で先進地視察研修等を計上しておりまして、先進地にそういったものを見に行きながら、電子化に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、こういう商品券、本当に困っている人にできれば配ってほしいんです。よく言われるのが、商品券買う金だってないんだぞと言われるんですよ。結構商品券ってお金持ちというか、金に余裕のある人が買っちゃうんですよ。だから、うちもあま

り買えなかったですよ、正直。その点で、5,000円に落としたことはすごく評価します。やはりその限度額というのも考えて、これからいかに購入しやすくするかが課題だと思いますので、ぜひそこら辺を検討をよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

やはり町だけの考えを押しつけるわけにもいかないもので、事業者の方々とか商工会ともよく協議をしながら、少しずつではありますけれども、見直しをして、よりいい形に持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○2番 馬場 浩議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それでは、概要主要事業の72番、町なか拠点整備事業に10万2,000円と今回計上されてあります。この10万2,000円、本予算ではどこを見てもこの10万2,000円が見当たらないと。どこをどう見れば10万2,000円なのか、まずは教えていただきたいとします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

この10万2,000円の内訳でございますが、一般会計予算書の102ページをご覧ください。102ページの商工費の2の商工振興費の一番上、報償費4万円ということで、町なか拠点整備事業審査委員謝礼、こちらの4万円と、その下に旅費ということで普通旅費で8万4,000円という記載がございますが、この一部、中に町なか拠点整備関係の旅費といたしまして3,900円と、今ほど2番議員からお話ありましたが、商品券の電子化の先進地視察研修分ということで5万7,600円計上しております。足しますと10万1,500円となりますので、10万2,000円というような形で主要事業のほうに記載のほうをさせていただいております。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 その説明でよく分かりました。今回の要するに区分が2つにまたがる、概算には合算で計上していると。私からお願いなんです、ここにほら、一言というか1行、今課長が申されたとおりに金額を載せていただければ、簡単に見つかったのかなと思いますので、今後のことでもありますので、よろしくお願ひいたします。

いいです。これから質問に入ります。

今回10万2,000円と計上されたということで、この町なか拠点整備事業がいよいよ動き出すのかなという感じはいたします。それで、商工会関係者の方とか定期的に協議はなされているとは思いますが、今回、これは平成3年度予算で審査会を行ってこの事業を受ける、何といたしますか、業者を選定するまで来年度で考えているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

予算の要求時点におきましては、令和3年に審査会ということで、一応委員を10人ほど予定しておりまして、町関係で3人、住民代表として5人、あと県の振興局と建設事務所から各1名の2名の合計10人で審査会を組織して、プロポーザルの審査会を開催いたしまして、ご提案のいただいた会社の中から1社を選んで、その1社と詳細な詰めをして、営業する内容等によりまして、起債を活用できるような事業内容なのかどうかというような検討も踏まえて、設計をして工事をするというような流れで、令和4年、5年に及んでしまうと思いますけれども、3年で全てを完結は無理なので、そういった3年間ぐらいのビジョンで臨みたいというふうに思っていたんですが、新型コロナウイルスの影響等も受けて、町内の事業者の方々からも今事業継続で手いっぱいなのに、そういったプロポーザルの審査会とかがあっても、なかなか先が見通せない中で手を挙げるのも難しいというようなご意見もございます。

担当の商工観光課といたしましても、やはり優先すべきはコロナ対策ではないかなというふうに思っておりますので、限られた財源の中で両輪で進めていければ一番いいんですが、取りあえずはコロナ対策を優先して、こちらの審査会につきましては早くても年度後半とか、場合によっては次年度に先送りするというようなことも踏まえて、今後検討せざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長の回答によっては質問の内容を準備していたんですが、その内容を全て今課長がお答えしてしまったので、これ以上聞くことがないです。本当にコロナ終息、これから本当に21日に東京都、周りの県も解除されるということで、人の流れで本当にどういう状況になるか分からないと。まだ新種の変異したウイルスが入ってくることも考えられます。そういうことに十分注意されて事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで7番、商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 予算書116ページになります。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費の10節需用費の3つ下がって修繕費775万3,000円。これは775万3,000円一括ですが、詳細というか、区分けが分かれば教えてください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

まずは、本庁分の普通河川の修繕ということで、堆積土砂の撤去、これで350万でございます。あと南郷地域ということで、和泉田沢の修繕関係で115万5,000円、あと本庁分の田島ダム関係ですね。転落防止柵、こちらのほうで299万繰り上げて2,000円になります。あとそのほか、田島ダムの公園トイレの水道修繕料で10万6,000円ということでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 和泉田沢補修についてちょっと詳しいところをお願いしたいのですが。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

和泉田沢であります。南郷地域、和泉田字上平地内の普通河川でございます。町管理河川ということで、3面コンクリート張りの水路でございますが、こちらのほう、底面のコンクリートが剥離しているというようなことで、将来的に護岸への影響があつて、人家も周りにあるものですから、区のほうから要望もありまして、南郷総合支所のほうで調査をさせていただきまして、コンクリートの底面の補修を実施することによって、護岸の崩壊が免れるというような観点から、予算要求をしたものでございまして、令和3年度に実施予定でございます。

○1番 五十嵐芳道議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにありますか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 それでは、当初予算概要の91番、92番、93番、97番について伺います。

まず91番の2,360万の内容は存じておりますので、この起債部分の説明をもう一度求めたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

予算概要の91番、除雪機械整備事業であります。これにつきましては、過疎債を活用いたしまして、起債充当率が100%、交付税措置が70%、償還が12年でうち3年据置きということでございます。

続けていきます。

次の92番、社会資本総合整備交付金事業、町道整備であります。これは2つありまして、まず過疎債を使う分、過疎債で5,460万円。これは起債充当100%、交付税措置70%、償還年限12年、うち3年据置きということでございます。

あと合併特例債、関本古内線については合併特例債を使いまして、2,300万円になります。起債充当率が95%で、交付税措置が70%、償還年限が20年以内で、うち5年据置きということでございます。

続いて93番、土地区画整理事業であります。これは合併特例債を活用いたします。起債充当率が95%、交付税措置70%、償還年限12年以内でうち3年据置きということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 本日お伺いした交付税措置率、今の部分は全て70%、これは今の交付税措置では最高の限度と考えてよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 70%というのは、交付税措置率としましては高いというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

それでは、97番の空き家対策事業について、他委員会から改正になるような旨伺いましたけれども、これまでと変わる部分があるのかどうか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

空き家対策事業、1,132万1,000円でございますが、このうち1,050万が空き家等除却事業補助金ということで、空き家を除却するための助成をするものでございます。

今回、令和3年度予算につきましては、従来の課税世帯当たり限度50万が5件、それから非課税世帯、限度額80万の5件ということで、合わせて650万というのが従来との考え方と同じものでございましたが、令和3年度からは、行政区、区で事業を行う場合に、空き家の撤去を行う場合に対しても、行政区に対して補助をしましょうという制度を新たに考えまして、限度額100万円、補助率80%ということで、合計4件分、400万円を計上し、合わせて1,050万を今年度は計上したものでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 これまでなかった行政区での解体等に補助ということでありまして、これは行政区で一般民家を行政区で危険な空き家だというふうな認定で撤去するというようなことで申請ができるのか。申請した場合には検査をして点数があって、危険空き家ですよとなった場合にこの補助制度が活用できるというふうに考えていいのかどうか、その辺も一度説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

これまでの個人の空き家の解体につきましては、本人、所有者が分かって、登記関係もきちんとしていて、これができれば町の職員が全て書類を確認した上で、施工した業者さんとの契約書と見積り等で補助しておりました。しかしながら、所有者がなかなかつかめない、そういう場合、さらには所有者がいないので補助を上回る金額が出せない、そういう場合については解体が進まずそのままになっていたという現状がございます。

そういう現状がありまして、行政区としてこの空き家を何とかしなくちゃいけないという意見も多くありましたので、そこはそういう個人との交渉については、町じゃなくて行政区の中でしていただく。さらには、費用負担ができない場合には、場合によっては行政区のほうで補助を上回る分、そこは負担しますということでやっていただければ、そこに対する補助も町で100万円を限度としてやりましょうということで、新たに制度化したものであります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 これまで空き家になっていたところが、今年の豪雪などで相当危険と思えるような、衛生的な部分とか、そういう部分を考えれば危険と思えるところが、道路を走っていても結構見受けられるのが多いので、すごくいい制度。地区に、行政区にある程度力がないとできないのかなという部分もありますけれども、そこは集落応援交付金の中からの何かの活用とか、そういうようなことは全く別の話になるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

集落応援交付金を区の財源として使えるかということでございますが、集落応援交付金にも種類がいろいろありまして、特別交付金ということで独自の施策をした場合には、そこに別枠で交付金をするという制度もございますので、そこについては、そこを使えるかどうかという制度設計はまだしておりませんが、十分そこも可能なような形で空き家の解体・除却が進めばいいのかなというふうに私は思っておりますので、今後、区と相談をしながら、利用しやすい制度となるように検討してまいりたいと思います。

○15番 楠 正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようですので、これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ありませんね。質疑なしと認めます。

これで9款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、135ページ委託料、140ページ報償費、150ページ委託料、155ページ備品購入費、教育費ではこの4つの項目について質問をいたします。

戻りまして、135ページ委託料でございますが、この中に除雪委託料60万円が計上されておりますけれども、この予算の中には、春先、4月1日以降ですけれども、校庭に残雪が多いときの除雪経費ということで、これ入っているということよろしいですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

60万円の中に春先の除雪も含まれているかというようなおたがだしたかと思いますが、おたがだしのとおり、含まれているということでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 じゃ、この60万の中で、例えば中体連の陸上大会に間に合わせるためにも、すぐに除雪しないと、例えば西部地区の学校ですと間に合いませんので、ぜひ学校教育課も事情をよく確認されて、執行していただくように指導をお願いしたいと思います。

続いて140ページ、生涯学習課のあれかなと思うんですけども、放課後支援事業というのがあります。これはさき、午前中質問しました放課後児童クラブと似通っていると思うんですが、それぞれ所管が違うというようなことなんです、これはずっと2つとも開設しているところがあるかと思うんですが、どうでしょうか。この違いといいますか、当然、放課後支援事業という教育関係でやるというようなことなもので、特色があると思うんですが、その辺のところをちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

この放課後支援事業につきましては、町内の6小学校区に放課後子ども教室を開設いたしまして、様々な活動を通じた体験、それから地域との交流を行うという事業になっております。具体的にいいますと、田島については田島小学校区にあたご館にたじま子ども教室を開設しております。その他、荒海小学校区にはあらかい子ども教室、こちらは農村環境改善センターで行っております、桧沢小学校区、こちらについてはひさわ子ども教室ですね、こちらは桧沢公民館で行っております。館岩小学校区においては、わいわい遊び塾という名前で館岩会館で行っております、伊南小学校区については、わんパークいなということで、これは伊南会館、それから南郷小学校区についてはげんき山ということで、南郷総合センター、こちらのほうを拠点に活動しております。

田島二小の小学校につきましては、以前アンケートを取ったところ、学童保育のほうだけで十分だというようなアンケート結果になりましたので、今回、今はこの6校の小学校区で開催しているというものでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この予算については、放課後児童クラブ等は本当はかなり低い予算でやっておられるのかなというふうには感じるわけですけども、非常にボランティア性の高い事業だなというふうに思っております。ちなみに、指導員にこれは謝礼か何かということによろしいですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

それぞれの子ども教室におきましてコーディネーター、それから指導員、配置しております。指導員につきましては1時間800円の謝礼というかを支払っております。それから、コーディネーターにつきましては、事業の企画をするということで、こちらについてはその企画をしている時間帯については1時間1,000円ということになっております。

活動時間が短いということで、やはり議員おっしゃられるように、ボランティア性の高いものというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 了解しました。非常に利用者も、保護者も非常に頼りにしているような部分もありますので、ぜひ今後とも力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、次は150ページ委託料の中身ですが、この中にホストタウン推進事業委託料というふうにあります。最近ちょっとオリンピック熱下がっているんですが、このホストタウンの中身についてお願いします。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

この委託料の内訳といたしましては、ホストタウンハウス事業に1,137万円、それからオリンピック終了後の交流事業に537万円、合計で1,674万円となっております。

このホストタウン事業につきましては、東京の有明地区にホストタウンというのができまして、そこに出席することでまちの紹介をしていくというものです。こちらについては、主に外国人観光客を対象にした事業だというふうに考えておりまして、今後のコロナ感染の状況ですとかオリンピックの開催状況でどうなるのかちょっと分からないところはありますが、そのための予算ということになっております。

続きまして、交流事業につきましては、オリンピック終了後にホストタウン、アルメニア共和国のオリンピックの選手団を本町に招きまして、交流事業を行うための経費、宿泊費ですとか交通費、そういったものの経費、それから交流事業の経費になっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 後段の交流後といいますか、大会が終わった後の交流会というようなことで、めでたくオリンピックが終了した後に、ぜひこれができるればいいなというふうに思います。その近くになって可能であれば、町民にしっかりと広報をお願いしたいというふうに

思います。

最後、155ページの備品購入であります、この中で給食運搬車購入費となっております。上がっております。車種と申しますか、大きさはどのくらいのやつですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

ちょっと車種のほうについては、現状のトラックと同規模のものというようなことで考えてございます。基本的に給食センターから各館岩地域の小中学校のほうに運ぶという必要があるものですから、現状のものと同程度のものじゃないと、入り口の関係で出し入れができないというようなことで、同程度のものというようなことで考えてございます。

車種については、ちょっと今資料がございませんので、詳しい内容については分かりません。すみません。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 時間がないのでまとめてしゃべります。

どのくらいの大きさ、何トンとかありましたら、それから、想定される予算額というのはどのくらいを予定しているのか。それからもう一つ、これから発注して4月1日で給食運搬に間に合うのか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まず費用でございますが、こちらのほうに記載はないんですけれども、予算額で936万2,000円ということになってございます。990万のうちの936万2,000円がその費用だということでございます。

あと、今後の予定でございますけれども、購入までの予定でございますが、一応4月に入札を行いまして、その後、700万円を超えるということで議決案件になるので、いずれかの臨時議会等があれば、そちらのほうでご議決いただいて、その後発注というような形になります。正式には2学期からの稼働というようなことで考えてございます。

1学期中については、現車、現行の車両で対応できるというようなことでございますので、取りあえず新車については2学期以降から利用するというところでございます。

車種については、一応トヨエースというようなことで車種は確認してはございますが、何トンまでというのはちょっとできません。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 もう時間がないので。

配食計画というのは、小中学校だと思うんですが、大体何食くらいで、時間的なものについて分かれば。それによって調理員の増員というのはあるのかどうか。この3点、お願いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 まず、調理員でございますけれども、基本的に委託で考えてございまして、館岩分として調理員の1名の増というようなことは確認しております。あとは、配送車というようなことで、その分についても1名ということで、配送車1名、あとは調理員として1名というようなことで考えているということでございます。

〔「配食計画」と言う者あり〕

○渡部浩明学校教育課長 配食計画ですね、失礼しました。食数については、最大、伊南給食センター350食というようなことで当初は計画してございます。今のところ240食前後というようなことで提供しているんですが、館岩小学校、館岩中学校が加わりますと大体300食程度前後になるのかなというようなことで、350食の以内でございまして、若干の余裕はあるのかなというふうなことでございます。

あと、運搬の形でございますけれども、基本的には学校給食衛生管理基準というのがあって、つくってから2時間以内に給食できるようにというようなことになっております。距離で計算しますと、伊南の学校給食センターから館岩中学校で14キロ、小学校で13キロでございます。それぞれ大体16分ぐらいで到着できるのかなというふうなことで、十分給食には間に合うというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 以上で山内政議員の質問は終了します。

ほかにございませんか。

13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 ただいまの質問の関連でございしますが、先ほど学校給食センターの設置条例の一部を改正するというので、伊南村の給食センターに配属されて、館岩中学校と館岩小学校へ輸送するわけでございますが、今、山内議員たち聞いていますと、大体大まかなことは分かりましたけれども、伊南の給食センターから現在は南郷中学校には配食していらっしゃるんですね。今度、館岩となると、今距離数で14キロ、13キロ。これはもう大体館岩地区の場合は南郷と違って登りのカーブが多くなります。大変なやっぱり時間も要するかなと思うんですけれども、それで、やはり運転手も1名、専門に入れるということですが、春から秋まではいいんですけれども、冬期間、非常に冬の吹雪のときにやはり対応に時間がかかっ

たり除雪が遅れたり、なかなか時間に配食できない状態になると思うんですけれども、その辺もよく考えて、4月までにやっぱり実施訓練というものをやるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

4月から給食センターのほうで実際に運搬が始まるというようなことで、それまでに試しいいますか、試運転的なものをやるのかというようなおたしだつたかと思うんですけれども、やるかどうかというのはちょっと私のほうで把握はしていませんでしたが、必要であればやっていただくというようなことで指示はしたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 非常に子供たちの食べる食材でございますから、やはりこれは十分注意しながら運搬をしていただかないと、とんでもないことになると思いますから、その辺、お願いして私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございますか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 1点だけです。概要の10ページの112番の英語が話せる人材育成事業についてです。予算書のほうですと、始まりの部分は128ページの委託料、小中、あと総務費の中にあります。それを足し算すると1,305万8,000円というふうになるんですけれども、これについてちょっとお聞きしたいんですが、これは中学校の金額が多いのは海外の分があるんですけれども、小中、小学校の英語授業が始まったのも認識しているんですけれども、この部分の使われ方というのは、ALTとか、そういう部分なんでしょうか、その詳細ですね。小中高の部分の大ざっぱでいいです、正確な数字は要らないです。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 それでは、まず小学生でございますけれども、ブリティッシュヒルズとのライブ授業を行っております。オンラインといたしますか、でのライブ授業を行っているということです。あと、中学生については1・2年生がブリティッシュヒルズでの異文化体験ということで、こちらのほうは宿泊をして異文化体験をするというようなことでの内容になっております。あと英検の受検料、こちらのほうを補助しております。あと英検受検のための学習教材の提供、こちらのほうを行っているということです。

あと高校生ですね、高校生については、田島高校生と南会津高校生の1年生、こちらのほう

もブリティッシュヒルズでの異文化体験というようなことで小中高それぞれ分けて実施しているということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 小学校のほうはブリティッシュオンラインと、片方は体験ということで、中学校は。高校のほうはその異文化体験ということで、分かりました。

1つ気になるのが、今回デジタル授業が始まりますよね。私が思っているのは、英語が話せる人材が小学校まで下がってきて、本当はみんなもう身につけているというか、だんだんそういう子供たちが増えてきていると思うんですけども、この分の最近の変わりというか変化、英語が小学校低学年になってきて上がってきたと思うんですけども、四、五年たったのでちょっと分かりませんが、その辺の変化とか、僕たちの頃はもうそんなのは、話せるなんていう相当でやっている時代ではなかったんですが、その辺の様子というか、その辺の近況、英語の話せる授業が始まって久しいのですが、その辺の効果というか、人はどのように育っているかを聞きたいんですが。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

小学校での英語の授業は、昨年度から正式に学習指導要領によって行われているということで認識しておりますけれども、小学校で早期に取り組むことによって、中学校に入ってきた段階の英語の力というのは、本当に昔から比べれば高いレベルになってきているかなというふうに思っています。

なお、今後多分文科省のほうではもっと小学校での力をつけたいなということで進んでいるようなところもあるんですけども、町的には、やっぱり英語の学習というよりは、小学校においては英語に慣れ親しむと、英語って楽しいんだと、そういう気持ちをやっぱり持っていて、中学校のほうにというふうに考えておりますので、学力的なものよりも、そちらのほうの精神的なものを高めていただければなというふうに、こう考えている次第です。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 大分変わってきたということで、親しむ部分、すごくもういつの間にか多分話せるような子供たちがほとんどになるのかなと思って期待していますが、ぜひ今、ユーチューブとかなんかもほとんど皆さん、ゲームなんかも英語でやっている子がいるかどうか分からないけれども、全世界の人とオンラインゲームをやっていて、シューティングでも何

でもやって、いろいろ英語でしゃべれる子も増えているようなことをちょっと聞いていますので、ぜひ親しむというか、今だんだん変わってきて、うちの息子いつの間にか英語しゃべっているなんていうことが起きるような時代を期待しています。

そんな意味では、デジタル授業のほうでいうと、もうそのまま英語ができて、単語等じゃなくても、独りで画面眺めれば何か英語の発音の練習ができるような時代にもなっていますので、うちのリールの時代で、そんな時代が懐かしいぐらいですけれども、その辺でいえばデジタル授業のほうにも期待できますけれども、デジタル授業で英語はかなり楽になるというのはどうか分かりませんが、ALTの方は本場の英語を話す方いらっしゃいますけれども、その分のデジタル授業に入った段階での期待はどう考えていますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

確かにデジタル授業が始まれば、実際に英語を話している方と接する機会というのは増えるかなと。ただ、画面を見ている場合は一方的でありますので、やはり会話というのは相手があって自分があって、お互いに会話するということを考えますと、やはりある程度の制限はデジタルの中でもかかってくるかなと。そういう意味では、今ALTを活用して実際に外国の方に先生として来ていただいていますし、その方には今小学校のほうにも出向いていただいて、実際に会話をしながら学んでいただいている。あと、県のほうで英語の学力を高めましょうということで、そういう特別な英語の先生を配置して、東部のほうで1名、西部のほうで1名、県のほうで配置していただいて、その方が小学校を巡回しながら、実際に子供たちと会話を通して英語の学習をしているということでもありますので、確かにそういうことがかなわないような状況とかなんかの折には臨時的にそういうデジタルを活用して生の英語を聞いたり、体験ということも考えられるかなというふうに思いますが、可能であれば、やはり生身というか、実際に人と人が何かやりながら、そういう学習ができればいいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕たちの頃は、話せるとかじゃなくて本当に文字ばかりだった部分があって、今でももちろん英語を話せない自分が何か悲しいんですけども、今そういう世界に子供が英語を話して、サッカー選手が英語でぺらぺらしゃべっているのを見ると、この子供たちってすごいなと思いつつ見たりすることがあるので、ぜひこの事業も含めて1,300万という大きいなと思うんですけども、そういう意味ではそういうブリティッシュヒルズの体験とかなんかが自然になるような時代になってきているので、その辺はこの事業の成功を期待して

おります。

以上です。終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようですので、これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費まで一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これでその他の事項についての質疑を終わります。

以上で一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第26、議案第26号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第27、議案第27号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第28、議案第28号 令和3年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第29 議案第29号 令和3年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第30、議案第30号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

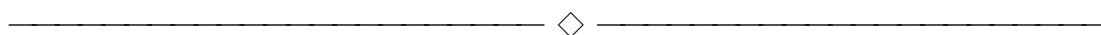
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和3年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第31、令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 総務委員長の湯田哲です。

ただいま議題となりました陳情につきましては、今回の第1回定例会において総務委員会に付託されたもので、委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

令和3年陳情第1号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情につい

ては、令和3年2月16日、南会津町字後原甲3531番の1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部盛男氏から提出されたものであります。

この陳情の趣旨は、非正規労働者を含む全ての労働賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て示される地域別最低賃金を毎年3%引き上げることと、早期発効を求めるものであります。

現在の福島県最低賃金は800円となっているが、政府の目標金額1,000円にはほど遠い金額で、全国水準との乖離是正が必要であると判断し、福島県の一層の発展を図るために、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引上げと早期発効が必要であるため、政府関係機関並びに福島県労働局長に対し、意見書を提出するものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審議した結果、最低賃金の引上げは非正規労働者の所得向上、内需拡大に寄与することから、全会一致で採択するものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務委員会委員長の報告といたします。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。

議会運営委員会を3時5分より開催いたします。再開の放送を5分前に流します。よろしくお祈りいたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時30分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど町長提出議案1件、委員会提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎発言の申出

○室井嘉吉議長 教育長より発言したい旨申出がございます。これを許可します。失礼しました。

教育長。

○星 英雄教育長 それでは私のほうから、先ほど10番議員のほうから小学校での英語の授業はいつから始まったのかというお問合せがありましたけれども、英語の授業という形で、英語という教科じゃなくて外国語という教科で実際に授業が始まったのは今年の4月だということで、英語は外国語活動ということで取組が始まったのは平成23年からというふうになっています。平成23年から5年生・6年生において外国語活動ということで始まりまして、昨年、平成32年の4月1日からは外国語という教科で、5年・6年生が外国語という教科、3年・4年生が外国語活動という形で始まりましたので、その点つけ加えておきます。よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 どうも大変失礼しました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 それでは、追加日程第1、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原高畑スキー場、南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら289（ニーパークュー）」）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町会津高原高畑スキー場並びに南会津町南郷交流促進センター・物産館「きらら289」について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定し、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 取りあえず指定管理者が決まってよかったと思います。ですが、こういう話があります。町内の残りたいという若者がいるんですけども、こういう例えば株式会社みなみあいづ、この観光施設にはどうなのかと聞くんですけども、そうすると、5年後どうなるか分からないところにうちの子供たち、親御さんですけども、就職させるわけにはいかないと。こういう話をされたことを私あるんです。こうやって例えば本部機能が、会社の本社機能が町内にあればいいですよ。ところが町外にあった場合、5年後にどうなるか分からない会社にはやはり若い人たちはなかなか入りづらい。これ、できるかできないかは別です。やはり指定管理のこの期間をもうちょっと長く取ることはできないんでしょうかね。そこら辺どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答えいたします。

指定管理の期間の取扱いについてですが、最初公募したときには3年間というより短い期間だったんですが、一定程度事業を運営するに当たって、長い期間でのスパンが必要だということから、5年という設定をしたところでございます。

確かに、議員おっしゃるようにもっと長い期間であればいいのかもしれませんが、一方では、その受託した事業者の状況の変化等ありますので、やっぱり一定期間での見直しというか、再度の公募の見直しというのは必要だというようなことで、前回からの公募から5年間というスパンになっておりますので、この流れで当面持っていきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の副町長の考えもすごく理解できます。しかし、若者の定住化、雇用の確保のためにこういう施設をつくってやっているわけです。そうした場合に、後継者がいなくてこの平均年齢がもう50、60の世界でやっていたのでは、次がないですよ。ぜひこれは、今言われたとおり副町長の考え、答弁がありましたので、これ以上は言いませんが、やはりこの先を考えて人材育成を考えた場合、どうしたらいいかということもぜひ視野に入れていただきたいです。これで終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 申し訳ありませんが、指定管理者となる団体、私も株式会社DMC a i z uというのは初めてというか、あまり今まで聞いてはいなかったものですから、この団体のどんな組織なのか、説明をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 それでは、お答え申し上げます。

まず、経過から申し上げますが、株式会社I Sホールディングスが令和2年10月に株式会社マックアースリゾートを子会社化しまして、名称を変更しまして株式会社DMC a i z uとなりました。DMC a i z uは、現在猪苗代スキー場の管理運営、令和2年12月14日から会津高原高畑スキー場及び南郷交流センター・物産館「きらら289」の指定管理者となっています。

DMC a i z uは、猪苗代町に本店を置きまして、資本金9,800万円、索道事業、地方公共団体の委託を受けて行うスキー場、ホテル、旅館、キャンプ場等の施設の管理及び運営に関する事業、さらには観光開発、観光資源開発、再生可能エネルギーに関する事業などを行う会社であります。

DMC a i z uの親会社は、株式会社I Sホールディングスは、2008年4月にグループ再編構築によりまして設立された、東京都千代田区に事務所を置きましてI T企業、金融事業を主軸とするI Sグループを統括する持ち株会社となっております。

I Sホールディングスは資本金6億円、2020年3月期のグループ業績は、連結売上高が約208億円、金融・I T企業を中心としまして事業展開しまして、I T事業に加え、カーシェアリング事業、ホテル事業、不動産事業、再生可能エネルギー事業を利用した発電事業にも進出しまして、グループ会社は株式会社DMC a i z uを含め21社を数えまして、意欲的に事業の多角化を進めている会社ということであります。

○室井嘉吉議長 いいですか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ということは、この3月31日まで現実的に引き継いでやっているという理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 会津高原高畑スキー場ときらら289を3月31日まで指定管理をやっている会社であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ちょっと私からも一言お話しさせていただきたいと思いますが、このDMC

a i z u が12月14日から、昨年の、引き継いだということになるんですが、そのときはちょうど私どもが2回目の指定管理の申込みを受付の締切日だったんですね。社長来られました。私どもはマックアースリゾート福島からこの事業を引き継ぐことになりましたと。継続的に今年度の分をやらせていただいて、そして自分たちはその中で今後指定管理に申し込むかどうか判断させていただきたいというような話もいただいております。

締切りに間に合わなかったものですから今になったわけですが、これまでの経過を踏まえた中でこのような指定管理を申し込まれたと、私はそのように認識しておりますし、今年度の経過を見ても、非常に意欲的に話されておりましたものですから、またいろんな工夫を加えてやっていただけるものと、そのようにも期待しているところであります。

この社長さんも猪苗代のご出身でありまして、やはり地域貢献もしたいというようなお話もされておりましたし、そういう意味でそんなに長い期間ではなかったではありますが、この南会津に対してもその事業を進めるということ、判断されたということであると思いますので、私どももそれをしっかり受け止めさせていただいて、このDMC a i z u に指定管理をお願いしたいと、そのような気持ちで提案しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応もう一つ、今回、実際指定管理を第1回目のがなで受け付けできなかったところというのが5か所あって、そして今回2か所がこのような形で一応申込みがあったということなんですが、あと、実際の指定管理料とかそういうものというのはどんなふうになるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答え申し上げます。

高畑スキー場及び物産館「きらら289」の指定管理料は発生しておりません。

以上です。

○室井嘉吉議長 いいですか。

○6番 渡部訓正議員 もう一回だけ、じゃそれだけ確認します。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 つまり、もう今までどおりの全部といいますか、指定管理料は発生しないで、一応指定管理の申込みがあったということということでよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

DMCさんのほうから事業計画が出てきているわけですが、この中には指定管理料も、もっとも指定管理料なしということで公募して今回応募いただいたということで、コロナ禍の中で非常に不安定な中で、事業者の方も大きな決断をしていただいたのかなと思っております。

町としても、やっぱりこの2つの施設の安定運営のために、できることはやって、地域の雇用を守ったり、地域の経済活動を活発にしたい、そういうところは新しい指定管理者の方としっかりお話をして前に進めたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応今、町長の話にもあったんですが、ただ私らはやっぱり実際に、そうやって一生懸命やってくれる人が今回出たということは、すごく私自身も喜ばしいことだなというふうに思っているものですから、それで、指定管理料の形、管理料は今回は出ないけれども、今後は何というか、話合いでそういうのが出てくる可能性もあるということなんでしょう。今の副町長の説明からすると。それはまた違うんですかね。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

最初と申しますか、指定管理料は要らないということでもあります。ですから、一切お金に対しては町のほうに要求しないという話でございますので、それこそまた状況が全く違って来れば、あとは町が続けるかどうかの話も出てきますから、その指定管理料を云々と言え、そういう話になってくると私は思うんです。ですから、現在のところ、そういうことは一切条件なしと申しますか、そういう町に対しての負担を求める条件なしでこの事業を、これまで経験したことを基に引き継いで事業をやりたいと、そういう意向でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○6番 渡部訓正議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての提案理由を述べます。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化している。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。労働意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることができる社会の責任でもあり、極めて必要な時期でもあります。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げと早期発効などを強く求める意見書を提出するものであります。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長。

意見書は別紙のとおりです。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第3、委員会提出議案第2号 新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員長の大桃英樹です。

ただいま議題となりました新型コロナウイルスのワクチン接種に関する迅速な情報公開等を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

約1年前に始まった新型コロナウイルス感染拡大は、私たちの生活に大きな影響を与え続けています。ソーシャルディスタンスという言葉に象徴されるように、人と人との距離を取らざ

るを得ない状況になり、接触を避けるために外出の機会や人との交流の機会は大きく減少するなど、日常生活は大きく変化しました。

また、その変化は飲食店や観光業などを中心に、経済活動にも大きな打撃を与えています。

さらに、大変不幸にも、私たちの南会津町でも介護福祉施設でクラスターが発生し、多くの利用者、入所者、職員やご家族まで感染が及び、亡くなった方も出てしまいました。この状況を目の当たりにし、改めて私たちはこのウイルスの怖さを知ることになりました。

そんな中、新型コロナウイルスのワクチン接種が先月から開始され、福島県内でも医療従事者への接種が開始されました。ワクチン接種はコロナウイルス終息への一つの希望です。多くの方が安心して接種できるよう、体制を早急に整えることが望まれております。

しかし、現実にはワクチンの確保状況や副反応に対する情報の不足から、接種体制を構築することができない状況にあることは、今定例会でも明らかになりました。

政府による迅速な情報公開、科学的根拠に基づいた説明、また自治体へのワクチンの確保状況や配分時期の説明、さらには接種に協力する自治体や医療機関に対する財政的な支援を適切に行うことも急務であると考えことから、国会及び政府に対し情報提供や支援を強く要望するものでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、そして新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣でございます。

クラスターが発生し、大変不幸なことが起きてしまいましたが、だからこそ、我々にしなくてはならないことがあると考え、このような意見書の提出、提案することとなりました。

以上、提案理由の説明を申し上げます。議員各位には趣旨をご理解いただき、賛同いただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この提出先に河野行政改革担当大臣、ワクチンのあれですね。担当の名前が入っていないということはどういうことなんでしょうか。入れなくていいんでしょうか。

○室井嘉吉議長 はい。

○9番 大桃英樹議員 提案理由の説明書、私の署名が入ったものをご覧いただきますと、提出先の最後に新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣と入っているかと思いますが、いかが

ですかね。

〔「ああ、なるほど」と言う者あり〕

○9番 大桃英樹議員 はい。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

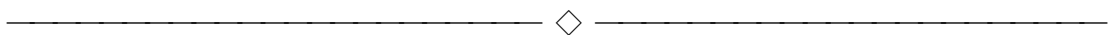
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りをします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

た。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

ここで町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 令和3年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

さて、令和2年度も残り僅かとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目ではありますが、令和3年度の税制改正であります。

現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目が、令和2年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。

歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の補正が生じることも想定されます。その他、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。

最後に、令和3年度町政運営につきまして、重ねて議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で会議を閉じます。

令和3年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

議長から申し上げます。

例年、退職者の送別会を兼ねて行っております町政懇談会につきましては、コロナ禍であることを考慮して中止とさせていただきました。今年度退職を迎えられる議会出席職員の皆様に議員全員がそろってご挨拶できるのは本日が最後になるかと思います。

ここで、一言ご挨拶をさせていただきます。

退職をされる職員の皆様方には、長きにわたり住民福祉の向上にご尽力を賜り、またここ1年は新型コロナウイルス感染症の対応、大変ご苦労さまでございました。議会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後も、健康に十分留意をされ、南会津町のさらなる発展のためにお力添えをお願いを申し上げる次第でございます。

皆様方のご健勝とご多幸を議員一同心からお祈りをいたします。長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。

これで全て完了します。

閉会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 丸 山 陽 子

署 名 議 員 湯 田 良 一

署 名 議 員 大 桃 英 樹